

軍閥の暴斂故の如く疆吏の挑撥日に甚し。或は大軍を以て境を壓し、席捲の威を張示し、或は又經濟封鎖により我を自亡の窮路に迫進す。頻々たる荼毒實に縷述に遑あらず。

二十餘歳の竭誠擁護も其の窮極するところ只之岐視酷遇に終りたるのみ。之を推移せんか蒙古將何を以て生存せんや。且中國は革命以來軍閥割據し、内亂相次ぎ人民塗炭百業凋敝を來す。近くは又外交策を失し國是日に非なり。釁を鄰邦に啓き疆土分立し骨肉相剋す。何ぞ克く邊圍を顧るの暇あらん。祖宗の遺業を念じ民族の生存を企圖せんか、拱手機を逸し自貽伊戚を容さず、因つて昨春西烏珠穆沁に大會を開き蒙古軍政府建設のことを決議し、並に蒙古軍を編練す。

外防共に努め、内安輯を企謀し、一戦にして漸く其の規模を具ふるに到る。然るに今秋日支和を破るや、疆吏機に乗じ兵を構へて我を謀るに及び、已むなく茲に防衛の計を立て、整師之に抗戦全將士の犠牲と友邦義軍の協助を得て數月を逾ずして長城以北の故土を收復せり。之實に天我に蘇生の良機を與へたるものと言ふべく、吾人は奮然興起して邁往勇進して更生を劃圖せし所以なり。乃て各盟旗市縣長官及び軍民代表を召集し綏遠城に蒙古大會を舉

行して大義を求め、大會決議を経て太祖成吉思汗の保持せる諸民族抱擁、一致合作の大精神に則り即日蒙古聯盟自治政府を建設、蒙古固有の疆土を以て領域となす。共產嚴防、民族共和を基本方針と定め、生聚教興養衛の六事を施政の綱領となし、互惠互助共存共榮の精神により友邦との敦睦を計り、其の堅持する東洋平和確立の大理想現に協力すべし。雲端旺楚克、德穆楚克棟魯普を推舉して政府主席及び副主席となし、即ち蒙古聯盟自治政府の成立を宣言す。

凡そ我全體官民及び將士は舉りて一致擁護すべく、希くは我民族に理解衷情を有する國家民族の幫助支持により相俱に人類和平に貢獻するを得ば當に蒙古の榮幸たるに留まらず又以て全世界の光輝たるべし。

惟れ天人共に鑒るところ深く神明に誓ひ渝るところなし。

蒙古聯盟自治政府組織大綱

第一條 蒙古聯盟自治政府に主席及び副主席を置く

主席及び副主席は蒙古大會に於て蒙古に於ける德高望重蒙古復興運動に大勳勞ありたるものを選任す

主席は蒙古聯盟自治政府の主權者となす、主席事故に因り職務を

執行せざる場合は副主席之を行ふ

第二條 蒙古聯盟自治政府は蒙古固有の疆土を以て領域となす

暫く烏蘭察布盟、錫林郭勒盟、察哈爾盟、巴彥塔拉盟、伊克昭盟及び厚和市、包頭市を以て統治區域と爲す

第三條 蒙古聯盟自治政府は防共民族協和を以て基本方針とし生聚、教、興、養、衛の六事を以て施政の總綱となす

第四條 蒙古聯盟自治政府は従前の通り蒙古軍政府當時使用の旗章を使用す

第五條 蒙古聯盟自治政府は成吉思汗紀元を以て年號となす、但し陽曆を使用す

第六條 蒙古聯盟自治政府は厚和豪特に設く

第七條 蒙古聯盟自治政府の權限及び地方に與へる權限は均衡の原則に依りて法律を以て之を定む

第八條 蒙古聯盟自治政府の組織法は別に之を定む

斯くて同大會は二十九日も繼續開會、今後の施政方針を討議し、德王副主席の閉會の辭に次ぎ蒙古聯盟自治政府萬歳を三唱、出席代表一同記念撮影を爲したる後茲に歴史的大會の幕を閉じたが、新政府の誕生と共に、政府所在地たる歸綏は蒙古名「厚和豪特」と改名

された。

尙ほ之より先綏遠全省の民衆は十月二十三日の綏遠に於ける市民大會にて中國の年號を廢し成吉思汗紀元に改稱することを決定、同日より成吉思汗紀元七百三十二年十月二十三日と呼ぶこととなり、左の如き宣言を發表した結果、前記獨立宣言に於ても蒙古紀元が採用さるゝに至つた譯である。

蒙古民衆大會宣言

吾等は非人道的共產主義を撲滅し、舊軍閥の稅政を芟除し、五族共和の政治を以て王道樂土を建設し、東洋永遠の平和確立に邁進せんとす。吾等東亞各民族は一致團結して目的達成に起て。右宣言す。

成吉思汗紀元七百三十二年十月二十三日

蒙古聯盟自治政府は十二月八日政府暫行組織法を左の如く發表し政府機構及び人事を決定、同日午前十時より自治政府内會議室に於て之が任命式を盛大に舉行した。新政府の機構は最高機關として正副主席を置き、輔佐機關として政務最高顧問及び軍事最高顧問を置き、諮問機關として參議を置く。正副主席の下に政務院及び總軍司令部を設け地方機關としては監廳、市公署を設けるものである。

蒙古聯盟自治政府暫行組織法

第一條 蒙古聯盟自治政府は左の院部を以て組織し主席之を統轄す

(一) 政務院 (二) 總軍司令部

第二條 主席は蒙古大會に於て之を選任し其の任期は五ヶ年とす

蒙古大會の組織及び權限は別に之を定む

第三條 主席は蒙古聯盟統治に關し一切の責を負ふ

第四條 蒙古聯盟自治政府副主席は主席を輔佐し主席事故ある場合其の職を代理す

副主席は蒙古大會の決議を経て主席之を任免す

第五條 政務院は諸般の行政を掌理す

政務院に院長を置く

第六條 總軍司令部は軍事に關する事項を掌理す

總軍司令部に總司令を置く

第七條 主席命令を發布するとき軍事に關するものは總司令、其の他のものは政務院長之に副署す

第八條 蒙古聯盟自治政府に政務最高顧問及軍事最高顧問を置く

各最高顧問は主席を輔佐して夫々政務、軍事に關し主席の協議

問に應ず

第九條 蒙古聯盟自治政府に參議を置き重要事項に關し主席の諮問に應ず

第十條 蒙古聯盟自治政府の各院部處及び各級地方官署の組織は別に之を定む

第十一條 本組織法は公布の日より之を施行す

政府組織表

主席 副主席 (政務院 總軍司令部)
總務部 (總務處、法制處、外交處、內務處、教育處、建設處)
財政部 (理財處、稅務處、主計處)
保安部 (警察處、司法處)

烏蘭察布 (六旗) 四子部落、喀爾喀右翼盟公署 (茂明安、中公、東公、西公)

錫林郭勒 (十旗) 東烏珠穆沁、西烏珠穆沁、東浩濟特、西浩濟特、東阿巴嘎、西阿巴嘎、東阿巴哈納爾、西阿巴哈納爾、東蘇尼特、西蘇尼特

察哈爾盟 (八縣) 多倫、張北、寶源、崇禮、尚義、高郡、德化、康保、(八旗) 正藍、正白、廟黃、廟白、太僕、寺左翼、同右翼、高郡牧場、明安牧場

包頭特別市市長 劉 繼 廣

參議 々 長 吳 鶴 齡

然るに政府主席雲王は昭和十三年三月二十四日逝去し、爾來副主席德王が主席事務を代行しつゝあつたが、其の後諸般の情勢變化に鑑み、正式に主席を推戴する必要を認め七月一日第三次蒙古大會を開いて之が人選を決定することとなつたので、政府では六月二十八日附を以て左の如く蒙古大會設置法を公布し即日施行した。

蒙古大會設置法

第一條 蒙古大會は左記人員を以て設置す

一、各旗民衆代表一名

二、各市縣民衆代表一名

三、各旗札薩克 (旗長)

四、各市縣長

五、蒙古聯盟自治政府に於て許可せる地方代表及び團體代表

六、各盟長、副盟長、

七、蒙古總軍司令、參謀長、參謀副長、師長、總軍司令部各處長

八、蒙古聯盟自治政府駐外代表

包頭特別市市長 賀 秉 溫

參謀部 長 烏 古 停

政務院總務部長 陶 克 陶

同 財政部部長 吉 爾 嘎 朗

同 保安部部長 特 克 希 卜 彦

察哈爾盟盟長 卓 圖 巴 札 布

錫 林 郭 勒 德 輝 楚 克 棟 魯 普

巴 彥 塔 拉 補 英 達 賴

伊 克 昭 昭 沙 克 多 爾 札 布

烏 蘭 察 布 巴 賈 多 爾 濟

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

厚和特別市市長 賀 秉 溫

九、蒙古聯盟自治政府副主席、政務委員長、參事長、參事、各部處長

前記三、四、六、七、八各項の本人出席不能なる場合は本人代表を出席せしむべし

第二條 本會に主席團を設く、主席團は本會出席者の互選により九人を以てこれを設置し本會一切の事務を辦理す

第三條 本會は會員三分の二以上の出席を以て開會す、其の議案は出席會員の過半数の同意を以て可否を決定、可否同數なる時は主席これを採決す

第四條 本會々期は三日とす、但し必要に應じ大會の決議を以てこれを延長することを得

第五條 蒙古聯盟自治政府は適當と認むる人員をして本會に列席せしむることを得

第六條 本會は秘書處を設け秘書長一名、秘書、事務官、書記若干を置き主席團の命を受け本會事務を辦理す、前項秘書長、秘書は主席團之を任命し事務官、書記は秘書長之を補す

第七條 本會各條規則は蒙古聯盟自治政府別に之を定む本法は公布の日より之を施行す

斯くて第三次蒙古大會は七月一日午前十時より厚和市公共會室に於て開催し、蒙古各地王公並に有資格者代表二百餘名列席の上、後任主席推戴問題を協議した結果、自治政府組織法第一條に依り主席に現副主席德王を推戴することに決定し、同副主席には現蒙古軍總司令李守信將軍を現職のまま推舉することとなつた。仍つて德王及び李守信將軍は直ちに之を承諾、即日就任式を舉行し、同時に左の宣言書並に雲王前主席の遺囑を公表した。

德王、李守信將軍就任宣言

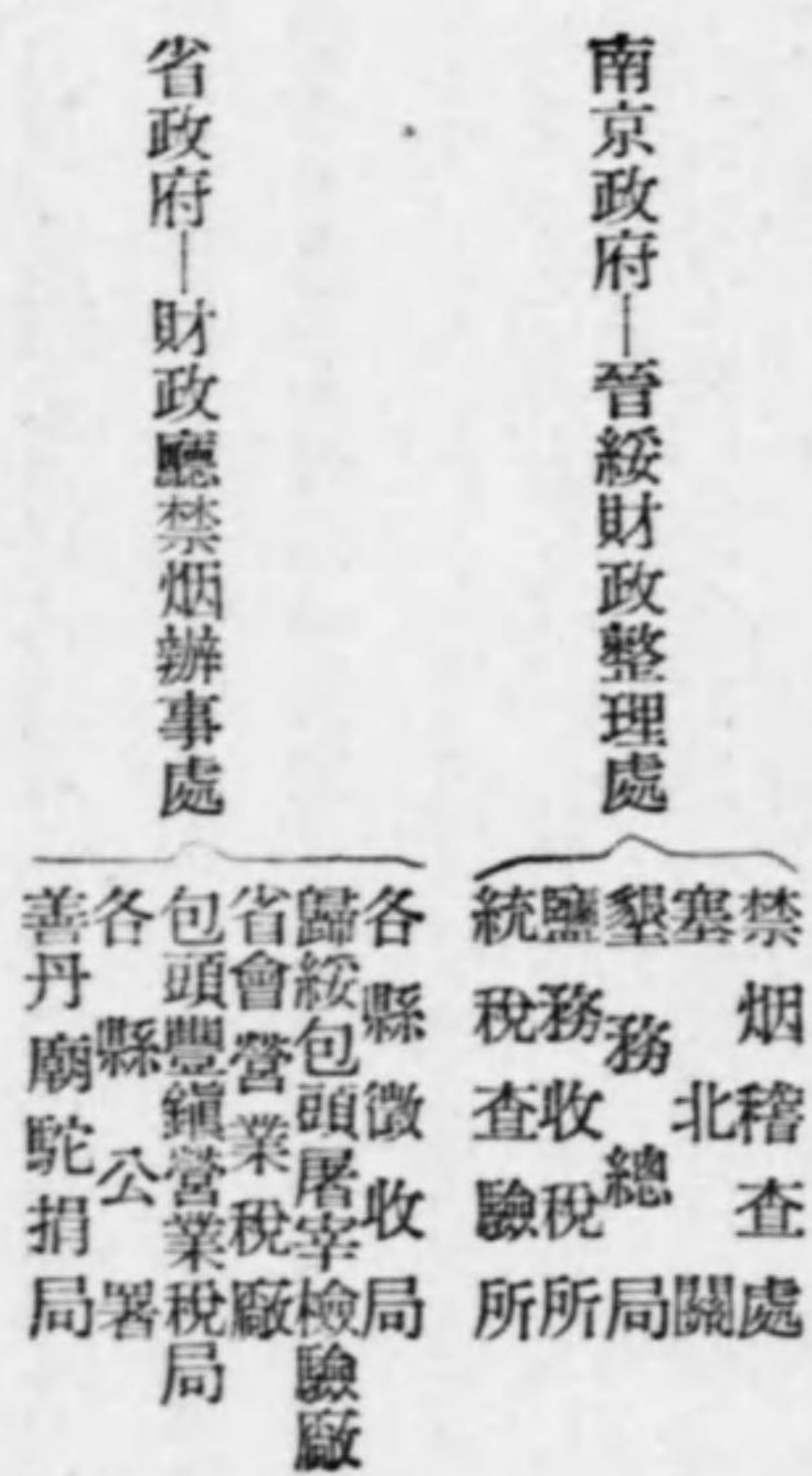
本副主席は大會の推任を受け蒙古聯盟自治政府主席の任を帯ぶ。自ら惟ふに德薄く能少し。その任に堪へざるを深く恐る。太祖成吉思汗の偉大なる精神を繼承し歴史的大會の使命を遵奉し、防共壁壘の強化、民族協和の基本方針に基き生、聚、教、興、養、衛の六大政綱に則り艱苦を辭せず一意専心勇往邁進せんとす。冀くば友邦各國及び各政府は互恵互讓、共存共榮の精神を以て指導援助を賜はらんことを、全體官民將士は一致團結、協心協力以て復興の大業を完成し東洋平和を實現すべし。金石壞るべく不動の宿志と、天地神明に誓ひ渝る所なし。

故雲王主席遺囑書

に亘り市、縣城及び鐵道沿線地方を除き治安狀況は良好と云ひ難きものあり、殊に涼城、豐鎮、和林の各縣城方面は依然匪賊の横行甚だしきを以て、日蒙兩軍及び保安隊は協力討伐した結果、昭和十三年に入り漸次治安の平靜を見るに至つた。

財政狀況 財政各機關の迅速なる把握は政治接收の重點であるから、皇軍入城と同時に各關係機關の封鎖をなし、以て重要文獻資料等の散逸を防ぎ殘留職員の宣撫により急速に財政機關の復舊を計つたが、舊職員の逃亡せる者三分の二に達し現金重要帳簿の破棄擄行の爲め整備に多大の日子と努力が拂はれた。

(一)舊時代の歳出入 歳入機關は省政府隸屬のもの中央直轄のものに分れ、後者は山西財政整理處の管下にあつて之が指揮監督を受けてゐた。歳入徵收機關系統を示せば左の如くである。



余幼少の頃より民族復興を以て宿志となす、年老い病を得たりと雖も、民族自強に努め未だ時も懈ることなし。不幸にして病魔の冒す所となり方に起つ能はざらんとす。我政府副主席以下文武百僚克く銘記し全民衆は克く協力、邦交厚睦民族復興に邁進し、建國の大業を完成せんことを切望す。特に茲に遺囑す。

施政 自治政府成立後の施政狀況は略ぼ左の通りである。

新地域接收狀況 新地域占領と共に蒙古軍政府は直に政治接收委員會を設け九月十八日興和縣より接收工作を開始、十一月末に至る間に接收完了を見た諸縣は興和、豐鎮、集寧、陶林、涼城、歸綏、薩、包頭、和林、武川、托、固陽の十二縣に及んだ。以上各縣共に接收後直に舊機關の機能復舊に努めた結果、十一月初旬より民政、徵稅、教育等の諸機關は復舊し十二月末迄に約六十萬元の稅收を見るに至つた。然し西方及び南方地區はまだ治安恢復せず、敗殘兵の横行と交通杜絶のため伊克昭盟及び烏蘭察布盟の西部並に巴彥塔拉盟清水河縣は十二月三十一日に至つて漸く接收事務を政府に引繼ぐに至つた。

治安狀況 事變發生のため舊蒙古軍政府管内駐在の蒙古軍は勿論、保安隊の一部をも西方に進出せしめた爲め新舊地域とも全般

新支那現勢要覽

(船後捐征收專卡)

而して前記各機關歳入額概數左の如し。

禁烟稽查處	二七〇萬圓
塞北關	八〇
墾務總局	三〇
鹽務收稅所	一二
財政廳(印花稅)	一〇
財政廳(菸酒稅)	三〇
統稅查驗所	一
小計	四三三萬圓
(以上國家歳入及び地方特稅)	
財政廳(各縣公署)	三〇〇萬圓
禁烟辦事處	一〇〇
其他	五
小計	四〇五萬圓
(以上省地方歳入)	
總計	八三八萬圓

即ち右八三八萬圓中、中央よりの補助金年額九八萬圓を控除し

約七四〇萬圓が省自體の歳入として表面に出たものであるが、本歳入額は支那財政の通則より推して尙ほ幾分の豫算外收入を包藏せるものと見られ、常態に於ける省歳入は一、〇〇〇萬圓と推定される。

歳出に就ては目下整理中であるが、前記歳入により各機關の經費を充足する外、餘力を以て各種建設事業、産業の振興、教育普及等に及ぼしてゐたもの、如く、管下各縣の如きも概して財政收入豊富で、十六縣二設治局の内東勝、沃野二縣に對してのみ年額六千圓程度の補助をなしてゐた。

尙ほ傳作義麾下の六個團及び王靖國の十團に對する軍費が如何にして支辨せられてゐたかは頗る興味ある問題であるが、資料乏しく各方面より推測する外ない。然し一般の見る所に據れば、中央軍たる王軍々費約五〇〇萬元は専ら山西省より供給せられ、傳作義軍に對しては、左記割當によつて各機關より支辨せられてゐたやうである。

財政廳	八五〇千元
塞北關	八〇〇

(中央よりの補助金九八萬圓中より)

禁烟稽查處	一、三三〇
墾務總局	一一〇
計	三、一〇〇

而して是等軍費は山西省太原所在の晋綏財政整理處よりの命令により割當てられたもので、同處は閩錫山を督辦に、傳を會辦として民國十五年設立され、財政の總括業務が軍費供給に當り晋綏二省に絶大の勢力を有してゐた機關である。

(二)現況 綏遠接收後は歳入諸機關の整備復舊に全力を擧げ、入城後旬日を経たる十一月一日より一般徵稅事務を開始した結果一月五日までの約二ヶ月間に於て左の收入を擧げるを得た。

禁烟稽查處	四一三、二五三・六三
財政廳各縣收入	一二四、二六三・六六
塞北關	一一、〇三九・九六
特別市公署	四九、八九八・三八
計	五九九、四五五・六三

即ち右金額は平時經常收入とは相當の差違があるが、戦後の混沌たる情勢に於けるものとしては可成りの成績である。

(三)新年度歳出入概算 昭和十三年一月以降新年度の歳入に就

ては目下關係各機關を通じて推知し得るところは歳入總計七一五萬の見込である。現在各地とも戦後疲弊回復に相當の日子を要し且つ完全なる治安の確保を見ず、加ふるに西方貿易停頓のため従來の收入に比すれば相當の間隔あるは勿論で、新政府樹立に伴ふ諸經費並に戦後經營に相當の財源を要する。また從來關東軍が支辨し來つた蒙古軍々費の新政府による負擔も或程度は不可避の状況にある爲め、昭和十三年度豫算編成に當つては極力緊縮方針を執る必要あり、殊に昭和十二年度下半年以降は戦火の爲め歳入殆ど杜絶し、該期間中の政費は専ら借款により支辨し來つた有様で、此の借款は四十二萬圓に達し、之が辨償を考慮して緊縮方針をとるは止むを得ない。

之に對し歳出にあつては保安隊費、各盟公署費等相當額に上り又豫備金中より支出を要する諸經費も少なからず、總じて之を見るに昭和十三年度歳出は政費を支辨し得るに止まり軍費補助は甚だ困難である。但し前項に記した歳入方面に於て阿片收入を二百萬圓と見たは西方阿片の移入稀少なる豫想の下に、主として省内産のものに對する印花稅栽培稅を推算したものであるから、西域よりの入荷平年の如くなれば直接間接に增收百五十萬圓に達すべ

く、且つ滿洲國向輸出鹽收入五十萬圓を加算すれば二百萬圓程度の増收を見、蒙軍々費の支出も相當額の餘裕を得る譯である。

教育狀況 管内察哈爾盟に於ては各旗縣とも公立小學校、青年教育の爲め張北に蒙古青年學校がある。錫林郭勒盟は昭和十二年各旗に小學校開設を計畫したが、事變發生のため中絶の已むなきに至つた。巴彥塔拉盟に於ては接收後各縣とも其の大部分は小學校教育機關を復舊し、中等程度は厚和市（綏遠歸化城合併）に師範學校を開設してゐる。烏蘭察布、伊克昭兩盟は舊政權時代に於て充分なる教育施設なく、新開校のものは全て暫定的に滿洲國教科書を使用してゐる。政府は特に蒙古人啓蒙上教育機關開設の必要を痛感し、蒙古人並に蒙人地帯に對する教育に關して目下研究計畫を進めてゐる。

第五章 蒙疆聯合委員會

蒙疆聯合委員會成立

朔北七百萬民衆の總意に基き輝かしい新生の第一歩を踏み出した上記、察南、晋北、蒙古聯盟の三自治政府は、施政擔當者の献身的努力と一般民衆の協力に依り庶政は着々其の緒に就き、既に早くも安居樂業の風潮は澎湃として全管内に燃え上つた。然るに蘇支不可侵條約の締結を契機として支那に於けるコミンテルンの暗躍は漸次活潑を極め來つたので三政權はこれ等諸種の暗躍勢力に對して自己防衛の連繫陣を張るべく、三政府の利害得失を同らし、相關連する重要事項に關して各々其の有する權能の一部を移讓し、緊密なる協調統制に依つて共同目的を達成せんとして蒙疆聯合委員會を組織した。即ち、十一月二十二日午前十一時張家口の察哈爾財政金融委員會會議室に於て前記三政府代表者間にこれに關する調印が取交はされ即日左の如き協定文、諒解事項、宣言文及び聲明書が發表された。

蒙疆聯合委員會設立宣言

暴戾なる南京政府並に軍閥の羈絆を脱し、敢然起つて東亞永遠の平和確立の大旗を掲げ相次いで設立を見たる我が察南自治政府、

晋北自治政府、蒙古聯盟自治政府は相互の善隣關係を促進し、各政府共同の目的たる防共、民族協和並に民生向上の實現に向つて邁進せんが爲め、茲に相語りて本日を期し蒙疆聯合委員會を設立し、以て相互に利害休戚を同じうし、共に相關聯する重要事項に關し緊密なる協調統制を加へ、以て各自自治政府の協力により蒙疆方面七百萬の人心の安定を圖り、本地方一帯をして明朗一點の曇り無き樂土たらしめんことを期す。右宣言す。

民國二十六年十一月二十二日

成吉思汗紀元七百三十二年十一月二十二日

蒙疆聯合委員會設定に關する協定全文

蒙古聯盟自治政府、察南自治政府、晋北自治政府は蒙疆方面に於て利害休戚を同じうし、若くは相關聯する重要事項に關して緊密なる協調統制を加へるの必要を認めたるにより、茲に聯合委員會を構成するに決し左の通り協定を締結せり

第一條 本聯合委員會は蒙疆聯合委員會と稱し、各政權に相關聯して影響甚大なる産業、金融、交通其の他必要なる重大事項の處理に關し各政權の有する權能の一部を移讓せらるゝものとす

第二條 聯合委員會は總務委員會及び産業、金融、交通等の各專

門委員會より成り各政權より特派する委員及び必要なる職員を以て構成す

第三條 總務委員長は聯合委員會を總理し聯合委員會を代表す

第四條 聯合委員會に日本人最高顧問一名、同參議及び同顧問若干名を置く

第五條 聯合委員會の決議は凡て關係委員並に最高顧問及び關係顧問の合議を要するものとす

第六條 聯合委員會の指導統制に關する命令及び執行は聯合委員會の名に於て之を行ふ

各政權は其の執行に付き之を援助し若くは之を容易ならしむべき義務を分擔するものとす

第七條 聯合委員會に要する經費は各政權の分擔とす

第八條 聯合委員會は各政權の移讓により各政權の共有財産を管理し得るものとす

第九條 各政權は合議を経るに非ざれば委員會を脱會することを

得ず

第十條 本協定は日文、漢文、蒙文を以て各三通を作成し條文の

解釋に疑義を生じたるときは日文によるものとす

下名は各々其の政權の正當なる委任を受け茲に記名調印す

成吉思汗紀元七百三十二年十一月二十二日張家口に於て

蒙古聯盟自治政府代表	卓	圖	巴	札	布
察南自治政府代表	于	品	卿		
晋北自治政府代表	夏	恭			

蒙疆聯合委員會設定に關する協定締結に際する

了解事項

蒙疆聯合委員會設定に關する協定締結に際し、各委員は其の政權の正當なる委任を承け本協定の運営に關し左の通り了解せり

(一)總務委員長缺員に際しては最高顧問又は特に委員會の合議決定したる委員を以て事務取扱たらしむるものとす

(二)聯合委員會の委員として各政府より二名宛委員を選出す

蒙古聯盟自治政府は必要に應じ一名を増加することを得

委員の任期は二年とし再任を妨げず

(三)委員會の組織及び管掌事項概ね左の如し、但し必要に應じ委員會の合議を以て増減することを得

(イ)總務委員會は最高政策並に各自治政府間に於て協議を要すべき事項を管掌す

(ロ)産業專門委員會は産業に關する重要事項を管掌す

(ハ)金融專門委員會は金融に關する重要事項を管掌す

(ニ)交通專門委員會は交通に關する重要事項を管掌す

産業專門委員會、金融專門委員會及び交通專門委員會に於て決定したる事項中特に重要なものは總務委員會の議に付するを要す

(四)參議は最高顧問の諮問に應じ又隨時各委員會に出席し得るものとす、但し合議協定に加らず

(五)委員會には左の職員を置く其の定員は委員會に於て之を定む

總務委員會 理事官 事務官 書記

各專門委員會 監察官 書記

蒙疆聯合委員會設立に關する聲明

本日茲に蒙疆聯合委員會の設立を見たるは、我が蒙疆七百萬同胞の爲め洵に慶賀に堪へず。抑々人類は相寄り相結び共存共榮、以て社會の福祉を増進せざるべからず、然るに亞細亞の現狀如何。亞細亞民族は數千年の昔に於て既に文化絢爛、而も精神文明に於て世界に冠たるものありしも、最近西洋物質文明の侵蝕する所となり、思想の動搖を招來し爲めに天與の光明暗然たり。加ふるに

經濟提携の好餌を以て侵略の野望を達せんとする列強あり。之と款を通じて自己政權の擁護に汲々たる軍閥官僚あり、南京政府及び之に屬する軍閥官僚、國共兩黨の如きは正に其の一にして自ら墓穴を掘るの愚を演じつゝあり。彼等は國政を恣にして利を圖り民福を犠牲にして單に自己の保全に努め、上下滔々腐敗、墮落の極に達し、爲めに社稷は累卵の危きに陥れり。而も又彼等は時勢を見るの眼識なく、自己陶醉に陥り、大日本帝國に對し無暴なる挑戦を敢てせり。

茲に於て大日本帝國は東亞の盟主として驟然起つて破邪顯正の劍を揮ひ、暴戾なる軍閥官僚を打倒して民衆の福祉を増進し、國共兩黨を排撃して東洋固有の文化傳統を擁護促進、以て永遠の和平を確立せんとし、今や將に其の聖業成らんとす。東亞の爲め亞細亞全民族の爲め欣快之に過ぐるものなからん。我が蒙疆地方に於ては既に大日本軍隊によりて肅清せられ、暴虐なる南京政權並に軍閥の桎梏羈絆を脱し察南、晋北、蒙古聯盟の各自治政府相次いで成立し、積年の秕政革りて民利民福を念とする善政を見るに至る。其の理想とする所は防共、民族協和、民生の向上にして、其の念とする所は東亞永遠の平和確立に外ならず、而して前記三政

府は各々其の地區、成立時期等を異にするも、所謂蒙疆地區として一大ブロックを形成し、政治的に經濟的に分離し難き關係にあり、其の包含する民族には蒙古族あり、漢民族あり、日滿民族あり、これ皆均しく東亞民族にして離るべからざる同族關係を有し、幾多の重要な共通事項を有すること亦明瞭なり。従つてこれ等共通事項は當然三政府成立の本來の主旨に鑑み、綜合的に統制運営せられざるべからず。然らざれば結局三政府は相互に緊密なる連絡を缺き、完全なる民利民福を確保するに難く、斯くては三政府成立の意義は減却せらるゝに至るべし。三政府は茲に深く鑑みる所あり、管内七百萬民衆の總意として共に相諮りて本日を期し蒙疆聯合委員會を設立し、相互の善隣關係を促進し、各政府共同の目的たる防共、民族協和並に民生向上の實現に向つて邁進するに決せり。茲に本委員會成立の主旨を宣明し、普く内外の協力支持を冀望する所以なり。

(最高顧問) 金井章次 (參 議) 村谷彦治郎

(委員) 卓圖巴札布 (總務) 陶克陶 (總務産業金融兼任)

金永昌 (總務交通兼任) 于品卿 (總務産業兼任)

杜運宇 (總務金融交通兼任) 夏恭 (總務交通兼任)

馬永魁（總務產業金融兼任）

然るに蒙疆聯合委員會にては民國二十七年七月十九日各委員及び各顧問協議の結果、前記協定並に其の諒解事項に關し夫々改訂を行ふ事に決定、三自治政府代表間の調印を見たので、八月一日より之を實行する事となつた。即ち聯合委員會設置に關する協定中、第一條の「産業、金融、交通其の他必要なる重大事項とあるを産業、金融、財務、交通、民政、警務、其の他必要なる重大事項に」改め、第二條を「聯合委員會は總務部、産業部、財政部、交通部、民政部及び保安部より成り各自治政府より特派される委員及び必要なる職員を以つて構成す、各部に部長を置く、部長は委員中より總務委員長之を任命す」と改め、總務、産業、財政、交通、民政、保安の六部制と爲す。又從來各政權とあるを各政府に改む。次に諒解事項に於ては三、四、五の各項を、總務部は最高政策並に各政府間に於て協議を要する事項、産業部は産業に關し、財政部は財政に關し、交通部は交通に關し、民政部は教育衛生に關し、保安部は警察及び司法に關し、夫々重要事項を管掌し、各部に於て決定せる事項中特に重要なるものは總務部に合議するを要すと改め、參議は最高顧問の諮問に應じ隨時各部に對し意見を開陳することを得。委員會に理事

官、事務官、技術官、事務官補、技術官補の職員を置き各部定員は別に定むと改められた。

因に右改革に伴ふ新部長は次の通り。

總務部長 卓圖巴札布

産業部長 金永昌

財政部長 馬永魁

保安部長 陶克陶

民政兼交通部長 杜運宇

政治軍事的立場 蒙疆諸政府と北支に於ける臨時政府とを如何なる關係に置くべきか、即ちこれを一に合流せしめるか或はそれぞれ別個に存立すべきかに就いて、世上種々の見解があつたが、昭和十三年一月二十九日の貴族院本會議に於ける淺田良逸男の「蒙疆を支那新政權より獨立せしむべき意思ありや否や」との質問に對し近衛首相及び廣田外相は「蒙疆を獨立せしむべし」と答辯したので、蒙疆聯合委員會當局では二月一日次の如く感謝と決意を表明した。

蒙疆聯合委員會の對日友好聲明

多數の精靈と巨額の國帑を犠牲として我が蒙疆政權確立の基礎を置いた盟邦日本が、今又議會に於て蒙疆政權の獨立政權としての發展の爲めに盡力を惜まずとの確乎不動の方針を明示されたことは、衷心感謝の念に堪へない。東亞の安定勢力としての日本帝國

の決意と實踐が東亞民族を覺醒せしめ眞の平和と幸福を招來せしめるものであることは、今次事變によつて明かに證明された。支那新政府よりの獨立に就いては、曩に同政權成立に當つて我等が聲明を發した通り毫も新政權の基礎を弱めるものではない。兩政

權は寧ろ唇齒輔車の關係の下に提携共助し、蒙疆は蒙疆の特殊性に立脚して獨自の使命に邁進するに過ぎない。今後は日本政府の支援と共に搖ぎなき基礎を築きつゝある支那新政府の協力を得て防共、民族協和、民生向上の實現に努めたい。

蒙疆政權は蒙古聯盟と、察南、晋北の三自治政府によつて結成されてゐるが、三者は等しく内蒙古にあり、經濟的、國防的關係に於て一體不可分である。唯漢蒙兩民族を包含する點に危懼を抱く向もあるが、之こそ寧ろ蒙疆政權の強みであり、支那新政府との提携の爲めの楔といはねばならない。三自治政府の堅實な握手の下に將來の發展を期したい。

次いで二月二十日獨逸ヒットラー總統が滿洲國承認を聲明するや、蒙疆聯合委員會に於ては同二十三日左の如き聲明を決議し、世界防共聯繫陣に對する蒙疆政權の態度と決意を闡明した。

蒙疆聯合委員會の防共聲明

第三編・第五章 蒙疆聯合委員會

自國の膨脹を他國の内亂に依存する蘇聯の世界赤化政策と平和の假面をかざして持たざる國家の勃興を阻止せんとする持てる國家の偽滿政策とが國際平和攪亂の禍根となる。

世界の耳目を聳動せしめる今回の日支事變に就て狂騒支那を誦らしめたる南京政府の裏面を検討する時、將に蘇聯の世界赤化政策と持てる國家の偽滿政策とが災ひせることを立證することが出来る。然れども人類は正義を愛し、不正を憎む、今や世界は覺醒し之等惡辣偽滿の政策を糾弾するに至つた。世界大戰當時ドイツの背後を衝かんとしてフランスによつて企圖せられた中歐同盟の諸國は今や矛を逆にして蘇聯の赤化政策に對抗すべくベルリン、ローマを中軸とする防共協定を結成し排共の烽火を擧げた。又最近オーストリアが内政の一大變革と共にドイツと結び防共陣に更に一段の強みを加へたが、斯くて全歐洲に警鐘は亂打され蘇聯及びこれと氣脈を通ずるものに審判を下すの日が來た。此の時に當り東支那大陸に於ては日支事變を契機として相次いで防共陸隣の自治政權の樹立を見るに至り、直ちに歴史的廻轉を思はせるものがある。この轉換期に於て察南、晋北、蒙古聯盟の三自治政權は蒙疆聯合委員會統制の下に愈々結束を固くし、日滿兩帝國の援助協

力を得つ、東亞防共戦上の第一線に立ち共産禍に對して華北同胞を擁護すると同時に、西方回教徒と協力して同地方に解放と建設の春を甦へらしめつゝ歐亞兩大陸を聯繫し世界人類の福祉と世界文化發展に寄與せんことを期待したい。

蓋し蒙疆は北に於ては外蒙古と通じ蘇聯勢力と直接接觸し、西は蘇聯の宗教政策と相容れざる回教徒蒙古民族を擁する寧夏・甘肅・青海・新疆を望みつゝ日滿及び新興支那の協力を求め、堅固な防共地帯の建設を以て諸政策實行の指導精神としてゐる。従つて庫倫、張家口のコミンテルン・ルートは蒙疆三政府の成立によつて一應切斷されたが、此の地帯を政治的に經濟的に此の堅固な防共壁に仕上げらる迄には尙ほ今後積極的施設を必要とするが、現に蒙古軍が有する兵力は騎兵九個師、砲兵一個團により編成され、李守信大將を總司令として各地に分散配置され、警備に當つてゐる。然し乍ら新政府に於ては右兵力を以て不足なりとし、近く軍制に大刷新を加へ、防共地帯の第一線を護る軍隊として實質を備へしむる爲め高羽大佐を最高顧問に迎ふると共に、右軍政の編成裝備改善維持費として年額約八百萬圓を計上することとした趣である。

建設方針

蒙疆聯合委員會は日本帝國不動の對支方針に即應す

十日逆産處理合同委員會を組織し、察南、蒙古、晋北三自治政府それぞれ逆産を處理し、官有財産を整備するに至つたが、蒙古聯盟自治政府は同二十五日全文十五條より成る逆産處理法を發布、即日よりこれを實施した。

本法は滿洲國の逆産處理法を母法とし、之に現地の特殊事情を加味せるもので、直接若くは間接に國民政府、又は國民黨部に依據して權勢を濫用し私利を圖りたる者、安寧秩序を紊亂、人民に對し多大の損害を被らしめたる者、其の他新政權の樹立に害ある行爲ありたる者にして其の罪跡重大なる者の所有し、又は直接若くは間接に占有する一切の財産は、之を逆産と見做し沒收するもので、新たに組織せる逆産處理委員會をして逆産の調査沒收處理に當らしめることとなつた。而して其の後各政府では逆産人が直接間接に所有又は專有した動産、不動産、出資等に關する名簿の作成を終つたので、蒙疆聯合委員會では逆産處理の名簿査定を行ひ、五月末迄に一部の終了を見た結果、近く整理が斷行されることとなつた。逆産たるべき財産は目下動産に就いては領持、不動産に就いては假管理が行はれてゐるが、沒收することの苛酷なる場合には全部又は一部を授與する緩和規定も設けられてゐる。因に鐵道、鑛山、電信等三自治政

ると共に、中華民國臨時政府の施政方針とも協調しつゝ東亞永遠の平和確立に邁進、日滿支三國提携共助の大方針に則つて劃期的飛躍段階に入ることとなつたが、其の建設方針は大體左の通りである。

- 一、蒙疆聯合委員會の強化 速かに蒙疆聯合委員會を強化し獨立政權たるの實力と體面を明かにする。即ち察南、晋北、蒙古聯盟の三自治政府の協定に成る聯合委員會の權限を明確に規定すると共に、これが強化指導の爲め聯合委員會のプレントラストたる總務、金融、産業、交通の四専門委員會を改組し新たに民政、財政、保安等の部門を加へ建設工作に備へる。
- 二、産業三ヶ年計畫の樹立 蒙疆の開発方針は日本の北支産業開發根本方針にも即應して金融、交通、産業の各分野に亘る綜合的計畫の下に進むべく、近く大規模な調査隊を組織して同地區の根本的調査を行はしめ産業三ヶ年計畫を樹立する。
- 三、日滿支蒙防共陣線確定 東亞防共聯繫陣を結成するに當つて蒙疆政權は進んでこれに参加し、防共協定を締結する用意を有する。これが爲めには蒙古聯盟自治政府は兵力の増強、裝備の改善、資材整備の徹底を期する方針である。

斯くて右建設方針を決定した蒙疆聯合委員會では昭和十三年一月

府に相關聯する逆産に關しては三政府の代表委員を以て組織せる逆産處理合同委員會をして之に當らしめることとした。尙ほ鑛業權に就いては昭和十二年末來三自治政府に於て公布した鑛業權處理に關する布告に依つて正當なる權利者を保護する一方、逆産を有するものは悉く新政府に歸屬せしめてゐる。

次に文化的建設方針としては取敢へず左の二項を決定斷行した。

標準時採用 北支軍當局の中央標準時採用を契機として北支の各公私機關は何れも標準時を採用するに至つたので、蒙疆聯合委員會でも從來日滿兩國標準時間と一時間の時差があつた爲め諸種の不便を感じてゐたに鑑み、這回日滿蒙一體化の事態に即應せしめる爲め、蒙疆地域の標準時を日滿兩國と同一時間に改正、昭和十三年四月二十日午前零時より之を實施した。

蒙疆新聞發行 蒙疆聯合委員會では昭和十三年五月十四日委員會令を以て株式會社蒙疆新聞社法を制定公布した。同社は張家口、大同、厚和の三地で蒙疆新報及び其の晋北版蒙疆日報を夫々刊行する外、厚和で日本字新聞「蒙疆正報」を創刊することとなり、同廿日張家口に於て創立總會を開催正式成立した。

蒙疆銀行の新設 蒙疆聯合委員會は昭和十二年十一月二十二日

第一回總務委員會を開催、蒙疆銀行創設に關する件を上程決可した。新銀行は察南、綏遠平市官錢局及び豐業銀行を吸収し、資本金一千二百萬圓、三自治政府均等出資、各政府は察南銀行より收益擔保期限五年、利子四分の條件を以て各百萬圓借入四分の一拂込みとして即日成立したが、右新銀行創立に際し察南銀行は左の如きステートメントを發表した。

察南銀行のステートメント

綏遠線一帯の中樞金融機關たる將來を約束されて去る十月一日本店を張家口に置いて開業した察南銀行は、今日既に懷來、宣化、大同、綏遠、包頭に支店を設置し、又平地泉、豐鎮、涿鹿及び北京にはそれら、駐在員を置いて支店開設の準備に著手し、小規模乍らも京綏沿線の金融促進に貢獻するに至つてゐます。内外各方面の絶大なる御援助によるものと深甚の謝意を表します。然るところ、今般其の主なる營業地域たる蒙古、察南、晋北の各自治政府は互ひに緊密に聯合して蒙疆聯合委員會を組織せらるゝに至り之を機會に察南銀行も其の名を蒙疆銀行と改め、資本金も一躍一千二百萬圓に増加せられ、形式上からは新銀行の出現となりました。而して綏遠平市官錢局と豐業銀行は名實共に蒙疆銀行に吸収

せられました。扱て此の蒙疆銀行は元の察南銀行と同様日本金圓並に滿洲國々幣と等價を保つ新紙幣を發行することは勿論であります。其の新紙幣は目下印刷準備中に屬する爲め茲三、四ヶ月は矢張り従來通り察南銀行と印刷した改造紙幣を繼續發行致します。此の察南銀行券、綏遠平市官錢局券及び豐業銀行券は孰れも蒙疆銀行に於て之を繼承し、總て等價を以て蒙疆銀行新紙幣と交換せられる次第であります。斯くて滿蒙を通ずる金圓ブロックの完成を見るに於ては、三者相互間の物資の移動と資金の疏通は極めて圓滑に行はれ、蒙疆地域の産業開發は期して俟つべきものがあると信じます。内外官民各位の御援助を切望して已まない次第であります。

斯くて蒙疆銀行は十二月一日より愈々營業を開始し、即日我が日本銀行に對し公債百萬圓の買入申込を行つたが、右は同行の滿洲中央銀行に對する預金を運用する爲めと見られ、同地方に於ける金融工作の一端を示すものとして注目されてゐる。因に蒙疆銀行監理に關する條例、組織、辦法、定款並に役員は次の如くである。

蒙疆銀行監理に關する條例

第一條 蒙疆聯合委員會は蒙疆地域内に於ける幣制及び金融を指

導統制す

蒙疆聯合委員會の金融専門委員會に蒙疆銀行監理官一名を置く

第二條 蒙疆銀行監理官の下に左の官吏を置く

監察官 若干名
書記 若干名

第三條 蒙疆銀行監理官は蒙疆銀行組織辦法及び蒙疆銀行條例の規定に従ひ蒙疆銀行の業務を監督する外公益上又は軍事上の必要なる命令を發するものとす

附則 本令は公布の日より之を施行す

蒙疆銀行組織辦法

第一條 蒙疆銀行創立の事務を掌らしむるため蒙疆聯合委員會は蒙疆銀行創立委員若干名を命ず

第二條 創立委員は蒙疆銀行條例に従ひ定款を作成し蒙疆聯合委員會の認可を受くべし

第三條 蒙疆銀行の公稱資本の額は一千二百萬圓とし、各自治政府に於て之を引受け各百萬圓を拂込むものとす

第四條 創立委員は前條の拂込みありたる時其の業務を蒙疆銀行總裁に引續ぐ

第三編・第五章 蒙疆聯合委員會

前項の手續を終りたるを以て蒙疆銀行は成立したるものとす

第五條 蒙疆銀行條例第六條に定めたる役員は當分の内定員に満たざることを得

第六條 蒙疆銀行は本年八月三十一日察哈爾財政金融委員會の公布施行せる「察哈爾銀行號錢局管理辦法」に依る理管人たる資格並に本年九月廿一日大同地方財政金融委員會の公布施行せる「大同銀行號管理辦法」に依る管理委員たる資格及び本年十月二十五日綏遠地方金融委員會の公布施行せる「綏遠地方銀行號錢局管理辦法」に依る管理委員たる資格を繼承す

蒙疆銀行が管理人又は管理委員たる資格に依り管理せる銀行號錢局の債務を辨濟する必要ある場合は管理せる銀行號錢局の債權を確保し得たる限度に於て各自治政府の行政地域内に於てのみ債務を履行す

但し逆産及び監視を要すべき従來の債務は此の限りにあらず

第七條 蒙疆銀行は各自治政府の行政地域内に於て舊流通通貨の

回收整理に任ず

第八條 蒙疆銀行は察南銀行、綏遠平市官錢局及び豐業銀行の資産負債(察南銀行券、綏遠平市官錢局券及び農業銀行券を含む)其の他一切の業務を繼承す

蒙疆銀行は前項に依り繼承せる察南銀行紙幣をもつて蒙疆地域(各自治政府行政地域)に於ける舊通貨の回收整理に任ずることを得るものとす

綏遠平市官錢局及び豐業銀行紙幣の流通區域は舊綏遠省内に限るものとす

第九條 蒙疆銀行が各自治政府より繼承したる各銀行錢局の資産負債を精査し缺損ある場合は各自治政府これを補償す

此の場合に於て各自治政府の行政地域内に流通せる舊通貨は他の自治政府の行政地域内に於て發行せる舊通貨たるを然らざるものとを問はず舊通貨の流通せる自治政府の計算を以て各々補償すべきものとす

附則 本令は公布の日より之を施行す

蒙疆銀行條例

第一條 蒙疆銀行は資本金一千二百萬圓の株式組織とし蒙疆地域

内に於ける金融の調整に任ず

第二條 蒙疆銀行は總行を張家口に置き蒙疆聯合委員會の金融專門委員會(以下専門委員會と稱す)の許可を受け必要の地に分行又は辦事處を設くることを得

蒙疆銀行は専門委員會の許可を受け他の銀行と代理契約を締結することを得

第三條 蒙疆銀行は蒙疆聯合委員會の委託に基き貨幣の製造及び發行をなす

蒙疆銀行は紙幣發行高に對し正貨準備として四分の一以上の金銀塊、蒙疆銀行の發行する貨幣以外の確實なる通貨又は外國銀行に對する右通貨を以てする預金を保有することを要す

前項の正貨準備にして紙幣發行額の四分の一となりたるときは其の發行超過額に對し年三分の發行税を蒙疆聯合委員會に納むることを要す、但し十五日以上繼續せざる場合は此の限りにあらず

第四條 蒙疆銀行は各自治政府の國庫預金事務、日滿兩國政府の國庫代理事務及び地方公共團體の公金取扱ひに従事するの外一般の銀行業務を營むものとす

第五條 蒙疆聯合委員會は蒙疆銀行監理官一名を置き蒙疆銀行の業務を監督する外公益上又は軍事上の必要なる命令を發せしむ

蒙疆銀行監理官(以下監理官と稱す)は蒙疆銀行をして金融機關に對する検査權、爲替管理權及び預金支拂準備の集中及び伸縮命令權を行使せしむ

前項の權利行使に關しては豫め必要なる意見を監理官に具申して監理官の指揮を受け又施行後に於て遲滞なく監理官に對し報告することを要す

第六條 蒙疆銀行に役員として總裁一名、副總裁二名(内一名は名譽副總裁とす)理事三名以上及び監事一名を置き任期は正副總裁及び理事は四ヶ年、監事は三ヶ年とし蒙疆聯合委員會之を任命す、銀行職員の任免は監理官に報告することを要す

前項の役員は報償を得て他の職務に就き又は商業に従事することを得ず、但し蒙疆聯合委員會の許可を受けたる時は此の限りならず

總裁は蒙疆銀行を代表し蒙疆銀行一切の業務を總理す副總裁及び理事は總裁を輔佐し總裁の命を受けて蒙疆銀行の業務を掌る

副總裁は總裁事故あるとき其の職務を行ふ、總裁、副總裁共に事故あるときは蒙疆聯合委員會は理事一名をして總裁の職務を代理せしむ

監事は蒙疆銀行の業務を監査す

第七條 蒙疆銀行は毎年其の營業期間を二期に分ち一月一日より六月末日までを上半期とし、七月一日より十二月末日までを下半期とす

總裁は毎年上下半期末より二月以内に左の書類を監事に提出し其の監査を受け之を監理官に提出することを要す

一、貸借對照表

二、營業報告書

三、損益計算書

四、純益金の處分に關する書面

第八條 蒙疆銀行は每營業期に於て資金充實のため純益の三割以上を積立つべし

第九條 蒙疆銀行は毎日總行の日計表及び通貨の發行高竝に準備の増減に關する出納表を監理官に提出し且つ毎月總分行及び辦事處の總括月計表及び通貨發行平均高表を監理官に提出すべし

附 則 本令は公布の日より之を施行す

中華民國二十六年十一月二十二日

成吉思汗紀元七三二年十一月二十二日

蒙疆聯合委員會

蒙疆銀行定款

第一章 總 則

第一條 當銀行は蒙疆銀行條例により設立したる株式會社にして蒙疆銀行と稱す

第二條 當銀行は蒙疆銀行條例により銀行業を営むを以て目的とす

第三條 當銀行は總行を張家口に置き蒙疆聯合委員會の金融専門委員會（以下専門委員會と稱す）の許可を受け必要の地に分行又は辦事處を設けることを得

當銀行は専門委員會の許可を受け他の銀行と代理契約を締結することを得

第四條 當銀行の公告は各自治政府の機關紙にこれを掲載す

第五條 當銀行の資本金は一千二百萬圓としこれを十二萬株に分ち一株の金額を百圓とす、但し株主總會の決議により蒙疆聯合

委員會の許可を受け資本金を増加することを得

第二章 營 業

第六條 當銀行の營業要目は左の如し

一、蒙疆聯合委員會、各自治政府並に公共團體に對する貸付

二、手形又は證書による短期又は長期の一般貸付

三、商業手形の割引並に荷爲替

四、諸預り金及び當座貸越

五、内國爲替及び外國爲替

六、手形其の他の代金取立

七、地金銀並に外國通貨の賣買

八、貴重品並に證券類の保護預り

九、債務の保證

十、倉庫及び信託業務

十一、其の他一切の附隨業務

第七條 當銀行が資金を融通し又は債務の保證を爲す場合は常に確實なる物上擔保を取入るゝことを要す、但し蒙疆聯合委員會各自治政府、公共團體其の他資産、信用確實なる取引先に對しては此の限りにあらず

第八條 當銀行は營業の都合により國債、地方債の引受及び買入を爲し、又監理官の許可を受け外國公債、内外社債の買入並に株式の引受、買入を爲すことを得

第九條 當銀行は營業の都合により借入金を爲し又は預け金を爲すことを得、但し繼續的性質を有する借入金を爲す場合は監理官の許可を受くることを要す

第十條 當銀行は國庫金並に地方團體の公金取扱を爲す外日本國及び滿洲國の國庫事務を代行することを得

第十一條 當銀行は如何なる場合と雖も其の役員及び使用人に對し資金の融通又は債務の保證をなすことを得ず

第十二條 貸出標準利率並に預金最高利率は監理官の許可を受けこれを定む

第十三條 當銀行は蒙疆聯合委員會の金融専門委員會の委託に基き貨幣の製造及び發行をなす

紙幣の發行高に對しては正貨準備として發行高の四分の一以上に相當する金銀塊、確實なる通貨又は外國銀行に對する預け金を保有するものとす

前項の正貨準備にして紙幣發行額の四分の一を下りたるときは

第三編・第五章 蒙疆聯合委員會

其の超過發行額に對し年三分の割合を以て發行税を政府に納付するものとす、但し右超過發行が十五日を超えざる場合は此の限りにあらず

第十四條 當銀行の發行する貨幣の種類は左の九種とす

紙幣 百圓、拾圓、五圓、壹圓

鑄幣 五角、壹角、五分、壹分、五厘

著しく汚染磨損又は毀損せる貨幣は其の額面價格を以て無手数料にて之を引換ふ

第三章 行務管理

第十五條 當銀行に總裁一人、副總裁二人（内一名は名譽副總裁とす）理事三人以上及び監事一人を置く

總裁、副總裁及び理事の任期は四年、監事の任期は三年とし蒙疆聯合委員會之を任命す

第十六條 理事又は監事は其の任期を経過するも監理官に於て必要と認めたる場合は新理事又は新監事の就任するまで繼續して其の職務を行ふ

第十七條 總裁、副總裁、理事及び監事は報償を得て他の業務に従事することを得ず、但し蒙疆聯合委員會の許可を受けたると

きは此の限りにあらず

第十八條 總裁の職務権限は左の如し

- 一、總裁は一切の業務に付き當銀行を代表す
- 二、總裁は法律命令及び定款の規定並に株主總會及び役員會の決議に従ひ一切の行務を執行す
- 三、總裁は株主總會及び役員會の議長たるべし

第十九條 副總裁は總裁事故あるとき其の職務を代理し總裁缺員のとき其の職務を行ふ

總裁、副總裁共に事故あるときは蒙疆聯合委員會の指定したる理事總裁の職務を行ふ

第二十條 副總裁及び理事は總裁を補佐し總裁の命を受けて當銀行の業務を掌る

第二十一條 監事は當銀行の業務を監査す

第二十二條 總裁、副總裁、理事及び監事の報酬及び手當は蒙疆聯合委員會の定むる所に依る

第二十三條 總裁、副總裁、理事及び監事は役員會を組織す

役員會は總裁之を招集し左に掲ぐる事項を決議す

一、營業方針

二、資本金の増加

三、分行又は辦事處の設置及び廢止

四、金融機關に對する検査權、爲替管理權、預金支拂準備の集中及び伸縮命令權行使に關する事項

五、蒙疆聯合委員會各自治政府又は公共團體に對する貸付

六、公債其の他有價證券の引受又は買入

七、代理店の委託並に受託

八、重要な訴訟事項及び契約事項

九、貸出標準利率及び預金最高利率の決定及び變更

十、給與規則其の他重要な業務規則の制定及び改廢

十一、主要職員の任免及び異動

十二、決算報告及び利益金の處分

十三、其の他蒙疆聯合委員會若しくは監理官の許可を要する事項及び總裁より決議を求めたる事項

第二十四條 役員會の開催に付ては監理官の出席を求め且つ會員半数以上出席するに非ざればこれを開くことを得ず、但し監理官事故あるときは監察官の出席を求むることを要す

出席會員か定數に満たざるも急施を要する事項は監理官の許可

を受けこれを決議し次回の役員會に報告すべし

議事は多數を以てこれを決し可否同數なるときは議長の定むる所による

第二十五條 役員會に付ては議事録二部を作成し出席會員これに署名すべし

前項の議事録は其の一部を總行に存置し他の一部はこれを監理官に提出すべし

第四章 株主總會

第二十六條 株主總會は毎年二月及び八月これを開く

第二十七條 株主の議決權は十株以内は一個、十株を超えたる場合は十株を増す毎に一個を増すものとす

第二十八條 株主總會の決議は出席株主の議決權の過半数を以て之を決す、但し可否同數なるときは議長の決するところによる

第五章 會計及び報告

第二十九條 當銀行は六月末日及び十二月末日に於て每營業期の決算をなすべし

決算を終りたるときは貸借對照表、營業報告書、損益計算書及び利益金處分案を作成して監事に提出し其の監査を受けこれを

第三十條 監理官に提出することを要す

第三十一條 當銀行は毎日總行の日計表及び通貨の發行高並に準備の増減に關する出納表を監理官に提出し且つ毎月總分行及び辦事處の總括月計表及び通貨發行平均高表を監理官に提出すべし

第三十二條 本章程の變更は役員會及び株主總會の決議を経て監理官の許可を受くることを要す

蒙疆銀行役員

總裁 包悅聊、副總裁 山田茂二、理事 王中勳、劉東漢、崔

効寒、監事 久間猛

察南、察北、晋北、綏遠の各地方所謂蒙疆地方の金融界の樞軸として蒙疆銀行が張家口に設立されて以來着々實績を擧げてゐるが、

第三編・第五章 蒙疆聯合委員會

三九一

從來同地方には雑多の發券銀行あり、これ等發券銀行の銀行券の或るものは蒙疆全地域に通用し、或るものは察南地域のみ、晋北地域のみとして圓滑なる通貨の流通を缺き、之が爲め商取引の上に非常なる不便を來してゐたものである。然るに昭和十二年十月察南銀行の設立を見、金圓にリンクした紙幣の發行によつて同地方の金融混亂は全く防止され、引續き設立された蒙疆銀行により蒙疆四地方全部の金融は完全に統制されるに至つた。

蒙疆銀行開設當時に於ける同銀行の營業成績は左の如くである。

蒙疆銀行貸借對照表

民國二十六年十二月一日營業開始前
成吉思汗紀元七三三二年

未拂込資本金	九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
政府貸上金	三、一〇〇、〇〇〇・〇〇
定期貸付金	一、八六四、〇六六・三〇
當座貸越	一、二二五、九五一・一八
買入爲替	五五、〇〇〇・〇〇
貸付計	六、二五五、〇一七・四八
銀行預託金	六、一八三、五二一・四四

資 産

圓

休業中分行貸	一、五〇五、八二九・四〇
假 拂 金	九六八、二四二・〇九
取立委 託	九、八二六・四七
外國公債及株券	二、三五一、一九五・二〇
銀 地 金	一、一九一、六二一・七八
什 器	三、七九一・六二
在 庫 商 品	六九二、一一一・七六
損 益	六、二八一・四五
舊 錢 局 貸 借	九七九、二一五・三二
現 金	八三一、九二八・八六
合 計	二九、九七八、七六三・八二

(全部他行券及び補助貸)

合 計	二九、九七八、七六三・八二
資 本 金	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
紙幣發行高	九、二一三、四五四・三〇
政府預金	三〇〇、六九二・四五
當座預金	二、八九七、三五五・三二
貯蓄預金	三一四、五一〇・八一

雜 種 預 金

(預 金 計)	一、九二一、二五七・八二
借 入 金	(五、四三三、八一六・四〇)
本支店未拂勘定	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
他 店 勘 定	八九一、三六二・七四
假 受 金	一、三八九・五八
取立受 託	一、四二八、九一四・三三
合 計	九、八二六・四七
合 計	二九、九七八、七六三・八二

(備考) 總行及び懷來、宣化、涿鹿、大同、綏遠、包頭六分行合計とす。休業中の薩拉齊、五原、臨河、平地泉、豐鎮、托克托、蔚縣、北京、天津の八分行分を含まず。

尙ほ蒙疆銀行の預金貸出利率は舊金利を參考として暫定的に實施されてゐたが、蒙疆地域に於ける諸制度の完備、經濟取引の回復に伴ふ資金需要の急増、蒙疆振興計畫の進行に順應して低利資金を供給すると共に、資金の蓄積を圖る爲め六月十六日より其の利率を左の如く改訂實施した。

- 一 貸出し標準利率、定期貸付並に當座貸越し 有擔保日歩二錢
- 二厘、無擔保日歩二錢五厘、爲替及び手形割引日歩二錢

二 預金最高利率 當座預金日歩三厘、特別當座預金日歩七厘、定期預金年四分五厘

産 業 由來蒙疆地域は各種資源極めて豊富で、特に鑛業資源、畜産資源等に富んでゐるが、其の大部分は未發開の状態にある。仍つて蒙疆聯合委員會では資源開發確保の見地より既に龍煙の鐵鑛、大同及び花園の石炭、蒙古方面の羊毛等に就いて逐次之が開發乃至配給統制の爲め資源の徹底的調査を行ひ、各種資源の大規模なる開發を企圖してゐるが、其の現況は左の如くである。

龍煙鐵鑛の開發 龍煙鐵鑛は埋藏量實に一億噸と稱せられ、宣化東北の煙筒山及び龐家堡等より成る鐵山であつて、民國七年より國民政府自ら之が採掘に當つて來たが、鐵價の暴落に逢つて民國十三年操業を休止し爾來今日に至つた。蒙疆聯合委員會は逸早く之が開發に着手し、興中公司をして現に貯鑛せられてある鐵鑛六萬噸の搬出計畫を樹立すると共に、宣化に通ずる鐵道引込線を修理して民國二十六年(昭和十二年)十二月二十日初荷六百噸を日本の八幡に向け發送したが、其の後引續き日々六百噸宛を搬出した結果、百箇日を以て六萬噸の貯鑛の搬出を完了した。尙ほ聯合委員會に於て目下根本的採掘計畫を樹立中である。

大同及び下花園炭礦の開發 大同炭礦は永定莊、煤峪口等の炭礦より成り、附近の炭田を合すれば埋藏量實に二百億噸と推定せられ、或は無盡藏と稱せられてゐる。炭質は燃料炭として極めて良好であり、且つ其の採掘には天啓の堅緻なる爆發瓦斯並に湧水量の僅少なるを以て採掘上最も好條件を具備してゐる。事變前は商辦晋北鐵務局之が經營に當つてゐたが、事變後滿鐵が採掘に當り目下一日平均約三千噸内外の採掘を見てゐる。本炭礦は港灣に達する輸送距離の大なるのが缺點であるが、目下これ等の點を考慮して開發の具體策を立案中である。

次に下花園炭礦は寶興、花園、大昌、厚豊の四炭礦より成り其の埋藏量總計六百萬噸と稱せられてゐる。事變前は花園炭礦は建設廳に於て、他は民間に於て經營されてゐたが、事變後は主として滿洲炭鐵會社をして之が開發に當らしめて居り、目下一日の採炭量三百五十噸と云はる。前記大同炭と併せて綜合的見地より開發計畫樹立中に屬してゐる。

羊毛其の他畜産資源 蒙疆地方に於ける羊毛の生産乃至取扱量は年額三千五百萬斤と言はれ、從來同業公會の手に依つて多くは天津の外國商人の手を経て諸外國に輸出してゐたが、事變後日滿

蒙のブロック經濟の見地からこれ等羊毛資源を同ブロック内に確保する絶對的の必要を認め、民國二十六年十二月二十五日を期して鐘紡、滿蒙毛織、日毛、三井、三菱、兼松、滿洲畜産、大蒙の八社より成る羊毛同業會を組織せしめこれ等をして一手に輸出買付に當らしめると共に、併せて各自治政府をして妊羊屠殺禁止、羊毛に對し土砂混入禁止の命令を發せしめ、以て羊毛資源の維持改良に努めてゐる。牲畜其の他羊毛以外の畜産資源に關しても逐次開發配給計畫の樹立を急ぎ、特に家畜の防疫制度に付き考慮中の趣である。

電力資源 電力配給の現状に就いては差當り日本電力聯盟をして之が調査に當らしめてゐるが、張家口方面は三八五KW、大同方面は四一六KW、綏遠方面は四〇〇KW、包頭方面は二八八KWの發電設備を有する狀況である。而して各種紡産資源の開發並に各種工業振興の爲め必要なる電力の開發に就いては不日特殊會社を設定して合理的經營に當らしめんとしてゐる。

阿片 蒙疆地方に於ける阿片は蒙古聯盟自治政府管内に於て生産したもの、外、遠く甘肅、寧夏、青海方面より搬出されたものにして其の取引數量年額約一、〇〇〇萬兩(一兩は約十匁)に達

し、張家口其の他蒙疆地域内に於て消費されるものを除き本地域内の商人の手を経て六〇〇萬兩は京津地方に搬出され、從來本地域内に於ける稅源の有力なる一を占めてゐる。事變後阿片の出廻り圓滑を缺くに至つたが、今や逐次改善を見つゝある。

鹽 蒙疆地域に於ける鹽は湖鹽及び土鹽に大別され、綏遠省及び晋北地域の一部に寧夏省湖鹽を移入するの外は海鹽の供給に俟つとも、概ね自給自足する事が出来る。海邊に遠隔な此の地域に斯かる天然資源を有してゐることは蓋し天恵と言はねばならぬ。而して本地域内に於ける鹽の産地は察哈爾省一圓、晋北地區の中南部、綏遠省東南部及び同黄河沿岸地區の一部並に同黄河以南の地區等、廣汎なるアルカリ土壤地帯に亘つてゐる。其の産額の最も大なるは舊察哈爾省である。即ち西烏珠沁湖鹽産年額三十九萬餘擔(一擔は約六十斤即ち十六貫)、同省南部地方各鹽湖産白鹽年額八萬擔、同地方産土鹽約六萬餘擔計年額約五十萬擔、之に次いで晋北地區の土鹽は年産二十一萬擔、綏遠省内土鹽及び鹽湖産白鹽は約十萬擔と稱せられる。之を要するに蒙疆地域内に於て生産される鹽は年額約八十萬擔に達し、政府財源として重要な地位を占むるものである。

耕地開發 蒙疆地域内の土地に就いては各種資源の全面的開發の必要並に蒙漢兩民族の利害錯綜せる關係上速かに解決を要する幾多重要な問題があるが、就中緊急處理を要するは舊綏遠省内黄河流域及び其の以南に亘る一帯の地域、所謂オールドス地方開發の問題である。元來舊綏遠省内の黄河流域地方は寧夏及び甘肅に於ける黄河流域地方に比して殆んど遜色なき肥沃地帯にして、水利灌溉共に便利なるを以て農耕地殊に水田として最適の地とされてゐる。

漢人は夙に清朝時代より同地方の開發拓殖に着目し、光緒二十八年頃綏遠に墾務總局を設置して同地方の蒙古王公を勸説し、其の領域を漢人農民の爲めに解放して著々開發の實を擧げた結果、今次事變勃發迄に既に開發せる面積は實に三十數萬頃(一頃は日本約七町歩に相當す)に達し、現在の五原、臨河兩縣の如き所謂何套の富裕地帯は右開發に依つて發達したものである。而して舊綏遠省内の黄河流域及び其の以南オールドス地方には尙ほ現に可耕地約百七十萬頃(約一千二百萬町歩)を存すると稱せられ、該地域中水田經營の可能な部分は日本人の農業移民入植用地として最好適地なる爲め、該地方に於ける招墾開發計畫に就いては

視察の結果に基き目下鋭意研究中である。

石油統制 蒙疆聯合委員會では蒙疆地域に於ける揮發油、石油重油、ベンゾール、無水アルコール（純度九十八パーセント以上のもの）等の油類の統制に依り需要供給の調整、配給の圓滑を圖る爲め蒙疆地域に於ける石油類配給管理令を制定、七月五日公布直ちに實施した。今後石油類を生産者より買受け若くは其の販賣の委託を受け又は蒙疆地域に搬入若くは搬出する者は聯合委員會の指定する者に限り其の品種及び數量は總て聯合委員會の許可を要することとなつた。尙ほ蒙疆聯合委員會では同日八十萬圓の資本を以て創立せられたる蒙疆石油股份公司（右配給機關として指定した）。

交通 治安の確立と産業の開發に伴ひ一般交通も亦漸次頻繁となりつゝあるが、現在の狀況を記すれば左の如くである。

鐵道 京綏鐵道は北京・包頭間八八〇軒、（支線を含む）は昭和十三年二月一日復舊し、目下滿鐵北支事務局管轄の張家口鐵道事務所をして之が運営を掌らしめてゐる。而して將來全般の鐵道路線の改修、建設及び之が運営に就いては目下蒙疆鐵道對策要綱を立案、原則として北支鐵道經營會社（假稱）をして之に當らし

めてゐるが、此の外石炭運搬の爲めの運炭鐵道も亦其の敷設運営に就いて目下研究中である。

尙ほ蒙疆交通委員會では京綏線の鐵道貨物輸送を取扱ふ蒙疆運輸株式會社を創立すべく準備中のところ、最近國際運輸五十萬圓沿線運輸業者五十萬圓出資に依る資本百萬圓の蒙疆法人を組織するに決し、昭和十三年六月中に愈々營業を開始することとなつたが、同會社創立の結果從來國際運輸の獨占營業に依り窒息状態にあつた同沿線總數三百數十名の運輸業者は更生の途が開けた譯である。

郵便 今次事變勃發するや中華郵政從業員は多く逃亡し郵便遞送路は混亂した爲め業務は一時斷絶の状態に陥つたが、昭和十二年九月初め察哈爾交通委員會成立直後、滿洲國の援助を得て察南、晋北兩地區の中治安確保に至つた地方より逐次郵政接收を開始し、之と併行して蒙古聯盟自治政府の地區に於て綏遠接收班に依つて逐次之を接收せしめた結果、十月中旬北支郵政との通郵に就き諒解成立、同月廿日より一先づ中華制度に依る通常郵便のみ業務を開始すると同時に、蒙疆地域内に於ける郵政管理機關として張家口に郵便管理處を設置し、次いで十二月一日より小包郵便

（北支、日滿宛を含む）の取扱を開始したが、更に近く爲替事務及び蒙、日、滿間航空郵便を創始すべく目下之が準備中である。而してこれ等郵便制度の設備機能の整備の爲め資金五百萬圓三ヶ年計畫を進めてゐる。蓋し郵便業務の再開は在住民に治安恢復の安堵を與ふる所尠くなく、本地區内の郵便業務再開するや、其の第一日に於て郵便差出人郵便局の窓口に雲集事變後の第一信を投函したが、爾來逐日郵便物數は増加の一途を辿つてゐる。業務開始當初は通常郵便に限り取扱ひたるに過ぎなかつたが、十月中旬に於ける切手賣捌高は事變前の約一割、十一月に至り約二割に達し其の後益々増加の傾向にある。

電政 日支事變勃發するや滿洲電信電話株式會社は軍作戰通信の圓滑なる疏通を圖る目的を以て、軍通信線路の建設及び補修又は通信機器の新規施設並に軍通信取扱を援助することとなり、同社特派員は昭和十二年八月多倫、張北を経て張家口に進出し、同地を中心とする軍通信線路を確保し、更に大同、綏遠、包頭の各地に於て軍の作戰に追隨し電線路の補修、新線路の建設に従事したが、電信電話は事業の性質上一時軍に於て之を管理することとなり、張家口、宣化、懷來、大同、綏遠、包頭に於ける既設の

官民營電信施設の接收を完了し、之を軍用に供するの外其餘力を以て公衆通信の用に供しつゝあつたが、昭和十三年三月五日蒙疆電氣通信設備株式會社（資本金千二百萬圓）を設立し之が統制運営せしめてゐる。尙ほ昭和十二年八月二十五日張家口陥落するや滿洲電信電話株式會社は特派員を同地に派遣し張家口放送事業の開設に着手した結果、同年九月十五日放送開始の運びになつた。尙ほ最近決定せる所謂蒙疆電政計畫は次の如くである。

電政計畫

- 一、警備通信網は現状に比し倍加される豫定である。即ち現在の總延長八千三百軒中七千軒は施設を改善し、五千軒を新設する外、蒙疆四十九縣の中二十五ヶ所に無電を設置して補助とする。
- 一、商業通信は包頭・青龍間を新設して鐵道及び一般通信の共用とする外、都市通信としては張家口市内通話の自動化の外、大同、豐鎮、厚和、包頭各都市の通話設備を改良擴張する。尙ほ宣化、懷來、蔚縣に電話を新設する。
- 一、放送局は張家口、大同の既設設備を改良し厚和に新設する。以上の諸計畫の外、蒙疆通信網の中心を張家口として高

速度線を採用して蒙疆・東京、蒙疆・新京間の直接連絡無線電報の取扱ひを開始する。

自動車路 從來本地域内に於て長途の運輸營業に供してゐた自動車は今時事變に依つて支那軍退却の際、其の大部分を奪取破壊された爲め民衆の不便は尠くなかつた。蒙疆聯合委員會は之が復舊を計ると共に、本地域内の國防上の重要性に鑑み、規格統一せる車輛に依る自動車交通の統制を企圖し、事變前内蒙に於て營業してゐた滿鐵張多汽車公司を改組して蒙疆汽車公司を設立せしめ差し當り本地域内主要路線三〇、延長約六、〇〇〇軒の運營を指定すると共に、既に新式優良車一〇〇輛を各要地に配置し着々其の實績を擧げつゝある。尙ほ將來更に蒙疆自動車運輸株式會社を設立して貨客の運轉に當らしめんとし、目下其の計畫を準備中である。

第四編 中華民國臨時政府

第一章 臨時政府の成立

第一節 新政權樹立運動

冀察政務委員會の解消 北支事變勃發後冀察政權の首腦者たる宋哲元は、七月二十八日深更遂に遁亡したるに依り、張自忠は自ら冀察政務委員長代理兼北平市長に就任し、不在委員八名に對し任免を行ひ北支政權の中心機關たらんとし種々策動したが、今次事變勃發の機端は冀察政權が國民政府の御先棒となつて暗躍し、單に當面を糊塗する瞞着政策を執つたことから誘起されたものである。従つて若しも眞に北支の徹底的肅清を圖らうとするならば、國民黨及び國民政府と全然關係なく、且つ北支民衆自らの總意に基き彼の興望を擔ふ各方面有力者の手により新政權を樹立し、之を支持するに非ざれば到底其の目的を達成し難きものありたるに依り、平津地方に於ては事變直後民間の有力者協議の結果、相繼いで治安維持會の成立を見るに至つた。

京津治安維持會の組織 前記の情勢に對應し北平に於ては七月三十日午後二時、北平地方維持會發會式を舉行し、引續き第一回協議會を開催した。同委員會は市政府各局長、總商會、銀行公會、新聞界、有力自治團體並に在野の名士合計四十名より成り、委員長に江朝宗、常務委員には冷家驥、呂均、鄒泉蓀、周履安、周肇祥、潘毓桂氏の六名が推擧され、翌三十一日より行政事務を執行し、八月二日左の成立宣言を發表した。

北平市地方維持會成立宣言

蘆溝橋事件發生以來正に一ヶ月、これが解決は遷延決せず、爲めに情勢擴大して影響の及ぶ所百業停頓し、金融澁滯、交通杜絶し糧食騰貴、死傷者途に横はる。これ等種々の狀況は地方を不安に陥れ人民恐怖に閉ざる。救済の緊要なる一日として放置するを許さず。こゝに環境に適應し、速かに善後處置を講ぜんが爲め、當市紳士及び諸團體相共に協力して北平市地方維持會を組織せる事を發表せしめ、その趣旨は地方の安寧を維持し、人民の福利を保持するにあり、同人等智能淺薄、深くその任に堪へざる事を思ふも、和平精神を以て心とし、公益を圖り、努めて艱苦を避けず、深厚努力し以て我一百數十萬市民の安居樂業を圖らんとす。これ

我等の夙に希望する所にして又本會の負ふべき宿命なり。大局好轉し地方平和を得、目的完成せば、即ち本會の任務終了す。希くば同邦君子教言を賜らば幸甚なり。

一方天津に於ては高凌霨氏を中心に、八月一日天津治安維持會の成立式を舉行し、委員長高凌霨、秘書長劉紹珉、委員王曉岩、同王竹林、同邱玉堂、同趙紹卿、同劉玉書、同孫潤宇、同金傳善、同方若、同沈月午の諸氏を任命し、直ちに高凌霨委員長の名を以て左の布告を發し行政事務を開始した。

天津治安維持會布告

冀察當局が輕々しく戰端を啓き、禍變擴大し遂に天津が無政府状態に陥り、人民の痛苦また何んぞ云ふに堪へん。本會は座視するに忍びず、急に起つて維持會を組織し、即日成立し以て事變に應じ、市政府に代つて政務を執行し、治安維持、秩序回復、人心安定を計らんとす。市民は速かに歸來し、安居樂業、直に常態に復し、市政の基礎を固めよ。本會は市民の福祉を増進するにあり。決して舊軍閥の如く、一切を顧みざるものにあらず。故老紳士等願はくば指導を給ひ、その及ばざる所を助け、本市の政治を軌道に乗らしめ、一般民衆は特に本會の趣旨に應じ、目前の困難に堪

へ、重大使命の完成のため相共に戒心せよ。切々茲に布告す。斯くて北平、天津兩市一帶の治安は我軍の支那便衣隊、敗殘兵、各種抗日秘密團體の掃蕩工作与治安維持會の努力により漸次平穩となり、北支の行政は全く冀察政務委員會の手を脱するに至つたので當初より飽く迄現状維持を主張して潜かに再興の機會を窺つてゐた冀察政權代表張自忠も遂に施すに術なく、八月五日辭職を通告し、次いで同十九日市長の職を辭し、後事を江朝宗北平地方維持會委員長に託して翌二十日解散を宣言、茲に冀察政權は名實共に解消したのである。

新政權運動の擡頭

冀察政權の解消と共に、豫て北支民衆の間に漲つてゐた北支人の北支建設、國民黨專制の打破をモットーとする具體的運動が漸次表面化し、殊に京津治安維持會の成立前後より此の種繁團氣は益々其の濃度を増し、北平支那民衆代表は早くも八月十六日華北人自救大同盟を組織し、自動車百數十臺を連れて北平城内に於て一大示威運動を行ひ、日支提携、蔣介石政權打倒、北平市治安維持會の全面的支持、共產黨撲滅等のスローガンを掲げた傳單百二十萬枚を撒布すると共に、請願代表を選び日本側代表を始め各軍政機關、支那側北平地方維持會、市政府、冀察政務委員會

等を歴訪し、東亞の平和は此の際日支兩大民族の敦睦提携によつてこそ始めて實現する。既に日本軍によつて二十九軍は潰滅したが、更に中央軍の脅威に邁進されたい」と請願し、一方此の情勢は一般市民に反映し、到る所に「日軍入城歓迎」、「華北民衆一致團結して北支人の北支を建設せよ」等と大書せる大小様々のピラを貼付し、親日平和の氣分は全北支を掩ふに至り、爾後此の空氣は日と共に濃厚となつた。

茲に於て北平、天津兩治安維持委員會は兩者の連絡を緊密ならしめ、且つ兩都市共通事項を處理する爲め各二名の委員を派遣して京津治安維持聯合會を設置することとなり、九月二十三日天津に於て其の發會式を舉行し、以て一層治安の恢復と諸般の革新とに邁進することとなつたが、北平治安維持會に於ては、十月十二日常務委員會議の結果、「北平」を「北京」と改稱すると共に、十月十三日北支人民一億に代つて南京政府の迷夢を打破し、其の反省を促すべく國民政府當局に對し左の如く和平停戰勸告の通電を發したのである。

國民政府に對する和平停戰勸告通電

中國と日本とは東亞にあつて同文同種歴史上二千年の關係を持續せり。然るに不幸にも今次事變發生し國を滅し民族を喪失するや

も揣り知れず前途を思ふ時慄然たらざるを得ず。而も長期抵抗の聲今尙ほ盛んにして容共政策既に成り、東方擾亂の共禍に其の機を與へたるは支那にとり痛恨之に過ぎたるはなし。日本は屢々其の聲明に於て中國に對して領土的野心なきことを誓へり。遠親は近隣に如かず、漁人に利を得せしめることなく、速に相互尊重相提携し、沃野を焦土と化せしめ、兵を連れて禍を結ぶこと勿れ。冀くは全國人民同時に奮起し、即日停戰して和平外交の途をとり東亞大局の利害をして密接ならしめ、日支兩國に和平を招來せんことを。

一方天津治安維持會に於ても北支民衆の輿望に鑑み、十二月十一日午前九時を期し全國各機關團體に對し、大要左の如き南京政府否認の通電を發した。

國民政府否認通電

南京政府は多年國民の膏血を絞り、國政を濫り、一方に於ては蘇聯と提携して容共政策を執り、中國をして赤化の蹂躪に委ねんとす。時恰も日支事變は日本軍の南京攻略に進展し、遂に南京政府は事實上解體するに至れり。南京政府の積弊を恨む全國國民は今や防共によつて四億國民を救ふ新政府の速かに實現せんことを希

望しつゝあり。仍つて吾人は國民の總意として解體せる南京政府を否認し、新政府の樹立に對して絶對的支持の意思を表明するものなり。

蓋し前記兩通電はとりも直さず治安維持會の政局に對する決意の程を暗示するものとして史上之を看過することが出来ない。

尙ほ我北支駐屯軍に於ては北支事變後直ちに日本軍に對する反逆間諜行爲取締に關する布告を發し民衆の反省を促したが、北支の治安確立に伴ひ具體的に規定する必要があるを認め、左記の如く軍律軍罰令を公布して新事態に善處することとなつた。

天津軍軍律

第一條 本軍律は日本軍作戦地域内又は兵站地域内にある帝國國民以外の人民に適用す

第二條 左に掲げたる行爲をなしたるものは軍罰に處す

一、日本軍に對する反逆行爲

二、間諜其他日本軍の安全を害し又は敵に軍事上の利益を與ふる行爲

第三條 前條の行爲を教唆、幫助又は陰謀、豫備、未遂も亦之を罰す。但し情狀により罰を減刑又は免除することを得

第四條 第二條の行爲をなすもの發覺せざる前自首したるものは其の罪を減刑又は免除す

天津軍軍罰令

第一條 本令は天津軍の軍律を犯したるものに適用す

第二條 軍罰を分ちて死、監禁、追放、科料、沒取とす

第三條 死は銃殺となす

第四條 監禁は一ヶ月以上とす

第五條 追放は一年以上の期間一定地域外に拘束す

第六條 科料は一圓以上一千圓以下とす、科料を完納すること能はざる時は監禁の期間を定め之を言渡すべし

第七條 沒取は他の軍罰に之を併科す、犯行を組成して犯行の用に供し又は犯行より生じたるものは之を沒取す

京津治維聯合會の解散

斯くて國民大衆の輿望に基き臨時政府は後段記述の如く愈々十二月十四日成立するに至つたので、其の當然の歸結として、從來當面の治安維持、時局收拾を目的としてゐた各政權は何れもこれに合流することとなり、先づ第一に具現したのは京津地方の治安維持會聯合會であつた。これと同時に北京、天

津兩地方治安維持會は夫々北京、天津の市政府と改め、十二月十五日左の解散宣言を發表した。

京津治維聯合會解散宣言

本會は京津兩地及び各地機關の事務統一を圖る見地より本年九月二十三日成立を宣言し秘書局を設け、一切の事務處理を圖れり。成立日尙ほ淺しと雖も各地機關より重要事務の連絡多く既に之が進行に着手しあり。但し本會の成立は時勢の必要に迫られたるものにして永久性を有し居らざるものなり。幸ひ茲に中華民國臨時政府が本月十四日北京に於て成立し、本會設立の意義と概ね合致せる宣言を發表するに至れり。本會は臨時政府は必ず支那を統一し、地方の安寧を圖り邦交を敦睦ならしむるものと信ず。爾後に於ける計畫大計の統一は責を以て事を司るものなれば本會存在の必要更になく、本日謹みて之が撤去を宣言するものにして、汎ゆる本會所管の事務は北京新政府に統轄せらるゝものとす。

第二節 臨時政府の機構

新政權樹立の意義

顧みるに國民政府及び國民黨は別項に於て詳記せる如く過去十數年に亘る治政に於て、口に三民主義を唱へ

表面民政を看板にし乍ら内實は或は共產黨と交結し、其の勢力を利用して權勢の擴張を圖り、或は侵略資本主義國の金融資本の援助を藉り私腹を肥し、民衆の利益を賣つて敢へて顧みる所がなかつた。其の結果民生は日に疲弊し、野に生色なく、怨嗟の聲漸く深刻となり、これが共產思想浸潤の温床となり、政府の容共政策と相俟つて愈々赤化の危険は深刻化し、此の儘に放置すれば支那は第二のスペインとなる虞れを濃厚にして來たのであつた。偶々反日抗戰の頻發するところ蘆溝橋事件となり、遂に首都南京を拋棄し、國民黨政府顛落の事態を惹起し、心ある民衆中に新政府樹立による秩序の回復民生の向上の爲め起たんとする氣運を醸成せしむるに至つた。斯かる情勢は當然從來國民黨政治に懐らず久しく世を避けてゐた憂國の士に決死報國の決意を促すこととなり、即ち彼等は孰れも北支並に北支住民の起死回生の途を講せんとする遠大なる抱負と重大なる決意の下に新政府組織に參畫、昭和十二年十一月末以來寄寄協議中のところ、國民政府の加速度的顛落と共に形勢は急轉直下し、十二月七日王克敏氏の來京を中心とし、八、九、十の三日間に亘る協議の結果、新政府の組織綱領等を決定し、十一日夜の會合に於て人事、宣言其他一切の準備を完了、茲に臨時政府の出現を見

ることゝなつたのである。
 而して右中華民國臨時政府の實現は日滿支三國の協調地帯を完成すると同時に、東亞に於ける重要防共據點の設定となり、これによつて東京、新京、北京三角線をつなぐ防共樞軸は遂に完成せられ、延いて新政府の出現と蔣介石政權の没落は東洋に於ける諸國の勢力圏に大變化を及ぼすことを俟たざると共に、從來支那を半植民地化し、永久に搾取せんと企圖し來れる諸國の對支工作をして大轉換の已むなきに至らしめ、東亞安定促進に歴史的な一歩を打つたものと云はなければならぬ。

臨時政府成立式典 東亞の安定と支那民族更生の輝かしき使命を擔へる中華民國臨時政府は昭和十三年十二月十四日午前十一時北京居仁堂に於て正式結成の式典を擧げ、中外に宣言を發表、茲に支那再建設の歴史的な第一歩を踏み出したのである。此の日夜來の寒風も収まり、新首都北京は和やかな陽ざしに恵まれたが、定刻午前十一時江朝宗氏嚴かに開會の辭を述べて臨時政府成立典禮の幕は切つて落され、續いて董康氏により新國旗たる五色旗が掲揚された。思へば國民黨の青天白日旗に代へられてから十一年振りて再び五色旗が北京に飄つたのである。斯くて全員國旗に嚴肅な禮を行ひ、終

つて湯爾和氏正面に進んで言吐朗々、國民黨の一黨專制政治排撃、共產主義の排除、東亞道義發揚を綱領とする新政府成立の宣言を朗讀、更に王克敏氏は新政府委員と職掌分配を行つて各委員の分擔を定め、茲に全く新政府の機構は成立した。次いで來賓の式辭を以て式を終了し、一同萬歳を三唱、シャンパンの杯を擧げて新政府の誕生を慶祝した。時に午前十一時三十分、市内各所には慶祝の爆竹が鳴りひびき、「祝新政府」のアドバルーンは新首都の天空高く掲げられ、北京は再び首都として更生の歡喜にわきかへつた。

中央政府組織 新政府の名稱は中華民國臨時政府とし、其の組織は三權分立的體制として主席（當分缺員）の下に議政委員會（立法府を意味す）行政委員會、司法委員會より成り、政府は北京舊外交大樓に設置したが、其の機構の大綱を示せば左の通りである。

- 一、名稱 中華民國臨時政府
- 一、機構 臨時政府組織の根本方針は三權分立とし議政、行政司法の三委員會を置く、主席は當分缺員とす
- (イ)議政委員會 議政委員會は施政重要事項を審議決定す
- 同委員會に委員長、常務委員、委員を置く、氏名左の如し

委員長 湯 爾 和

常務委員(五名)

王 克 敏
 朱 深 康
 董 揖 唐
 王 揖 唐
 齊 變 元
 江 朝 宗
 高 凌 爵

委員

委員長の下に秘書廳を置く

(ロ)行政委員會 行政委員會は實行機關として議政委員會の決定せる事項を施行す、同委員會に秘書廳及び行政部、治安部、文教育部、法制部、振濟部の五部を置く、同委員會委員長、各部長左の如し

委 員 長 王 克 敏
 行 政 部 長 (同兼任)
 治 安 部 長 齊 變 元
 文 教 部 長 湯 爾 和
 法 制 部 長 朱 深 康
 振 濟 部 長 王 揖 唐

(ハ)司法委員會 司法委員會は司法事務を管掌す、同委員會に秘書廳及び法院を置く、委員長は董康とす

- 一、國 旗 五色旗
- 一、年 號 中華民國年號を繼承す
- 一、首 都 首都は北京とし北京 天津に特別市制を敷く

北京特別市長 江 朝 宗
 天津特別市長 高 凌 爵
 兼任河北省長

臨時政府成立宣言

國民黨政柄を竊擧して民衆を蹂躙する事十有餘年、災禍淪りに臻り稅斂苛細、内に民生を剝奪して唇政相踵ぎ時に大地日に崩れ反覆して共黨を容納す。倒行逆施社稷の將に顛覆する事を顧みず、猶且つ恬として恥を知らず共黨の唾餘を拾ひて「黨權は一切の上在り」の邪説を唱へ國家を私す。遂に釁を隣邦に構へ同種相食む。口に焦土抗戰を呼號するも百戰百敗數月を経ずして國都を喪ひ省市の半數を喪ふ。夫れ既に内容の朽腐を知らば何すれぞ輕卒に干戈を動かす、又既に戰備十年にして如何して斯くも脆きや。頻年國防を名に託して消耗せし金錢幾十億に達するや測り知るべからず。若し正途に用ふれば斯かる摧枯拉朽に至らざるべし。然

も其の大部分を着服せし事審核を俟たざるも明かなり。彼等は廉潔を標榜すれど實は金を外國に運びて名を化して儲金をなしある事公然の秘密なり。又正義、廉恥を倡道するも魑魅魍魎なるものは白晝公然に出で要路を盤踞し綱紀を蕩然せしめ、加ふるに公論を撲滅し、黑白を顛倒し、廣く狂犬を飼ひ正人を狙殺せし事十餘年來の事實なり。今や首都既に喪ひて倉皇として逃避し自から收拾する事能はず、同胞の生命何處にか託せんや。茲に同人相謀りて中華民國二十六年十二月十四日北京に於て臨時政府を樹立す。志は民主國家を回復し汚穢なる黨治を洗滌するにあり、絶對に共產主義を排除するにあり、東亞の道義を發揚し世界友邦との敦睦を厚うするにあり、産業を開發し民生を向上するにあり、權責を制定し中外相安んぜしむるにあり、凡て従前政府の對外事務にして既に國民に公にしたるものは吾人之に代りて一切の義務を負ふ萬惡の國民政府宜しく容共の非を悟り、民衆を瞞せし罪を陳謝し又引責下野して人民に政權を還すべし。若し頑として大言壯語尙ほ已めずして其の罪を被はんか陸沈の禍は許容すべからざるものあり。以上の如き國民黨の政策悉く誤りなるも國民黨中にも老成積望の士に乏しからず。吾等と同じ心理を有する者あり、吾人は

初めより區域分別の見解を有せず、諸公君臨せられれば共に大局支持に當らんとす。要するに東亞同志なるが故に決して一律に排斥する意思なし。天下公器なる爲一黨一派の壟斷を許さず區々たる心は天日に誓ふべし。同人は世變に飽經し、垂暮の企圖なし、但し中國人として馴俗の手より祖國の斷興することを見るに忍びず、故に暫し立ち上りて大難を冒して其の所信を遂行するものなり。然し將來に於て國家の政治軌道に復歸すれば吾等は相携へて郷里に歸るべし。茲に宣言す。

而して中華民國臨時政府の根本法たる各部の組織大綱は、中華民國二十七年一月一日を以て公布即日實施されたが、之と同時に各委員、部長、局長等の政府首脳部も同日夫々正式に就任し、新政府の基礎は茲に全く確立、四日より政務を開始した。同政府の主要なる組織大綱は左の如くである。

議政委員會組織大綱（二十七年一月一日公布）

- 第一條 議政委員會は臨時政府の最高議政機關とす
- 第二條 議政委員會に委員長一名、常務委員五名及び委員若干名を置く
- 第三條 左記事項は議政委員會の議決を経べし

一、施政方針

二、法律案

三、豫算案及び決算案

四、特任官の任免

五、宣戰、講和及び條約締結案

六、本委員會の議決を経べしと認められる事項

第四條 議政委員會會議規則は別に之を定む

第五條 議政委員會に秘書廳を置く、其組織大綱は別に之を定む

第六條 本大綱は公布の日より施行す

議政委員會會議規則（二十七年一月一日公布）

第一條 本委員會會議は本規則に依り之を施行す

第二條 本委員會會議は原則として毎週例會一回を土曜日に開く

若し開會の必要無きときは順延するを得、但し國家の重要問題

發生せるときは委員長より臨時會議或は緊急會議を召集することを得

第三條 本委員會は開會時には委員長を主席とし委員長事故有るときは上席の常務委員を以て主席を代理することを得

第四條 本委員會の會議には秘書長列席することを得、但し議決

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

に與るを得ず

第五條 議事日程の編成は秘書長作製し主席之を査定す

第六條 議事日程所載の各項議案は隨時各委員に分送することを得

第七條 提議事項は開會前に提出し議事日程に編入すべし、但し

緊要或は機密議案は隨時之を提出するを得

早急を要する議案は主席は多數委員の同意に依り繰上げの上之

を討議することを得

第八條 提議事項の内容複雑なるものは主席は人員を指定して先

づ審査に付し且つ審査期限を指定することを得

第九條 議事日程に記載せる事項にして開議し得ざるか或は開議

せるも完結し得ざるものは主席より議事日程を変更することを得

第十條 本委員會會議は各委員の同意により之を定む、若し討論

の結果數説を生じ或は可否同數なるときは主席之を決定す

第十一條 行政委員會より移送されたる議案が本會に於て否決さ

れたる場合は行政委員會は再び提出審議せしむることを得べく

若し右案件が緊急處分の必要あるものなる時は行政會議通過後

四〇七

は議決前に之が執行をなしつゝ事後追認を請求するを得

第十二條 提案事項の未だ議決されざるもの及び主席の許可を経ざるものは凡て外部に漏洩するを得ず

第十三條 左記事項は議事録に記載すべし

- 一、開會の順序年月日時
- 二、出席委員の姓名人数
- 三、提議の委員及び事由
- 四、其の他必要事項

第十四條 議事録は主席、秘書長、記録員の署名を経て夫々各委員に抄録發送すべし、但し主席が必要と認むるときは發送せざることを得

司法委員會組織大綱(二十七年一月一日公布)

第一條 司法委員會は臨時政府の最高司法機關とす

第二條 司法委員會に委員長一名及び委員五名を置く

前項委員長及び委員は嘗て簡任以上の司法官或は司法行政官並に經驗ある者を以て充任す

第三條 左記事項は司法委員會の議決を経べし

- 一、法令解釋の統一

二、判例の變更

三、議政委員會に提出すべき主管事項

四、所屬各機關簡任人員の任免

五、本委員會の議決を経べしと認めらるる事項

第十四條 司法委員會會議規則は別に之を定む

第十五條 司法委員會に秘書廳、最高法院、行政院及び公務員懲戒委員會を置く、各廳院の組織大綱は別に之を定む

第十六條 本大綱は公布の日より施行す

行政委員會組織大綱(二十七年一月一日公布)

第一條 行政委員會は臨時政府の最高行政機關とす

第二條 行政委員會に委員長一名及び委員五名を置く

前記委員長及び委員は所屬各部總長を兼任することを不得

第三條 左記事項は行政委員會の議決を経べし

- 一、議政委員會に提出すべき法律案
- 二、議政委員會に提出すべき豫算案及び決算案
- 三、議政委員會に提出すべき宣戰、講和及び條約締結案
- 四、特赦、減刑及び復權案
- 五、所屬各機關簡任官吏の任免

六、所屬各機關權限爭議事項

七、本委員會の議決を経べしと認めらるる事項

第四條 行政委員會會議規則は別に之を定む

第五條 行政委員會に秘書廳及び行政、治安、教育、法制、振濟の五部を置く、各廳部の組織大綱は別に之を定む

第六條 行政委員會は行政上實益を收むる爲め顧問或は參議又は諮議を招聘することを得

第七條 行政委員會は各地方行政狀況を明瞭ならしむる爲め調査員を酌設することを得

第八條 行政委員會は豫算、決算監核の爲め審計專員を設くることを得、審計規則は別に之を定む

第九條 本大綱は公布の日より施行す

行政部組織大綱(二十七年一月一日公布)

第一條 行政部は全國の他部に屬せざる行政事務を掌理す

第二條 行政部に左記各局を置く

- 一、總務局
- 二、内務局
- 三、外務局

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

四、財務局

五、實業局

六、交通局

第三條 總務局は左記事項を管掌す

- 一、文書の撰定、發送、受附、保存に關する事項
- 二、本部會計、庶務に關する事項
- 三、統計及び報告書の編成に關する事項
- 四、本部職員の進退に關する事項
- 五、官印の保管に關する事項
- 六、其の他各局に屬せざる事項

第四條 内務局は左記事項を管掌す

- 一、地方行政及び經費に關する事項
- 二、地方行政區劃に關する事項
- 三、地方官吏の成績賞罰に關する事項
- 四、選舉事務に關する事項
- 五、戶籍に關する事項
- 六、國籍及び移民に關する事項
- 七、土地の測量、調査、登記及び收用に關する事項

- 八、水利の調査、製圖及び水源、水道の保護、修理、浚渫に関する事項
 - 九、水災の防禦及び救済に関する事項
 - 十、警察に関する事項
 - 十一、民團に関する事項
 - 十二、出版物に関する事項
 - 十三、禮制、宗教に関する事項
 - 十四、名稱古蹟の保護に関する事項
 - 十五、禁煙に関する事項
 - 十六、傳染病豫防に関する事項
 - 十七、醫士、藥劑士及び藥品、賣藥營業の監査に関する事項
 - 十八、病院に関する事項
 - 十九、其他公衆衛生に関する事項
- 第五條 外務局は左記事項を管掌す
- 一、政治、通商、管轄等の交渉に関する事項
 - 二、中外僑民の保護及び遊學に関する事項
 - 三、條約の締結及び解釋に関する事項
 - 四、國際會議、博覽會及び其の他に關する事項
- 五、對外交際に関する事項
 - 六、宣傳、情報及び其の他に關する事項
- 第六條 財務局は左記事項を管掌す
- 一、財務局人員の成績賞罰に関する事項
 - 二、關稅の徵收及び管理に関する事項
 - 三、關稅制度及び稅率の改正並に實施に関する事項
 - 四、輸出入禁止品に関する事項
 - 五、各海關の指揮監督に関する事項
 - 六、關稅法令の解釋に関する事項
 - 七、鹽田、製鹽品及び製鹽場の取締りに關する事項
 - 八、鹽の運搬並に鹽販賣に関する事項
 - 九、鹽務の豫算、決算の編成及び報告表書、證券の作成に関する事項
 - 十、鹽借款の保管、鹽稅收入の檢査に関する事項
 - 十一、鹽稅定率の審定に関する事項
 - 十二、統稅、煙酒稅、印花稅、所得稅の徵收、管理並に調査、統計の調査に関する事項
 - 十三、統稅、煙酒稅、印花稅、所得稅等證書の發行及び檢査に關する事項

關する事項

- 十四、土地、公有不動産、沙田の管理に関する事項
 - 十五、各省市及び公共團體の收入監督に関する事項
 - 十六、公債の募集、發行及び公債基金並に元利償還に関する事項
 - 十七、公債の登記、名義變更及び地方公債の檢査に関する事項
 - 十八、證券賣買の取締に関する事項
 - 十九、幣制の管理に関する事項
 - 二十、金屬貨幣及び地金銀輸出入運搬に関する事項
 - 二十一、銀行及び造幣廠の監督に関する事項
 - 二十二、紙幣發行及び準備金に関する事項
 - 二十三、交易所及び保險會社の監督に関する事項
 - 二十四、國庫の運用、出納、管理に関する事項
 - 二十五、國庫の檢査及び編成に関する事項
 - 二十六、政府各種基金及び儲金の保管に関する事項
 - 二十七、豫算、決算及び地方交附金豫算に関する事項
 - 二十八、特別會計の豫算、決算に関する事項
 - 二十九、歳入、歳出現計書の編成に関する事項
- 第三十、各官署會計の檢査及び整理に関する事項
- 第七條 實業局は左記事項を管掌す
- 一、實業行政及び技術人員の成績賞罰に関する事項
 - 二、農業、漁業、森林の保護監督及び改良に関する事項
 - 三、蠶絲、牧畜の保護監督及び改良に関する事項
 - 四、荒地の墾植に関する事項
 - 五、農業銀行及び合作社に関する事項
 - 六、小作爭議の調停及び仲裁に関する事項
 - 七、工業、商業の保護監督及び改良に関する事項
 - 八、國營工業、商業の管理に関する事項
 - 九、製造品及び商品檢査、試験に関する事項
 - 十、工業發明品の審査、獎勵及び特許に関する事項
 - 十一、商工設計の審核に関する事項
 - 十二、公司、商號及び商標登録に関する事項
 - 十三、商埠に関する事項
 - 十四、國際貿易及び華僑保護に関する事項
 - 十五、交易場所及び保險業の監督管理に関する事項
 - 十六、物價の調節及び生産消費に関する事項

- 十七、度量衡の製造、検査及び實施に關する事項
- 十八、商工團體に關する事項
- 十九、鑛業の監督、保護及び獎勵に關する事項
- 二十、鑛業權の特許及び取消に關する事項
- 二十一、鑛區稅の査定及び徵收に關する事項
- 二十二、鑛業訴願及び爭議に關する事項
- 二十三、鑛區の算定、鑛業用地及び鑛質の分析に關する事項
- 二十四、國營鑛業及び精練工場に關する事項
- 二十五、鑛業及び警察に關する事項
- 二十六、地質調査に關する事項
- 二十七、勞働團體の指揮監督に關する事項
- 二十八、工場鑛廠の監督、検査に關する事項
- 二十九、農、及び工人の教育に關する事項
- 三十、工人の失業及び其の他救濟事業に關する事項
- 三十一、工人保險に關する事項
- 三十二、勞資爭議の調停及び仲裁に關する事項
- 三十三、國際勞働組織に關する事項
- 三十四、其の他一切の實業行政に關する事項

第八條 交通局は左記事項を管掌す

- 一、交通行政及び技術人員の成績賞罰及び公路に關する事項
 - 二、國有鐵路の管理及び監督に關する事項
 - 三、民營鐵路及び公路の監督に關する事項
 - 四、陸上運輸業の監督に關する事項
 - 五、有線、無線電信、電話の管理監督に關する事項
 - 六、民營電氣營業の監督に關する事項
 - 七、郵便事務の監督に關する事項
 - 八、郵便儲金、爲替業務の監督に關する事項
 - 九、國營航運業、航空業及び航路の管理に關する事項
 - 十、海運業及び水上、空中の運輸に關する事業
- 第九條 行政部に總長一人を設け本部事務を綜理し所屬職員及び所轄機關を監督す
- 第十條 行政部に次長一人を設け總長を輔佐し部務を處理す
- 第十一條 行政部に秘書長一人、秘書四人乃至六人を設け機要事務を辦理す
- 第十二條 行政部に參事四人乃至六人を設け長官の命を承け本部主管の法律命令を掌理製訂す

第十三條 行政部に局長六人を設け各局事務を分掌し事務繁雜の局には副局長一人を設けることを得

第十四條 行政部に科長十五人、科員四十人を設け各局に分配し所屬事務を辦理す

第十五條 行政部事務取扱細則は別に之を定む

第十六條 本大綱は公布の日より施行す

治安部組織大綱(二十七年一月一日公布)

第一條 治安部は全國の治安事務を管掌す

第二條 治安部に左記各局を置く

- 一、總務局
- 二、建制局
- 三、保衛局
- 四、教練局
- 五、經理局

第三條 總務局は左記事項を管掌す

- 一、本部職員の任免事項
- 二、部令の公布、官印の保管及び文書、電文の發送、受附事項
- 三、庶務、會計及び公務保管事項

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

四、各局に屬せざる事項

第四條 建制局は左記事項を管掌す

- 一、治安團體の編制事項
 - 二、治安團體の獎勵、郵兵事項
- 第五條 保衛局は左記事項を管掌す
- 一、治安の計劃及び團體の更迭派遣事項
 - 二、風紀取締及び警衛配備事項

第六條 教練局は左記事項を管掌す

- 一、團體學校の教育訓練事項
 - 二、圖書編審及び檢閱演習事項
- 第七條 經理局は左記事項を管掌す
- 一、武器、糧秣の籌備、保管、運輸事項
 - 二、服裝、糧秣の整備、補給、検査事項
 - 三、團體經費の出納統計事項

第八條 治安部に總長一人を設け本部事務を綜理し治安團體を統轄し所屬職員及び各機關を監督す

第九條 治安部に次長一人を設け總長を輔佐し部務を處理す

第十條 治安部に秘書長一人、秘書四人を設け部務、會議及び長

新支那現勢要覽

四一四

官の交渉事務を分掌す

第十一條 治安部に參事四人を設け本部の法律命令に關し掌理起案審核す

第十二條 治安部に局長五人を設け各局事務を分掌す

第十三條 治安部に科長十人、科員三十人を設け各局に分配し所屬事務を辦理す

第十四條 本大綱は公布の日より施行す

教育部組織大綱（二十七年一月一日公布）

第一條 教育部は全國の文化及び教育行政事務を管理す

第二條 教育部に左記各局を置く

一、總務局

二、文化局

三、教育局

第三條 總務局は左記事項を管掌す

一、文書の受附、發送、分配、撰輯、保存に關する事項

二、部令の公布及び官印の保管に關する事項

三、職員の進退に關する事項

四、統計、報告書の編成に關する事項

五、本部經費の豫算、決算及び會計並に直轄各機關の經費及び會計の檢査に關する事項

六、本部庶務に關するもの及び他局に屬せざる事項

第四條 文化局は左記事項を管掌す

一、圖書館、博物館等の建築に關する事項

二、文藝、美術、音樂及び一般禮儀に關する各事項

三、圖書、地球儀其の他教育用品の審査、選定に關する事項

第五條 教育局は左記事項を管掌す

一、大學教育及び專門教育に關する事項

二、國外留學に關する事項

三、學位授與に關する事項

四、中等教育、小學教育及び幼稚教育に關する事項

五、師範教育及び職業教育に關する事項

六、民衆教育、補習教育、低能者及び不具者教育並に文字普及運動に關する事項

七、公衆教育に關する事項

八、其の他教育に關する事項

第六條 教育部に總長一人を設け本部事務を綜理し並に所屬職員

及び各機關を監督す

第七條 教育部に次長一人を設け總長を輔佐し事務を處理す

第八條 教育部に秘書長一人、秘書四人を設け部務、會議及び長官の交渉事務を分掌す

第九條 教育部に參事二人乃至四人を設け本部の法律命令に關するものを撰擬審核す

第十條 教育部に局長三人を設け各局事務を分掌す

第十一條 教育部に科長十人、科員二十八人を設け各科事務を分掌す

第十二條 教育部事務取扱細則は別に之を定む

第十三條 本大綱は公布の日より施行す

法部組織大綱（二十七年一月一日公布）

第一條 法部は全國の法制及び司法行政事務を管理す

第二條 法部に左記各局を置く

一、總務局

二、編纂局

三、法務局

第三條 總務局は左記事項を管掌す

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

四一五

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第五條 法務局は左記事項を管掌す

- 一、民刑事訴訟審判の行政に關する事項
- 二、檢察行政に關する事項
- 三、非訟事件及び司法機關所管の登記に關する事項
- 四、公證に關する事項
- 五、特赦、減刑、復権、執行刑、猶豫刑及び保安處分に關する事項
- 六、國際引渡犯罪に關する事項
- 七、其他民刑事に關する事項
- 八、監獄の設置、廢止及び管理に關する事項
- 九、監獄官吏の監督に關する事項
- 十、犯罪人の感化、衛生、工作、假保釋、改進の識別及び出獄人保護に關する事項
- 第六條 法部に總長一人を設け本部事務を綜理し所屬職員及び各機關を監督す
- 第七條 法部に次長一人を設け、總長を補佐し部務を處理す
- 第八條 法部に秘書長一人、秘書四人を設け部務、會議及び長官の交渉事務を分掌す

第九條 法部に參事八人乃至十人を設け法制の編纂事務を分掌す

- 第十條 法部に局長三人を設け各局事務を分掌す
- 第十一條 法部に科長十人、科員二十八人を設け各局に分配し所屬事務を辦理す
- 第十二條 法部に技正二人、技士二人を設け技術事務を辦理することを得
- 第十三條 法部の事務取扱細則は別に之を定む
- 第十四條 本大綱は公布の日より施行す
- 振濟部組織大綱(二十七年一月一日公布)
- 第一條 振濟部は全國罹災區の救濟事務を管理す
- 第二條 振濟部に左記各局を置く
 - 一、總務局
 - 二、賑務局
 - 三、恤養局
 - 四、衛生局
- 第三條 總務局は左記事項を管掌す
 - 一、官印の保管に關する事項
 - 二、文書の受附、發送、分配、保管に關する事項
- 四、農村復興に關する事項
- 五、道路、橋梁の修造及び其の他一切の救濟事業に關する事項
- 六、救濟水利事業に關する事項
- 七、合作及び互助事業の組織及び指導に關する事項
- 八、罹災區の貧民の養育救濟に關する事項
- 九、罹災區内の救濟院、工藝廠等の組織及び指導に關する事項
- 十、罹災區内に於ける慈善團體の許可及び取締に關する事項

第四條 賑務局は左記事項を管掌す

- 一、罹災民の救濟計畫に關する事項
- 二、罹災民の救濟工作實施に關する事項
- 三、急賑に關する事項
- 四、罹災區の食物の調達、救濟及び運輸に關する事項
- 五、賑款の籌備、募集、分配に關する事項
- 六、賑款の用途監督、審核に關する事項
- 七、罹災情況の調査及び報告の審査に關する事項
- 第五條 恤養局は左記事項を管掌す
 - 一、罹災區の善後處理に關する事項
 - 二、罹災區の罹災民の善後處理工作實施に關する事項
 - 三、罹災區の天災、匪患の豫防に關する事項

第六條 衛生局は左記事項を管掌す

- 一、罹災區の公衆衛生に關する事項
- 二、罹災區の公衆衛生工作の實施に關する事項
- 三、罹災區の衛生機關の組織及び指導に關する事項
- 四、罹災區の疾病治療に關する事項
- 五、罹災區の傳染病豫防に關する事項
- 六、罹災區内に於ける醫學團體及び醫藥業の許可、取締に關する事項
- 七、衛生材料の試験検査に關する事項
- 第七條 振濟部に總長一人を設け本部事務を綜理し且つ所屬職員及び各機關を監督す

第八條 振濟部に次長一人を設け總長を補佐し事務を處理す
 第九條 振濟部に秘書長一人、秘書二人乃至四人を設け部務、會議及び長官の交渉事務を分掌す
 第十條 振濟部に參事二人乃至四人を設け本部の一切の法規に關するものを撰擬審核す

第十一條 振濟部に局長四人を設け各局事務を分掌す
 第十二條 振濟部に科長十人、科員二十八人を設け各局に分配し所屬事務を辦理す

第十三條 振濟部に技正一人、技士二人を設け技術事務を辦理す
 第十四條 振濟部に視察員五人を設け隨時各區に分往し視察す
 第十五條 振濟部の事務取扱細則は別に之を定む
 第十六條 本大綱は公布の日より施行す

斯くて日を経るに従ひ臨時政府の施設全面的に發展するや、中央行政機構も亦逐次整備せられつゝある。即ち復興並に建設事業遂行の爲め昭和十三年四月一日行政委員會に直屬機關として建設總署を新設し、更に同十五日行政部實業局を昇格して實業部を開設したが、又近く内政、外交、交通の三局を夫々昇格せしめることに内定してゐる趣である。

建設總署組織條例（二十七年四月一日公布）

第一條 建設總署は行政委員會に直隸し全國公路、水利、港灣、都市等の公共土木事業の計畫、實施及び指導事宜を掌理す
 第二條 建設總署に左記職員を置く

署長一人（簡任）
 副署長一人（簡任）
 參事四人（簡任或は薦任）
 秘書三人（薦任）
 科長十二人（薦任）
 科員十四人（内五人薦任、九人委任）
 事務員三十人（委任）
 技監一人（簡任）
 技正二十五人（薦任）
 技士四十三人（委任）

各局は事務著しく繁多なれば副局長一人を添設するを得
 前項人員以外に事務の繁簡を見て職員を用ひるを得
 第三條 建設總署は中央或は地方機關職員中より顧問諮議を招聘することを得

第四條 建設總署々長は署務を綜理す、副署長は署長を補佐し署務を處理し署長事故ある時は之を代理す

第五條 技監は署長を輔佐し一切を規畫指導す

第六條 局長は長官の命を承け主管事務を掌理す、參事は局長を輔助し局長事故ある時は其の職務を代理することを得

第七條 建設總署に左記各局を設く

- 一、總務局
- 二、公路局
- 三、水利局
- 四、都市局

第八條 總務局は左記事項を掌理す

- 一、典守印信に關する事項
- 二、人事に關する事項
- 三、文書に關する事項
- 四、會計經理及び審核に關する事項
- 五、庶務及び其の他各局に屬せざる事項

第九條 公路局は左記事項を掌理す

- 一、道路の調査、計畫、建設、改良、維持及び指導に關する事項

二、所管事業費の豫算、決算及び統計に關する事項
 第十條 水利局は左記事項を掌理す

- 一、河川、運河、港灣の調査、計畫、構築、疏濬、維持及び指導に關する事項
- 二、所管事業の豫算、決算及び統計に關する事項

第十一條 都市局は左記の事項を掌理す

- 一、都市計畫に關する事項
- 二、都市に關する土木事項の指導監督事項
- 三、所管事業費の豫算決算及び統計に關する事項
- 第十二條 各局分科辦事規則は別に之を定む
- 第十三條 建設總署々長は事實上の需要を見て各省市區工程所々在地に工程局或は其の他の機關を設立し施工或は保衛事務を辦理せしむることを得
- 第十四條 本署處務規則及び所屬機關各規則は署令を以て之を定む
- 第十五條 本條例は公布の日より施行す

實業部組織大綱（二十七年四月十五日公布）

第一條 實業部は全國の實業行政事務を管理す

第二條 實業部に左記各局を置く

- 一、總務局
- 二、農林局
- 三、工商局
- 四、漁牧局
- 五、鑛業局
- 六、勞工局
- 七、合作局

第三條 總務局は左記事項を掌る

- 一、文書の收發、分配、撰擬及び保存に關する事項
- 二、部令公布に關する事項
- 三、典守印信に關する事項
- 四、職員の任免、進退に關する事項
- 五、統計の編製整理に關する事項
- 六、出版物の編輯、刊行に關する事項
- 七、本部經費の豫算、決算及び會計に關する事項
- 八、直轄各機關の經費及び會計検査に關する事項
- 九、本部官産及び官有物の保管に關する事項

十、本部の庶務及び其の他各局に屬せざる事項

第四條 農林局は左記事項を掌る

- 一、農業、林業の保護、監督、獎勵及び改良に關する事項
- 二、農産物及び蠶絲に關する事項
- 三、耕地整理及び水利に關する事項
- 四、氣候の測驗及び天災虫害の豫防と善後に關する事項
- 五、官有荒地の處分に關する事項
- 六、官有林及び保安林に關する事項
- 七、農會及び農業、林業各團體に關する事項
- 八、外國農會及び外國農業視察に關する事項
- 九、農用器具、種子の改良及び紹介獎勵に關する事項
- 十、其の他農林業一切に關する事項

第五條 工商局は左記事項を掌る

- 一、工商業の保護、監督、獎勵及び改良に關する事項
- 二、國營工商業に關する事項
- 三、工商業團體に關する事項
- 四、工廠の監督及び検査に關する事項
- 五、工人の保護及び教育に關する事項

六、工商業の調査及び商品陳列検査試験に關する事項

七、度量衡の製造、検査及び推行に關する事項

八、交易所及び各種公司の設立及び監督に關する事項

九、商標特許及び專賣に關する事項

一〇、保險運送、外國貿易に關する事項

一一、商業調査及び統計に關する事項

一二、會計師の登記及び試験監督に關する事項

一三、商埠商港の經營に關する事項

一四、駐外商務官の指揮監督に關する事項

一五、其の他工商業の一切に關する事項

第六條 漁牧局は左記事項を掌る

- 一、漁牧の保護、監督及び獎勵に關する事項
- 二、漁牧機關及び漁牧團體の監督に關する事項
- 三、水産、畜産の改良獎勵に關する事項
- 四、漁税の擬定に關する事項
- 五、家畜改良及び衛生に關する事項
- 六、水産、牧畜、種子の試験検査及び改良に關する事項
- 七、獸疫検査及び防除に關する事項

八、其の他漁牧の一切に關する事項

第七條 鑛業局は左記事項を掌る

- 一、國營鑛業の籌設及び管理に關する事項
- 二、鑛業の監督保護獎勵に關する事項
- 三、鑛業の特許及び撤銷に關する事項
- 四、鑛業登記に關する事項
- 五、鑛區税の擬定及び徵收に關する事項
- 六、鑛業爭議に關する事項
- 七、鑛務警察に關する事項
- 八、鑛業調査及び統計に關する事項
- 九、鑛區勘定及び鑛質分析に關する事項
- 一〇、鑛業用地に關する事項
- 一一、地質調査に關する事項
- 一二、其の他鑛業の一切に關する事項

第八條 勞工局は左記事項を掌る

- 一、勞工團體の監督に關する事項
- 二、勞工生活の改良及び保障に關する事項
- 三、工廠鑛廠衛生設備の指導監督及び検査に關する事項

- 四、工人知識の増進に關する事項
 - 五、工人失業及び傷害の救済に關する事項
 - 六、勞働保險に關する事項
 - 七、勞資爭議に關する事項
 - 八、工人の工作能率及び服務狀況の考查に關する事項
 - 九、勞工移殖及び國外勞工保護に關する事項
 - 一〇、國際勞工に關する事項
 - 一一、勞工統計に關する事項
 - 一二、其の他勞工一切に關する事項
- 第九條 合作局は左記事項を掌る
- 一、合作社の監督に關する事項
 - 二、合作事業の計畫及び促進に關する事項
 - 三、合作事業の指導及び視察に關する事項
 - 四、合作資金の調劑に關する事項
 - 五、合作人才の訓練に關する事項
 - 六、合作事業の調査統計に關する事項
 - 七、其の他合作一切に關する事項
- 第十條 實業部に總長一人を設け本部の事務を綜理し所屬職員及

び機關を監督す

- 第十一條 實業部に次長一人を設け總長を補助し部務を處理す
- 第十二條 實業部に秘書長一人、秘書四人を設け部務、會議及び長官の交辦せる事務を分掌す
- 第十三條 實業部に參事四人乃至六人を設け本部の法令に關する撰擬審核を分掌す
- 第十四條 實業部に局長七人を設け各局事務を分掌す
- 第十五條 實業部に科長若干人、科員若干人を設け各局に分配し所屬各科の事務を辦理す
- 第十六條 實業部に技監一人或は二人、技正若干人、技士若干人、技佐若干人を設け長官の命を承け技術事務を辦理す
- 第十七條 實業部辦事細則は別に之を定む
- 第十八條 本大綱は公布の日より施行す

臨時政府の中央機構一覽表(六月三十日現在)



三日左の如く新官制を公布施行した。

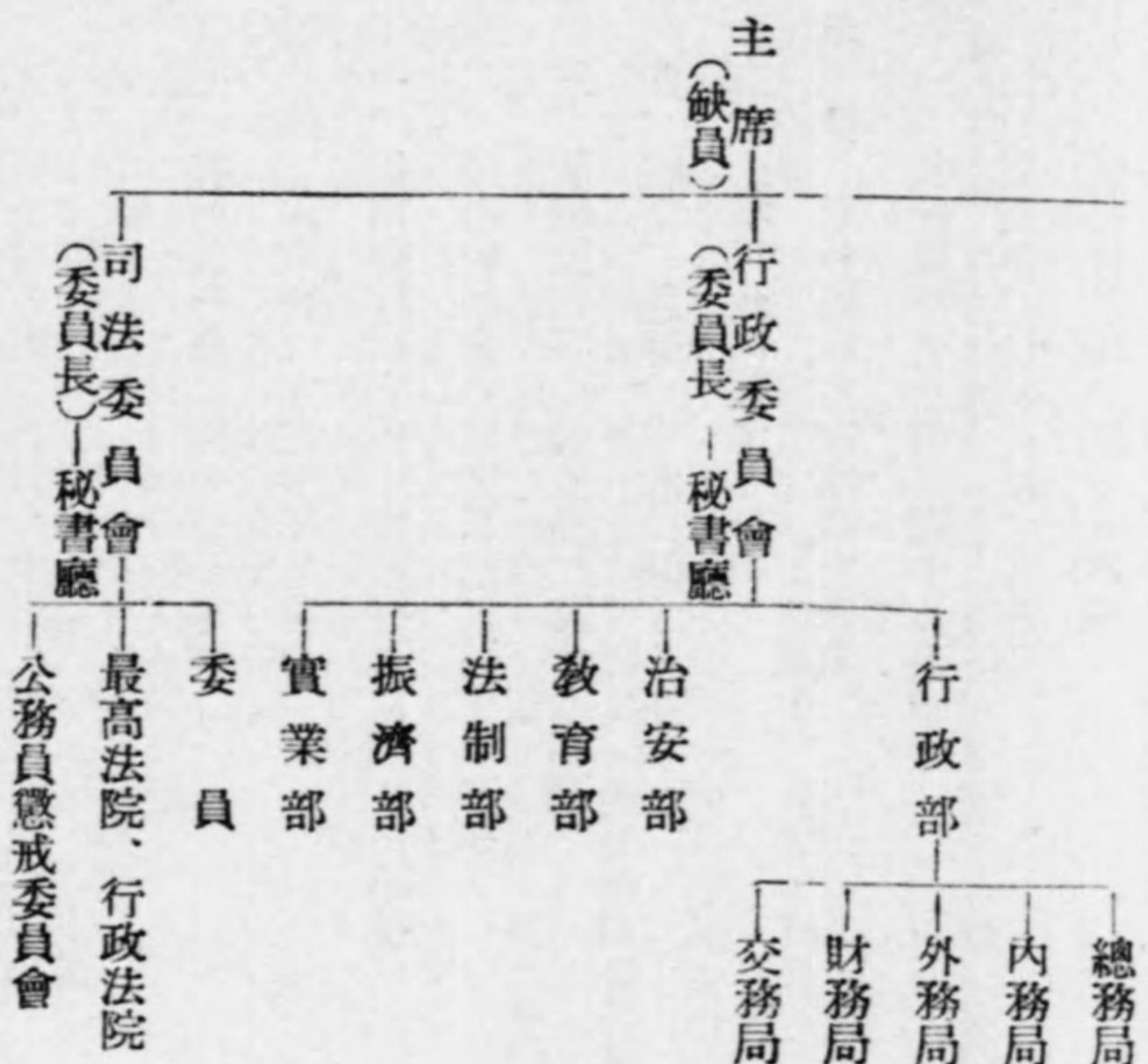
省公署組織大綱(二十七年三月二十三日公布)

- 第一條 省に省公署を設け全省の行政機關となす
- 第二條 省公署は中央の法令に抵觸せざる範圍内に於て省令を發布し省の單行規則を制定するを得、但し人民の自由を制限し人民の負擔を増加するものは中央政府の許可を受くべし。
- 第三條 省公署に省長一人(簡任)を置き省政を綜理し所屬機關と道市縣及び其の職員を監督す
- 第四條 省長は全省の警團各隊を節制調遣するを得、非常事變を處理或は防衛する爲め兵力を要する時は隣近地に駐紮する軍事長官に派兵を乞ひ會同辦理せんことを函請するを得
- 第五條 省公署に左記各廳處を設く

- 一、秘書廳
- 二、民政廳
- 三、財政廳
- 四、教育廳
- 五、建設廳
- 六、警務廳

地方制度改正

支那の地方制度は從來省、縣、市及び特別市に區劃されてゐたが、中華民國臨時政府に於ては省と縣との中間行政區劃として國民政府以前の道を復活し、之と同時に從來の縣政府、市政府の名稱を廢止し、省長の下に道長、縣長、市長を置き中央地方を一貫する行政機構を整備することとなり、昭和十三年三月二十



第六條 秘書處は左記事項を掌る

- 一、文書の發受信、保存撰擬に關する事項
- 二、會計庶務に關する事項
- 三、編製及び統計報告に關する
- 四、典守印信に關する事項
- 五、省公署各廳處職員の進退に關する記録事項
- 六、省政會議及び一切の機要に關する事項
- 七、其の他各廳に屬せざる事項

第七條 民政廳は左記事項を掌る

- 一、道市縣行政官吏の提請任命に關する事項
- 二、道市縣所屬の地方自治に關する事項
- 三、賑濟及び其の他救濟に關する事項
- 四、禮俗、思想、宗教に關する事項
- 五、土地行政に關する事項

第八條 財政廳は左記事項を掌る

- 一、省税及び省公債に關する事項
- 二、省豫算、決算に關する事項
- 三、省公産管理に關する事項

四、其の他省財政事項

第九條 教育廳は左記事項を掌る

- 一、學校教育に關する事項
- 二、社會教育に關する事項
- 三、圖書館、博物館、公共體育場等に關する事項
- 四、其の他教育行政事項

第十條 建設廳は左記事項を掌る

- 一、農業、水利、礦業等に關する事項
- 二、工商業に關する事項
- 三、交通に關する事項
- 四、一切の建設及び測量に關する事項
- 五、其の他の建設行政事項

第十一條 警務廳は左記事項を掌る

- 一、警察に關する事項
- 二、衛生に關する事項
- 三、消防に關する事項

第十二條 秘書處に秘書長一人(簡任)、秘書四人(薦任或は委任)を置き秘書處の事務を掌理せしむ、參事二人乃至四人(簡任或

は薦任)を置き省令及び省内各項規則の撰擬審査事務を掌理せしむ

第十三條 各廳に廳長一人(簡任)を置き各廳の事務を綜理せしむ

第十四條 各廳は各科に分ち辦事す、毎科に科長一人(薦任)科員、辦事員若干人(委任)を置き各科の事務を分掌す、各廳必要ある時は技師、技手及び視察員(薦任或は委任)を設置することを得、其の員數は實際の情形を斟酌して之を定む

第十五條 省公署に文書淨寫の爲め職員を酌用することを得

第十六條 省公署辦事規則は別に之を定む

第十七條 省公署に省政會議を設く

左記の事項は省政會議の議決を経べし

- 一、本大綱第二條及び第四條所定に關する事項
- 二、省行政區劃の確定及び變更に關する事項
- 三、省行政施設及び變更に關する事項
- 四、省豫算、決算に關する事項
- 五、省公産處分に關する事項
- 六、省公署所屬全省薦任以上の官吏任免に關する事項

七、其の他省長が應に議決すべきと認めたる事項

省政會議の議事細則は別に之を定む

第十八條 本大綱は公布の日より施行す

道公署組織大綱(二十七年三月二十三日公布)

第一條 道に道公署を設け一道の行政機關となす

第二條 道公署は中央及び省の法令に抵觸せざる範圍内に於て道令を發布し並に道單行規則を制定することを得、但し道の公産處分事項に關しては省長の核准を経べし

第三條 道公署に道尹一人(簡任)を設け道政を綜理し所屬機關と所轄各縣公署及び其の職員を監督す

第四條 道尹は本道に駐紮する警團各隊を節制調遣するを得、非常事變を處理或は防衛する爲め兵力を需用する時は省長より隣近に駐紮する軍事長官に請ふて會同處理するを得、又急迫情形に對しては直に各軍事長官に請求することを得

第五條 道公署に秘書一人(薦任或は委任)を置く、秘書は道尹の命を承け該公署の事務を處理す

第六條 道公署に左記各科を設く

- 一、警務科 本道の警務を掌理し所轄各縣の警務事項を稽核す

二、財政科 本道の財政を掌理し所轄各縣の財政事項を稽核す
 三、教育科 本道の教育を處理し所轄各縣の教育事項を稽核す
 四、建設科 本道の建設を處理し所轄各縣の建設事項を稽核す
 第七條 前條の各科に科長一人(薦任)、科員、辦事員若干人(委任)を置く、但し事務著しく簡なる時は一科の科長を以て他科の科長を兼任するを得

第七條 道公署に職員を酌用するを得

第九條 道公署に道政會議を設く

左記の事項は道政會議にも議決す

一、道豫算決算事項

二、道公産處分事項

三、道公共事業の經營管理事項

四、其他道尹が議決すべきと認めたる事項

道政會議の議事細則は別に之を定む

第十條 本大綱は公布の日より施行す

縣政府組織大綱(二十七年三月二十三日公布)

第一條 縣に縣公署を設け一縣の行政機關となす

第二條 縣公署は中央及び省道の法令に抵觸せざる範圍内に於て

縣令を發布し縣單行規則を制定することを得、但し縣の公産處分事項に關しては道尹より省長の核准を経べし

第三條 縣公署に縣知事一人(薦任)を置き縣政を綜理し所屬機關及び職員を監督す

第四條 縣知事は本縣に駐紮する警團各隊を調用することを得、非常事變を處理或は防衛する爲めに兵力を需用する時は道尹より隣近に駐紮する軍事長官に派兵處理を請ふべし、急迫の情形に對しては直に各軍事長官に請求することを得

第五條 縣公署に秘書一人或は二人(委任)を置き縣知事の命を承け縣公署の事務を處理す

第六條 縣公署に左記各科を設く

一、警務局 警備、消防、衛生、救災、戶籍等の事項を掌る

二、財政科 徵稅、公産管理及び其の他の財政事項を掌る

三、教育科 學校及び其の他の文化事項を掌る

四、建設科 農墾、森林、漁牧、水利、道路及び其の他の建設事項を掌る

第七條 前條の各局科に局長、科長、科員(孰れも委任)一或は二人を置く、但し事務簡なる時は一科の科長を以て他科の科長

を兼任することを得

第八條 縣公署に職員を酌用するを得

第九條 縣公署に縣政會議を設く

左記事項は縣政會議の議決を経べし

一、縣豫算、決算事項

二、縣公産の處分事項

三、縣公共事業の經營管理事項

四、其他縣知事が議決すべき事項と認めたるもの

特別市公署組織大綱(二十七年四月二十五日公布)

第一章 總 則

第一條 凡そ人民の聚居する地方にして人口百萬以上に達するか

或は政治上經濟上特殊の情形を具有するものは特別市を設け臨時政府に直隸せしむることを得

第二條 特別市區域は其の附屬區域圖を以て標準となす

第三條 特別市區域の變更は市公署より臨時政府に呈請し之を核定す

第四條 特別市公署が行政事項に關し其の他の機關と權限上の爭議を發生せる場合は應に臨時政府に呈請して之を裁決すべし

定す

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第四編・第一章・第二節 臨時政府の機構

第二章 特別市公署の組織及び權限

第五條 特別市公署は全市の行政事務を綜理す

第六條 特別市公署は中央の法令に抵觸せざる範圍内に於て市令を發布し及び市の單行規則を制定することを得、但し人民の自由の制限、人民の負擔の増加に關するものは須らく臨時政府の核准を呈請すべし

第七條 特別市公署は市長一人(簡任)を置き市政を綜理し並に所屬機關及び職員を指揮監督せしむ

第八條 特別市々長は非常事變を處理或は防衛する爲め兵力を要する時は鄰近に駐紮する軍事長官に派兵して會同辦理せんことを函請するを得

第九條 特別市公署は秘書處を設け左記事項を掌理せしむ

一、市公署及び所屬各機關人員の任免事項

二、撰擬文牘及び機要事項

三、印信及び官文書の保管事項

四、市公署の會計及び庶務事項

五、市公署及び所屬各機關の經費支出、豫算決算の審核事項

六、市公署及び所屬各機關の物品統制事項

- 七、市の命令及び単行規則の撰擬事項
- 八、公報及び統計表冊の審訂事項
- 九、市公署の公文書收發事項
- 十、其の他各局の掌理に屬せざる事項
- 秘書處は事務上の必要に因りて技正一人(薦任)、技士一人乃至二人、視察員若干人(各委任)を置くことを得
- 第十條 市公署は事務の繁簡に因り秘書處以外に三科乃至四科を設くることを得
- 第十一條 特別市公署に左記各局を設く
 - 一、社會局
 - 二、警察局
 - 三、財務局
 - 四、教育局
 - 五、工務局
 - 六、衛生局
- 第十二條 社會局は左記事項を掌理す
 - 一、育幼、養老、濟貧、救災等の設備事項
 - 二、糧食の儲備及び調節事項
- 第十三條 警察局は左記事項を掌理す
 - 一、戸口調査及び人事登記事項
 - 二、公安事項
 - 三、消防事項
 - 四、交通管理事項
- 第十四條 財政局は左記事項を掌理す
 - 一、財政收支及び豫算決算の編造事項
 - 二、公産の管産及び處分事項
 - 三、公營業の經營及び管理事項
 - 四、土地行政事項
- 第十五條 教育局は教育及び其の他文化事項を掌理す
- 第十六條 工務局は左記事項を掌理す
 - 一、市有房屋、公園、體育場、公墓等の建築、修繕、監督及び保護事項
 - 二、道路、橋梁、溝渠、堤岸及び其の他公共の土木工程事項
 - 三、河道、港灣の管理事項
 - 四、市民建築の指導及び取締事項
- 第十七條 衛生局は左記事項を掌理す
 - 一、公共衛生事項
 - 二、醫院、菜市、屠殺場、販賣場及び公共娛樂場の設置及び取締事項
- 第十八條 特別市公署は必要ありと認むる時は臨時政府の核准を呈請して處局を増設し或は之を合併することを得
- 第十九條 特別市公署秘書處に秘書長一人(簡任)を置く、市長の命を承けて市長を輔佐し一切の行政事務を處理し並に秘書處所屬の職員を指揮監督す、秘書三人乃至六人(薦任)を置き交際及び撰擬等の事項を分掌す
- 各科に科長一人(薦任)、科員若干人(委任)を置き社會、警察、

- 三、風俗改良事項
- 四、農墾工商各業の改良及び保護事項
- 五、造林、墾牧、漁獵の保護及び取締事項
- 六、寺廟の登記及び監督事項
- 七、勞工行政事項
- 八、合作社及び互助事業の組織及び指導事項
- 九、人民團體の指導事項
- 十、民營公用事業の監督事項
- 第十條 警察局は左記事項を掌理す
 - 一、戸口調査及び人事登記事項
 - 二、公安事項
 - 三、消防事項
 - 四、交通管理事項
- 第十一條 財政局は左記事項を掌理す
 - 一、財政收支及び豫算決算の編造事項
 - 二、公産の管産及び處分事項
 - 三、公營業の經營及び管理事項
 - 四、土地行政事項
- 第十二條 教育局は教育及び其の他文化事項を掌理す
- 第十三條 工務局は左記事項を掌理す
 - 一、市有房屋、公園、體育場、公墓等の建築、修繕、監督及び保護事項
 - 二、道路、橋梁、溝渠、堤岸及び其の他公共の土木工程事項
 - 三、河道、港灣の管理事項
 - 四、市民建築の指導及び取締事項
- 第十四條 衛生局は左記事項を掌理す
 - 一、公共衛生事項
 - 二、醫院、菜市、屠殺場、販賣場及び公共娛樂場の設置及び取締事項
- 第十五條 特別市公署は必要ありと認むる時は臨時政府の核准を呈請して處局を増設し或は之を合併することを得
- 第十六條 特別市公署秘書處に秘書長一人(簡任)を置く、市長の命を承けて市長を輔佐し一切の行政事務を處理し並に秘書處所屬の職員を指揮監督す、秘書三人乃至六人(薦任)を置き交際及び撰擬等の事項を分掌す
- 各科に科長一人(薦任)、科員若干人(委任)を置き社會、警察、

織す

- 一、市長
- 二、參事
- 三、局長或は科長

秘書長或は秘書は應に市政會議に列席すべし

第二十七條 左記事項は應に市政會議の議決を経べし

- 一、行政區域の決定及び變更に關する事項
- 二、行政の施設及び變更に關する事項
- 三、各處局所訂の辦事細則に關する事項
- 四、市の單行規則に關する事項
- 五、市の豫算決算に關する事項
- 六、市の財政收入の整理及び市公債募集に關する事項
- 七、市の公産の經營、處分及び公營業の經營に關する事項
- 八、市公署各處局或は科の權限上の爭議に關する事項
- 九、其の他市長が應に議決を行ふべきものと認めたる事項

第二十八條 市政會議は毎月少くとも一開會、市長之を召集し且つ主席となる

第二十九條 市政會議の議事細則は該會議に於て之を定め且つ上

級機關に呈報して其の記録に備ふ

第三章 附則

第三十條 本大綱は公布の日より施行す

市公署組織大綱（二十七年四月二十五日公布）

第一章 總則

第一條 凡そ人民聚居の地方にして人口三十萬以上に達するか或は政治上經濟上特殊の情形を具有するものは市を設け省公署に隸屬せしむることを得

第二條 市の區域は其の附屬區域圖を以て標準と爲す

第三條 市區域の變更は市公署より省公署に呈請して之を核定す

第四條 市公署が行政事項に關して其の他の機關と權限上の爭議を發生せし場合は應に省公署に呈請して之を裁決すべし

第二章 市公署の組織及び權限

第五條 市に市公署を設け全市行政機關と爲す

第六條 市長は中央及び省の法令に牴觸せざる範圍内に於て市令を發布し及び市の單行規則を制定することを得、但し人民の自由を制限し人民の負擔を増加する者に關しては應に省公署の核准を呈請し並に省公署より政府に轉報して其の記録に備ふべし

第七條 市公署に市長一人（薦任）を置き市政を綜理し並に所屬機關及び職員を監督す

第八條 市長は非常事變を處理或は防衛する爲め兵力を要する時は省長に呈請し省長より鄰近に駐紮する軍事長官に派兵して處理せんことを請ふことを得、且つ急迫の情形に遇ひたる時は直接各軍事長官に向つて請求することを得

第九條 市公署に秘書一人或は二人（委任）を置き市長の命を承けて撰擬交際及び署内一切の事項を掌理す

第十條 市公署に左記各局を設く

- 一、警務局 警衛、消防、衛生、救災、戶籍及び其の他警務事項を掌る
- 二、財政局 徵稅、募債、公産管理及び其の他財政事項を掌る
- 三、教育局 教育及び其の他文化事項を掌る
- 四、建設局 土地、森林、農礦、水利、交通及び其の他建設事項を掌る

市公署は必要有る時は省公署に呈請して社會、土地、衛生各局を増設し社會、土地、衛生の各事務を專理せしむることを得
上記各局は市公署が事務比較的簡單なるか或は實際上必要なき

が如き場合に於ては省公署に呈明して夫々設置を延期するか或は暫時改めて科と爲すことを得

第十一條 市公署各局に各局長一人（委任）を置き當該各局の事務を綜理し科を分つて事務を處理することを得、毎科に科長一人、科員二人（各委任）を置き各科の事務を分掌す

第十二條 市公署は職員を酌用することを得

第十三條 市公署の辦事細則は別に之を定む

第十四條 市公署に市政會議を設く

左記事項は應に市政會議の議決を経べし

- 一、市の豫算、決算事項
 - 二、市公債事項
 - 三、市公産の經營及び處分事項
 - 四、市公共事業の經營管理事項
 - 五、其の他市長が應に議決を行ふべきものなりと認めたる事項
- 前項會議細則は別に之を定む

第三章 附則

第十五條 本大綱は公布の日より施行す

第二章 臨時政府の政治建設

第一節 中央施政の概要

施政方針 中華民國臨時政府は民國二十六年十二月十四日北京居仁堂に於て組織典禮を舉行し即日政務を開始したが、臨時政府は遠からず正式統一政府の誕生すべきことを待望し、同日公表した宣言に於て明示された左の如き施政大綱に基き鋭意内外諸般の施政整備に努力する方針を採用することとなり、即日午後第一回議政委員會を開き、政府の根本方針に基き重大國務の具體的運営に就き慎重なる協議を行つた。

- 一、内治方針 國民黨の一黨專制が示せる黨治の弊を一掃し、眞に支那民衆の總意に立脚せる支那民族の幸福の爲めの政治を行ふこと
- 一、經濟方針 農民本位の農村對策を確立し併せて資源産業の開發に努め民衆生活の向上を圖ること
- 一、東亞方針 東亞の道義たる民族協和の精神を基調として隣邦との友誼を敦睦ならしめ眞の親善提携を圖ること

- 一、對外方針 従前政府が負へる對外義務にして既に國民に對し公けにされたる債務其の他の義務は之に代つて一切其の責に任じ不當に諸外國の權益を侵犯することなし

- 一、防共方針 容共政策を絶対に排撃し進んで防共諸國と協力し東亞本來の平和を確保すること

次いで政府は同十八日最初の行政委員會を開催し、政府の重要人事を決定、更に各官廳の振當として、議政委員會、行政委員會は外交大樓に、司法委員會は前司法部跡に、治安部は前陸軍部跡に、文教部は前教育部跡に、司法部は河北省高等法院内に、振濟部は舊内務部跡に置くこととし、民國二十七年中に行ふべき行政方針として略ぼ左の如き大綱を決定した。

- 一、金融機構の整備 疲弊せる農村の救濟、産業の開發の爲め金融機構を整備することとし、中國聯合準備銀行の開設を急ぎ二月籌備委員會を開催、三月より開店すること
- 一、經濟産業開發發展 産業開發、經濟建設を合理的に展開し、各部内の統制ある開發を行ふ爲め中樞機關としての日支經濟協議會の創設は日支兩官憲當局間に考究、之を將來に於ける日支經濟調整上の楔たらしめ、此の機構の下に鐵道、航運、鑛山、

電信、電氣の各種統制事業並に其の他の一般の産業機關を統制運営すること

- 一、治安維持機構の充實 敗殘兵の宣撫教化に積極的に努力し、地方政權とも連絡協力して不良分子の剷滅を期すると共に、地方警備機構の整備に全力を注ぎ警察機關、保甲團、保安隊の組織を充實完備して恒久的治安維持に當ること、而してこれ等機構の整備缺員の養成はその大部分を上半期中に完成すること
- 一、災區救濟事業の進展 災區救濟の應急根本兩對策を立案、根本對策として水利事業、土木事業によること。即ち政府は大規模の工事を施し水災の根絶、民力の涵養に資すべく建設第一年度に相當の成績を擧ぐる計畫を進めること。而して之が財源としては年約一億二、三千萬元に及ぶ収入の相當額を以て之に充當することとし、舊政府が其の大部分を軍費に消費してゐた國費を此の種民生向上の建設的事業に投下すること
- 一、交通、通信機關の整備 鐵道、電信、電話等の整備は治安に密接な關係があり政府としても各鐵路局其の他の機關を督勵して速かなる復舊を急ぐ一方、根本的整備改善の具體的方法に關して關係方面と折衝を遂げ、其の具體化を圖ること

- 一、正式政府への移行 臨時政府の内容實質が充實整備すると共に正式政府へ移行すべく諸般の用意を進めること
- 一、地方政權の接收 地方政權若くは自治政府の合流を促進すること
- 一、教育其の他の刷新 教育、文化、教育施設の普及徹底により文盲貧民の救濟、赤化排外思想の廢絶を期し、新政府の理想の一たる「剷共滅黨」を達成すると共に、新民主主義教育思想の普及を圖ること
- 一、司法制度の改善 監獄其の他司法制度機關を改善整備し、將來の治外法權撤廢の場合に備へること

法令の改廢 新政府は上記の如く民國二十七年一月一日附を以て行政、議政、司法各委員會組織大綱、行政、治安、教育、振濟各部組織大綱、行政、議政、司法各委員會秘書廳組織大綱、河北省公署、天津特別市公署、銀行令及び臨時政府公務委員司法暫行規則等を公布即日施行したが、更に臨時政府は従前施行の各種法令にして臨時政府宣言の主旨に牴觸せざるものは暫行的に適用することとなり、一月一日附を以て左の如き政府命を發した。

臨時政府令

臨時政府建設せられ尹より百度の維新始まる。法令は施政の本源にして、一日も間斷あるべからず、未だ新法頒布せられざる以前に在つては、凡そ従前施行の各種法令にして臨時政府宣言の主旨に抵觸するものを除くの外均しく暫行適用し以て遵守に資せよ。茲に令す。

然るに其の後臨時政府の秩序安定するや法部は民衆共和、一黨專制排撃の原則に基づき國民政府の諸法令に嚴重檢討を加へ、三民主義的精神を有するものは之が改廢を斷行し、新法令を制定して銳意法治國家の體形を整へつゝあるが、改廢又は新制定せられたものは左の通りである。

- 一、新制定 頒發印信條令(五月二十一日公布)、行政執務法(四月八日公布)、官吏服務規則(四月十五日公布)、公務員任用暫行條令(一月二十九日公布)、懲治盜匪暫行條令(四月一日公布) 法規制定標準法(七月十三日公布)
- 一、改訂 修正治安警察法(四月八日公布)、修正司法官審查委員會規則(三月三日公布)、修正危害民國緊急治罪法(二月十日公布)
- 一、廢止 特殊犯罪臨時處理法、同審判法、同施行細目、同廷廷

構成法、天津市懲罰法規、天津特別法廷組織法、剿匪區內懲治土豪劣紳條例

尙ほ臨時政府は政治、財政、經濟各機構の整備充實に努め、遠からず正式政府に發展すべき確固たる準備を進めつゝあるが、正式政府に發展するに當つては施政の根基として中華民國新憲法を制定する方針を決定し、既に臨時政府司法委員會に命じて憲法草案の審議並に研究に着手すると共に、國民政府に於て制定實施し來れる民法刑法、訴訟法その他の各種法例に就いても三民主義排除の根本精神に基き全面的に再檢討を加へ、正式政府成立後の新事態に適應せしむるやう根本的改正を行ふ方針で、夫々調査を進めてゐる。

行政 臨時政府の行政事務は民國二十六年十二月十四日より行政委員會委員長王克敏氏統督下に開始されたが、翌年一月一日附を以て政府機構に關する大綱を公布し、次いで一月十八日附告示を以て「爾今北京を北平と稱することを得ず」との禁止令を發布し、同二十日には何豐林氏を侍衛隊長に任命して侍衛隊を編成すると共に衛兵四百名を募集し、更に四月八日には行政執行法、同十五日には官吏服務規則を左の如く公布實施し、行政事務の遂行に遺漏なからしむることとした。尙ほ官吏服務規則は官吏服務上の必要を細部

に亘つて定めたものであるが、特に舊來の積弊に鑑み官吏の賭博行為、職權濫用並に夤緣收賄等の瀆職に就き嚴重規定してゐる。

行政執行法(二十七年四月八日公布)

第一條 行政官署は法令を執行し或は法令の處分に基き必要と認めたる時は間接或は直接強制處分を行ふことを得

- 第二條 間接強制處分左の如し
- 一、代執行
- 二、罰鍰

前項の處分は行政官署より文書を以て期間を限定して豫め告戒を爲したるものに非ざれば之を行ふことを得ず、但し代執行は緊急の情形有り認めたる場合此の限りにあらず

第三條 法令に依るか或は法令の處分に基く作爲の義務を負有し而も爲さざる者は行政官署よりするか或は他人に命じて代執行せしめ義務者に向つて相當額の費用を徵集す

第四條 行政官署は左記情形の一有る者に對しては處するに罰鍰を以てすることを得、但しそれに易へて拘留を科することを得ず

一、法令に依るか或は法令の處分に基く作爲の義務を負有し行

政官署が文書を以て期間を限定せる豫告を経たる後而も爲さず、其の作爲が官署或は他人が代執行をなし得るものに非ざるもの

第五條 行政官署が前條の罰鍰を執行する場合其の數額は左記規定に依る

- 一、中央各會部署は三十元以下となす
- 二、省長公署及び其の各廳と特別市公署及び其の各局は二十元以下となす

中央各會部署直轄の行政官署も亦同じ
省長公署及び其の各廳直轄の行政官署も亦同じ

第六條 直接強制處分左の如し
一、人に對しては管束を爲なすことを得
二、物に對しては控留使用或は處分或は其の使用を制限するこ

とを得

三、家宅或は其の他の場所に對しては侵入搜索をなし得

第七條 行政官署は左記情形の一有る者に對して之を管束するこ
とを得、但し二十四時間を逾ゆることを得ず

一、瘋狂或は酩酊泥酔し管束するに非ずんば其の生命身體の危
險を救護する能はず及び他人の生命身體の危険を豫防し能は
ざる者

二、自殺を意圖し管束するに非ずんば其の生命を救護すること
能はざる者

三、暴行或は闘毆し管束するに非ずんば其の傷害を豫防するこ
と能はざる者

四、其の他救護を必須とするか或は公安に害有るの虞れ有り管
束するに非ずんば救護すること能はざるか或は危害を豫防す
ること能はずと認めたる者

第八條 行政官署は危害を豫防する爲め軍器、凶器及び其の他の
危険物に對しては之を控留することを得

前項の控留は法律に依つて應に没收すべきか或は應に價を變じ
て還付すべき者を除く外其の期間は長きも三十日を逾ゆること

を得ず、物は一年内に於て還付を請求せざる者は其の所有權は

國庫に屬す

第九條 行政官署は天災事變及び其の他交通上、衛生上或は公安
上の危害を防止する爲め其の土地、家屋、物品の使用或は處分
或は使用を制限することを得

第十條 行政官署は左記情形の一有る者に對しては其の家宅或は
其の他の場所に侵入することを得

一、人民の生命、身體、財産の危害迫切にして侵入するに非ら
ざれば救護すること能はざる者

二、公安を妨害し或は其の他違法の行爲有り侵入するに非らざ
れば制止或は逮捕すること能はざる者

第十一條 行政官署は第三條、第四條の情形に於ては間接強制處
分を行ふ能はざるか或は緊急なりと認めたる時に非ざれば直接
強制處分を行ふことを得ず

第十二條 本法は公布の日より施行す

官吏服務規則(二十七年四月十五日公布)

第一條 官吏は應に忠勤を竭し法令の定むる所に依りて職務を執
行すべし

第二條 長官が其の監督の範圍以内に於て發する所の命令は屬官
は服従の義務を有す、但し命令が顯然違法たることに於て疑義
無きものは此の限りにあらず

屬官は長官の發する命令に對し意見を有する場合は隨時陳述す
ることを得

第三條 官吏は兩級長官の同時に發する命令に對しては上級長官
の命令を以て標準となし主管長官と兼管長官の同時に發せる命
令は主管長官を以て標準となす

第四條 官吏は應に法定の時間に遵つて登署すべし、但し特別の
事情有りて長官の許可を経たる者は此の限りにあらず

官吏は緊要の事件にして未だ完結せざるもの有る場合は執務時
間を逾ゆるも仍は任意に離署することを得ず

第五條 官吏は例休以外左記情形有るに非ざれば休暇を請ふこと
を得ず

一、疾 病
二、正當の事由

第六條 官吏は例休期内に於て班を分ちて交替當直すべきが如き
場合は應に當該機關所定の班次に依つて登署交替當直すべし

官吏は緊要事件有る場合は例休期内と雖も長官の命令を奉ぜし
場合は仍は應に登署すべし

第七條 官吏は本管長官の許可を経るに非ざれば擅に職守を離る
ことを得ず

第八條 官吏は應に官規を恪守すべく冶游賭博及び其の他名譽を
毀損するの行爲あることを得ず

第九條 官吏は權力に借りて以て自身或は他人の便利を圖ること
を得ず、並に職權を濫用して以て害を人に加ふることを得ず

第十條 官吏は職務執行の時自身或は其の親屬の利害に涉る事件
に遭遇したる場合は應に左の如き迴避を行ふべし

一、自ら迴避を請ふ
二、本管長官より迴避を飭令す

三、該事件に關係有る者より迴避を請求す

第十一條 官吏は相互に人員を推薦し及び公事囑託の酬宴を爲す
ことを得ず、並に主管事件に對しては其の親故の爲めに關說請
託することを得ず

第十二條 官吏にして隸屬關係有るものは職務に涉ると否とを論
ぜず並に如何なる名義を用ふるを論ぜず均しく財物を餽受する

ことを得ず

第十三條 官吏は主辦事件に於ては如何なる名義に因るを論ぜず外間の餽遺を收受することを得ず

第十四條 官吏は左記各項にして其の職務に關係有るものに對しては私の貸借をなし私人間の互惠契約を訂立し或は不當の利得を享受することを得ず

一、本機關或は所屬機關の工事を引受け取扱ふもの

二、本機關或は所屬事業の金錢取引を經營する銀行錢號

三、本機關或は所屬事業の公用物品を引受け取扱ふ商店

四、官署の補助費を受くるもの

第十五條 官吏は如何なる名義を用ふるも商業及び一切の投機事業を兼營することを得ず

第十六條 官吏は法令の定むる以外他項の職務を兼任することを得ず、其の法令に依つて兼職する者も俸給を兼ね受くることを得ず

官吏は新聞事業を兼理することを得ず、並に新聞記者を兼任することを得ず

第十七條 官吏は本機關の機密及び未だ公布せざる事件に對して

は其れが主管事務なると否とを論ぜず均しく漏洩することを得ず、退職後も亦同じ

官吏或は曾て官吏たりし者が法規に於て證人鑑定人と爲る時職務上の秘密事件に訊及せられたる場合は本管長官の許可を経るに非ざれば陳述することを得ず

第十八條 官吏は所管の官文書、器物、財産に於ては均しく典守の責有り遺失、毀棄、私用變更或は他人の營利の用に供給貸與することを得ず

第十九條 官吏にして外國政府贈與の勳位勳章及び其の他の贈與を得たる者は應に中央政府の許可を経べく然る後始めて之を領受することを得

第二十條 官吏にして本規則に違反せる者有る時は當該管轄長官は應に情節の輕重を按じて夫々申誡或は懲戒に付すべし

第二十一條 本規則は凡そ俸給を受くる官吏に均しく之を適用す特別官吏にして他の法令に別に規定有る者は應に各其の本法令に依るべし

第二十二條 本規則は公布の日より施行す

臨時政府公務員任用暫行條例(一月二十九日公布)

第一條 臨時政府公務員の任用は特任職及び法令に別に規定あるを除きては總て本條例に依り之を任用す

第二條 簡任職公務員は左記各項資格の一を具有する者の中より之を任用す

一、現に簡任職に任ずる者

二、簡任職に在任し臨時政府の審核を経て簡任職任用有資格者として許可されたる者

三、現在又は既往に最高薦任職に二年以上在任し各該長官より特別保證又は成績優秀を以て簡任職任用有資格者として又は昇任を許可されたる者

四、文官任用試験に合格し銓叙局に簡任職任用の登記しある者

第三條 薦任職公務員は左記各項資格の一を具有する者の中より之を任用す

一、現に薦任職に任ずる者

二、薦任職に二年以上在任し成績顯著なりし者

三、高等文官試験に合格し見習期間満了し成績顯著なりし者

四、高等試験又は高等試験に相當する特殊試験に合格し見習期間満了し成績顯著なりし者

五、文官任用試験に合格し銓叙局に於て薦任職任用の登記しある者

六、最高委任職に現に三年以上在任し各該長官より特別保證又は成績優秀を以て薦任職有資格者として又は昇任を許可されし者

第四條 委任職公務員は左記各項資格の一を具有する者の中より之を任用す

一、現に委任職に任ずる者

二、委任職に滿一年以上在任し成績顯著なりし者

三、文官普通試験に合格し見習期間満了し成績顯著なりし者

四、普通試験又は普通試験に相當する特殊試験に合格し見習期間満了し成績顯著なりし者

五、現に雇員として繼續三年以上服務し成績優良なる者

六、教育部の認可せる國內外大學又は專門學校卒業者

第五條 左記各事項の一に該當する者は公務員に任用することを得ず

一、公權を褫奪せられ未だ復權せざる者

二、公金を消費し未だ清算償還をなさざる者

三、隱職罪にて起訴せられたる者
四、老朽して職務に勝へざる者

第六條 簡任職は各會部長官に於て本條例第二條各項の資格を有する人員中より相當のものを選出し資格履歴を明叙し臨時政府に呈請して之を簡任す

第七條 薦任職は各會部長官に於て本條例第三條各項の資格を有する人員中より相當のものを選出し資格履歴を明叙し詳細なる意見を具して臨時政府の審査に附し其の合格を得たる上之を任命す

第八條 委任職は各會部長官に於て本條例第四條各項の資格を有する人員中より選出委任し並に員名を書記し資格履歴を明叙して行政委員會秘書廳に通知し審核並に登記すべきものとす

第九條 各會部長官は所屬官署の簡任、薦任各職に對して簡任職をして薦任職を以て選する期間あり必要ある場合は相當の有資格者を派して代理せしむることを得、但し代理期間は三ヶ月を超ゆるを得ず

第十條 公務員任用の順序を分つて署理及び實授となす、署理にあること滿一年にして始めて實授たり得

休日一覽表(二十七年三月三十一日發表)

△一月一日(新年)

△春休三ヶ日(舊曆新年)

△四月五日(植樹節)

△五月五日(端陽)

△八月十五日(仲秋)

△八月二十七日(孔子生誕)

△十月十日(双十節)

斯くて北支の政情一段落を告げたので、王克敏行政委員長は四月下旬別項記述の如く上海に維新政府首腦者を訪問會議の上、兩政府を代表して渡日し親しく感謝の意を表し、五月九日無事北京に歸着したが、王委員長は前記旅行の結果大體左の如き見透しが附いたので、愈々斷乎たる決意を以て本格的に更生支那建設工作に着手することゝなつた。

一、支那統一の實體たるべき臨時、維新兩政府合流に對する確信が一段と強化されたこと

二、蔣政權脅威に對する日本政府の決意が確固不動のものであり傳へられた弱腰は單なるデマに過ぎなかつたこと

三、更に新支那建設のために日本朝野が萬難を排除して協力援助せんとする意向が明白に看取されたこと

四、日本國民が上下一致戰時體制に順應して、事變による損傷に

初任の人員は署理となす、簡任職の有資格者にして薦任職にて任用されしもの、又は薦任職の有資格者にして委任職にて任用されたる者は前項の規定を適用せず、且つ原資格を保留す

第十一條 本條例施行細則は別に之を定む

第十二條 本條例は公布の日より施行す

尙ほ臨時政府は三月二十八日國歌として中華民國九年十一月制定公布された「卿雲歌」を改めて採用することゝなり、即日教育部より其の旨發布したが、維新政府も亦之に倣つて同歌を採用した。

國歌(卿雲歌)

卿雲爛兮 糺纒纒兮

日月光華 且復且兮

次いで臨時政府行政委員會は新政府の行政年度及び休日を左の如く決定之を發表した。

行政年度(二十七年六月十五日發表)

一月一日から十二月三十一日迄を一年度とし、司法年度も之に倣ふ。従つて會計年度もこれと同一になる譯であるが、政府としては未だ建設早々の過渡期の爲め年度豫算を作つて居ないが、多分民國二十八年年度から實現することゝならう。

微動だもせざる國力の充實ぶりを確認したこと

茲に於て臨時政府は從來の準備計畫の第一期建設工作より、愈々統一提携實現の第二期建設工作に移行すべき重大時機に到着したもとして、左の諸方策の急速實現に邁進すべく、行政委員會各部門に對しても重要な整備を命ずることゝなり、五月十日午後臨時行政院會議を開催、王克敏氏以下湯爾和、朱深、董康、王揖唐、齊燮元、王隱泰、殷同、余晉蘇の各委員出席の上隔意なく懇談を遂ぐる所があつた。

一、日支經濟締結の實現は支那更生に最も適切緊急なる國策なるを以て、新設の實業部を中心に農業、牧畜、製鹽方面に關する行政分野の確立整備を完了せしめ、日華經濟協議會第一回會議に上程審議される華北産業建設の基本的具體的計畫に對應し、併せて前記三部門の計畫實現の主動的たらしめること

一、治安回復地帯の擴充は緊急を要するを以て政府直接軍隊の強化擴大を實現すべく、又日本軍の援助指導により、警備組織の擴大は勿論、縣政府、治安維持會等の警察機構の整備、保衛團自衛團組織等に對する治安部工作を一段と強化すること

一、日本法人を以て設立される開發會社の事業別各會社に對して

は中國特殊會社法を制定して之を保護助長すべく、實業部を中心にして立案に着手すること

一、教育方面は漸次充實を見つゝあるが、目下暫定的に使用しつつある中、小學校教科書を根本的に改編し、國民黨イデオロギ一の清算は勿論、新支那建設の精神と理論とによる青少年の養成に努め、國立綜合大學の急速整備による國家有爲の人材養成に進むべく、別個に日支の最高權威者を網羅せる中樞文化指導機關を設けること

一、行政部は關稅外債擔保及び賠償分擔金の決定を俟つて、政府稅收入經費を確定し、政府剩餘金（現在推定二、三千萬元）の過半を産業建設方面に出資し、殘額を治安維持、教育費等に振り向けるべく具體的研究調査を開始すること

一、維新政府との合流達成の爲め、行政、財政、法制の三分野に於ける委員會を組織し、合流前後に於ける臨時政府統轄事項の具體的研究に着手し兩政府合流委員會設置を見たる場合、之に對する準備をも整へること

正式統一政府樹立問題 中華民國臨時政府は、當初より中華民國に於ける正式統一政府としての地位を確保することを目標とし

て成立せるものなるを以て、中支に中華民國維新政府（第五編參照）の樹立せらるゝや、同政府首腦者との間に逸早く協議を進め之が合流を期しつゝある。従つて遠からず維新政府は臨時政府に合併せらるゝに至るべく、目下其の時期方法等に關し協議中であるが、右交渉の概要は略ぼ左の通りである。

南北兩政府第一次會談 中華民國維新政府成立するや同政府は行政院長梁鴻志、財政部長陳錦濤、綏靖部次長任援道の三氏を代表として臨時政府と協議の爲め北京に特派することとなり、同一行は民國二十七年四月四日午前十時四十分北京臨時政府を正式に訪問、臨時政府行政委員會委員長王克敏、議政委員會委員長湯爾和、司法委員會委員長董康、治安部總長齊燮元、振濟部總長王揖唐、法制部總長朱深氏等首腦部と歴史的挨拶を交換し、午後二時より會議室に於て兩首腦者膝を突合せて中國の統一的中央政府實現に關する重要會議を開催したが、第一日の會議は午後六時まで約四時間の長きに亘つて続けられ、第二日の五日も臨時政府は植樹節に拘らず重ねて續行された。

先づ梁鴻志氏は維新政府成立の經過を詳細説明して「長江一帯の中支の現状を見るに忍びずして同志相勵起して民衆生活の再檢

討、蔣政權の打倒、友邦日本との固き提携の旗印を掲げて暫定的に政權を樹立するに至つた」精神を述べた。次いで王克敏氏は臨時政府を代表し同政府成立以來四ヶ月に亘る治政の内容と治安、教育、財政、産業各方面に亘る治政の現状を述べ、續いて核心たる合流問題に入り、支那の正しい再建と其の指導精神に關して兩者の間に熱烈にして率直なる意見の交換を行ひ、維新政府が既に其の成立宣言に於て闡明したる通り津浦、隴海兩鐵路が完全に南北から結ばれて北支、中支の兩地域の杜絶状態が全く解消したる頃を以て兩政權合流の端的なる時機とすることに兩者の意見は完全に一致し、斯くて中國を遂に今日の悲慘に導くに至つた蔣介石

政權を打倒し、之に代つて中國全體に號令すべき新中央政府成立への基礎的條件は完全に成熟するに至つた。合流の具體的方法に關しては次に行はれる第二次會談に於て協議することとし、取敢へず暫定的辦法として中支方面に於ける中央所管の行政處理辦法に就いて協議を行つたが、兩政府から代表者を夫々上海、北京に派遣し今後續けて之が打合せを進めることとして第一次會見を終り、梁氏は六日午前六時飛行機で上海歸還の途に就いた。兩政權代表者共豫てから舊知の關係にあつた爲め會談は諷々たる和氣の

間に進められ、兩者十分に語り盡して母國再建への悲壯なる決意と友邦日本との固き提携による東洋平和の確立を誓約し多大の効果を收めたが、本會談の成果たる合流問題及び行政處理辦法に對する兩者の諒解事項は大體左の如くである。

(一)合流問題 (イ)合流は津浦、隴海兩鐵道の南北よりの連絡完成したる後適當なる時機を見て實現する (ロ)合流問題の將來に於ける圓滿な實現を計るため兩政權とも合流に障害となるべき事項は之を嚴重戒める (ハ)合流の時機並に具體的方法を打合せのため兩政府は夫々適當なる代表者を上海、北京に常駐せしめ臨時政府と具體的協議を遂げる。

(ニ)外交問題 外交政策は其の性質に鑑みて北京政府に於て主管統一した外交を遂行する。従つて中支維新政府は外交問題發生毎に北京臨時政府に逐一報告する。

(三)關稅問題 關稅政策も全體に統一を要するが故に北京臨時政府の方針に合致して遂行する。而して現在關稅問題の解決を交渉中なるため北京臨時政府は之を政費に充當せず、正金銀行に貯金して外債擔保額の償還比率及び團匪賠償金の所管決定を待つこととし、中支維新政府の國際信義のため取敢へずこの方

法を採り問題解決まで政費の財源に充てないこと、但し關稅率は北京政府の方針と共に統一的に之を行ふ。

(一)財政問題 中支維新政府の財政状態は基礎確立してゐないから、國稅たるべき鹽稅並に統稅の收入は暫定的に中支維新政府の政費として財源に充てる事とする。随つて中支維新政府にも北支同様鹽稅公署を設立することを許すが鹽稅收入額は正確に北京臨時政府に報告する。統稅は現在セメント、卷煙草、綿糸、麥粉、マツチ、ビール等の諸稅であるが、之も暫定的に中支地方の稅收は維新政府の收入とする。但し稅徵收の方法として生産地若くは消費地の何れで行ふかは今後改めて協議する。

(二)金融通貨問題 金融通貨を統一するため北京の中國聯合準備銀行のそれを漸次中支にも浸透せしむることとし、中支には同一のものを設置せず當分舊法幣を流通せしむる。

(三)教育問題 蔣政權の黨化排日教育は之を嚴重清算し、教科書の改訂その他によつて教育の新らしき復興を計るため兩政權ともに一致してこの政策に邁進する。

兩政府第二次會談 維新政府首腦部の北京臨時政府訪問に對する答禮を兼ね、臨時政府行政委員長王克敏氏は李交通局長、潘秘

書等を滯同、喜多陸軍少將、須賀海軍大佐等を同道して四月二十八日飛行機にて上海着、我陸・海軍、外務の出先當局を訪問、臨時政府を代表して日本側の援助に對し感謝の意を表し、翌二十九日維新政府辦公署を正式訪問、梁行政院長、溫立法院長を始め各部長等出迎へ裡に會議室に入り、南北兩政權合流實現迄の政策提携に關する第二次會談を遂げ、更に三十日引續き細目に亘り協議を進めた結果、左の如き成果を得たのである。

(一)上海海關接收後の海關行政を南北を通じて一元的に統一する基礎を作つたこと

(二)關稅率改正は兩政府の緊密なる協議によつて行ふべく諒解が成立したこと

(三)國稅徵稅方法、關稅徵稅機關の統合等は漸を追うてなすこと

(四)國內政策中重要なものに就いては隨時商議を遂げ、聯絡を密にすること

(五)幣制の確立、通貨の安定に就いては兩政府協力して最善を盡すべく諒解が成立したこと

斯くて本會議に依り南北兩政權の疏通は著しく促進され、兩政

權合流の圓滑化に貢獻するところ多大であつた。

兩政府連絡機關設置 中華民國臨時、維新兩政府の合流實現の前提として王克敏、梁鴻志兩氏會見に於て提唱された兩政府連絡機關は愈々設置を見ることとなり、臨時政府では上海駐在連絡員として同政府顧問鮑觀澄氏を任命、鮑氏は六月二日午前十一時半入港の大連丸で上海に赴任したが、維新政府側に於ても之に呼應して北支臨時政府に連絡員を派遣することとなり、目下銳意其人選を取急ぎつゝあるので、近く決定の上北京に派遣せられることとなつてゐる。尙ほ重大使命を帯びて着任せる臨時政府連絡員鮑觀澄氏は同四日、アスター・ハウスに於て要旨左の如き聲明書を發表した。

南北兩政府合流問題は兩政府當局が既に明確に宣言した通りである。中國は自己の分離崩壞を願はず日本も亦侵略の意思なきを表示してゐる。此のことは外部よりする離間挑發等の一部の陰謀を打破するに足ること疑ひを容れない。但し戰爭後の混亂せる局面は一朝にして收拾安定せしむることは困難であり、又南北兩政府各々その立場と環境とがあることは事實に就いて明かである。故に兩政府は早急に統一の實現を望むとは雖もそれ

は相當時日を伴ふものと思はれる。

蔣政權に平和勸告 臨時政府に於ては國民黨政權斷末魔の足掻き黃河堤防破壊の神人俱に許さざる暴舉に對し、六月十八日聲明を發し、其の非を鳴らして猛省を促すと共に、更に進んで過去一ヶ年間に於ける焦土抵抗が國土人民の消失以外に何等の意義なきことを指摘し、斯かる有害無益の抵抗戰は速かに停止し、和平措置に出で、以て國土國民を安泰に置くの方策を講ずべきことを公式に勸告したが、臨時政府の此の聲明は戰禍と水災に憐む人民の聲を代表したものであり、人民の間に鬱積しつゝある和平要求の空氣を積極的に闡明した和平第一聲として極めて重要視されてゐる。其の宣言内容は次の通りである。

臨時政府宣言

國民黨が小兒病的亡國政策をとれるに對し本政府が已に數回に亘り嚴重に之を警告せるは國人の知るところにして、今日に至り多言を俟たざるところなり。たゞ最も許すべからざるは實に其の焦土政策なり。即ち河南の沃野は悉く瓦礫となり、江北の文化悉く廢墟に變ず。曩に黨軍は濟南を遁走せる時河堤數ヶ所を決潰し、今や隴海線に於てもまた決堤し、數十萬の生靈と財

物を犠牲となす、これ釜を破り船を沈めるの計といふべし。素より強弱大いに異なり、時代は遙に異なる。今や長江は大勢を拒む能はず、百姓は徒らに死するを悲しむ。近世の洪揚の亂は金の刃を以て人を殺すに過ぎざりしも人民の元氣は凋落し、八十年に亘るもなほ未だ復せざりき。今日のことは假に直ちに干戈を止むるも豈よく百年にして回復し得んや。黨軍血氣の勇を恃み一朝憤を逞しうし毫も永久のことを顧みず、其の子孫のためはかるの心なし。斯くの如き淺薄の輩何ぞよく政治を談じ得べけんや。これ其の一なり。黨軍は開戦四ヶ月ならずして南京を失ひ湖北の名城また半歳を出でずして崩壊せり。斯くの如きは暫く論外とするも隴海線の戰役に於て已に包圍の局勢なれるも、臺兒莊の如き彈丸黒子の地をもつてなほ大いに戰勝を虚報し、爆竹の聲やまさるに日軍は已に徐州に入れり。蘭封、歸德はこれみな黨軍の堅防を誇り長く持久すべしとなせるに拘らず半月ならずして破摧せらる。斯くの如くんば黨軍の新陣地信陽また之に次ぐべく、天下の滑稽事これより大なるはなし。斯くの如く愚かなる何の面目あつて更に軍政を談ずるや。これ其の二なり。從來路傍の傳説によれば黨軍は子孫世守の業を某々數

國に授けて惜まずと、吾人は國民黨人に問はんと欲す、黨人は果して黄色人種なりや否や。何すれぞ倒行逆施、以て其の極に達するや。蔣氏は平素種族の念にまた一見識ありと聞く鷸蚌の争ひはよく熟知するところなり。然るに何ぞ一度挫折して手段を選ばず聞くものをして痛心せしむ。これ本政府の深く惜しむところなりとす。東隣日本は切身の痛をもつて義を仗け、軍を發し、友邦のため醜類を驅除しあり、彼の邦には賢達之士少からず、黨人の中に果して英雄あらば宜しく立ちどころに戈を收め、自ら敗喪を承認し、餘燼を收拾して古老に委すべし。かくして時代の潮流に順應して徐に收拾を圖らば猶ほ東方の骨氣存するものといふべし。若し猶ほ非望を達し負綱志を發揮せんも大勢の赴く所は今や全く望みなし。斯くの如きは過去の事實に徴すれば明白々なり。本政府成立以來半歳を経過し、金融は日に固く人心は安定せり。即ち流氓は歸來し絃歌再び狂ふに至れり。これ世人共に見るところにして敢て誇大の辭にあらざらざる。これ世人共に見るところにして敢て誇大の辭にあらざる。黨軍の内には愛國の賢豪少からず、また北方諸將は今なほ師旅統率す。何すれぞ直ちにこれを率ゐて歸來せざる。又よく駕に命じて北來するならば吾人と心を同じうするに於て理に於てま

た決して拒むところに非ず。茲に宣言す。

右の如く臨時政府其の態度を闡明するや、維新政府も之に呼應し行政院長梁鴻志氏以下各部長、江蘇・浙江兩省長、上海・南京兩市長連名を以て十八日左の如き反蔣通電を發し香港、廣東、天津、漢口、青島、重慶、福州、桂林各地に打電、蔣介石の罪惡を闡明して國事安定の爲めに蔣介石を打倒せよとの叫びを擧げた。

維新政府通電

去歲國民政府は國を圖るに忠ならず同文同種の隣人と輕々しく戰端を開き、南北十數省をして悉く兵火の巷と化せしめ、人民の死亡流轉の慘は中國有史以來見ざるところにして、我維新政府は嘗つて臨時政府と共に成立宣言中に其の罪狀を列擧したるも、更にその惡事を悔ひ改めず、迷夢より覺めず、聯共政策を以て其の勢力を厚くせん事を圖り倒行逆施、國本民生共に救はれざる處となれり。國民黨の暗愚に加ふるに共產黨の凶惡を以てし蔣、宋兩家の政治工具を構成し、搾取を以て能事となし、獻上を以て殊勳とし、金融を攪亂して資産を封殖し、吾民衆の負擔を顧るに暇あらず。近日遂に徐州守らず、安慶次で陥落し武漢湘粵至る所危險に瀕す。而して蔣介石は禍心を包藏し故意に河堤を決壊して民衆を

慘殺し、數十萬の人命を總て黃河の濁流に遺棄す、その内心に圖るべからざるものあり。本政府は成立の初め即ち秩序を回復し、難民を復歸せしめ、農村を安定し、商業を復興せしむるを以て唯一の本務とし、最大の決心を以て難後の同胞をして安居樂業の實現を期せしむべく努力邁進す。我父老子弟は事の是非を明かに辨へ、利害を熟慮し、或は志士を叫合して政權を革新し、或は妻子とともに一刻も早く危地を離れ、新政府領土の下にありて同徳同心を以て蔣政權をして再び其の惡政を恣にせしめざらんことを要望す。斯くして初めて國家は安定し家族を安全ならしむることを得、一意盲從して自から憂ひを貽すことなからんやう慎重考慮を望む。我民衆に告げ一般に聞知せしむ。

軍事・治安 臨時政府創立後最も力を注いでゐる問題は治安の恢復維持に關する事項であるが、當面の治安は現在のところ殆んど我軍の手に於て維持せられてゐる。然し臨時政府の實權が現實に發動し得る地域に對しては、政府の手に於て漸次これを維持すべく努力工作し、種々對策を講究實施しつつある。即ち政府治安部に於ては國民政府時代の軍閥積弊を清掃し、明朗中華民國の堅實なる新軍隊を編成し、日支協力の下に王道樂土を建設せんとする目的を以て

先づ陸軍制服令を制定し、憲兵條例を公布すると共に、新軍隊の中堅幹部と指導者たるべき將校養成の爲め、北京近郊（通州）に修業年限一ケ年の軍官學校を設立するに決定、直ちに本年度新採用學生四百名（二十歳以上二十五歳以下の男子）の募集（三月二十八日告示）に着手したが、引續き五月二十八日には陸軍軍官學校組織條例及び教育綱領を左の如く公布し、同日盛大なる開校式を舉行、新軍隊建設の第一歩を踏み出したのである。

陸軍軍官學校組織章程（二十七年五月廿八日公布）

第一總綱

第一條 陸軍軍官學校は軍官を養成する所にして専ら高級中學又は同等の學校卒業學生を試験の上入學せしめ教ゆるに軍官必修の教育を以てす

第二條 陸軍軍官學校は治安部に隸屬す

第三條 本校に歩兵四連を設け學生總數四百とす、其の系統は附表の如し（附表省略）

第二職員

第四條 本校は職員を設くること左の如し、校長、教務長、副教務長、教授部長、教育副官、教官、助教、翻譯官、學校附、副

官、學生隊長、學生隊附、中隊長、中隊附、區隊長、區隊附、職員の階級、人數の詳細は附表にあり（附表省略）

第三職員の職掌

第五條 校長は治安部に隸屬し教練局の指導に依り全校職員を統轄し全校事務を綜理す、遇々重要事項あれば部に呈し核辦す。

第六條 教務長は校長の下にありて教授部長、隊長及び教育庶務と關係ある各員を督率し學校に於ける一切の校務の整理實施を司り以て教育の統一を謀り且つ隨時學生の成績事項を考核す

第七條 副教務長は教務長を輔佐し教育訓育一切の事項を辦理す

第八條 教授部長は校長、教務長の命を受け教官、助教を督勵し教材を整理し學科教育及び一切の訓育を統理す

第九條 教育副官は教務長、教授部長を輔佐し教育の計畫を掌理し且つ一切の事務を實施す

第十條 教官、助教は教授部長の命を受け學術の教育及び之に關連する訓育を分任す

第十一條 翻譯官は教務長、教授部長の命を受け教官を輔佐し翻譯、通譯等の事を擔任す

第十二條 學校附は校長の命を受け各其の擔任する所の業務を掌

る

第十三條 副官は校長の命を受け校中一切の庶務を掌理す

第十四條 學生隊長は校長の命を受け訓育及び術科の教育を擔任す

第十五條 學生隊附は隊長を輔佐し本隊の教育訓練を實施するの責あり

第十六條 中隊長は本隊の教練訓育を擔任し且つ學生の性行才能及び一切の内務を考査するの責あり

第十七條 中隊附は中隊長を輔佐し教練訓育及び一切の内務等の事項を辦理す

第十八條 區隊長は中隊長の指示を受け訓育教練を實施し且つ本隊の内務を整理す

第十九條 區隊附は上官の命を受け各其の擔任する所の事務を掌

第四學生の資格

第二十條 學生は次の資格を有すべし

- 一、年齢は二十歳以上二十五歳までの者たること
- 二、高級中學又は同等の學校卒業者

第四編・第二章・第一節 中央施政の概要

三、品行端正にして遊怠の素質なき者

四、志趣遠大にして誠心向學の者

五、身體強壯にして素質に隱疾なき者

六、身長一米七十種以上の者

第五考 試

第二十一條 學生の試験は分つて入學試験、識別試験、學期試験卒業試験の四種とす

第二十二條 學生募集を爲すに先つて部より相當の人員を選出し試験委員會を組織し該會に於て入學試験を舉行す、其の募集要項、試験章程及び課目等は該會に於て擬定の上部に呈し核辦

第二十三條 入校をなし修業滿三ヶ月を経て後識別試験を舉行す校長より期を定め治安部に呈請、部員を派し教務長と會同の上試験を分別し其の不合格者は即ち退學せしむ

第二十四條 學期試験は校長に於て期を定め舉行し其の試験成績は部に呈し査に備ふ

第二十五條 校長は修學期滿了するとき學生の卒業試験を施行す試験會議を組織し學生の修業成績を調査し試験科目及び順序を

定む、治安部總長に呈請し核准後其の試験合格者には即ち卒業證書を發給す、期日を指定し各部隊に見習として分發し且つ各學生の修業成績表を各該學生の見習部隊に送附し査に備ふ

第六 待 週

第二十六條 學生在校中の寄宿費、服裝、書籍、兵器及び消耗品等は總て學校より貸與又は之を發給す

第二十七條 學生入校後は毎月手當として二元を發給す

第二十八條 卒業後見習期滿了せば幹部軍官を以て之を任用す

第七 教 育

第二十九條 學生の修學期間は一年とす、但し必要ある場合は之を伸縮することを得

第三十條 本學校は哲らく歩兵教育を施行するを以て主と爲す

第三十一條 教育綱領は別に之を定む、總て教育の計畫及び實施情況は校長に於て教務長及び教授部長を督し分數し表を造り治安部に送呈以て査に備ふ

第三十二條 校長は教育上適當の時期に學生を必要なる部隊に分遣し隊附勤務に服せしむ、此の期間にある學生は須らく該部隊長の監督を受くべし

第三十三條 本校は軍官を召集し教育を施すことを得

第八 校 規

第三十四條 學生在校中は左記規則を遵守すべし

- 一、學生は一律に寄宿舎に入ることを得ず
- 二、學生は中途にして退學を求むるを得ず
- 三、學生は親の喪に會するにあらざれば請假するを得ず
- 四、學生は妄りに集會結社することを得ず
- 五、學生は長官の許可なくして校外にて演説及び言論を發表するを得ず
- 六、學生は均しく校内規則及び各項の臨時校令を遵守すべし

第九 懲 罰

第三十五條 學生にして左記各項の一を違犯するものは即ち退學せしむ

- 一、各課目に於て少しも進歩なき者
- 二、軍紀を紊亂し屢々訓戒するも改悛せざる者
- 三、品行端正ならず改悛する能はざる者
- 四、永らく病氣にて缺課し勞苦に耐えざる者
- 五、試験點數の不合格なる者(但し操行良好にして才能稍鈍なる者は亦下級に降せしむるも可なり)

る者は亦下級に降せしむるも可なり

第三十六條 學生にして病氣又は其の他の事故により修學期間内に於て所定の學術科目を修習する能はざるも見込ある者は其の在校期限を延長し降して次期學生となす

第三十七條 學生にして前條の規定を犯す場合は校長より治安部總長に通知し之を處理すべし

第十 附 則

第三十八條 校長は教授部職員をして訓育及び術科教育に關する事項を分擔せしむることを得

第三十九條 本章程は公布の日より施行す

陸軍軍官學校教育綱領(二十七年五月三日公布)

第一條 本綱領は陸軍軍官學校組織條例第七章の規定に準據し之を定む

第二條 陸軍軍官學校教育の目的は短期日に完全なる軍官を養成し以て建軍の用と爲す

第三條 學生の修學期は一年とし第一學期を三箇月、第二學期を三箇月、第三學期を二箇月とす

第四條 各學期の進度は左の如し

第四編・第二章・一節 中央施政の概要

第一學期は新兵教育を授け術科教練に重きを注ぎ以て軍人の基本教育を完成す、第二學期は戰爭に必要な學術技能を授け各種法令の實施に付き講義し切合の實用と學術の融合一體とを明瞭徹底ならしめ以て軍學の基礎を鞏固ならしむ、第三學期は初級軍官應具の軍事學識を授け最新戰鬥原則と運用の研究とに重きを注ぎ以てその服務能力を充實せしめ軍隊の根幹を堪練し適任士兵は教育を主と爲さしむ

第五條 各學期の授業時間の區分は校長、教務長、督飭(監督命令)教授部長及び教官と隊長等詳細計畫し適當なる分配を定め校長より部に呈し參考とす

第六條 各項の課目は各教官より繁簡を酌量して切實に教授し努めて學理の精髓に通徹せしめ要旨の應用を得せしむ

第七條 各項の教育細則及び教育計畫は校長、教務長より組織條例を遵照せしめ及び本綱領は教授部長の責にて完成し各部の審議を経て施行すべし

第八條 凡ゆる學術實科の施進度は應分に別表を作成し各學期に割分して部に差出し參考とす

第九條 本教育綱領は公布の日より之を施行す

憲兵暫行規則（二十七年三月三十日公布）

- 第一條 憲兵は治安部に直隸し軍事警察を主宰し行政警察、司法警察並に其の他各會部指定の事項を兼掌す
- 第二條 憲兵は職務の執行に關しては治安部長の指揮を受く、行政警察、司法警察或は其の他の各會部指定に屬する事項は應に行政、司法或は會部長官の指示を受けて之を辦理すべし
- 第三條 憲兵は各政治區保衛區に配置す、及び其の他の特殊勤務に服する者の職務の執行に關しては各當該主管長官の指揮を受く
- 第四條 憲兵司令部は北京に設く其の編制は附表の如し（附表略）
- 第五條 憲兵司令は全國憲兵一切の事宜を管理す、部附は司令の意旨を承けて司令部一切の事宜を辦理す
- 第六條 憲兵司令部副官長及び副官は公文の收發、馬匹の飼養、車輛及び其の他物品の保管、衛兵の監督及び傳達等の事項を掌理す
- 第七條 憲兵司令部に總務、警務、經理、醫務の四處を設く
- 第八條 憲兵司令部總務處の職掌左の如し
 - 一、印信保管に關する事項
 - 二、機要の函電に關する事項
 - 三、章則編纂及圖書保管に關する事項
 - 四、命令及び訓諭の撰擬に關する事項
 - 五、職員の進退任免に關する事項
 - 六、編制點檢考核に關する事項
 - 七、軍械保管に關する事項
 - 八、製用證章摺照及び保管に關する事項
 - 九、教育方案及び訓練實施に關する事項
 - 十、教育書具の製備及び保管に關する事項
 - 十一、教育法規編訂に關する事項
 - 十二、教育成績の稽核に關する事項
 - 十三、其の他各處に屬せざる事項
- 第九條 憲兵司令部警務處の職掌左の如し
 - 一、軍事行政司法警察及び普通行政司法警察の執行報告に關する事項
 - 二、憲兵各隊の勤務調遣分防配駐及び戒嚴警備に關する事項
 - 三、軍事或は軍人違法案件の交渉檢舉及び偵察搜索逮捕拘傳の執行に關する事項

四、匪黨及び反動分子の偵察檢舉搜索逮捕及び假豫審、法醫診斷に關する事項

五、各隊勤務の實施の考核督察及び軍紀風紀糾正に關する事項

第十條 憲兵司令部經理處の職掌左の如し

一、豫算、決算、金錢出納審查、支銷統計報告等に關する事項

二、糧服經理保管軍需材料の籌備保管等に關する事項

三、庶務雜項文具購發等に關する事項

四、工程計畫完產經理官公物保管等に關する事項

五、軍用物品の轉換或は報廢拍賣等に關する事項

第十一條 憲兵司令部醫務處の職掌左の如し

一、患者診斷及び統計に關する事項

二、士兵の體格檢査に關する事項

三、法醫檢査及び鑑定に關する事項

四、士兵の教育看護に關する事項

五、衛生檢査に關する事項

六、衛生材料購入保管に關する事項

七、各隊軍醫の服務考核に關する事項

第十二條 憲兵司令部所屬各部隊の編制は附表の如し（附表略）

第十三條 憲兵司令部及び所屬各部隊の服務規則は憲兵司法部に於て擬定し治安部の核准を呈請して施行す

第十四條 本規則に未だ盡さざる事宜有る場合は宜しく隨時之を修正し得べし

第十五條 本規則は公布の日より施行す

一方臨時政府では治安の恢復維持の爲め民國二十七年四月一日懲治盜匪暫行條例を公布し、蔣政權の後方擾亂戰術に對抗することゝなつたが、之と同時に一般の安寧秩序を維持する爲め治安警察法を制定公布し、各省市に對し其の旨通告した。尙ほ政府はこれより先北京に高等警官學校を設立して警察官の訓練を行ふこととなり、三月十日北京東安門に於て其の開校式を舉行した。

懲治盜匪暫行條例（二十七年四月一日公布）

第一條 左記行爲の一有る者は死刑に處す

一、公然城、市、村、鎮、鐵路、港灣、飛行場或は軍用地を佔據したる者

二、衆を聚めて公署の重要物品或は供水陸空公衆運輸の舟車、航空機を掠奪したる者

三、衆を聚め凶器を携帯して強奪を行ひ或は強奪を行ふことを

- 以て常業と爲す者
- 四、海洋に在つて劫掠を行ふ者
- 五、強奪を行ひて故意に人を殺し或は人を傷害して死に致し或は重傷に至らしめたる者
- 六、強奪を行ひ而も放火し強姦せる者
- 七、身代金強要を意圖して人を擄へ或は屍體を盗取したる者
- 八、身代金強要を意圖して人を擄へ而も強賣或は被害者を強姦したる者
- 九、衆を聚め凶器を携帯して墳墓を發掘して殮埋物を盗取し或は墳墓を發掘して殮埋物を盗取することを以て常業となす者
- 十、恐嚇取財を意圖して爆發物或は其の他の危険物を投留し人を死或は重傷に致したる者
- 十一、衆を聚めて強暴脅迫を以て法に依りて拘禁せる者を強奪し或は法に依つて拘禁せられたる者が衆を聚めて強暴脅迫を以て脱走せる場合の首謀者
- 十二、強奪を意圖して暴動を煽惑し公安を侵害したる者
- 十三、公安を侵害することを意圖し以て放火決水或は其の他の方法を以て公署或は軍事設備或は現に多數居留して執業せる

建築物有る場所或は供水陸空公衆運輸の舟車、航空機及び其の他の公衆交通の設備を毀壞し依つて人を死或は重傷に至らしめたる者

第二條 治安維持或は盜匪查緝の職責ある人員が自ら第一條に定むる所の各罪を犯し或は通謀、庇護、藏匿するか或は其の他の方法を以て第一條に定むる所の各罪を幫助したるものは均しく死刑に處す

第三條 左記情形の一ある者は本刑を二分の一まで輕減することを得

- 一、第一條第七款の身代金強要を意圖して人を擄ふるの罪を犯し未だ不正所得物を得ずして被擄者を釋放したる者
- 二、第一條第七款の身代金強要を意圖して屍體を盗取するの罪を犯し未だ不正所得物を得ずして屍體を返還したる者
- 三、第一條第八款の身代金強要を意圖して人を擄へ強賣するの罪を犯し判決前に於て被擄者を返還し或は所在地を指明し因つて以て尋獲せる者

第四條 本條例に依つて死刑の判決を爲したる者は當該管轄司法機關より應に判決後七日以内に於て判決正本を繕具し並に全案

の關係文書證據物件を添附して各當該省高等法院院長に呈報し同法院長より意見書を附具して轉じて法部の再調査を呈請し許可の令を奉じたる後執行す

第五條 應に前條の規定に依つて再調査のため呈送すべき案件が邊遠或は交通不便の區域なる時は高等法院院長より各當該省公署に轉送して再調査し核准を俟つて執行す

前項の區域は命令を以て之を定む

第六條 現に軍隊の駐紮せる剿匪區域内に於て本條例に定むる所の罪を犯したる者は該區域内の高級軍事機關に於て之を審判す前項の軍事機關は應に判決後七日内に於て判決の正本を繕具し並に全案の關係文書證據物件を添附して當該管轄上級軍事機關に呈報し其の核准後執行す

第七條 前三條に定むる所の再調査に送達すべき案件に於ては被告或は其の法定代理人或は配偶者は判決送達後五日以内に於て聲辯書を原審判機關に提出することを得

前項の聲辯書は原審判機關に於ては應に併せて悉く再調査の爲めに呈送すべし

第八條 第四條、第五條の再調査機關が原審判機關の判決に疑誤

有りと認めたる者は應に理由を掲明して再審を飭令するか或は員を派して會審或は高等法院に交へて再調査をなさしむべし

第六條の上級軍事機關が原審判機關の判決に疑誤有りと認めたる時は應に理由を叙明して再審を飭令するか或は員を派して會審す

第九條 死刑の執行は銃殺を以てするを得

第十條 本條例に依つて死刑を執行する罪人の姓名及び年月日時並に犯罪事實は應に高等法院院長に於て毎月末日法部に彙報すべし、其の省公署より核准する者並に省公署に文書を以て通知して軍事機關に至りそれより核准して執行する者は應に當該核准機關より治安部に呈報すべし、並に法部に文書を以て通知して其の記録に備ふべし

第十一條 刑法總則及び刑事訴訟法の規定と本條例と相抵觸せざる者は仍ほ之を適用す

第十二條 本條例の施行期間は暫らく定めて三年と爲す

第十三條 本條例は公布の日より施行す

治安警察法（二十七年四月八日公布）

第一條 行政官署は公共の安寧秩序を維持し及び一般の危害を防

止する爲め左記事項に對して治安警察權を行使することを得

- 一、軍器及び爆裂物を製造販賣運輸或は私藏する者
- 二、軍器、爆裂物及び其の他の危険物を携帯する者
- 三、政治結社及び其の他公共の事務に關する結社
- 四、政談集會及び其の他公共の事務に關する集會
- 五、屋外集合及び公衆運動遊戯或は衆人の群集
- 六、通衢大道及び其の他公衆の聚集往來の場所に文書圖畫を黏貼し或は散布朗讀又或は其の他の言動形容並に一切の作爲を爲す者

七、勞働工人の聚集

第二條 法令に依りて軍器及び爆裂物を製造販賣或は運輸を爲し得るものの外は軍器及び爆裂物を製造販賣或は運輸することを得ず

警察官吏は前項に違犯する者有りたる時は應に直接其の軍器或は爆裂物を控留すべし、前項に違犯の嫌疑有りと認めたる時は本人或は隠庇を爲す者に向つて直接搜索を行ふことを得

第三條 行政官署は安寧秩序を維持するため必要と認めたる時は已に私有を許可せられたる軍器或は爆裂物に對し之を禁止する

ことを得

第二條第二項の規定は前項に違犯するか或は前項に違犯の嫌疑有りと認めたる者に之を適用す

第四條 軍人警察官吏及び其の他法令に依りて軍器を携帯し得る者以外は軍器を携帯するを得ず

警察官吏は前項に違犯する者有りたる時は應に直接其の軍器を控留すべし、前項に違犯の嫌疑有りと認めたる時は直接搜索を行ふことを得

第五條 行政官署は安寧秩序を維持する爲めに必要と認めたる時は法令に違背せざる爆裂物或は一切の物件にして軍器凶器或は爆裂物の装置設備有るものの携帯者に對して之を禁止することを得

警察官吏は前項に違犯者有りたる時は應に其の物を控留すべし前項に違犯の嫌疑有りと認めたる時は直接搜索或は検査を行ふことを得

第六條 政治結社は須らく該社本部或は支部組織の日より三日以内に於て主任者の名を出して左記事項に按照して本部或は支部事務所所在地の當該管轄警察官署に呈報すべし、其の呈報の事

項に變更有りし場合も亦同じ

- 一、名稱
- 二、規約
- 三、發起人
- 四、加入者
- 五、重要職員
- 六、事務所

第七條 公共の事務に關する結社は行政官署が安寧秩序維持の爲め必要有りと認めたる時はそれをして前條規定に依り呈報せしむることを得

第八條 左記各人は政治結社に加入することを得ず

- 一、公權を褫奪され尙ほ未だ復權せざる者
- 二、未成年者
- 三、軍人
- 四、警察官吏
- 五、僧侶道士及び其の他の宗教教師
- 六、小學校教員
- 七、學校學生

第九條 行政官署は結社にして左記情形の一有りと認めたる者に對しては其れが解散を命ず

- 一、結社の主旨が安寧秩序を擾亂する虞れ有る者
- 二、結社の主旨が善良なる風俗を妨害する虞れ有る者
- 三、其の他秘密に結社する者

第十條 政談集會は須らく集會の十二時間以前に於て發起人の名を出して左記事項に按照して會場所在地の當該管轄警察官署に呈報すべし

- 一、場所
- 二、年月日時

呈報の日時に於て開會せざる時は其の呈報は無効とす

第十一條 公共の事務に關する集會は行政官署が安寧秩序を維持する爲めに必要有りと認めたる時はそれをして前條の規定に依り呈報せしむることを得

第十二條 左記各人は政談集會に加入することを得ず

- 一、公權を褫奪され尙ほ未だ復權せざる者
- 二、未成年者
- 三、軍人

四、警察官吏

五、僧侶道士及び其の他宗教教師

六、小學校教員

七、學校學生

第十三條 警察官吏は集會にして左記情形の一有りと認めたるものに對しては其の講演を中止し或は其れが解散を命ずることを得

一、集會の講演議論が刑法上の犯罪にして未だ公判を経ざる事件及び傍聴を禁止せる訴訟案件に涉る者

二、集會の講演議論にして犯罪人を煽動或は曲庇するか或は犯罪人及び刑事被告人を贊賞庇護或は刑事被告人を陷害する者

三、集會の講演議論にして安寧秩序を擾亂し或は善良なる風俗を妨害する虞れ有る者

第十四條 屋外集合或は公衆運動遊戲は須らく集合の二十四時間前に於て發起人名を出し左記事項に按照して集合所在地の當該管轄警察官署に呈報すべし、但し婚喪慶祭宣講所學生の體操運動及び其の他慣例の許す所の者は此の限にあらざ

一、場 所

二、年月日時

三、通過すべき路線

第十五條 警察官吏は屋外集合及び公衆運動遊戲或は衆人の群集にして左記情形の一有りと認めたる者に對しては制限禁止或は之を解散せしむるを得

一、安寧秩序を擾亂する虞れ有る者

二、善良なる風俗を妨害する虞れ有る者

第十六條 警察官吏が結社の主任者集會及び屋外集合公衆運動遊戲の發起人に對し詢問事項有りたる時は應に實に據つて答覆すべし

第十七條 政談集會に關し警察官署は制服を着したる警察官吏を派遣して臨監せしむるを得、其の他政治に涉らざる集會屋外集合及び公衆運動遊戲に關し警察官署が安寧秩序を維持するため必要と認めたる時も亦同じ

第十八條 集會會場及び屋外集合或は公衆運動遊戲の地に於て故意に喧嘩騒擾舉動狂暴なる者は警察官吏は之を制止することを

得、若し服せざる時は其れが退出を命ずることを得

第十九條 法令に依つて組織せる議會の議員が議事の準備の爲めにする團結は第六條の規定を適用せず

第二十條 法令に依つて組織せる議會の議員が選舉の準備の爲めに選舉人、被選舉人を會合する集會は投票前五十日以内は第十條の規定を適用せず

第二十一條 警察官吏は通衢大道及び其の他公衆聚集往來の場合に於て文書圖畫を黏貼し或は散布朗讀又は其の他の言動形容並に一切の作爲にして左記情形の一有りと認めたる者に對しては禁止並に其の印寫物品を控留することを得

一、安寧秩序を擾亂する虞れ有る者

二、善良なる風俗を妨害する虞れ有る者

第二十二條 警察官吏は勞働工人の聚集にして左記情形の一有りと認めたる者に對しては之を禁止することを得

一、同盟解僱の誘惑及び煽動

二、同盟罷業の誘惑及び煽動

三、報酬強請の誘惑及び煽動

四、安寧秩序を擾亂する誘惑及び煽動

五、善良なる風俗を妨害する誘惑及び煽動

第二十三條 第二條第一項及び第三條第一項に違反する者は刑法第百八十六條、第百八十七條に依つて處斷す

第二十四條 第四條第一項及び第五條第一項に違反する者は處するに二十日以下の拘留併せて二十元以下の罰銀を以てす

第二十五條 第六條に違反する者は處するに三十元以下の罰銀を以てす、呈報實ならざる者は處するに四十元以下の罰銀を以てす

第二十六條 第七條に違反する者は處するに十五元以下の罰銀を以てす、呈報實ならざる者は處するに二十元以下の罰銀を以てす

第二十七條 第八條に違反して政治結社に加入せしものは處するに二十元以下の罰銀を以てす、入社せしめし者も亦同じ

第二十八條 第九條各款の規定に違反して結社し或は第九條各款結社に加入せしものは處するに一年以下の徒刑を以てす

第二十九條 第十條第一項に違反せし者は處するに二十元以下の罰銀を以てす、呈報實ならざる者は處するに三十元以下の罰銀に處す

第三十條 第十一條に違反せる者は處するに十元以下の罰鍰を以てす、呈報實ならざる者は處するに十五元以下の罰鍰を以てす
第三十一條 第十二條に違反して政談集會を發起したる者は處するに十五元以下の罰鍰を以てし加入せる者は處するに十元以下の罰鍰を以てす

第三十二條 第十三條の中止解散の命に遵はざる者は處するに五個月以下の徒刑或は十元以上五十元以下の罰鍰を以てす
第三十三條 第十四條に違反せる者は處するに十元以下の罰鍰を以てし呈報實ならざる者は處するに十五元以下の罰鍰を以てす

第三十四條 第十五條の制限禁止或は解散の命に遵はざる者は處するに二十日以下の拘留を以てし併せて二十元以下の罰鍰を科す
第三十五條 第十六條の詢問に答覆せず或は實に據つて答覆せず及び第十七條第一項の臨監或は第二項の臨監席の要求を拒絶せる者は處するに三十元以下の罰鍰を以てす
第三十六條 第十八條退出の命令に遵はざる者は處するに十日以下の拘留或は十元以下の罰鍰を以てす
第三十七條 第二十一條の禁止控留の命に遵はざる者は處するに二十日以下の拘留を以てし併せて二十元以下の罰鍰を科す

二十日以下の拘留を以てし併せて二十元以下の罰鍰を科す
第三十八條 第二十二條禁止の命に遵はざる者は處するに五個月以下の徒刑或は五十元以上五十元以下の罰鍰を以てす
第三十九條 本法に依つて拘留及び四十元以下の罰鍰を科する事件は當該管轄警察官署長官或は其の代理官吏に於て之を即決す
第四十條 本法に關する公訴の時効は六個月となす
第四十一條 本法は公布の日より施行す
尙ほ地方の治安維持の爲め新に縣保衛團を組織することとなり、民國二十七年二月九日縣保衛團組織暫行辦法を制定公布し、同團を以て官憲と相呼應し活動せしむることとなつた。

第一章 總則
縣保衛團組織暫行辦法(二十七年二月九日公布)

第一條 人民の自衛能力を増進し軍警を補佐せしめ治安を維持せんが爲め各縣に保衛團を組織す
第二條 各縣に於ける従来の保衛團及び保安隊と改稱せしものは總て本辦法の規定により改組して保衛團となす
第三條 各省公署は本辦法の規定に準據し地方の情形を參酌し以て施行細則を制定することを得るも治安部に報告し査核を受く

べし

第二章 編制

第四條 縣保衛團に團長一人を設け縣長之を兼任す、副團長一人は該縣に於て軍事知識及び統率能力を有する者の中より團長之を選任し省長に呈請の上之を委任とす
團部に事務員一人、書記一人を設け、均しく團長に於て之を委任とす

團部の編制及び支給俸給は第一附屬表の如し(附屬表略)

第五條 縣保衛團は各縣に於ける實際需要の情況に依り若干隊を分設す、各隊に隊長一人を設け各隊を分つて三分隊とし分隊長一人を設け、各分隊は分つて三班となし各班は班長一人、副班長一人、團丁九人とす

隊長、分隊長は團長に於て該縣中軍事知識を有し直接訓練の出來る者を選任し省長に呈請し之を委任とす
隊に司事一人を設け、團長之を委任す、隊の編制及び支給俸給は附屬表第二の如し(附屬表略)

第六條 各縣保衛團は四隊を以て最大限度とす、財力窮乏の縣は二分隊を以て一隊となすことを得、二隊以上を設くる場合は副

團長が其の中一隊の隊長を兼任することを得
第七條 各縣にして特殊事情ある場合は須らく本辦法所定の編制に基き増減を參酌すべく此の場合は縣長より省長に呈請し更に治安部に轉呈の上別に規定を設くることを得

第三章 訓練及び防務

第八條 縣保衛團は集中訓練、集中使用を以て原則とす、但し二隊以上を有する縣にありて分駐の必要ある場合は分駐することを得

第九條 縣保衛團は最近の軍事知識及び剿捕探偵等の技術を授くべきこと、其の訓練大綱及び課目は別に之を定む

第四章 徵集及び遣退

第十條 縣保衛團の團丁は各地方の良民中より徵集するを以て原則とす、但し徵集辦法實施されざる以前に於ても之を募集することを得

第十一條 縣保衛團は團丁の徵集辦法實施後は二年毎に一部を退團せしむ、毎次の退團員數は全團丁の三分の一を以て限度とす
前項團丁の退團詳細辦法は別に之を定む

第五章 兵器、服裝、旗幟及び印章

第十二條 縣保衛團は各縣に存する槍械を使用すべし、不足ある場合は縣に於て價額を算定の上治安部及び公署に呈請し核辦すべし

第十三條 縣保衛團の服裝は概ね綿布を用ふ、其の色型は別に之を定む

新様式服裝の頒布なきまでは暫時舊服裝を着することを許可す

第十四條 縣保衛團の長官及び團丁の識別證は附屬圖第一の如し

(附屬表略)

第十五條 縣保衛團の旗幟は附屬圖第二の如し(附屬表略)

第十六條 縣保衛團の團部の印章は附屬圖第三の如し(附屬表略)

第六章 獎 懲

第十七條 縣保衛團の獎勵懲戒に關する章程は別に之を定む

第七章 經 費

第十八條 縣保衛團の經費は概ね地方款項目中より籌備支給す、但し縣公署に於て豫算を編制し省公署に呈報の上核准施行すべきものとす

第八章 附 則

第十九條 各縣々長は隨時辦理する保衛團一切の情況を治安部及

び省公署に呈報し査核すべし

第二十條 本辦法に未だ盡さざる事項ある場合は隨時治安部より政府に呈請し之を修正することを得

第二十一條 本辦法は公布の日より施行す

而して我軍の殘敵敗敵掃蕩と並行して北支各省保安隊、保衛團の宣撫工作は漸次進展し、北支各省の治安工作は日一日と其の成果を擧げつゝあるが、臨時政府治安部では各省に於ける保安隊、保衛團等の風紀を正し軍紀の嚴正を期する爲め、七月十二日治安團體暫行刑事條例を制定し行政院會の議決を得て公布した。同條例は全文七十七條より成り、擅權罪、濫職罪、抗命罪、暴行強迫罪、侮辱罪、強姦罪、詐欺罪、損壞軍用品罪、違背職守罪、逃亡罪等十種の罪科を規定し、死刑、無期徒刑等の嚴重なる所罰を以て臨み、政治の公明に對する思ひ切つた處置を採つてゐる。

因に民國二十七年六月下旬現在に於ける北支治安狀況に關し同盟通信の報ずる所は略ぼ左の如くである。

北支明朗化を目下の急務として、日本軍當局並に臨時政府は各地に蠢動して掠奪暴行を逞しうし無辜の良民を苦しめつゝある殘敵並に匪團を斷乎一掃し、積極的治安工作に乘出すことに決定した

が、現今北支五省に暗躍する匪賊總數は三十六萬に達すること判明、關係各方面之が徹底的剿滅に全力を擧げるべく計畫が進められてゐる。即ち匪賊總數三十六萬中歸順確定せるもの三萬、歸順を申込みもの八萬あり、残り二十五萬は鐵道の破壞、部落襲撃等暴虐飽くなき匪賊で、その中一般土匪は約二萬、共產系匪賊八萬、抗日系匪賊十五萬と推定されてゐる。而してこれ等匪賊は事變前に於ては僅かに河北、山東、山西の各省に半農半匪の匪賊が時々出没した程度で大部分職業匪なるものは無かつたが、事變勃發以來一年にして實に三十六萬を數へるに至つたことは、(一)逃げ遅れた敗殘兵、(二)職を失つた各縣警察班保衛團、(三)戰禍と水害に衣食住を奪はれた農民等が匪賊と變つたもので、また一般農民が匪團に荒されて已むなく自分も匪賊となり、この匪賊が荒した良民が新たな匪賊となる等遂に今日の多數に上つたもので、この中共匪抗日匪は農民中から壯丁を強制徴發で自己の匪團に加へつゝある。従つて是等匪賊は職業匪でなく生活上已むを得ず匪團に加はつたものである。抗日共匪軍は事變最初日本軍が攻撃前進しつゝあつた際は鐵道沿線より離れてゐたため掠奪を事としてゐた程度であつたが蒋介石、共產黨等の訓練を受け漸次鐵道

沿線に現はれ、その手口も頗る惡虐を極めるに至つた。津浦線沿線に於ては我軍が臺兒莊を攻略し徐州會戰の準備をなせる間に於て匪賊の擾亂は執拗を極め最高潮に達したが、徐州戰に皇軍が大捷を博するや、鐵道の破壞は著しく減少すると同時に、去就に迷つた匪團の歸順申込みが俄然増加した。即ち徐州戰の結果これら匪團は、(一)匪賊の士氣沮喪、(二)敵の戰線後退により補給困難となり、(三)黄河氾濫により後方との連絡を斷たれたので漸次減少するものと見られてゐる。

外交 臨時政府の國際的地位は日本及び關係列國の承認を得ざるに依り未だ確立するに至らないが、然し同政府に於て必要と認むる涉外事項に就いては一方的に活動を開始してゐる。今其の重要なものを示せば左の通りである。

對外交言 別項參照

對日友好宣言 臨時政府は、我帝國政府が昭和十三年一月十六日「爾今蔣政權を對手にせず」との重大聲明を發するや、痛く感激し彼等の決意を一層鞏固ならしめ、王行政委員長は即日次の如き見解を言明した。

王委員長の見解

貴國政府の聲明に接し衷心感謝に堪へぬ。臨時政府としては貴聲明に對し直ちに聲明を出すか否かに就いては篤と考慮の上決定したいと思ふ。何れにしても新政府今後に於ける政務處理上、外は列國に對し内は中華民國に對し臨時政府の立場をハッキリ認識せしめることが出來たのは何より有難いことと思ふ。此の上は國民政府の殘存するといふことを念頭より去つて、一路臨時政府萬端の組織を完備し、最も近き將來に於て正式政府の成立を期し、貴國始め列國の承認を求め、國際上堂々たる新生中華民國の首途を踏出したい意向を持つて居る。臨時政府成立以來貴國朝野の絶大なる御援助に對し感謝の意を表するものである。臨時政府より何等かの形に於ける代表を出し貴國との連絡提携を緊密ならしめたいとの念願を持つて居るが、それに就いては目下のところ關係方面と種々打合中である。次いで臨時政府は一月二十七日帝國政府の聲明に呼應し左の如き宣言を發表したが、更に議政委員長湯爾和氏の名を以て前記同趣旨の對日友好宣言を發表する所あつた。

臨時政府宣言

國民黨が國を誤り、民を殃せるの罪は、専ら一身一黨を顧みて

國家と人民を顧みざるに在るは今に至り已に昭然として掲ぐる如く詳論を待たず。同人等亦以て彈劾を加ふるを願はざるも僅かに其の顯著にして重要なものに就き之を言はんとす。溯りて九・一八事變以來六年有餘、曩に所謂不抵抗主義あり、其の後變じて一面抵抗、一面妥協となる。二十四年冬黨中樞を改組し、遂に又準備抵抗を高唱す。西安の變發するや共產黨の爲に挾持せられ、自から其の身命を惜み、乃ち聯蘇容共を以て條件と爲し、準備に名を藉り民間千百年間蓋藏の現金銀を搜刮し全數を外國に輸出す。昨夏蘆溝橋事件起るや心中戰を欲せざるも其の部下の脅迫する所となり、已むを得ず一擲に出ず。其の所謂準備となすものを究むるに唯上海百餘萬兵民の生命を犠牲にし、血肉を以て抵抗し自から豪とす。然も五六年の時間數十億の資財準備何れに在るを知らず。上海より敗退するに迫りて後は、唯其の焦土政策を實行するのみ。夫れ抵抗焦土は言ふべきも、焦土不抵抗は眞に其の何れの意なるを解せず。吾が民何の罪ありて此の禍に遭する乎。蓋し已に其の政府の資格を失ふこと久し矣。黨人恃み以て民衆を却持し、其の權利を保つ所以のものは、唯民衆愛國の赤心を利用して排日を煽揚し飲ますに

狂泉を以てするにあり。若し果して驕然として計を變せば、當に自から其の號召の具を失ふのみならず、内部の崩潰は著龜を待たず。此を以つて之を占はば、之を許すも何の便益があらん。假するに若干の時日を以てするも其の反省は終に事實の許さざる所とならん。友邦日本も亦東亞和平の素志に基き、其の反省を促すも彼等は終に悔悟する所なく、自から墳墓を掘り搗亂して已まず、今同人等は昨年十二月十四日民を水火より救はんが爲め、臨時政府を組織せり。友邦日本も亦一月十六日聲明書を發表し黨國政府を相手とせず、新興政府と國交を整調し、新中國の建設に協力し、以て東亞和平に貢獻せんことを願ひ、其の決意を表明せり矣。此れ同人等認めて最も欣快となすものなり、吾人も亦友邦の協助に因り戰禍に慘遭せる人民を極救し絶對に共產赤化を排除、新國家建設に努力し、相互提携の下に決然として東亞和平の確立に向つて邁進を圖るのみ。

日支政治助成協定 臨時政府の政治的建設に對し協力援助を目的とする日支政治助成協定は、我北支派遣軍司令部と臨時政府當局との間に協議の結果、兩者の意見一致したので、四月二十七日臨時政府に於て我軍當局者と王克敏兩代表間に調印なり夫々覺書

を交換した。右協定の内容は「日本は北支の行政、法制、治安確立の爲め協力援助し共存共榮を圖るべく、之が爲め右三部門に對し顧問を置き其の建設を助成する」といふにあり、同協定は六月一日より實施されたが、行政顧問には元内務次官湯澤三千男氏、法制顧問には前滿洲國總務廳長大達茂雄氏が任命せられ、兩氏は直ちに就任し活躍を續けてゐる。

王委員長の赴日 中華民國臨時政府行政委員長王克敏氏は民國二十七年四月二十八日飛行機にて上海に至り、維新政府行政院長梁鴻志氏等と兩政權合流に關し隔意なき意見の交換を遂げた結果此の機會に我朝野に對し深甚なる謝意を表し、併せて將來の一層緊密なる諒解を遂ぐる目的を以て渡日することとなり、五月一日朝上海を出發、午後東京羽田飛行場に到着、直に帝國ホテルに到着したが、王氏は即日我外務省を通じて左のステートメントを發表した。

王克敏氏入京ステートメント

本日(一日)午前九時半上海を出發し相當困難なる天候を冒し東支那海を渡り、福岡以東麗かなる飛行日和に恵まれて一路平安御當地に到着致しました。日支間の距離の短縮に依り即日彼

我の間を往復出来るやうになりました、著しく兩國の親善關係の密接化を促進することになりましたが、日支の國交は距離の短縮に拘らず近年間隙絶えず、幾多の不祥事件頻發し、遂に今次の如き未曾有の事態を惹起しましたことは眞に遺憾の極みであります。顧みるに中國々民黨が政權を掌握してより友邦の理解ある好意を無にして濫りに事を外國に構へ、民生を犠牲にして抗戰の準備に狂奔し、遂に友邦をして干戈を取るの已むなきに至らした事は心ある者の眞に不本意とする所であります。自分は曩に留日學生監督となり、次いで駐日公使館の參贊となり些か日支の親善に盡す所がありました。歸國後に於ても其の朝に在ると野に在るとを問はず終始一貫日支兩國の提携に努力し來り、殊に國民黨勢力の北遷後も老軀を擡げて、或は北京政務整理委員會委員として、或は冀察政務委員會委員として及ばずながら微力を盡して來た次第であります。今次日支事變の發生するや、自分は多年主張せる日支親善の方針に鑑み、當初より和平を主張して來たのであります。遂に國民政府の爲政者が國民を率ゐて塗炭の苦しみに見るに忍びず、蹶然同志を求めて北京に中國臨時政府を組織し、秩序の回復と民生

具體的意見の交換を遂げて同八日東京發歸國の途に着いた。

近衛首相との會見内容

◇王委員長 三十餘年前に日露戰爭當時貴國にのみましたが、其の當時より貴國は一貫して東亞保全の方針を堅持されて來た。近年兎角不幸な事件が勃發し遂に日支事變の發生を見るに至つたことは洵に残念であります。私並に私共同志は何うかして平和的解決を求めたいと初めは考へたが、夫れは到底期待出來ないことが明かになつたので、東亞の平和を希望する見地より中華民國臨時政府を組織するに至つたのであります。此の新政權を盛り立て、行くには前途幾多の困難もあらうが、今日まで此の臨時政府の爲め貴國朝野の多大の援助を受けて來たことに就いては深く感謝すると共に、今後も相變らず御支援あらんことを切望します。

◇近衛首相 御承知の如く東亞保全は我國四十年來の國是で、此の國是の爲め、我々の先輩は多大の努力と苦心とを拂つて來た。實を申すと私の先代篤鷹どもも、此の大局的の爲めに微力を盡し率先して東亞同文會を作り上げた様な次第であります。然るに仰せの如く近年色々遺憾な問題が起きまして、遂に今日

の安定とに最善の努力を傾倒し日夜碎心致してゐる次第であります。

幸ひにして昨今政府の陣容も整ひ中國維新政府との併合に關しても基本的要綱を決定致し、不日之が實現を見る段取と相成りましたに就いては、此の機會に於て今次の政府組織に當り多大の御指導と御援助とを與へられたる日本朝野の人士に對し親しく御面晤の機を得て御禮の言葉を申上げ、且つ御示教に預からんが爲めに渡日致した次第であります。

就いては中國の安定こそ東亞安定の不可缺の要件と考へまするところ、日支兩國民が其の所信に向つて勇往邁進して行く上に於ては今後とも益々密接なる關係を保持し、有無相通じ長短相補ひ、協心戮力之に當るを要するが故に、前途尙ほ多難なる中國臨時政府の將來に對しても東亞の大局的見地に立脚し一層の御鞭撻と御援助とを期待して已まない次第であります。

斯くて王克敏氏は同二日宮中に伺候記帳をなし、明治神宮參拜各宮家に伺候、靖國神社を參拜後、近衛首相以下各大臣を訪問、翌三日より近衛首相を始め杉山陸相、米内海相、廣田外相、賀屋藏相の各閣僚と會見して率直に所信を披瀝し、日支提携に關する

の事態に立至つたことは日支の眞の提携を念願して止まない我國にとつては遺憾此の上ないのであります。我國としましては事態が茲に至つた以上出來る丈け速かに、出來る丈け根本的に禍根を排除き、東亞の眞の平和を確立する爲め努力しなければならぬと考へてゐるのであります。此の時に當り王先生が身を挺して新政權の中心となり局面打開に努力せられ、我々と志を同じうして東亞の爲めに盡くさんとする非常なる御決意と御覺悟に對して深甚な敬意を表して止まない次第であります。今後は王先生を中心とする新政權と益々緊密なる提携の下に東亞の平和確立の爲め努力したいと思ひます。

◇王委員長 東亞の平和保全の爲めには日支兩國間の提携が必要であることは申す迄もなく、我等臨時政府と致しましては成立以來貴國の出先當局とも密接な提携を保ちつゝ或は政治に、或は經濟に、或は治安の恢復に努力しつゝあります。此の臨時政府の爲め貴國政府の御教示を承はり得れば洵に俸せであります。

◇近衛首相 御承知の如く我國としましては最初熱心に南京政府の反省を求め、抗日容共政策の拋棄により兩國間の眞の提携

を實現することを希望して止まなかつたのでありますが、國民黨政府の要人、大官の考へ方には毫も反省の色なく、遂に一月中旬我國としては御承知の如き方針を決定せざるを得なかつたのであります。即ち軍事的に其の他に汎ゆる手段により國民黨政府を徹底的に潰滅すること、従つて國民黨政府には斷じて平和を期せざることを堅く決心するに至つたのであります。即ち我帝國としては日本と眞に提携し赤化を彈壓する政權の成立を期待し、之と手を連ねて東亞の平和を確立する事に邁進せんとするものであります。蔣政權との間に平和を協調する如きことは帝國としては斷じてあり得ません。一月中旬決定の大方針は確乎不動のものであります。王先生を中心とする新政權と飽くまで緊密な連絡提携を保ちつゝ、事變の解決に當りたいと考へてゐるのであります。

◇王委員長 我々の新政權を御期待に副ふやう發達せしめる爲めには微力を憾みとする次第ではありますが、然し此の點だけはハッキリと申上げることが出来ると思ひます。即ち我々は容共抗日の政策は斷乎として之を排撃します。之は私並に私共同志の年來の主張でありまして今後とも此の方針には揺ぎがあり

ません。只今總理大臣閣下よりお話を承はりまして貴國の大方針を篤と諒解しました。

右の如く王委員長は同八日午後出發歸支の途に就くまで、我朝野各方面 名流識者と會見懇談を遂げ、多大の收穫を收めたが、其の歸國に際し左のステートメントを發表した。

王克敏氏離京ステートメント

去る五月一日清京以來一週間の旅程を終へ茲に離京せんとするに當り一言感想を述べて挨拶に代へ度いと思ひます。今回私は中華民國臨時政府成立に際し、日本朝野の示されたる援助に對して感謝の意を表し、且つ御示教を仰ぐ爲めに政府を代表して來朝したのでありますが、幸ひにして近衛首相を初め關係各大臣及び民間實業界の有力者に面接し親しく臨時政府の謝意を傳達し得ましたことは誠に欣幸とする所であります。尙ほ此の機會に日本朝野の事變に對する確固たる方針を聴く事を得、且つ眼の邊り舉國一致の麗はしき状態を見て誠に心強く感じた次第であります。殊に日本朝野の我臨時政府に對する期待の盛んにして我政府の將來の發展の爲めに汎ゆる援助を惜まざる態度を明確に示されました事に對しては衷心感激に堪へざる所であり

まして、自分は歸國後詳細に之を同僚に傳へ一致結束して益々

所信に向つて邁進するやう努力する覺悟であります。顧みるに日支兩國の關係を理想的に調整して東亞永遠の平和を確立するには更に幾多の難關を突破せざるべからざることは想像に難くありませんが、今次訪日の結果日本朝野の期待が大きいだけに我々の責任の益々大なるを感ずる譯であります。老軀微力果して此の重任をなし遂げ得るや否や誠に不安を覺える次第であります。既に一身を捧げて之に當ることを決心した以上は最後まで最善を盡して所期の目的を貫徹したいと存じます。就いては我臨時政府の立場に同情と理解とを持たれ一層の御鞭撻を賜はらんことを希望して止まない次第であります。茲に重ねて貴國朝野より受けましたる歡迎に對し謹んで感謝の意を表し、併せて貴國の發展を祈ります。

駐日外交辦事處開設 臨時政府では日本在住居留民保護並に日支提携事務の圓滑を圖る爲め、我東京に外交辦事處を設置することとなり、麻布區西町に新辦事處を開設事務を開始し、初代處長孫湜氏は昭和十三年四月十五日ステートメントを發表した。又同七月十七日神戸辦事處長に王守善氏新任せられ着任した。

孫湜氏のステートメント

臨時政府の方針たるや東亞本然の精神を基調とし且つ眞に中國の民族性に適合する政治を行ふにある。乃ち内に在つては民心と背離せる黨府專制の弊政を排撃し、國礎を危殆ならしむる日本敵視の政策を徹底的に是正するにある。又外に對しては有無相通じ長短相補ふの善隣政策を取り、以て中日兩民族の眞の永久的提携を圖り、延いて東亞の和平に貢獻せんとするにある。時正に臨時維新兩政府合流成らむとするに當り、友邦日本との睦誼を厚うする爲め、我臨時政府茲に代表機關として駐日辦事處を設くるに至り、不肖孫湜以下處員命を享けて當地に駐在し僑民の管理と共に臨時政府の立場の闡明乃至は中日兩國民の相互理解等の爲めに微力を傾注する積りである。希くば友邦日本官民各位の御支援あらむことを。

尙ほ同辦事處處長には孫湜氏任命せられ、其の下に秘書長譚覺眞氏、秘書官古志安氏外數名の秘書常駐してゐるが、同年六月中華維新政府も亦駐日辦事處を設置することとなつたので、同政府の對日事務も一括同處に於て處理することとなつた。

(備考)尙ほ臨時政府成立後、逸早く新政府に参加方を申出でた朝

鮮駐在の京城總領事范漢生氏以下各地領事は民國二十七年一月三十日附を以て臨時政府の總領事又は領事に夫々任命せられ、即日より事務を採つてゐる。

京城總領事 范 漢 生 新義州領事 馬 永 發
元山副領事 張 義 信 釜山領事代理 袁 毓 棠

對滿友好意志表明 臨時政府は成立以來滿洲國の獨立に對して之を既成事實と認め、事實上の承認態度を示して來たが、民國二十七年一月二十一日關稅率改正の實施に關し行政委員長王克敏氏の名を以て公布された布告に於て、同政府が滿洲國を關東州と共に外國と認め、今後滿洲國との間の輸出入に就いては他の外國と同様一律に輸出入税を徵收すべき旨を公布したことは、滿洲國獨立に對する新政府の意向を率直に表明したものと解せられる。一方滿洲國に於ては六月十四日駐北支通商代表部を新設、七月四日初代表生松淨氏着任したので、臨時政府は之に對應し周珪氏を駐滿通商代表に任命、周氏は同十二日新京に着任した。

第二節 地方施政の概要

行政方針

北支事變勃發後、皇軍の活躍に依り各地の治安恢復

し、漸次秩序の安定を見るや、京津治安維持會を始めとして各地に治安維持會の組織並に新政權の樹立を見るに至つた。然るに中華民國臨時政府の成立するや、これ等各地の治安維持會は勿論、新政權も相次いで或は合流し、或は接收せられ、臨時政府の統轄區域は河北、山東、山西、河南（一部）の四省に擴大せられ、何れも新政府治下に於て省制を布いたが、更に徐州戰後江蘇の一部をも之に加へ隴海線以北は所謂「北支」として臨時政府の統轄地域と確認せらるるに至つた。而して臨時政府はこれ等地方施政の完備を期する爲め各省に道制を復活し道尹を置き各道内の縣及び市の行政を指揮監督せしめることとなつたが、各省自治政府に對する行政方針は、

- 一、省行政の實施に當つては各省農民の傳統と自治を尊重する。
- 一、治安問題の解決は現下の最大問題である爲め各省の自治組織を活用して自警團組織の整備に努むる。
- 一、地方財政は今日充分でない爲め治安維持費、土木水利の建設に對しては毎月一定額の補助を行ふ。
- 一、各省の縣長任命は今日の處境に鐵道沿線附近に限られてゐる爲め輿地に向つて新政府の勢力を擴大することに努力し極力縣長の増加を計る。

ことに決定したので、前記方針に従ひ取敢へず七月二日附命令を以て各省及び特別市公署の單行規則制定に關する條例を公布し、地方團體が其の領域内のみに適する特別規則を制定するに當りては人民の權利、自由及び財産を尊重する見地より左の如き嚴重なる制限を附すべきことを規定した。

一、各省及び特別市公署（北京、天津等）が其の領域内のみに適用する單行規則を制定する場合、これ等の規則の内容が人民の自由を制限し、若くは人民の負擔を増加する場合は一々臨時政府行政委員會に請訓して其の許可を受けたものでなければ法律上の効果を發生し得ない。臨時政府は右に關して各省及び特別市公署から請訓を受けた場合は各部に於て嚴重審査の上許可する。各省特別市公署は敍上單行規則公布に當つては一々行政委員會に公布の時期を届出づることを要す。

二、各道市及び縣公署が其の領域内に適用する規則の内人民の自由を制限し若くは人民の負擔を増加し若くは共產處分に關する單行規則は悉く各省公署の許可を得るを要す。

冀東政權の合流 冀東防共自治政府は池政務長官以下首腦部協談の結果、臨時政府と其の政策が全然同一なりとの理由を以て民國

二十六年十二月十五日中華民國臨時政府に合流する方針を決定し、直に冀東政府解消準備に着手すると共に、即日其の旨臨時政府に通告した。斯くて諸般の準備完成したので、翌二十七年一月三十日北京に於て喜多少將立會の下に冀東政府代表池宗墨長官と中華民國臨時政府代表王克敏行政委員長との會議を開き協議した結果、兩者の意見完全に一致したので、二月一日より合流することに決定し同日午後協定文を左の如く發表した。該協定文に據れば中華民國臨時政府は冀東政府の功績と歴史的意義を尊重し、其の對外宣言聲明の履行に努むる外、日滿兩帝國と冀東政府間に締結された契約上の義務は全部中華民國臨時政府に於て繼承する旨明示されてゐる。因に池宗墨氏は二月五日附を以て臨時政府參議に特任せられた。

中華民國臨時政府と冀東防共自治政府との協定
中華民國臨時政府と冀東防共自治政府は從來の稅政を拂拭し防共
に努め更に進んで友邦との親睦の強化を圖る爲めに互に其の希望
一致し茲に前項の目的を達成し並に之を有效ならしむる爲め双方
商議の上冀東防共自治政府を解消し中華民國臨時政府に合流する
ことを決定せり、右協定左の如し

第一條 冀東防共自治政府は民國二十七年二月一日を以て中華民

國臨時政府に合流す

第二條 冀東防共自治政府の一切の政權は中華民國臨時政府之を繼承す

第三條 中華民國臨時政府は冀東防共自治政府成立の意義及び其の對内外の宣言並に聲明に對して飽くまで之を尊重するの義務を有す

第四條 冀東防共自治政府が其の權限に基き行使したる一切の行政行為に對しては中華民國臨時政府は之が有效なることを認め之を尊重すべし、又同政府が個人及び法人との間に締結したる契約及び其の他協定は其の性質に應じ中華民國臨時政府及び河北省公署に於て之を尊重し繼承すべし、日滿兩帝國臣民及び其の他外國人に對しても亦同じ

第五條 日滿兩帝國と冀東防共自治政府との間に締結したる契約上の義務は中華民國臨時政府に於て繼承、誠實に之を履行す

第六條 冀東政府の官公吏は速かに中華民國臨時政府に編入す、其の細目の條項に付ては別に之を定む

第七條 冀東區域の行政費に關しては冀東の現狀を維持し並に民衆の福利を低減せしめざるを以て原則とす、其の細目の條項に

付ては別に之を定む

第八條 一切の政務交代は行政部の特派員が日本帝國特務機關の立會の下に之を實行す

第九條 本協定は署名調印の日より效力を發生す

下名は正當なる委任を受け本協定に署名調印し以て證據とす
中華民國二十七年一月三十日北京寺内部隊特務部に於て之を作成す

中華民國臨時政府行政委員長 王 克 敏
冀東防共自治政府政務長官 池 宗 墨

立會人 喜 多 誠 一

斯くて冀東政府は茲に名實共に解消し、同地區二十二縣の縣政は三月三十一日臨時政府に於て完全に接收し、翌四月一日より臨時政府河北省公署に移管された。尙ほ冀東政府と我方との間に締結された通州事件解決協定の義務は臨時政府に於て完全に履行せらるゝこととなつたが、同協定公文並に解決願末は次の通りである。

通州事件解決に關する交換公文と其の解決願末

通州事件の解決方に關しては、冀東政府長官池宗墨氏と日本大使館森島參事官との間に折衝が續けられてゐたが、昭和十二年十二

月二十四日午後四時半池長官は北京大使館に森島參事官を訪問し公文を手交して正式陳謝と將來の保障をなし、併せて此の事件による被害者に對する弔慰賠償金全額百二十萬圓の内取敢ず第一回分四十萬圓を手交し、森島參事官より右に對する回答文を手交、茲に同事件は圓滿解決を告げるに至つた。交換公文の全文は左の如くである。

冀東政府池長官より森島參事官宛書翰

以書翰啓上致候、陳者本年七月二十九日通州に於て冀東政府保安隊の叛亂勃發し多數貴國民を殺傷し且つ貴國人所有財産に尠からず損害を與へたる不幸なる事件發生致候處、右に關し本官は責任の重大なるを痛感し茲に冀東政府を代表し貴國政府に對し深甚なる陳謝の意を表し候、冀東政府は本事件責任者及び加害者を嚴重處斷する意向なる所右關係者は既に辭任し又は逃亡し若くは貴國軍により討伐せられたるを以て最早處分の方法無之次第に付き右事情御諒察相成度、尙ほ將來は再び斯くの如き不祥事件を發生せしめざるやう誓つて萬般の處置を講ず可く候冀東政府は死者及び負傷者に對し夫々弔慰金及び見舞金を贈呈し或は物質的損害に付き相當の賠償を支拂ふべく、右總額とし

第四編・第二章・第二節 地方施政の概要

て金百二十萬圓を提供致度に付き貴官に於て然るべく分配方御取計らひ煩らせ度く右に御異存無きに於ては前記金額中、金四十萬圓は直ちに御送付致すべく殘額金八十萬圓も成るべく速かに調達の上御送付可申上候、尙ほ本事件による犠牲者の慰靈塔の建設敷地提供方御要求の次第も諒承致候に付ては早速當方代表者會同實地檢分の上協議決定の事と致度候、右に關し何分の御回答を得度候、右申し陳じ旁々本官は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候

中華民國二十六年十二月二十四日

敬 具

冀東防共自治政府代理政務長官 池 宗 墨
在中華民國日本帝國大使館 森島守人閣下

森島參事官より冀東政府池長官宛返翰

以書翰啓上致候、陳者本月二十四日付書翰を以て左の通り御照會相成諒承致候
(往翰略) 依つて本官は貴官申出の次第を受諾し貴政府に於て貴翰記載の各項を誠實に履行せられたる上は本事件は解決を見たるものと認むべく候、右回答旁々本官は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候

敬 具

昭和十二年十二月二十四日

在中華民國日本帝國大使館參事官 森 島 守 人
冀東防共自治政府代理政務長官 池 宗 墨 閣 下

尙ほ右に關し同日駐支帝國大使館は當局談の形式を以て左の如き
聲明書を發表した。

駐支帝國大使館當局談

通州事件解決方に關しては先般來大使館と冀東政府との間に折衝
を行つて來たが、關係各機關協力の下に此のほど話が成立し、
冀東政府池長官は同政府を代表し、十二月二十四日北京に森島參
事官を訪問し深く陳謝の意を表すると共に公文を手交し、各遭難
者に對し總額百二十萬圓を以て弔慰金及び見舞金を贈り、財産上
の損害も賠償すべく慰靈塔の敷地も提供する旨を誓約した。右に
對し參事官は回答文を手交し、池長官申入れの次第を諒承せる旨
及び同政府に申出での各項を誠實に實行せられる上は通州事件は
解決せるものと認むべき旨を通知茲に本事件は結末を告げるに至
つた。尙ほ前記百二十萬圓中四十萬圓は同日池長官より森島參事
官に手交したが、金額の各人に對する割當に付ては同政府の請に
基き目下大使館に於て各資料を蒐集研究中である。

而して殘額八十萬圓は冀東政府合流協定に基き臨時政府に於て其
の義務を繼承し、六月二十二日同政府代表は我大使館を訪問、右金
額を完済した結果、同事件は完全に解決した。

河北省 河北省は臨時政府の成立と同時に編入せられ、河北省
長に政府委員高凌霨氏を兼任せしめた。斯くて河北省は冀東、天津
保定、冀南の四道に分ち、省公署暫行條例を左の如く公布すると共
に、民國二十七年一月六日附を以て同公署幹部を決定發令した。

河北省公署暫行組織條例(二十七年一月一日公布)

- 第一條 省に省長一人(特任)を置き中央臨時政府に直屬す
- 第二條 省長は中央臨時政府の法令に依り全省の政務を綜理し且
つ所屬道、縣、市等に於ける各機關及び其の職員を指揮監督す
- 第三條 省長は省内に於ける行政事項に對し省令及び規定、單行
條例を發することを得、但し中央政府頒布する所の法令に牴觸
するを得ず
- 第四條 省長は省内の治安を維持する爲め省内の警察及び保衛團
省防隊を派遣することを得るも豫め友軍と商洽辦理すべし
- 第五條 省長は所屬機關の命令又は處分は處分に對し法令に違背し權限
を逾越し其の他正當ならざる情勢ありと認むる時は之が取消又

は停止をなすことを得

第六條 省公署に左記各廳を設く

- 一、總 務 廳
- 二、民 政 廳
- 三、財 政 廳
- 四、教 育 廳
- 五、建 設 廳
- 六、警 務 廳

第七條 省公署各廳に各廳長一人(均しく簡任)、秘書主任一人、

秘書科長若干人(薦任)、科員、辦事員若干人(委任)を設く

第八條 省公署は同署の爲めに公制を辦じ省長事故ありて職務を
執行する能はざる時は總務廳々長其の職務を代理す

第九條 省公署より發する命令は均しく省長の名義を以て之を行
ふ

第十條 省公署に於ける總ての往復文書は概ね省公署總務廳に於
て受附發送す

第十一條 省公署の名義を用ふる文書は主管官廳に於て分別し又
は主稿に合し省長に呈請し之に捺印す

第十二條 各廳は其の職權に依り直轄職員又は直轄機關を監督指
揮し事務の進行上省令に牴觸せざる範圍内に於て廳令又は布告
を發布することを得

第十三條 省公署各廳の文書は毎日受附發送及び承辦にして機密
の要件以外は總て抄録をなし省長及び各廳長に送り査に備ふ

第十四條 左記事項は須らく省政會議の議決を経て施行すべし

- 一、省行政區域の畫定變更事項
 - 二、省公署の豫算決算事項
 - 三、省稅の増廢及び變更事項
 - 四、省公署附屬機關の増設廢止事項
 - 五、省の官產處分事項
 - 六、廳任以上の官吏任免事項
- 第十五條 總務廳の職掌は左の如し
- 一、機密に關する事項
 - 二、人事及び給與に關する事項
 - 三、官印保管に關する事項
 - 四、省令に關する事項
 - 五、文書の受附、發送、呈閱及び保管に關する事項

- 六、省公報に關する事項
- 七、豫算決算に關する事項
- 八、會計用度及び營繕に關する事項
- 九、企畫及び調査に關する事項
- 十、省庫保管の現金及び有價證券に關する事項
- 十一、統計に關する事項
- 十二、情報及び宣傳に關する事項
- 十三、其他各廳の主管に屬せざる事項
- 第十六條 民政廳の職掌は左の如し
 - 一、地方行政及び自治行政の制度に關する事項
 - 二、地方行政の監督に關する事項
 - 三、地方財務に關する事項
 - 四、地方職員教育訓練に關する事項
 - 五、土地に關する事項
- 第十七條 財政廳の職掌は左の如し
 - 一、稅務行政に關する事項
 - 二、金融に關する事項
 - 三、省有財産の管理に關する事項

- 四、公租公課の調整に關する事項
- 五、租稅外の收入に關する事項
- 第十八條 教育廳の職掌は左の如し
 - 一、學校教育に關する事項
 - 二、社會教育に關する事項
 - 三、學藝に關する事項
 - 四、禮俗宗教に關する事項
 - 五、史跡、名勝、天然記念物に關する事項
- 第十九條 建設廳の職掌は左の如し
 - 一、農事に關する事項
 - 二、農地に關する事項
 - 三、水産に關する事項
 - 四、鑛業及び地質に關する事項
 - 五、商工業に關する事項
 - 六、電氣事業及び瓦斯事業に關する事項
 - 七、交通に關する事項
 - 八、河工、堤防、水利に關する事項
 - 九、航運に關する事項

- 十、海港に關する事項
- 十一、建築及び測量に關する事項
- 十二、其他建設行政に關する事項
- 第二十條 警務廳の職掌は左の如し
 - 一、行政警察に關する事項
 - 二、司法警察に關する事項
 - 三、衛生警察に關する事項

河北省長 高 凌 霽 教育廳長 陶 尚 銘
 總務廳長 孫 潤 宇 建設廳長 陳 曾 栻
 財政廳長 張 志 激 警務廳長 沈 同 午
 民政廳長 王 潤 貞

而して首都北京及び天津は特別行政區域とし臨時政府成立と同時に北京特別市長に江朝宗氏、天津特別市長に高凌霽氏特任せられたが、民國二十七年一月六日臨時政府令を以て左の如く更迭した。

北京特別市長 余 晉 齋
 天津特別市長 潘 毓 桂
 尙ほ一月一日發布された天津特別市暫行組織條例の内容は左の如くである。

天津特別市暫行組織條例(二十七年一月一日公布)

第一章 總 則

- 第一條 本市は中華民國特別行政區域とし天津特別市と名付け省縣の行政範圍に入らず
- 第二條 天津特別市は市公署を設け中華民國臨時政府に直屬す
- 第三條 本條例は天津特別市全部に適用す
- 第四條 本市公署は本區域行政上必要ある場合には中華民國臨時

- 第二十一條 省公署に參事二人を設け本省に於ける單行法規を撰定し各廳法案事項を審核す
- 第二十二條 省公署に專屬秘書四人を設け省長の交際等の事務を辦理す
- 第二十三條 省公署の各廳に視察技正、技士を設けることを得
- 第二十四條 省公署は文書原稿の淨寫の爲め書記を雇用することを得
- 第二十五條 本條例にして未だ事宜を盡さざるものある時は臨時政府に呈請し之を修正せしむることを得
- 第二十六條 本條例は公布の日より施行す

河北省政府陣容

第四編・第二章・第二節 地方施政の概要

政府の公布せる法令に牴觸せざる限り命令の發令及び官制、官規を制定單行することを得

第二章 市 區域

第五條 本市區域は舊特別市區域を以て行政區域とす

第六條 本市區域に變更ある時は本市公署より臨時政府に呈請し之を核定す

第三章 市行政範圍

第七條 左記各事項に關し本市公署は議決執行の權を有す

- 一、戸口調査及び人事の登記事項
- 二、育幼、養老、濟貧、救災等の設備事項
- 三、糧食の備蓄及び調節事項
- 四、農工商業の改良及び保護事項
- 五、勞工行政事項
- 六、造林、開墾、牧畜、漁業、狩獵の保護及び取締事項
- 七、民營公用事業の監督事項
- 八、合作社及び互助事業の組織及び指導事項
- 九、風俗の改良事項
- 十、教育及び其の他文化事項

十一、市の公安事項

十二、消防事項

十三、公衆衛生事項

十四、醫院、野菜市場、屠殺場及び公衆娛樂場の設置及び取締等の事項

十五、市庫の收支及び豫算決算編成事項

十六、公産の管理及び處分事項

十七、公營業の管理經營事項

十八、土地行政事項

十九、公用家屋、公園、公衆體育場、共同墓地等の建築、修理事項

二十、市民の建築に對す指導、取締事項

二十一、道路、橋梁、溝渠、岸及び其の他公衆土木工程事項

二十二、河道港務及び船舶管理事項

二十三、上級機關よりの委任取扱事項

二十四、其の他法令の所定するものにして市に於て辦理する事項

第八條 市の行政事項にして若し其の他機關と行政上抗爭又は牴觸することありて自から解決し能はざる時は臨時政府に呈請し之を裁定す

第九條 本市公署は市長一人(特任)を設け臨時政府之を任命す

第十條 市長の職權は左の如し

- 一、全市の行政事務を綜理し且つ市政會議の主席となり又所屬機關及び職員を指揮監督す
- 二、對外的に市公署を代表す
- 三、臨時政府の命令を執行す
- 四、市政會議を召集す

第十一條 本市公署は左記各機關を設く

- 一、總務處
- 二、公安局
- 三、財政局

第十二條 總務處に廳長一人(簡任)を設け市長の命を承け市長を輔佐し本市總ての行政事務を綜理し且つ所屬機關及び職員を指揮監督す

第十三條 局に局長一人(簡任)を設け市長の命を承け各該局管掌する所の事務を處理し且つ所屬機關及び職員を指揮監督す

第十四條 總務處は左記各處を設く

- 一、總務處
- 二、社會處
- 三、工務處
- 四、教育處
- 五、衛生處
- 六、特別第一二三區公署

第十五條 處に處長一人(薦任)、署に主任一人(薦任)を設け市長、廳長の命を承け各該處、署の管掌する事務を處理し且つ所屬機關及び職員を指揮監督す

第十六條 總務處の掌理する事務は左の如し

- 一、本市公署の人事統制に關する事項
- 二、文書及び機要を撰定する事項
- 三、官印保管及び邊外との公文書に關する事項
- 四、本公署に於ける支出、豫算、決算の審定査定に關する事項
- 五、法令の撰定及び立案に關する事項
- 六、本廳の會計庶務に關する事項
- 七、市公署及び附屬機關の物品統制に關する事項

八、統計及び公報の編成事項

九、本廳公文書の總受附發送に關する事項

十、其他各局處の掌理に屬せざる事項

第十七條 各處の職掌は左の如し

- 一、社會處は第七條第一款乃至第九款の事項を掌理す
- 二、工務處は第七條第十九款乃至第二十二款の事項を掌理す
- 三、教育處は第七條第十款の事項を掌理す
- 四、衛生處は第七條第十三款乃至第十四款の事項を掌理す
- 五、特別區公署は各該區行政事項を掌理す

第十八條 本市各局の職掌事務は左の如し

- 一、公安局は第七條第十一款乃至第十二款の事項を掌理す
- 二、財政局は第七條第十五款中本市の稅收及び其の豫算決算の編成事項並に第七條第十六款乃至第十八款の事項を掌理す

第十九條 市公署に簡任職參事二人を設け市長の命を承け市政方針及び政務の樞機に參訓し且つ一般市政を監察す

第二十條 市公署に專任秘書四人(薦任)を設け市長の命を承け市長の交際、撰文等の事務を管掌す

第二十一條 市公署の各廳、局に秘書三人(薦任)を設け各廳、局長の命を承け各廳、局長の交際、撰文等の事務を辦理す

第二十二條 市公署の各廳、局、處は事務を視察する必要の爲め視察の技正若干人(薦任)、技士若干人(委任)を設けることを得

第二十三條 市公署の廳、局、處に事務の繁簡を視る爲め科長職若干人(薦任)、科員、辦事員若干人(委任)を設けることを得

第二十四條 市公署及び所屬機關は文章原稿の淨寫の爲め書記を雇用することを得

第二十五條 市公署の各廳、局、處及び所屬機關の官制及び取扱細則は別に之を定む

第二十六條 市公署の市政會議規則は別に之を定む

第二十七條 本條例にして事宜を盡さざるものある時は隨時臨時政府に呈請し之を修正することを得

第二十八條 本條例は呈請批准し公布の日より施行す

修正天津特別市暫行組織條例議決案

第二十九條 本市の公署に左記各機關を設く

一、總務廳

二、警察局

三、財政局

永年縣 成禮和 平鄉縣 張繩武

平山縣 伊再葛 肥鄉縣 李蔭桐

無極縣 張立賢 元氏縣 伍星三

沙河縣 胡清廉 柏鄉縣 魏金斗

內邱縣 蘇慎言 成安縣 張永松

廣平縣 楊蔭漢 雞澤縣 趙天叙

鉅鹿縣 趙震霆 曲周縣 袁傑卿

寧晉縣 鄧湘南

因に臨時政府は從來河北省の各縣住民により組織されて來た保衛團、保安隊等の自衛組織を新に保衛團に改組して集團訓練を與へ、人民の自衛能力を増進して各地治安の回復維持を圖ることに決し、二月九日保衛團組織暫行辦法(前節「軍事治安」の項參照)及び保衛團聯防暫行章程を制定、同二十一日行政委員會治安部より之を公布したが、新政府の保衛團改組内容は左の如くである。

一、各保衛團を四隊、各隊を三分隊に分ち、夫々主要地點に分駐せしめる。

一、保衛團員は徵集制度とする。

一、保衛團員は二年毎にその三分の一を歸郷せしめる。

第三十條 市公署に秘書長一人(簡任)を設け市長の命を承け機要、交際、撰文等の事項を綜理し秘書三人(薦任)を設け機要、交際、撰文等の事項を分擔す

尙ほ北支事變勃發直後より河北省政府に代り縣政復興、治安確保に任じ大なる功績を残した冀南各縣治安維持會聯合會は、臨時政府の地方行政機關の確立に伴ひ冀南地方にも保定道公署、順德道公署が開設せられる運びになつたので、五月二十日石家莊に於て解散式を舉行したが、解散に當り聯合會は省下七十二縣の縣長中特に功績顯著なる左記三十一縣長の留任方を新政府に申請した結果、政府に於ても之を承認し夫々正式に任命發令した。

正定縣 吳贊周 井陘縣 王景岳

獲鹿縣 葛肥久 定縣 高硯然

晉縣 孟子明 藁城縣 趙蘭田

新樂縣 宋嘉會 趙縣 薛興甫

樂城縣 張化五 臨城縣 周丙南

邯鄲縣 王普磁 縣 楊汝禮

大名縣 李仲榮 邢臺縣 王一峰

高邑縣 趙戴南 行唐縣 賈金厚

一、冀東二十二縣を除き河北省を二十八聯防區に分ち軍事専門家を主任に任命して共匪、土匪の討伐を行はしめる。

山東省 日本軍が山東省に進撃して濟南、青島を攻略するや、濟南に於ては民國二十七年一月一日、青島に於ては同十七日夫々治安維持會組織せられたが、幾許もなく臨時政府は山東省を其の治下に編入することとなり、省公署を新設すると共に、全省を四道（魯東、魯南、魯西、魯北）に分ち夫々道公署を新設し、更に禹城、平原、德縣、濟寧等十一縣に縣知事を任命、直ちに各縣公署の組織に着手し、同年三月五日を以て正式に成立したが、四月四日發表せられた同省首腦部の氏名は左の通りである。

山東省長	馬良	總務廳長	勞之常
民政廳長	晉延年	財政廳長	唐仰杜
兼秘書長		建設廳長	莊維屏
教育廳長	周履安	魯東道尹	張化南
警務廳長	張亞東	魯西道尹	朱泮藻
魯南道尹	方永昌	魯西道尹	朱泮藻
魯北道尹	成逸庵	濟南市長	朱桂山

△山東省公署顧問 西田畊一 △同輔佐官 沖彌作、志村悅郎、池田誠治、豐田神尙 △濟南市公署顧問輔佐官 黒田岩男

次いで省公署は五月一日より正式に省政事務を開始したが、新設道公署の管轄は次の通りである。

- 一、魯東道公署を登州に設け道尹を張化南とし萊州、文登を含む山東半島の大部分をその管轄下に置く。
- 二、魯南道公署は膠濟線青州に設置、道尹を方永昌とし山東々南地區をその管轄下に置く。
- 三、魯北道公署は一時濟南に設置、道尹を成逸庵とし臨清、武定を含む山東西北方地區を治め、道公署は平原に移轉する。
- 四、魯西道公署は泰安に設置され道尹を朱泮藻とし山東西南部地區を管轄し道公署は兗州に置く。

斯くて山東省の一般情勢は從來の支那人間の不安氣分を一掃、省政一段と充實を加へ、各縣業績は左の如き進展を示してゐる。

- 一、省政の充實 豫て缺員中であつた省公署秘書長に晉延年氏が就任し、各道の縣知事も夫々任命行政機構の充實を見てゐる。
- 二、新民會活動 省政の進展に呼應し、北京より赴濟したる新民會指導部山崎業務課長等の努力により準備所を城内平市官錢局跡に選り運動の具體化に取りかゝつてゐるが、山東省新民運動としては過去の國民黨軍閥並に國禍に喘ぐ農民の復興を第一と

して、(イ)模範村の設置、(ロ)農村の自力更生運動の振興等によつて新民精神に基く眞の農村更生のため堅實な運動方針を實行することになつた。其のため純眞熱誠にして技術ある農事指導員派遣も考へられてゐる。

三、治安工作の進展 治安工作は山東省の根本的問題として特に重視されてゐるが、各縣及び鄉村に於ける自治的保衛隊の組織は着々として進行してゐる。

四、宣慰專委の派遣 省公署では日本軍との眞の諒解提携の實を期するため省長直轄下に宣慰專委を任命し、各方面に派遣せしめて日華共同により省内治安の維持に努めてゐる。

叙上の如く山東省の秩序恢復に伴ひ同省地方治安の特質に鑑み、臨時政府は駐魯辦事處を設立することとなり、初代主任に羅寶泰氏を任命、同氏は六月十一日着任した。

河南省 我皇軍の河南進出に依つて同地方の治安は完全に維持され、民衆は何れも正業に安んずるに至つた結果、河南省民は蔣介石政權打倒、共產黨絶對排撃を信條として河北に先んじ其の自治を中外に宣言することとなり、民國二十六年十一月二十七日午後彰德府城内安陽縣廳に於て河南省自治政府の成立式を舉行し、新政府主

席に蕭瑞臣氏を推舉し左の獨立宣言を發した。

河南省獨立宣言文

今次日支事變の戦火の爲め河北、河南兩省民の被れる苦痛は筆舌を以て表現し難し。此の責は共產黨と提携し排日抗日を以て政策とせる國民黨政府にあることは火を賭るよりも明かなり。其の塗炭の苦しみより省民を永久的に救出し東洋永遠の和平建設の爲め民意の發動により河南省自治政府を成立し茲に獨立を宣言す。斯くて同政府は獨自の立場に於て活動しつゝあつたが、民國二十七年四月初旬來臨時政府と種々協議の結果、其の管轄下に編入せらるゝこととなり、左の如く決定した。

- 一、河南省主席の名稱はこれを省長に改む。
 - 二、河南省公署は民政、財政、建設、警務、教育の五廳を以て組織す。
 - 三、該經費は政府より三ヶ月間月額三十萬圓を補助す。
 - 四、河南省管下各局縣費の配分は縣の大小により三等分に區別し月額三千圓、二千圓、一千圓宛支給する。
- 次いで同二十日臨時政府は河南省を正式に其の統轄下に編入、省長以下各廳長を左の如く發令した。

河南省長 蕭 瑞 臣 民政廳長 郭 殿 學
 財政廳長 于 繼 昌 建設廳長 林 郁 文
 教育廳長 王 幼 僑 警務廳長 王 錫 良

山西省 山西省は八百萬民衆の總意に基き民國二十六年十二月十日自治政府樹立を宣言、國民政府より完全に離脱したが、此の日午後一時より全省の要望を擔へる各縣代表二十名及び要人數十名は太原城内商務會に參集、全省民代表大會を開催し、左の山西省臨時政府宣言大綱を發表、日滿兩國との親善提携、防共滅黨の二大スロガンに掲げ、敢然蔣介石政權の桎梏を脱し、八百萬民衆の安住樂業地建設に邁進することとなつた。

山西省臨時政府成立宣言

我山西の地は古來平和と繁榮とに恵まれしが、一朝共匪及び黨軍の侵入するに及び人民塗炭に苦しみ、百業頓に凋弊せり。特に隣邦との敦睦を破り抗日戦に加入するや其の犠牲真に大なるものあり。吾等は黨軍の牙城南京陥落の機會に於て奮然起ち上り自し時局を收拾更生を企圖せり。即ち縣民代表を招集其の一致せる決議を得て茲に山西省臨時政府を建設したり。吾等は共產主義を撲滅し、黨軍を掃蕩し、舊軍閥の秕政を爰除し、民心を一新し、善隣

の誼を復し東洋の平和に貢獻せんことを期す。右宣言す。
 斯くて其の後約六ヶ月に亘り臨時政府に於て極力治安の恢復に努めつゝあつたが、愈々其の安定を見たので中華臨時政府は同省を正式に其の治下に編入するに決定、六月二十一日左の如く省長以下山西省公署の各廳長を任命發表した。

山西省長 蘇 體 仁 秘書長 李 升 培
 民政廳長 宋 澈 財政廳長 宋 啓 秀
 教育廳長 裴 潤 泉 建設廳長 孫 聯 魁
 警務廳長 白 文 惠 參 事 張 樹 杖
 參 事 趙 汝 揚

第三章 臨時政府の思想建設

第一節 新教育施設の概要

新教育方針 臨時政府では新生支那建設への重要礎石として教育制度の根本的改革に着眼、議政委員長湯爾和氏自ら教育部を主宰し、國民政府二十年の黨化抗日教育を一掃して新教育の再建に努力しつゝあるが、先づ教育の復興計畫としては第一に新國定教科書を編纂して黨化排日抗日教材を一切削除し、東亞永遠の平和を確立する爲め日滿支三國の力強き提携親和の精神的基礎教育を叩き込み、第二に生活への必要を無視した現在の觀念教育を是正して科學職能知識を注ぎ込み、蒙昧なる支那農民の知識生活に近代の息を吹きかけ、第三に基礎教育の普及を目的として漸進的に義務教育を行ひ、第四に大學制度を確立して最高の學府たる新綜合大學を創立し、以て教育の革命を齎して新生支那の堅實なる國家精神を陶冶せんと期してゐる。又學校建設の計畫も此の方針の下に、先づ男女兩師範學校を北京に開設して教員の大量養成を計り、更に九月の新學期には北京、北平兩大學を併合して國立の最高綜合學府たる北京大學の復

興に着手すると共に、民國二十七年三月一日湯爾和氏自ら會長となつて教科書の編纂會を組織し直ちに編纂に着手したが、これ等の新方針並に其の具體的計畫は次の通りであつた。

教學復興の基調 臨時政府は教育刷新の基調を中國固有の教學復興に置いてゐるので、今後初等及び中等學校の授業課程中に左の如き經書の講義を設けるべく、教育部よりそれ／＼學校當局に訓令した。

一、小學校下級生には孝經、論語、上級生には孟子を講じ儒學の根本精神を會得せしめること
 一、中學校下級生には詩經、大學、中庸、上級生には禮記、左傳を講じ中國の固有文化に通曉せしめること

新教科書の編纂 事變後北京、天津の治安維持會では黨化教科書排日教材を一切削除した教科書を採用し、小中學校に於て使用せしめてゐるが、更に新教育方針を盛つた國定教科書を編纂發行する爲め、陳達民氏を中心として我文部省圖書編纂官藤本萬治、同督學官橫山俊平兩氏と協議を進めてゐる。

教育制度の刷新 教化の純粹性と實用性より見て誤れる從來の政治教育を排し理科職能教育を織込み、過去の教育方針の一大轉換

を行ふと共に、教育制度を根本的に改善し、中華民國の構成と民情に相應しき國民教育を實施する爲め大體左の如き教育方針を樹立した。

一、國立大學の整理 國立四大學たる北平、北京、清華及び師範の各大學及び交通大學は現在全部閉鎖中であるが、北平大學以外は何れも綜合大學でなく、又教授、科目も手不足してゐるので、之を整理廢合して法、文、商、工、理、農、醫及び女子大の各科を綜合せる北京大學（名稱未定）及び師範大學を復活せしめる。

一、專門技術學校の改廢 國立北洋工學校、省立河北工業學院、省立農學院、水産專科學校等の專門技術學校は將來産業開發の技術指導員養成の目的を以て出来るだけ復活せしめ内容の充實改善を圖る。

一、私立學校の調査 現在私立大學は燕京（米國系）及び中國二大學が開校してゐるが、教育系統整備の建前より私立大學、專門學校の復活に就いては教授内容の調査等を行ひ不良のものは閉鎖を命ずる。

一、初等、中等教育の充實 從來支那の教育上の根本的缺陷は初

等、中等教育の不備にある。從來支那の小中等教育は共に六ヶ年で、何れも自由教育制を採り、國民政府は短期小學教育として一ヶ年の義務教育を實施してゐたが、今後は省、市、縣立中學の開設、小學校の増設を獎勵し、初等中等教育の普及を圖ると共に、義務教育に向つて邁進する。

一、教授方針の刷新 大學教育を始め從來の教授方針は講義偏重主義に墮せる弊を矯め、學生の演習自習を獎勵し青年の判斷力涵養を根本方針とする。

斯くて右根本方針に基き教育部に於ては更に慎重協議の結果、民國二十七年四月十五日附教育部長湯爾和氏の訓令を以て、各省市教育廳及び各學院、各學校の責任者に宛て左の如き新教育方針を傳達する所あつた。

教育部訓令

査するに事變以來全國各省市の教育多く停頓に陥り、甚しきは曩舍邱墟となり、青年學を輟むる有り。厥の原厚を推すに要するに過去國民政府が黨化を昌言し、反覆容共、青年愛國の赤忱を誤用し、民族の情感を挑撥し、更に、時として階級鬭争を提倡し、時としては人民戰線を鼓吹せしめた爲めに外ならず、害たるの烈し

き洪水の影響が被ふ所よりも甚し、之を思ひて心を痛む。本部は前に懲り後を悲しむ。深く知る東亞民族は歴史地理文化思想の各方面に在りて夙に深切密接の關聯を具有し、もと兄弟唇齒の邦爲ることを、寧んぞ相互提携の要無からんや。既に外來危險思想の訓と爲す可らざるを認む、豈其の滋蔓に聽して剷除を予へざる可けんや。茲より以往、當に一に東方文化の傳統と夫の仁に親しみ隣に睦むの情を本とすべく國民の觀感に對しては宜しく本を正し源を清くするの計を作すべく、國際の友善に對しては應に意を誠にして協調するの實を擧ぐべし。之を總ぶるに教育は立國の基たり、施政方針は應に坦途を擇びて邁進すべし。人群は互助團結の誼あり、倘し能く序に循ひ漸進せば世界を大同に策するに難からず。仰むらくは各當該省市地方の教育行政を主管する機關善く斯の意を體し、務めて過去の黨化容共排外の諸流毒を盡盡滌清せば撥亂反正、青年を領導して軌範に納るゝに庶幾からん、百年の大計實に之に賴るを利とす。歴來の教育法令にして凡そ臨時政府宣言の主旨と相抵觸せざる者に至つては暫らく沿用を准す。合併通令して之を知らしむ。此に令す。

新教育の實施 臨時政府の新教育方針の實施は先づ教科書の改

訂より着手することとなり、民國二十七年三月一日教科書編審會組織規程を公布し、後ち更に之を修正公布したが、同條例全文は左の通りである。

教育部直轄編審會組織規程（二十七年三月一日公布）

第一條 本會は中小學教科書及び各種教育刊行物の編輯審查事項を處理す

第二條 本會は左記各部を設く

- 一、中 學 部
- 二、小 學 部
- 三、通俗教育部
- 四、教育刊行物部
- 第三條 本會各部は左記各項の職務を分掌す

一、中學教科書の編輯審查

二、小學教科書の編輯審查

三、通俗讀物の編輯審查

四、教育刊行物の編輯審查

第四條 本會に會長一名を設け本會一切の事務を總理し總長之を兼任す

第五條 本會に總編纂一名を設け會長の命に依り一切の編審事項を處理す

第六條 本會に副編纂一名或は二名を設け會長の命により一切の編審事項を協力處理す

第七條 本會に編審若干名を設け各部に分配し各該部の事務を夫夫處理す、又會長より各部毎に一名を指定し編審主任となす

第八條 本會に特約編審若干名を設け編審會議に出席することを得しむ

第九條 本會に辦事員二名乃至四名、書記及びタイピスト各若干名を設く

第十條 編審事項に關し若し重要問題あるときは部務會議或は編審會議を開くことを得、部務會議は各部編審主任之を召集し編審會議は總副編纂が會長と協議の上之を召集す

第十一條 總副編纂、編審、特約編審は何れも會長より聘任す、辦事員、書記、タイピストは會長より之を任命す

第十二條 本會辦事細則は別に之を定む

第十三條 本規程にして若し未だ事宜を盡さざるものあるときは隨時行政會議に提出し通過後部令を以て之を修正する事を得

第十四條 本規程は公布の日より施行す

教育部編審會組織規程修訂(同三月廿五日公布)
第一條 本會は教科書及び教育刊行物の編審事項を辦理す

第二條 本會に左記各股を置く

- 一、中 學 股
- 二、小 學 股
- 三、社 教 股
- 四、教育刊物股

第三條 本會各股は左記各事項を掌る

- 一、各級學校教科書の編輯に關する事項
- 二、各級學校教科書の審訂に關する事項
- 三、教育出版物の審核に關する事項
- 四、教育刊行物の編輯に關する事項

第四條 本會に會長一人を置き本會事務を總理す、總長に於て兼任す

第五條 本會に總編纂一人を置く、會長の命を承けて編審事項を辦理す

第六條 本會に副編纂一人或は二人を置く、會長の命を承けて編

審事項を襄辦す

第七條 本會に編審若干人を置く、各股の事務を分擔辦理す

第八條 本會に特約編審若干人を置く、部外に在つて編審事務を擔任す、但し編審會議に出席することを得

第九條 本會は事務の繁簡に因つて辦事員二人乃至四人を置き及び書記、タイピスト各若干人を雇用することを得

第十條 編審事項に關し重要なる問題に遭遇したる時は股務會議或は全體編審會議を召集して公同討論することを得、總副編纂に於て商議し會長の旨を命じて之を召集す

第十一條 總副編纂、編審、特約編審は均しく聘任にして辦事員は委任たり

第十二條 本會辦事細則は別に之を定む

第十三條 本規程にして未だ事宜を盡さざるもの有る時は宜しく隨時行政會議に提出し通過の後部令を以て之を修改す

第十四條 本規程は公布の日より施行す

而して右編審會に於ては教育部編審科長陳達民氏以下五名を日本に急派し、我教育専門家の諮詢を仰ぎ、從來の排日的國民主義教育を是正し、同年二月下旬には大體初中國文六卷、高中國文四卷、初

中公民六卷、高中公民六卷、初中外國地理、初中本國地理等三十四種類の新編教科書の編纂を完成し、四月一日の新學期より臨時政府下の初等、中等學校に於て之を使用するに至つた。

尙ほ新教育實施方針に關しては民國二十六年四月十五日附教育部訓令を以て各省市教育廳及び各學院、學校責任者に對し左の如く通告し、其の具體的方針を詳細に明示する所があつた。

教育部訓令

查するに新政府の教育方針は業經に通令飭知して案に在り、茲に實施上切に應に辦理或は注意すべき事項を條を逐ひて指示すると左の如し。

(一)過去國民政府が施行せし所の教育は黨化を以て方針となし排日を以て手段となし此次の事變を馴致引起せり。今後黨化排日の教育に對しては亟かに應に嚴に取締を加ふべし。

(二)事變後學校の恢復に關しては應に小學より着手し、次いで中學に及ぶべし。大學の開辦に至つては應に先づ政府に向つて申請して本部の指導を受くべし。汎ゆる各級學校の法規は改訂終了の後公布を行ふ。

(三)中小學の學制年限は仍ほ暫らく中學三三、小學四二の舊制に

按照して辦理す。

(四)教育はもと生活を改善するの功能あり、故に教學の實施は亟かに應にそれをして生活と密接の關聯を保持せしむべし。今後小學階級を始とし即ち應に切實に生活の職能に注重し能く教育をして生活と融合して一丸たらしむべく同時に尤も宜しく衛生教育に注意すべし。

(五)中學は男女分校を以て原則となす。大學及び專科學校は未だ女子大學及び女子專科學校を設けざる以前に在りては女生を兼收することを得。

(六)女子は自らそれが家庭なる社會に在りての天職を有す。其の應に受くべき教育は自ら男子が受くる所の教育と盡くは相同じからず、切に宜しくそれ自身の需要を顧慮して施すに適當の教育を以てすべく、尤も應に品格の修養に注重すべし。

(七)凡そ外國人所辦の學校は宜しく切實に指導監督してそれをしつて新政府の教育方針に遵循せしめんことを務む。

(八)中小學原有の體育課程は其の名稱は仍は體育となす。汎ゆる教材は應に體操運動及び國術に就いて酌量分配すべし。

(九)童子軍は應に少年團と改稱すべく團體訓練、紀律訓練及び服

務精神を以て實施の目標となし軍隊式の聯合編制を廢除し各校

の單獨辦理を以て原則と爲す。稱して某某學校少年團と爲す。

(十)以前各級學校所用の教科書教材は妥當を缺く處甚だ多し。改正の本は現にすでに印刷成り書局より出賣せり。應に一律採用すべし。唯だ今回は改訂に過ぎざるのみ、未だ完善に臻らず、今後新政府の教育方針に依據して部に於て編審會を設立して別に編纂を行ふ。

(十一)會攷制度は流弊滋々多し應に直ちに廢止すべし。唯だ各校辦學の成績は亟かに應に切實調査すべく、督學を添設して詳密なる分科視察を作すべし。

(十二)事變後各省市の學生にして所屬學校の停頓に因り轉學を請求し而も轉學證書或は證明文件を取得するに由なきものは各校に於て嚴格なる檢定試験を舉行してそれが轉學を許可すべし。

(十三)中小學教職員は應に始めより更めて再び加ふるに訓練を以てし既往の誤りたり觀念を糾正するを得しむべく、各當該地方教育行政機關よりして講演會を舉辦し、其の地行政長官出席して一切を指示すべし。本部は北京中小學教職員の講演班を主辦す。講演集は已に別に頒布を行ひ参考に資せしめたり。

第二條 本校に校長一名を設け校務を總理す、教育部より之を任命す

第三條 本校に教導主任一名を設け校長の命を承け本校の教務及び訓育事項を處理す、校長之を任用す

第四條 本校に總務主任一名を設け校長の命を承け本校教務及び訓育に屬せざる一切の事項を處理す、校長之を任用す

第五條 本校に事務員、書記各若干名を設け校長、教務、總務兩主任の命を承け登錄、文書、會計、庶務一切の事項を處理す、校長之を任用す

第六條 本校の教員は專任兼任の二種に分ち校長之を聘任す

第七條 本校の入學資格は公立或は認可済の私立高級中學を卒業せる者或はそれと同等の學力を有し入學試験に合格せる者たるべし(同等の學力を有する學生の定員は合格者總數の五分の一を超過するを得ず)

第八條 本校修業年限は三年として修業期間満了し試験に合格せる者には本校より卒業證書を授與す
叙上の如く臨時政府は新教育方針を樹立するや、三月末米國系燕京大學其の他外國系諸大學に對し新教育方針に背反せざるやう通告

以上示す所の各項目は皆當務の急たり、仰むらくは即ちに夫々切實奉行或は轉飭して遵照せしめんことを、其の辦理の情形は仍は當に隨時部に報告して査核に備ふべし。此に令す。

次に大學の整理統一に就いては凡そ國立大學は北京大學及び師範學院の二大學に統合する方針を採用し、これ亦四月一日より實施することとなり、三月二十二日附命令を以て左の如く公布した。

一、北京大學法、商學院學生は北京大學法學院に編入す

一、國立北京師範大學は國立師範學院と改稱す

一、女子文理學院は北京女子師範學院と改稱す

一、北京大學所屬の農、工、醫の各學院は凡て新北京大學に編入す

尙ほ日支關係の重大性に鑑み日本語教員養成の爲め、教育部に外國語學校を設立することとなり、三月二十一日附政府公報に於て左の如く發表し、着々新教育實施の根本を確立しつゝある。

教育部立外國語學校組織大綱

第一條 本校は時代の要求に應じ先づ日語教師を養成するを以て目的となし其の他各國の語言、文字をも兼習して全才を造成し國家の用に供せしむ

を發した所、當初相當深刻な摩擦を生じたが、結局大學側も釋然其の學生訓育上の積弊を認め、六月中旬行はれた剿共滅黨週間に際し國共兩黨に關する文獻整理を全幅的に承認するに至つた結果、茲に其の相剋は完全に解消し臨時政府の教育方針は全く統一されるに至つたのである。

第二節 思想工作の概要

新民會の成立 臨時政府は其の政治のモットーを新民主主義とし

「明德を明かにし、民を親にする」といふ「大學」に示す倫理的方針を政治の基調とするに至つたが、之が具體的宣布機關として中華民國新民會を結成することとし、民國二十六年十二月二十四日午前十一時より王克敏行政委員長參列の下に北京中南海公園内懷仁堂に於て嚴肅なる發會式を行つた。本會の目的は新政府が其の政策の第一に掲ぐる産業開發、民生向上の線に沿うて民衆を教化し、其の政策に合致せしめる爲め之が教化指導に努める一方、支那四億民衆を今日の苦境に陥れた共產主義及び國民黨イデオロギーの誤謬を指摘して、支那在來の文明復活を意味する王道精神の宣傳に努めんとするもので、且つ其の民意を反映せしめて之を政府に傳へんとする民

意暢達も其の目的の一に擧げられてゐる。然し本會は飽く迄も民衆教化團體であつて絶対に政治團體でなく、其の點滿洲國協和會と稍其の趣を異にする。然し本會は政府と表裏一體の團體である爲め會長には政府首班を推戴することとしたが、當分は滿洲國前外交部大臣張燕卿氏を副會長として一切を指揮せしむることになつて居り、其の當面の任務としては新政府統治區域に於ける民衆宣撫、民心作興、民生再建の協力指導を與へるにある。而してその宣言、綱領及び章程等は左の如くである。

中華民國新民會宣言

戰禍全土に彌り、社稷將に滅せんとす、一に之れ國府の責なり。私閥比周して國事を專決すること十有餘年、稅政百出内外に其任を失す、猥りに干戈を交へ國土危殆に瀕す、これ偏に黨部の責なり。昨是今貶、庶政軌を逸し、施策節度なし、徒らに容共媚外、國を驅つて焦土と化し無辜幾千萬同胞の生命を損傷し、幾百億の財帑を消耗し、中華五千年の文化を湮滅するも恬として悔なきに似たり。

今や蔣宋の門閥獨り存して四億民生爰に危し、これ寔に中國民衆颯起の秋なり。而して邦土尙先憂の士を留めて即ち新政權の樹立

を見る、吾人相奮勵提撕し以て新政權に協力し祖國を危急に效ひ民生を安んぜん。

是現代中國民衆共同の使命たり。宜しく衆議を竭し、民力を傾盡して狂瀾を既倒に回すべし。夫れ國は道を履みて昌へ、人は道を得て信和す。先づ東方の文化道徳を高揚し、先哲の遺訓を顯彰し進んで國共兩黨の齒想邪謂を剿滅せん。主義は新民に則り以て民意を暢達し、地産を開發して民生を安んぜざるべからず。本會は新政權とは表裏一體にして先づ之を護持し、反共戰線の闘士となり、民力の涵養に努め更に比隣共營の實現に邁進し、以て世界の大平和に貢獻するところあらんとす。天下同憂の士來つて本會に加入せよ。右宣言す

中華民國二十六年十二月二十四日

中華民國新民會

中華民國新民會綱領

- 一、新政權を護持し民意暢達を圖る
- 一、地産（産業）を開發し民生を安んず
- 一、東方の文化道徳を宣揚光被す

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

- 一、剿共滅黨の大轟の許に反共戰線に参加す
- 一、友隣締盟の實現に邁進し人類平和に貢獻す

中華民國新民會章程

第一章 名稱

第一條 本會は中華民國新民會と稱す

第二章 目的

第二條 本會は新民主主義を奉じ政府と表裏一體の民衆團體として日滿支の共榮を顯現し剿共滅黨の徹底を期し世界平和に貢獻するを以て目的とす

第三章 會員

第三條 本會は中華民國人及び本會の目的を達成せんとする者を以て構成す

會員規則は別に之を定む

第四章 會長、副會長

第四條 本會に會長及び副會長を置く

第五條 會長は政府首班者を推戴す

副會長は會長之を任命し任期を二年とす

第六條 會長は本會を統括す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは之を代理す

第五章 中央機關

第七條 北京に中央指導部を置き左の役員を設く

中央指導部長 一名

中央指導部次長 一名

中央指導部委員 若干名

第八條 中央指導部長は會長之を任命し任期を三年とす

第九條 中央指導部次長は中央指導部長の推薦に依り會長之を任命し任期を三年とす

第十條 中央指導部長は會務を總理す

中央指導部長事故あるときは次長之に代る

第十一條 中央指導部委員は中央指導部長の推薦に依り會長之を任命す

第十二條 中央指導部委員會は中央指導部委員を以て組織し中央指導部長の諮詢に應じ重要事項を審議す

第十三條 左の各件は中央指導部委員會の議を経ることを要す

一、綱領及び章程の變更に關する事項

二、重要規則の制定改廢に關する事項

三、豫算決算に關する事項

四、全國聯合協議會に關する重要事項

五、本會に關する重要事項

第六章 地方機關

第十四條 省に省指導部を、北京に首都指導部を置く

第十五條 省指導部及び首都指導部は中央指導部に直屬す

第十六條 省指導部並に首都指導部に關する規則は別に之を定む

第十七條 縣に縣指導部を、道に道指導部及び省政府所在地及び其の他特定の都市に都市指導部を置く

第十八條 縣指導部、道指導部並に都市指導部は省指導部に直屬す

第七章 分會

第十九條 本會の組織單位を分會とす

第二十條 分會は首都指導部、縣指導部、道、都市指導部に隸屬す

第二十一條 分會規則は別に之を定む

第八章 聯合協議會

第二十二條 本會に聯合協議會を置き毎年一回又は必要に應じ開

第三十二條 本會の會計に關する規則は別に之を定む

附則 本章程は中華民國二十六年十二月二十四日より之を實施す

催す

第二十三條 聯合協議會は之を分ちて全國聯合協議會、省聯合協議會、道聯合協議會、縣(市)聯合協議會とす

第二十四條 聯合協議會は指導部長の諮詢に應じ重要事項を審議し且正當に民意を暢達す

第二十五條 聯合協議會に關する規則は別に之を定む

第九章 監察部

第二十六條 本會に監察部を置く

監察部は會長の任命せる監察員を以て組織す

第二十七條 監察員は本會會務並に會員の状態を審査し情況により一定の關與を爲すことを得

第二十八條 監察の評定は總會に於て之を決す

第二十九條 監察の評定は總會に於て之を決す

議決は過半数に依る

第三十條 本會の經費は會費、國庫補助金、事業收益金等を以て充つ

第三十一條 本會の會計年度は歷年に依る

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第四編・第三章・第二節 思想工作の概要

第六條 會員にして本會の統制を亂し又は會員たるの體面を毀損するが如き所爲ありたる時は役員之を除名す

附 則

第一條 本規則は中央指導部委員會の議を経て之を改廢す

第二條 本會設立當初に於ける正會員、協賛會員は本會職員及び各機關の紹介に依り中央指導部長之を決定す

新民會分會規則

總 則

第一條 分會を新民會組織の單位とす

第二條 分會は二名以上の會員を以て組織す

第三條 會員とは會員規則に定めたる會員を總稱す

第四條 分會の構成は會員の職業別に據るを原則とす、但し地方の特殊的情形に依り分會の活動力を活發ならしめ其の社會の勢力を指導し本會精神の普及徹底上便法なる場合は地域別、職業別若くは民族別に之を構成す

第五條 分會は指導部に所屬す

第六條 相當数の會員を擁する分會には役員を置く

第七條 役員を置かざる分會には連絡員を置く

役員及び連絡員、會務處理

第八條 分會に左の役員を置く

一、分 會 長

二、常 務 員

第九條 分會長は其の分會正會員中より互選したる者を中央指導部長任命し其の任期は通常二年とす、但し中央指導部長は任期を短縮又は延長せしむることあるべし

第十條 分會長は分會々務を統括す

第十一條 常務員は分會々務を執行し所屬指導部又は他分會との連絡及び聯合協議會に關する事項を掌り分會長事故あるときは之を代理す

第十二條 連絡員は連絡及び分會諸般の事務を處理す

第十三條 會員少き分會に於ては分會員の合議に依り分會會務を處理す

分 會 會 務

第十四條 分會は次の各項の分會會務を実施す

一、會員の獲得及び組織

二、會員の指導、訓練、陶冶

三、分會の評議又は合議事項

四、指導部の指令事項

五、聯合協議會の決定事項

六、緊急分會會務

七、其の他會維持又は分會若くは會員に必要な一切の事項

附 則

第一條 本規則の改變は中央指導部委員會會議に於て之を行ふ

第二條 本規則は中央指導委員會の決定に據る

新民會聯合協議會規則

第一條 聯合協議會は章程の定むる所に依り開催す

第二條 縣、市聯合協議會は分會代表を以て組織し省及び道聯合協議會は縣、市聯合協議會の選出したる者を全國聯合協議會は省聯合協議會の選出したる者を以て組織す

第三條 縣、市聯合協議會は左記事項に關し審議す

一、縣、市指導部の諮問事項

二、省指導部の諮問事項

三、中央指導部の諮問事項

四、所屬分會の提案事項

五、省、道聯合協議會への提案事項

第四條 省、道聯合協議會は左記事項に關し審議す

一、省、道指導部の諮問事項

二、中央指導部の諮問事項

三、道、縣、市聯合協議會への提案事項

四、全國聯合協議會への提案事項

第五條 全國聯合協議會は左記事項に關し審議す

一、省聯合協議會の提案事項

二、中央指導部の提案事項

三、中央政府の諮詢事項

第六條 聯合協議會は毎年一回又は必要に應じ全國聯合協議會は中央指導部長、省聯合協議會は省指導部長、道、縣、市聯合協議會は道、縣、市指導部長、中央指導部長の命に依り之を招集す

第七條 聯合協議會は中央指導部長會期を定めて開催し會期終了と同時に閉會す

第八條 聯合協議會は定数の三分の二以上の出席により成立し出席代表の三分の二以上の賛成を得るに非ざれば決議することを得ず

- 第九條 聯合協議會は委任出席を許さず
- 第十條 聯合協議會の議長並に副議長は出席代表の選舉に依る
- 第十一條 聯合協議會には役員出席して發言することを得、但し表決の數に與らず
- 第十二條 聯合協議會には政府及び關係機關の參與を求む、但し表決の數に與らず
- 第十三條 全國聯合協議會代表は分會代表者中より分會代表者所定の員數を選出す
- 第十四條 道、省、縣、市聯合協議會代表は分會正會員中より分會員之を選出す
- 第十五條 聯合協議會代表の定員は中央指導部長又は其の命に依り省、道、縣、市指導部長之を定む
- 第十六條 聯合協議會代表選舉は單記無記名投票の方法に依る
- 第十七條 聯合協議會の議案審査委員會に關しては其の都度中央指導部長又は中央指導部長の命に依り省、道、縣、市指導部長之を定む
- 第十八條 聯合協議會出席代表は會議に於て發言したる意見及び表決に付き會議外に於て責を負ふことなし
- 第十九條 全國聯合協議會決議事項にして中央指導部之を採擇したる事項に關しては全會員其の責を負ふ
- 第二十條 本規約の改廢は中央指導部委員に於て之を行ふ
新民會中央指導部規程
- 第一條 中央指導部長は新民會章程に準據し本規則に依り會務を執行す
- 第二條 中央指導部長は必要と認むるときは省指導部長及び首都指導部長の命令又は處分を停止し若くは取消すことを得
- 第三條 中央指導部に左の機關を置く
總務部
教化部
指導部委員會
全國聯合協議會
- 第四條 各部に部長及び部員を置く
部長は中央指導部委員の中より中央指導部長の推薦に依り會長之を任命す
- 第五條 部長は中央指導部長を輔佐し其の主管事務を掌理す

- 第六條 部員は部長の命を承け會務に従事す
- 第七條 總務部は左の事項を管掌す
 - 一、機密に關する事項
 - 二、印章の頒發管守に關する事項
 - 三、人事に關する事項
 - 四、文書に關する事項
 - 五、會計及び用度、營繕に關する事項
 - 六、庶務に關する事項其の他各部の主管に屬せざる事項
 - 七、企畫資料の蒐集調査に關する事項
 - 八、本會の機構並に根本工作方針に關する調査立案
 - 九、重要施設の考査に關する事項
 - 十、思想體系闡明に關する基本的調査研究
 - 十一、社會思想、政治、經濟に關する調査
 - 十二、統計に關する事項
 - 十三、情報の蒐集整理審査に關する事項
 - 十四、情報機關の統制に關する事項
 - 十五、情報機關の連絡に關する事項
 - 十六、機關紙の發行、年報パンフレット其の他圖書の編纂に關する事項
- 第八條 教化部は左の事項を管掌す
 - 一、會員の教化訓練指導統制に關する事項
 - 二、一般民衆の教化に關する事項
 - 三、地方機關の組織指導に關する事項
 - 四、分會組織に關する事項
 - 五、會員の會籍に關する事項
 - 六、宣傳企劃に關する事項
 - 七、宣傳資料蒐集製作に關する事項
 - 八、宣傳の實施及び宣傳機關との連絡に關する事項
 - 九、對内外宣傳の統制に關する事項
 - 十、宣傳實施の指導に關する事項
 - 十一、宣傳機關の監理に關する事項
 - 十二、青少年團、婦人團等の組織指導訓練に關する事項
 - 十三、聯合協議會に關する事項
 - 十四、其の他精神を陶冶充實し共同の文化生活進展に貢獻し得る能力精神内容を保持せしむべき社會教化上必要なる工作に關する事項

關する事項

第九條 指導部委員會は左の事項を管掌す

- 一、綱領及び章程の變更に關する事項
- 二、重要規則の制定改廢に關する事項
- 三、豫算及び決算に關する事項
- 四、會費の計畫及び運用に關する事項
- 五、重要工作方針に關する事項
- 六、重要人事に關する事項
- 七、全國聯合協議會に關する重要事項

第十條 全國聯合協議會に關しては別に定むる所に依る

第十一條 各部の分科規程は中央指導部長別に之を定む

中央指導部分科規程

第一章 總務部

第一條 總務部に左の科を置く

- 秘書科
- 人事科
- 文書科
- 庶務科

主計科

企畫科

調査科

情報科

第二條 秘書科は左の事項を掌る

- 一、役員秘書に關する事項
- 二、機密に關する事項
- 三、會印の頒發管守に關する事項
- 四、會議に關する事項
- 五、渉外に關する事項
- 六、特に命ぜられたる事項

第三條 人事科は左の事項を掌る

- 一、補任恩賞に關する事項
- 二、部員の服務規律に關する事項

第四條 文書科は左の事項を掌る

- 一、公文書の收受、進達、發送及び整理保管に關する事項
- 二、公文書の淨書に關する事項
- 三、會報の發行に關する事項

四、通譯、翻譯に關する事項

第五條 庶務科は左の事項を掌る

- 一、地方部員の發着に關する事項
- 二、所内保衛に關する事項
- 三、其の他他部科に屬せざる事項

第六條 主計科は左の事項を掌る

- 一、豫算及び決算に關する事項
- 二、會費の計畫及び運用實施に關する事項
- 三、會費收支の管理に關する事項
- 四、現金、有價證券、不動産に關する事項
- 五、地方機關會計連絡統制に關する事項
- 六、記帳、計算及び收支科目に關する事項
- 七、會計報告に關する事項
- 八、帳簿、證憑書類、整理保存に關する事項
- 九、用度及び營繕に關する事項

第七條 企畫科は左の事項を掌る

- 一、重要計畫の立案
- 二、重要企畫の連絡調整に關する事項

第四編 第三章 第二節 思想工作の概要

三、基礎資料の蒐集調査に關する事項

四、重要施設の考査に關する事項

五、會機構並に根本工作方針に關する事項

第八條 調査科は左の事項を掌る

- 一、思想體系闡明に關する基本的調査研究
- 二、地方事情特に農村調査に關する事項
- 三、會勢の基本に關する統計
- 四、調査統計資料の蒐集に關する事項
- 五、統計年鑑、教化運動史其他調査統計に關する圖書の編纂に關する事項

第九條 情報科は左の事項を掌る

- 一、情報の蒐集整理審査に關する事項
- 二、地方機關の情報に關する事項
- 三、情報機關との連絡に關する事項
- 四、情報機關の統制に關する事項

第二章 教化部

第十條 教化部に左の科を置く

組織科

指導科
宣傳科

第十一條 組織科は左の事項を掌る

- 一、分會組織工作に關する事項
- 二、會員の會籍に關する事項
- 三、青少年團、婦人團の組織に關する事項
- 四、地方機關の組織に關する事項
- 五、本會の組織大系に關する事項
- 六、聯合協議會に關する事項
- 七、其の他結成組織工作上必要なる事項

第十二條 指導科は左の事項を掌る

- 一、會員の教化訓練に關する事項
- 二、分會の指導訓練統制に關する事項
- 三、地方機關の指導訓練に關する事項
- 四、一般民衆の教化指導に關する事項
- 五、其の他教化上必要なる工作に關する事項

第十三條 宣傳科は左の事項を掌る

- 一、宣傳企畫に關する事項

- 二、宣傳資料蒐集作製に關する事項
 - 三、宣傳の實施に關する事項
 - 四、宣傳機關との連絡に關する事項
 - 五、對内外宣傳の統制に關する事項
 - 六、地方機關宣傳實施の指導に關する事項
 - 七、宣傳機關の監理に關する事項
- 附則 本分會規程は中央指導部員の議を経て變更することを得
重要職員(一月六日任命)

副會長 張 燕 卿

中央指導部々長 繆 斌

中央指導部總務部長 小澤 開 策

中央指導部教化部長 宋 介

新民主義の意義 新民主義の意義に關し同會中央指導部長繆斌氏が中外に發表した解説の全文は左の通りである。

中華民國新民主義の解説

繆 斌

一、新民主義の理論

新民史觀 新民主義は我人類生存の自然法則である。生存は萬物

の同じく欲する所である。然し時に生存し得ざるものがある。生存し得ざるものは何か？ 抵抗力の無いものである。天地は一の動力であり、人生も亦動力である。凡そ動力があれば必ず反動力がある。これを抵抗と謂ふ。これ亦自然の法則である。能く抵抗力を有する者は即ち能く生存し、抵抗力無きものは必ず滅亡に至る。生有るものにして抵抗力を具へざれば生くるを得ない。然し優劣の別、善惡の分がある。優者善者は道に適ひ自然の法則に順應するものである。劣者惡者は道に適はず自然の法則に違反するものである。人は萬物の靈にして其の抵抗力は最大である。而も亦優劣善惡の分がある。優者善者が生存し、劣者惡者が敗亡するは何故ぞや？ 優者善者は能く道に適ひ自然に順應し、比較的大なる抵抗力を具へ、劣者惡者は道に適はず自然に違反し、比較的小なる抵抗力を具へるからである。

人類の歴史は動力と反動力との相生相尅の歴史である。動力と反動力とが平衡する際は即ち道に適合し、自然の法則に順應して平和を得、一旦動力と反動力とが其の均衡を失すれば即ち崎嶇立見水の高下あるが如く、奔流決を放つて戦争が生れる。故に戦争は正に不平を平にし、不和を和にせしめんと欲するものである。不

平を平にし不和を和にせしめ得ざれば、即ち眞の和平ではない。また物の不齊は物の情である。天道は運行し適者は生存する。春秋殺、優劣善惡はこれより分れる。これ自然の法則である。天の萬物に於けるは猶園天の草木を治むるが如くである。盛に過ぐれば之を芟夷し、拳曲腫を擁すれば之を拔除するのみ。夫惟是の如きが故に其の養ふ所は皆佳花珍果となりて種は日に進む。不材を去つて其の良材を育み、劣種を除いて其の優種を養ふ。天の人に於ける、亦何故に獨り然らざる事があらう？ 其の善者を保つて劣者を去り、其の適者を生かして不適者を死なしむるが故に人類は必ず善に向つて其の生に適ひ惡を去つて以て其の善を保つ。天道は無私、善のみ之を佑ける。此の如く人類の競争は善と惡との競争であり、適と不適との競争である。

人類は善惡の消息によつて進歩する。故に人類進歩の歴史は一直線の進歩にあらずして循環或は前進して已まざるの進歩である。天道に陰陽あり、陰陽消長して晝夜春夏秋冬の別あり、週りて復始まり日に進んでやまない。天道は一刻も動かざる無く、一刻も休息する事無く、然も動靜の態があるのである。陽は動にして陰は靜である。晝は動にして夜は靜である。春夏は動であり、秋冬

は靜である。然も動中に靜あり、靜中に動がある。動極まりて靜となり、靜極まりて動となる。一動一靜、變化を生じ、日に進んで已まない。これ天地自然の大道にして、人類の進歩、善惡の消長も亦かくの如くである。且所謂善惡なるものは、其の表面の結果を以て言ふに過ぎない。善の中にも亦惡無きにあらず、惡の中にも亦善が無いのではない。故に人類歴史盛衰の際、盛の時は全部君子と云ふ譯ではなく、其の中には小人も參じてゐる。只君子多く小人少ければ善となすに足らないのである。衰の時は全部が小人と云ふ譯ではなく、其の中には君子もあるのである。只小人が多く君子少なければ善となすに足らない。故に世の盛衰の變は即ち君子と小人との消長であり、善と惡との消長である。故に人類歴史の進歩には善惡の消長のない時は無く、其の表面を觀れば固より循環の復始にして然も循環の復舊ではないのである。人類は善惡消長の中において其の善を積みて以て其の不善を去る。善を積んで已まざるが故に進歩も亦止むところが無いのである。車輪の前進の如く、旋轉すると雖も舊轍を踏まないものである。天地の道は晝夜ありと雖も、春夏秋冬の復始は一刻も前進しない事は無い。天地間の萬物も亦一刻も變化を生じない事はない。即ち大

地の靜も極めて精密なる科學的的眼光を用ひて之を觀察すれば、其の地質も亦變化を生じてゐない時は無いのである。人類萬物の變化も亦然り。試みに古今の人に問はん、容貌形體の絕對に相同じきものありや？ 即ち之は人類の進歩を證明し得るものである。今吾人の新民主主義は東方固有の文化の復興を提唱し、然も亦西洋文化の長を採らないのではない。事に古に復るは後聖先哲の笑ふ所となり、事に西洋の法に倣はゞ東方は即ち西方の欺く所となる東方には自ら東方の美德があり、且つ世運の變化は東西兩洋の文化が百餘年の消長を経過し、又將に東方文化の黎明期たらんとしてゐるのである。東方人類は將に吾が東方固有の文化を以て善を撰び、之を固執して以て西洋文化の衰頹を矯正せんとするものである。「日新、日日新、又日新」の革新精神に基いて明德を天下に明かにするものである。人類の生存をして天道に適合せしめ、更に至善に止まるの宗旨を以て、人類の生存をして理想に適合せしむるのである。所謂明德を天下に明にするは、即ち天地人三才の道を昌明して之を貫くことである。之即ち所謂王道である。王といふ字の意義は、上の一畫は天、下の一畫は地、中の一畫は人にして縦の直畫は天地人の三抗を貫くものである。人は天地の氣

を稟けて生きるが故に、天地と渾然一體をなす。王の字の中間の一直畫は人身の血脈をなすものである。故に新民主主義は王道を實行するを以て志とする。而して實行の方法は即ち格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・親郷・治國・平天下の九項に在る。

二、新民主主義の實行

格物 格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・親郷・治國・平天下の九項は、乃ち新民主主義の王道實行の順序である。此の九項目に亘る順序を簡言すれば、已に克つて禮に復することである。格物・致知・誠意・正心・修身の五項は之を克己と謂ひ得る。齊家・親郷・治國・平天下の四項は之を復禮と謂ひ得る。

何を格物と謂ふか？ 私を去る事である。私とは物慾の私にして王陽明の所謂心中の賊である。格とは格闘の謂である。物慾の私との格闘は即ち格物である。人既に私慾を格去すれば、即ち人心は天心と合一して道心を成す。孔子の所謂吾道は一以て之を貫く陸象山の所謂「宇宙は便ち是れ吾が心、吾が心は便ち是れ宇宙」はこれ天心と人心との合一にして、又即ち王道の發端である。致知 物慾の私既に去り、天心と人心とが一貫となれば、人の知識は即ち良知の域に達し得る。夫れ良知とは知識の體であり、

知識とは良知の用である。良知を致すとは即ち知識善用の謂である。人の知識は應用の際に善たり得、惡たり得るのである。往々一念の差、毫厘を失ふ事あれば差は以て千里の誤りとなる。孔子時代の少正卯、近世のマルクスの如き、其の人は偽を言はずして辯ずるなく、行僻りて堅、記醜にして博、順非にして澤、之を視れば是の如きも之を行はゞ非である。此の種の知識、行爲は則ち其の心中に賊あるに因り、儉へに蔽ふ所有りて眞誠惻怛の心が無い。其の得たる知識は即ち惡用をなすのである。故に知識の惡用せざる事を欲するならば當に先に其の良知を致すべきである。これ即ち物格りて後知を致すの謂である。

誠意 吾人は既に大公無私の心を抱き、又得たる所の知識をして良知に基き悉く善用をなさんとせば、更に須く志を立て身體力行し自ら欺く事があつてはならない。これ即ち所謂誠意である。誠有れば、又須らく至誠息む事あつてはならない。息まざれば即ち日に進みて已まず、日に進みて已まざれば、其の成功は愈々大である。故に中庸に至誠は神の如しの言があり、唯天下の至誠は能く其の性を盡すといふ。能く其の性を盡せば人の性を盡し、能く人の性を盡せば能く物の性を盡し、能く物の性を盡せば即ち天

地の化育を賛する事が出来る。天地の化育を賛すべしとは天地と參じ得る事である。これ皆努力して已まざるが故に能く深く人類萬物の一切の原理を知り、而して能く人類萬物所行の道をして天地間生存の道に合せしむ。これ所謂天地の化育を賛する事にして又即ち王道の功用である。

正 心 人既に至誠無息の精神あれば、又其の心を放つて邪僻に入るを恐れる。故に須らく之に繼ぐに心を正しうするの工夫を以てせねばならない。心を正しうするとは何か？ 即ち善を撰びて之を固執するの謂である。夫れ心とは形態にあらざるの心、乃ち「心の中に又心あり」である。邵康節曰く「心を太極となす」と。

太極とは易の道である。易とは陰陽の變、生成の謂である。周濂溪曰く「太極は動いて陽を生じ、靜まつて陰を生ず。動時は便ち是れ陽の太極にして、靜時は便ち是れ陰の太極なり」と。一動一靜して萬物が生ずるものである。心を太極となすの説は、又ライブニツが活動を以て物質の本性と認め、各個「純一」の自己開展と認め、往くことなければ心の活動に非ざることを表現するものと考へたのと同様である。是より心が既に動かざる時無きを知り得るのである。而して此の心が邪に非らざらんことを欲するは、

これ心を正しうするのである。孟子に「推是心」、「求放心」、「盡心」、「生存心」等の言があるが、これ即ち正心の功である。

修身 心既に正しく、又之を益するに範圍を以てするを修身と謂ふ。修身とは何か？ 僅に其の形體を修むるものではない。形體の外に又形體がある。之を人格と謂ふ。修身とは人格を修むる事である。禮記に曰く「言有物、而行有恒」と。これ人格の權輿である。人は群を離れて生くるを得ない。即ち個人は人群の中に在り、言行舉止自ら其の守るべき範圍有りて踰越するを得ない。これ人格は尙ぶところである。今世自由の説を好み以て、一切は皆自由たるべしと謂ひて個人主義をなす。之を小にしては蕩檢流閑・放僻邪修其の極を用ひざる所無し。之を大にしては私慾橫流して資本主義の種々の毒を造成する。更に資本主義の反動により階級闘争の種々の害を造成する。これ皆修身を知らない過誤である。能く身を修むるものは即ち能く自ら治め、能く自ら治むるものは即ち己を推して人に及ぼし得るのである。今の資本家は其の個人の自由主義に依つて慾壑厭ふ無く、富は不仁をなし以て勞働者を壓迫する。これ其の人格を守り得ざる過誤である。能く其の人格を守るとは其の天爵を修むる事である。仁義忠信、善を樂し

みて倦まざれば、即ち資本家の資本家たるは正に萬家の生佛の如くである。階級闘争の學説は由つて生ずるところはない。今の勞働者は唯時間を減じ、工賃を増し、資本家を打倒する事を以て能事としてゐる。これ亦其の人格を守り得ず、人を責めて己を責めざるの過誤である。人には既に智愚不肖の不同があり、富貴貧賤も亦免れざる所である。今其の愚の智となり、不肖の賢となるを求めずして、其の貧者が富を、賤者が貴を求めてゐるが、天下にかゝる理が有り得やうか？ 故に勞働者は能く自ら其の智愚、賢不肖を省み、其の妄想を克去し、富者は徳を崇め、貴者は徳を修め、法に師して之に従事するを知らば富貴は固より人を限らないのである。此の如くすれば階級闘争の定説も亦由つて起るところがないのである。天下治亂の繫るところは固より一學説の浸染にあらずして、實に人の人格を自ら治めて以て克己修身し能はざる所にあるを知らねばならない。

齊 家 以上述ぶる所の格物・致知・誠意・正心・修身の五者は皆克己修徳の工夫に外ならず、克己修徳は個人の事である。今個人の克己修徳より進んで齊家・親郷・治國・平天下に至る、これ即ち復禮の事である。孔子曰く「夫れ禮は先王も承天の道を以て

し、治人の情を以てす。故に之を失ふ者は死し、之を得ば徳生ず」と。故に禮は乃ち天道に本づきて定まるところの人生の法則である。人生の單位は家である。家は父子・兄弟・夫婦相依りて成る。父子・兄弟・夫婦各々其の分有り、之を齊と謂ふ。人の生は父母に依るにあらざれば生存するを得ず、其の老に及べば子女に依るにあらざれば生存し得ない。故に孝の字は老に従つて省み子に従ふ。子は老を承ける。天下の父母は其の子を愛しない者はない。之を拊し、之を畜ひ、之を長じ、之を育み、之を顧み、之を復するは愛である。乃至は之を照曜し、之を緣督し、之を鞭笞し、之を誥誡するも亦愛である。之を愛するは、其の生を欲するからである。孝の父母に於けるは愛である。之を愛する者も亦其の生を欲するからである。父母の子女に於ける、子女の父母に於ける、以て兄弟夫婦に至るまで共に親愛する所以のものは皆生きんが爲である。兄長弟幼、兄は弟を助け、弟は兄を敬ふ。夫男婦女、男は主に外、女は主に内、各々其の分を守り、各々相親愛するは生の道である。一家親愛すれば一家生き、一國親愛すれば一國生く天下親愛すれば天下皆生くるのである。齊家の道は我東洋家族主義の法則である。西洋思想には齊家の道

無く故に家族主義もない。因つて發展する所のものは僅に功利思想の個人主義である。個人主義に因り、父子兄弟も亦同居の愛に過ぎず、經濟事業は各々獨立してゐる。而して家族には共存共榮の義務が無い。父子・兄弟・夫婦皆各自政をなす。父母老ひても子女は必ずしも奉養せず、甚だしきに至つては子女已に富貴して父母の賤役を執るものがある。或は一飯の資、一宿の費も亦必ず斤々較量する。西洋の老父老母は子身窮居・生趣寂然とし、孤苦の情狀は實に人生最大の不幸である。西洋の個人主義より發展して男女平等の説となる。平等の説より誤解して男女權利義務均しく、須らく事に相等しかるべしとする。これ實に天理人性に違反するものである。天は男女を生み、以て人類を造り、各其の性を別にし、各其の徳を有す。男性は陽、女性は陰、男徳は剛、女徳は柔である。所謂「陰陽合徳」、所謂「剛柔相推して變化を生ず」、所謂「君子の道は夫婦を造端す。其の至に及べば天地を察せん」これは天然人生不易の法則である。故に男には男の陽剛の徳あり女には女の陰柔の徳がある。男は主に外、女は主に内、各々天賦を稟け、各々其の性を盡す。これ眞の平等と謂ふ。若し強ひて女子が男子の事に任ぜんと欲せば、女は必ずしもその任に堪へ得ざ

るに非ざるも、抑も天理に違反するものである。譬へば政治の如きは男子の事である。女子にして政治に干渉するは、我東洋道徳の許さざる所である。故に書經に「牝雞無晨・牡雞之晨・惟家之索」といふ句があるが、この喩は婦言を紂するに用ふるのである。我國史を歴觀するに、凡そ婦人の政に當りて未だ亂れざるものはなかつた。今我國は不幸にして宋家の三姉妹政治に干渉し、國家をして一片の焦土と成さしめたが、これ亦明證と爲し得るであらう。蓋し其の性にあらざるを用ふれば、どうして亂れざるを得ようか？ 今の西洋思想は女子の参政を要求してゐる。甚だしきは女子の兵役に服するを欲してゐる。これは強ひて男子をして生育せしめ、家政を専理し、餵奶・縫紉・洗濯・炊飲の事をなさしめんとするものにして、これ不可能である。故に男子には男子の事があり、女子には女子の事が有る。こゝに始めてこれを稱して平等となすに足るのである。且つ女子の内政は實に又天下の治に關する。閨門衽席の微より朝廷表著の位に達する。朝廷表著の近より郷田井牧の間に達する。蓋し未だ内不理にして外能く順ひ、家齊はずして國自ら治まることはあり得ない。故に女子は必ずしも参政しなくとも、政教風化に關するところ甚大である。

齊家の道は正に人倫を以てし、男女を別つを主とする。而して孝弟は即ち家族主義の主たるものである。孝は縦の家族主義であり弟は横の家族主義である。孝は父母に於てし、弟は兄弟に於てすこれ我國の家族が縦には數千年の宗統歴然とし、横には四億の民衆の姓氏數百に過ぎざる所以である。其の原因は即ち孝弟に在る。孝弟は生きては之を親安し、祭りては之を鬼享する。終を慎みて遠を追ふは本を忘れざる所以である。一家には、家の祭祀あり、一族には一族の祭祀あり、一國には一國の祭祀あり、以て天下に至りては天下の祭祀がある。祀天の義は即ち天下の祭祀である。天地は萬の父母である。故に天下を治むるの道は、天地を父母となし、而して後四海の内皆兄弟たるを知るに在る。治國の道は國族祖先を父母となし、而して後國人皆同胞たるを知るに在る。故に孝弟一族に行はれて一族治り、一國に行はれて一國治り、天下に行はれて天下治る。故に孝弟を以て天下を治むる者は首に祭祀を重んずる。所謂祭政一致は即ち此の意である。中國の家族主義は數千年を歴て墜ちず、且つ今後の數千年も亦之を墜し得ないものである。今中國は四億の民衆を擁すると雖も、而も姓氏は數百に過ぎない。一姓氏毎に皆宗譜有り。其の間盛衰遷徙以て宗丁多寡

に及び、皆稽核すべく、誠に能く孝弟の道に本づき家族の誼を敦し、四億民衆をして數百の氏族團體に團結せしめたのである。更に此の數百の氏族團體より團結して一國族團體を成し、更に各國族團體より天下萬邦を成したのである。家國天下より孝弟親々の道を推行せば其の教は必ず肅せずして成り、其の政は嚴せずして治まるであらう。故に孝弟とは家族の親愛精誠である。家族の親愛精誠より進んで國族の親愛精誠をなし、更に國族の親愛精誠より進んで天下の親愛精誠をなせば、即ち萬邦協和して王道の天下は成るのである。

親 郷 中國四億民衆には僅に數百の氏族團體あり、天下に分佈して地域は遼闊である。今孝弟親々の道を推行せんと欲せば、遙きより遠きに及ぼすに非ずんば克く濟あらず。故に齊家の後に於ては、必ず須らく親郷の順序を経過して始めて治國の域に達し得るのである。親郷の一項は大學中に漏れて列せずと雖も、孝子の道徳經中には固より明かに述べ及んでゐる。中國の氏族團體は大に過ぎ、四郷に分居する。故に郷とは實に父兄宗族の所在にして家を除けば郷は最も親しいのである。親郷とは地方自治の謂である。家を治めて以て齊ふるは正に人倫である。若し夫れ治郷も亦

親々の道を以て郷に推行するに過ぎない。周制には、郷は三物即ち六徳、六行、六藝を以て親郷地方自治の教とする。一に曰ふところの六徳とは智仁聖義忠和である。二に曰ふところの六行とは孝友睦姻任恤である。三に曰ふところの六藝とは禮樂射御書數である。六徳とは修身の事であり、六行とは合族の道であり、六藝とは自治の具である。其の情に比して之を相死せしめる。生死は相共にこれ親の極至である。郷里の間、此の三教を行へば即ち能く民を化し、俗を成し、必ずしも官治せずして能く自治するのである。

然るに今の所謂地方自治とは、地方の官治であり警察の政治である。地方自治の人員は政府を補助し政令を推行するに過ぎず、甚しきに至つては警察の任務を擔任するのみであるが、これは地方自治の本義ではないのである。地方自治の本義は能く民成を化し俗を成すにある。故に徳行道藝の教を重んずるのである。今の地方自治は人民の組織を如何に嚴密に注意し、人民の行動を如何に監督防範するかにあつて、未だ民を教へるものはない。其の弊は人民即ち重々其の壓迫を受けて自由無く、政府と人民とは漸次壓迫階級と被壓迫階級との分を形成し、相互に對立し、仇敵を醸成

し、終に民怨沸騰して地方は亂れるに至るのである。東洋の政治思想は、能く政治家の治民をして君たらしめ、之を師たらしめ、政教を合一せしめるに在り、漸を遂うて社會の善良なる風俗を養成し、人民をして各々其の分を守らしめ、各々其の業に安んぜしむるにあるのである。「日出て作り、日入りて息む、帝力我に於て何か有らん哉」の語は即ち自治已に極度に至りて官治無きの謂である。

治國 地方が能く自治すれば國家も亦治まらざるものはない。治國の道は固より須らく政教合一たるべく然も徒に善なるは又政をなすに足らない。必ず人民の生活を安定せしめなければならぬ。恒産あり恒業ありしめて然る後に人民は恒心を生じ、樂しみて善をなす。所謂倉廩實りて禮節を知るのである。故に治國の道は、政教を除いては、民を養ふことを最も重んずるの道である。政教を養合して一となし、然る後人民は安居樂業して亂れないのである。書經に大禹謨り言つてある。「徳善惟政・政在養民・水火金土穀惟修・正徳利用厚生惟和」と。これ即ち政教合一を養ふの義である。夫れ政とは正である。これを正すものは之を齊ふるに禮を以てする。教とは導である。之を導くものは之を導くに

徳を以てする。養とは生である。之を生むものは之を生むに産を以てする。之を齊ふるに禮を以てするものを禮治主義と謂ふ。之を導くに徳を以てするものを徳治主義と謂ふ。之を生むに産を以てするものを生産主義と謂ふ。今新民主主義治國の道は即ち此の三者に本づくのである。

(一) 禮治主義 夫れ禮は法を以て用となす。法と時とを轉ずれば則ち治り、治と世と宜しければ則ち功がある。行世の宜は水に順つて舟を下す如く當然であつて、これ即ち情の禮に安かなるの謂である。故に禮は甚しく困難な事ではない。能く善の人の情を推して制するを法則となすのみである。夫れ廉を欲して人情を得んとせば、必ず衆論を博采して後行ふのである。蓋し法とは衆人の行ふ所にして一人の事ではない。衆論を博采するの方式として今世に通行するもの二ある。歐米の代議制度がその一であり、歐米の一黨治國がその二である。

歐米の代議政治は其の用意固より民意を暢達し、專制を防止せんと欲するものである。然も其の弊は議會の代表選舉制度にある。茲より政黨が生じ、茲より政黨の競選が生ずる。政黨には既に國家の祿養が無い故に、則ち黨費と競選費の従ひ出る所は必ず他に

無ければならない。茲より資本家の政治操縦が生れる。資本家操縦下の代議政治は往々利に趨つて義を忘れる。資本家は政治勢力の掩護を藉りて其の勢力愈々増大し、終には資本主義政治を造成するに至つて眞の民意は壅塞される。これ其の弊の一である。今の代議政治の原則は、少數を以て多數を服従する事である。論事を致すの際是非を辯せず類を引き朋を結び、甚だしきに至つては金錢賄買、手段を擇ばず、只多數を取得し以て是を非とし、非を是とするのである。茲よりして政治は暗黒となるのである。これ其の弊の二である。この二弊より生ずる影響は、道徳を衰亡せしめ、社會を萬劫不復の地に陥るに過ぎない。故に歐米資本主義政治の代議制度は、眞の民意を代表し得ないのである。今歐米の代議制の外に一黨專政の制度がある。蘇聯の共產黨專政の如き、伊太利のファシスト黨專政の如き、獨逸のナチス黨專政の如き、更に現在の中國々民黨專政の如きがそれである。凡そこれ等の黨の主義は各々同じからずと雖も、而も以黨治國の政策は一である。其の黨を以て國を治めんと主張する所は、皆その黨の有つ主義を以て革命の目標とするに在る。其の革命に當り政權を取得せる後は政權を鞏固にし、主義を普及し、反革命者を鎮壓す

るに努め一黨專政たらしめざるを得ないのである。一黨專政は果して能く指導者を得ば又始めて迅奏膚功し得る。獨の如き、伊の如き其の國運は蒸蒸日上に上らざること無し。然るに蘇聯の共產黨及び中國の國民黨が採る所の黨制は皆獨裁の明文規定無くして、スターリン、蔣介石が陰謀以て黨權を擡奪したのである。公明正大の態度を採らず、唯陰險奸詐を以て巧取予奪、以て同志を扱つた。かくて共產黨中に連年清黨行はれ、凡て共產元老及び異分子の大量誅殺が起つたが、今に至るも蘇聯共產黨では要位に在つても亦人々自ら危まないものはない。スターリンの專制は殆ど專制帝王の桀驁に於ける甚しきがある。蔣介石のごときは天下の心を私し、以て革命の假面を被り、始めは容共、繼いでまた清共始め武漢を討伐し、繼いで寧漢合作し、始め閻・馮と鞏を争ひ、繼いで閻・馮と言歡す、初め則共して今は則ち連共してゐる。日本との親善を口にしなが暗に日本に反抗して來た。朝秦暮楚、翻雲覆雨、其の私圖を便にして人民を魚肉にするを惜まない。十餘年前蔣介石の執政以來連年戦争し、民聊も生ぜず、今は更に荒謬絶倫、焦土政策を施行し、四億同胞の一半を死せしめんと欲してゐる。此の種抗戰は國を禍し、民を害し、實に張獻忠と李自成

に異ならない。然も蔣介石の一切の罪惡は國民黨の假借なき以黨治國が其の私圖に便ならしめた事による。哀むべき我が同胞は何を以てこれを堪えることが出來よう。之によつて知り得る如く一黨治國とは徒らに奸雄のスターリンと蔣介石とに便ならしむるのみである。スターリンの獨裁は蘇聯の民をして盡く犬馬となし、喘息の餘地なからしむるものである。蔣介石の獨裁は中國人民の生靈を塗炭の苦しみに陥れ、全國の財産を焦土となさしめたのである。故に以黨治國の獨裁はその指導に人を得ざれば、其の罪惡は暴虐なる專政帝王に於けるよりも甚だしいのである。資本主義の代議政治、一黨專政の獨裁政治は其の弊已に言ふにたへない。今吾人の新民主主義は治國の道に於て先づ禮治主義を唱へる。夫れ「禮の用、和を貴しとなす」。人生の理は互助するにあらざれば生存し得ない。互助とは和である。而して禮の作用は和を致すの道である。和を致すの道は分に在る。人類の社會は芸々衆生、分たざれば則ち亂る。故に先聖は民を教ふるに人倫を以てし父子をして親あらしめ、君臣をして義あらしめ、夫婦をして別あらしめ、長幼をして序あらしめ、朋友をして信あらしめた。五者何れも人の大倫に屬するが故に稱して五倫となし、又人生の通過

すべき常道であるが故に、又五常と號するのである。五常とは乃ち人類の名分である。壓迫と被壓迫との階級的意義あるに非ず、又平等と不平等との差別も無い。凡そ文明の人類は必ず五種人の分別がある。更にこの五種の同じからざる資格の人に五種道德の教を施す。各に其の分を守らしむるはこれ禮治の根本意義である。此の五倫の教は修身・齊家・親郷の順序より治國に達する。家には家長ありて一家の人聽き、郷には郷長有りて一郷の人聽く。古に制に五家を比とし、五比を閭とし、四閭を族となし、五族を黨とし、五黨を州とし、五州を郷とする。古は三公の尊を以て郷老とした。三公とは太師・太傅・太保である。六郷の貴を以て郷大夫とした。六郷とは大宰・大司從・大宗伯・大司馬・大司寇・大司空である。往昔郷治を重視せる事を知り得るのである。而して一郷の大は之を現今の制度に照合せば殆ど一省に等しい。故に省を以て自治の單位とし省以下は則ち縣、區、村長に分つ。往時は又郷に舉里選の制があつた。故に吾人の選舉制度は家長を以て本位とし、家長は村長を選び、村長は區長を選び、區長は縣長を選び更に縣長は省長を選ぶ。三年大比、各省の民は其の自治各長の德行道藝を考へて賢能を定める。然る後人民の直接選舉により各省

長中に一國長を選ぶ。此の如く課を選び能を任ずる皆民にある。民は舉ぐる所の人を以て之を長とし、選ばれた所人は還つて之を治める。入りて官府治事に在る者はこの人であり、出て區村に長となる者も亦この人である。興利除害、趨事赴功、何れかこの德行道藝の人に非ざるものがあらうか。此の種の選舉制度は家長を以て代表者とし、明國は家を單位とする。家は親々の道を以て齊へ、國も亦親々の道を以て治める。其の本は一である。凡そ國家を治めるには必ず民隱を洞悉し、民の好む所は之を好み、民の惡む所は之を惡むの域に達しなければならぬ。今の國長、省長、縣長は其の本を推せば家長の從ふ所に出でざるはないのである。高位に在りと雖も實に下情に通達し、且つ其の德行道藝また人民の考績を受ければ則ち官たるもの敢て非とする所はないのである。此の如くんば既に代議制度操縱の弊無く、又一黨專政獨裁の弊もない。これが吾人の提唱する所の禮治主義の本意である。

(二) 德治主義 官は民に出でてしかも必ず民を救ふ。かくて德治主義は尙いのである。之を作るは君、之を作るは師、既に之をなすは官、而して又之をなすは師である。これ政教合一の道である。夫れ「政をなすに德を以てすれば、譬へば北辰の如く衆星之

に拱ふ。政治家は高く民の上に居り、一言一動皆天下人民の法則をなす。所謂「上老老・而民興孝・上長長・而民興弟・上恤孤・而民不倍」。政治家にして能く父母に孝なれば則ち天下の民治せざるなく、政治家にして能く長老を尊敬すれば天下の民長老を尊敬せざるはない。政治家にして能く孤を養ひ貧を救はば則ち天下の民一も背く者は無い。詩經に所謂「赫々師尹・民具爾瞻」と。故に政治家は能く道徳を著へることを以て先とするのである。所謂「天下より庶人に至るまで一に是れ皆修身を以て本となす」のである。中國最近數十年來の政治の腐敗、國力の衰弱の咎は人民に在るにあらず、實に爲政者が無道徳にして、己を修め人を治むる能はざるにある。遠く論ずるまでもなく、今日の國民黨を以て言はば、其の領袖人物の徳を喪ひ行を敗れるは固より人の耳目に昭然たるところである。即ち蔣介石一人を以て論ずるも、糟糠の一妻二妾を遺棄して宋美齡を娶り、而して齊家の道を失ひ、父は國民黨員となり子は共產黨員となつた。國共未だ聯合せざる時は、父子仇敵となり人倫の道を失つた。宋氏一族は縱容として國富を聚斂し、民は聊も生ぜず、尤も荒謬たるは宋氏三姉妹が暗い國柄を掌り、牝雞晨を司り、以て國家人民を滅亡の域に導いたことであ

る。これ即ち「一人貪戾、一國作亂」の謂である。今新民主主義が徳治を提唱し、以て改革政治をなすは正に清源の計に本づく。今後官に服し職に任ずる者は、必ず先に其の徳行を考へて後藝を道ふ。必ず先に其の齊家の途を考へて後始めて其の治國を令すべきである。蓋し爲政者の徳行の有無は以て國家の興亡に影響するに足り、其の機はかくの如きものがあるが故である。今吾人痛定思痛、豈この三を注意せざるべけん哉。

(三) 生産主義 禮治、徳治よりして政教は合一する。人既に安らかに治まれば又養生の道を重んぜざるを得ない。これ新民主主義が生産主義を提唱せんと欲する所以である。由來西洋の經濟學説は大半分配の改良に偏して生産の改良を研究せず、只分配均しからざるの結果を見て生産不均の原因を見ない。今の國家社會主義もまた共產黨の集中生産、集中分配である。凡そこれ皆資本家の生産分配權に反對して起つたものである。然し國家社會主義は重要生産事業を國營に歸すと雖も、しかも其の弊は往々官僚主義を發生し、國營事業は之が爲め遅々として進まない。蘇聯の集中生産は、人生日用の需要一として國營に非ざるはない。出品の悪劣効率の低下は已に世を擧げて公認する所である。而して其の集

中分配の細微なるは麵麩より靴の類にまで至るのである。麵麩には麵麩の官が有り、靴には靴の官がある。人生の需むる所一も官の制限を受けざるものは無い。一塊の麵麩を食し、一足の靴を穿くにも甚しきは終日鶴首待立して得ざるものあり、人民の生活は自由を剝奪し盡されるのである。昔反對せる資本家の生産の壟斷は、今は則ち蘇聯の集中生産となり、其の壟斷は更に資本家の百倍も甚しい。昔反對せる資本家の分配權は今は蘇聯の集中分配にして、其の壟斷は又資本家の百倍も甚しい。今吾人の新民主主義は既に資本家分配の壟斷を除去せんと欲し、又社會主義の國家集中生産分配の壟斷を除去せんと欲するものである。故に吾人が注意する所は分配不均の果に在らずして生産不均の因に在る。機械工業の發達以來、資本家が私利の心を以て大量生産、大量分配の學説を唱へ、共產黨は之に因りて蘇聯今日の人民生活を壟斷するの弊を成した。夫れ人は機械を用ふるものであるが、今世界の經濟學説マルクス主義は皆人を輕んじて機械を重んずる。機械の人生を支配するを認めて人生をして機械を改革せしむるを得ない。足を削り履を就け、人を以て機械の範圍に就く。反つて社會革命及び階級闘争の説を唱へて天下は大に亂れる。今吾人の新民主主義

は人を以て本とし、機械を以て用とする。人が機械を用ふるのであつて機械が人を用ふるのではない。機械にして人生に益あるものは之を用ひ、機械にして人生に害あるものは之を除く。古の奇技淫巧の廢除を主張する所以のものは、即ち此の種人を害するの機械を指して言ふのである。大量生産・大量分配の結果は資本家は愈々富み一般人民は愈々窮する。千百萬の労働者を都會に集め都會の文明起ると雖も、農村の破壊は之に隨つて生ずる。勞資問題は社會革命を造成する。五方雜處は都會の罪惡を造成する。農村破壊は人の貧血の如く、都會文明は人の腦溢血の如くである。故に吾人は都會と農村との畸形状態を匡正せんと欲して工業農村化を主張する。大量生産・大量分配を主とせず、生産の機械を主として農村に分散する。工業家に期待するは資本家の利益を以て出發點とせず、資本家は大量生産の工具を利用すべきも、農民の利益を以て出發點とし、農民は家庭生産の工具を利用すべきである。今の輕工業は機械は法を設けて農村に分散すべきである。公營の大電力工場は農村を電氣化せしめ、農村に電動力あれば即ち近代の生産工具を應用すべきである。新民主主義の生産主義は近代生産工具の男耕女織社會を達成せしめ、自給自足せしめんと欲す

るものである。農村は既に新式工具の生産によりて生活を改進し更に工業の農村化に因り都會文明の弊を除き、農村の善良風俗を保ち得るのである。しかも近代工業中に在りて其の重工業の部分は家庭或は農村で生産すべき所に非ず、これ則ち之を公營に求めざるを得ない。然し公營事業は往々官僚化に陥るの弊あるは上文既に之を述べた。今この公營事業官僚化の弊を救はむと欲すれば、則ち必ず須らく公營事業を主持するの人をして眞に德行道藝の士たらしめねばならぬ。資本主義下の重工業或は公營事業に在りては、其の主持者は多く資本關係者或は政治關係者である。其の人に非ざるものを用ひて事業は往々失敗する。故に吾人が主張する國營事業には特に生産統一機關を設け、其の政務人員も亦須らく人民の選舉を経過して出すべきであつて、生産方面の特殊勢力を造成せしめてはならぬ。

次は土地問題に對してである。吾人は土地の分配に反對する。蓋し全國各地地質の差異は分配を均しくなし得ない。江南に在りては十畝の家は以て生をなし得、江北に在りては則ち十頃の家は必ず江南に移民して苦力となるのである。故に地多しと雖も生産足らず、分配の難い所である。又江南の農民の如きは即ち十畝の地

ありて終歲勤勞すれば始めて生計を勉持し得る。然し若し其の勞力と工人と相較べれば則ち工人は土地無しと雖も所得は農民に較べて多い。中國は農民を以て最苦とするが故に必ず農民生活を向上せしめなければならぬ。しかも農民の生活を向上せしむるには即ち土地に據り勞力も亦逮ばざる所がある。其の勞力を盡して耕し得る土地に在りて、得る所は又僅に凍餓を免れる事である。故に農民の生活を向上せしめんと欲すれば、必ず農民の生産能力を増加せしめねばならぬ。其の生産能力を増加するには、必ず其の生産方法を改良しなければならぬ。これと同時に生産の副業あらしめれば其の収入は増加し得るのである。中國人今日の生計問題は分配の不均に在らずして生産の不足に在る。新民主主義の生産主義が主張する土地問題の解決は、分田の制を探るに在らずして地利の開発、生産の増加に在るのである。

平天下 若し土地問題の根本解決を欲すれば、必ず王道天下主義を實行して始めて克く濟ふのである。夫れ天は私無く覆ひ、地は私無く載ち、土地とは天の産業である。この土地とは我國の領土である。是に於て家と家に有る産業との争は國と國有領土との争である。富者は縦横に阡陌し、或は遍示し房産する。貧者は則ち

家に立錫の地も無い。國家の間にも亦腹國との別がある。この

土地の不均は實に又今世の亂を致せし因由である。遂に一國の内に土地の分配問題を發生し、國際の間に資源の分配問題を發生するに至つたのである。然り而して土地の分配は人々均を得べきに非ず、又國々均を得べきではない。大學に曰く「有徳此人・有人此有土・有土此有財・有財此有用」と。故に土地の所有は、吾人の主張によれば有徳者に屬すべきである。個人然り、國家亦然り。夫れ「大徳曰生」能く土地生産が人を養へば徳有りとする。有徳者は即ち能く土地を領有する。故に敗家の子は則ち其の産を喪ふ。敗國の政府は則ち其の土を失ふ。これ優勝劣則の天理である。今天下を平治せんと欲すれば天下の土地に非ざるものを天下の有徳者に還す。これ王道天下の大義である。

夫れ有數無類・四海同胞・皆兄弟である。今にして民族主義・國家主義あり、妄りに自ら尊大にして以て夷を凌がんとするは狹義も甚しい。新民主主義は文化相同じき日本・中國・滿洲の如き同盟を聯結し、一聯盟をなすべき事を主張する。日滿支の聯盟より更に進んで大亞細亞の聯盟をなす。然る後亞細亞を以て中心とし、萬邦に協和して王道の天下を成せば、則ち天下は平に治まるるので

ある。

三、結 論

新民主主義の理論と實行とは既に上に述べた如くである。歸納して之を言へば、曰く新民主主義は新民主史觀を以て基礎とし、人類歴史の進歩が循環式善惡の消長に係ることを認め、擇善固執の精神に基いて王道を實行する事である。王道實行の要は克己・復禮を以て本とする。克己は格物・致知・誠意・正心・修身の五項である。復禮は齊家・親郷・治國・平天下の四項であり、格物は減私に在る。致知は良知を致すに在る。誠意は力行に在る。正心は邪を排斥するに在る。修身は人格を修めるに在る。これ皆克己修身の工夫である。復禮の道は先づ齊家に在り、齊家の道は人倫を正し、男女を別つに在る。西洋思想の個人主義に反對し、孝弟を提唱して之を家族主義の本とする。而して尤も慎重に終を追遠せば祭政一致の道に達する。次は親郷である。即ち地方自治の謂である。親々の道を以て民を化し、俗を成し、地方自治をして官治と警察との政治たらしめてはならぬ。次は治國である。政教合一を主とする。故に禮治主義・德治主義を提唱して以て生産主義に及ぶ。禮治主義は歐米資本主義の代議制及び一黨專政に反對する。家長に

よる代表の各級官吏の選挙を提唱して以て民意を暢達する。而して徳行道藝を以て官吏被選の資とする。徳治主義は己を修め人を治むるの道を提唱して女子の参政に反對する。生産主義は機械を改良して理想の人生に適合し、機械を遷して社會改造の種々學説に反對を主張する。工業農村化を提唱し機械文明を農村に分散せしめて貧を救ふ。同時に都會文明の罪惡及び勞資の紛糾を發生せしめず、重工業の公營を主張して其の政務人員は人民より選挙する所を主張し、以て官僚化の弊を免れる。土地問題に對しては無條件の分地制度を主張せずして産業を開發し、土をして其の利を盡さしめる。生産を増加し生活を改善せしめる。平天下の道には「有徳此有土」を主張し、種族國界を分たず、有教無類を提唱して、狹義の民族主義と國家主義とに反對する。日滿支の聯盟を主張し、これを進めて、大亞細亞の聯盟とし、然る後萬邦と協和し以て王道天下の理想に達するのである。

中國は西洋思想の侵入を受けて近く百年になる。西洋の長處は未だ吸収し盡されないのに、東洋固有の文化は則ち反つて湮沈して彰かでない。蔣介石に至つては國柄を竊掌し、而して東方文化は之が爲め殆んど喪失し盡された。今日共產黨と聯結して東亞を赤

化して顧みず、抗日を事としてゐる。一人一黨の私をなし、人民財産を犠牲として惜まず、焦土の謬策を唱へてゐる。幸にも我友邦日本は義に仗り師を興す。これ正に弔民伐罪の事である。又復東方文化の復興を提唱する。正に四億人民の渴望する所である。是によりて新民主主義が生ずるのである。行きて正義發揚を見れば邪説は自滅する。光芒萬丈、而して宵小匿跡する。願はくば蔣政府の焦土政策の痛苦を自ら受けた同胞よ、新民主主義を信奉して新民主主義の旗幟の下に集中し、友邦日本と手を携へ、討共倒蔣、以て中國を復興し東亞を復興せば、幸甚々々。

新民運動の指導 新民會は成立以來鋭意其の中央機構を整備すると共に、民國二十七年三月より愈々地方機構への擴充、民衆の政治訓練及び農村合作社運動を中心とする本格的の新民主運動に乗り出し、臨時政府當局と協議の結果、(一)支那農村に傳統的な核心的組織を持つ自治組織を活用して農村合作社運動を提唱し、(二)新民主政治運動の透徹、(三)地方新民組織の擴大強化、(四)農村合作社實驗區域の設置、(五)民衆醫療網の全國的結成、(六)新民塾の開設による中堅指導員の養成、(七)農村合作社技術指導員の養成、(八)勞働者職業紹介より成る政治的啓蒙と民生向上の二元的運動方針を決定し

之が具體化に着手したが、新方針の具體的大綱は左の通りである。

- 一、新民理論の確立 指導理論を政治經濟の兩側より具體化して國民黨、共產黨に對する理論闘争を開始し國民思想の統一に乘出し、又國民中に核心的な指導力を確立して友隣日滿間の民族的、感情的、利害的摩擦を根絶し、東亞大同團結の基礎を建設する諸方策を實施する。
- 二、新民會の擴大強化 中央指導部を強化すると共に地方農村に分會を結成して組織を充實する。先づ三月中旬に河北省指導部北京首都指導部、天津、青島、太原に各指導部を設置、其の他京漢線の保定、石家莊、彰德其の他十五ヶ所に分會を新設、思想運動と共に農村合作社の基礎工事に着手する。
- 三、民意暢達積極化 各地方分會を統一する聯合協議會の整備を行ひ、分會の精神的政治的訓練、分會指導者の訓練を行ひ民意の暢達を期する。
- 四、實驗區の設置 北京南郊に新民運動の實驗として模範地區を設定、廣汎なる自治權を賦與して保甲警察教育を委ね、合せて農村合作運動の實驗區として合作常識、農業新知識、新民精神を注入する。

- 五、指導者の養成 四月一日から新民塾を開設して日支兩國國民各百名の青年を集め一ヶ年間教育し實踐能力を涵養す。
- 六、文化運動 日支文化の提携の爲め文化諸施設、列國對支文化事業に検討を試み一大文化運動展開の準備を進める。
- 七、農村合作社建設 各地農村に合作社組織を普及して農村の經濟建設を進め、其の機關として取敢へず新民會各地區指導部を通じて實施、北京南郊實驗區を理想として各地に普及せしめるが、之によつて農業生産の改良、生産率増進、庶民金融機關の改善充實を圖り、全國に全面的合作網を作る。
- 八、民衆醫療班編成 新民病院を各地に設置することを理想として取敢へず北京、天津、太原、青島の四鐵路沿線中心地に半固定的醫療班を派して診療、施薬をなし、民衆把握に努める。
- 九、職業紹介機關 先づ北京に設置し、苦力其の他都市農村の餘剩勞働力の解決策を講ずる。
- 十、合作社指導員養成 百名近くの青年を一ヶ月間共同收容して新民理論、合作原理、信用、供給、運輸、生産利用、倉庫等の合作法を叩き込んで農村の中堅指導員を養成するが、既に二月十五日から實施した。

尙ほ中央指導部長には嘗て國民黨の第四次中央執行委員たりし羅斌氏を、又中央指導委員には柯政和、宋介、王朝佑、張格氏等を任命し、之を中心に三部十一科に分ち、各料の幹部は三月一日附を以て左の如く發表し、今後夫々分擔に従ひ本會の目的遂行に邁進することとなつた。

△總務部（五科に分つ）部長小澤開策、秘書科長作樾平、總務科長矢部選吉、企劃科長藤井保則、調査科長松尾清秀、主計科長小澤開策（暫時兼任）

△教化部（三科に分つ）部長部宋介、組織科長陶國賢、社會科長顧俊、宣傳科長樊友實、教化部附指導委員廬月學

△厚生部（三科に分つ）部長暫時中央指導科長兼任、輔導科長石井俊一、業務科長山崎健太郎

斯くて新民會は愈々目的遂行に邁進しつゝあるが、三月中旬以降に於ける新民會の活動概要を示せば左の通りである。

一、三月十八日 新民青年運動實施委員會成立したが、特に地方的施設として青年訓練指導員養成所を開設するに決し、青年指導の幹部約五十名を河北各縣より選拔し北京に於て教育することに決定。

二、四月三日 河北省指導部發會式舉行。
三、四月十一日 中央指導部では四月十一日新民塾を新設開塾した。塾生は六ヶ月間新民主主義の根本義及び其の活動方針、支那語等の指導を受く。

四、五月十六日 新民會中央青年訓練所を開設し、其の開所式を五月十六日光明殿に於て舉行した。本所卒業生は新民會の將來を背負ひ各農村に於ける思想的善導者として又合作社の經營者としての責任を帯ぶるものとしてゐる。

尙ほ新民會河北省指導部統轄下の青年訓練所は五月十五日河東中學跡にて開所式を舉行した。

五、五月廿八日 新民會中央指導部最初の全體會議を開催し、今後の新民運動の重點たる中國青少年團並に新民婦女會組織の方針を中心に新民會運動の全般的檢討を行ひ、青年訓練所の擴充として種々具體的協議が行はれたが、青少年教化團體組織方針は三年計畫五百萬人の青少年を糾合し、各縣を中心として鄉村を單位に各部落毎に青少年團を結成する事として少年部（共に男女）を設置、少年部は十二歳から十七歳までの少年を糾合

し、青年部は日本的な考へを一擲して、十八歳から三十五歳までの青年男女を半義務的に加盟せしめ、青年團としての教化修養運動の他に現下の治安問題解決に協力せしめる見地より、鄉村自警團を中心的な役割を果させる一種の武裝團體として結成し、一大變革期に登場の中國農村社會に於ける安定勢力として育成せしめんとする方策を決定した。

新民學院の開校 臨時政府は更に新なる指導方針に基く中堅官吏養成機關として新民學院を設置し、一月十日これが開校式を舉行した。王克敏院長以下各教授、來賓として湯教育部長を始め各政府委員、日本側よりは森島參事官、山下少將、根本大佐等出席、王院長より「本學院は國政の復興、民生の發達の中堅分子を養成せんとするものである」との挨拶あり、引續き午後一時より入學式に移り學生宣誓式が行はれた。同院第一回入學生は六十名、二十五歳より三十五歳迄の大學卒業生であるが、同學院の内容に關し同院講師瀧川政次郎博士は左の如く發表した。

新民學院の内容

新民學院は新政府の官吏養成機關として民國二十六年十月以降特務部に於て立案せられたもので、十二月十日臨時政府の成立に先

立つて學生募集を開始し、二十日、應募者の體格検査を行ひ、二十二日學術試験、二十五、二十六の兩日人物試験を行ひ、二十七日入學者の氏名を發表した。越えて民國二十七年一月七日日支兩國側の講師全部を決定し、一月八日學生を寄宿舎に收容した。斯くて開院式は一月十日午前十時より北京西城國會街なる新民學院に於て院長王克敏氏以下在京の日支要人參集の下にいと厳肅に行はれた。右終つて午後一時より學生の入院式を行ひ、翌十一日より授業を開始した。

本學院は新政府下に於ける唯一最高の官吏養成機關として創設せられたものであつて新民主主義に則り、廣く天下の人材を聚めて徳操を養ひ、學術を極め、身心を鍛錬し、將來國家の干城たらしめ以て中日滿一體の實現に貢獻せしめんことを目的としてゐる。

本學院は右の如き目的を有するが故に、新政府の教育部に屬せずして、中央最高の官廳たる行政委員會に直屬し、行政委員會委員長王克敏氏を院長に戴いてゐる。院長の下には校務長なるものがあつて院務を掌理し、教授、助教授、講師各若干名は校務長の統率の下に學生の教育に當り、學生隊長は學生隊附、及び區隊長を率ゐて學生の訓練に當ることになつてゐる。校務長には陸軍中將

佐藤三郎氏が就任せられ、講師には前特務部顧問大沼喜久雄、前九州帝國大學教授文學博士鹿子木貞信、前希臘代理公使法學博士三枝茂智、内務事務官赤羽穂、東方文化總委員會委員橋川時雄、前冀東政府囑託山口喜一郎、前陸軍省囑託瀨川次郎、辯護士鶴岡徹一、前冀東政府參謀朱華、清華大學教授錢稻孫、燕京大學講師鄧之誠、前北京圖書館員班書閣、前北平大學教授沈心暉、前中央大學教授法學博士瀧川政次郎等の諸氏が就任し、學生隊長としては陸軍歩兵少佐佐川秀和氏が就任内面的指導に當られてゐる。本學院の修業期間は本來一ヶ年であるが、現下の情勢に應ずる爲め今回限り三ヶ月と定められ、學生の定員も今回は六十名と定められた。本學院の教科目は訓育、東洋政治學、法律學、行政學、財政學、經濟學、官吏學、地史學、日本語及び體育の十科目であつて、授業時間は一週三十四時間、土曜日を除外は午前八時に始つて午後三時に終る。訓育といふのは大體日本の修身で王院長が擔任してゐる。東洋政治學は皇道政治並に經子學の要諦を論じて新民主主義を顯揚すると共に、共產主義及び三民主義を批判することを目的とする學科であつて、鹿木子、朱華兩講師が之を擔任してゐる。法律學は一面深遠なる新民主主義法理學の理論を教授す

ると同時に、一面法文の立案並に解釋の演習といふ實際的方面を教授するものであつて、普通の法律學とは大いに其の内容を異にする。官吏學なる學科は、官吏の身分及び服務に關する法規を講義し、併せて官吏の道德、爲政の要訣を體得せしむることを目的とするものであつて、其の學は行政法學、實踐倫理學及び政治學の三方面に跨る特殊の學科である。官吏學なる名稱は今日に始まつたものではないが、前述の如き内容を有する官吏學が講義せられるのは本學院が最初である。地史學といふのは大體これまでの歴史と地理とを一緒にしたやうな學科であつて日本史、支那史、西洋近世史、方志學等に分れる。方志といふのは縣志、省志等の地方誌のこと、方志學は即ち人文地理學に近いもので、橋川講師が之を擔任して居られる。本學院の學生の訓練を徹底せしめる爲めに皆寄宿制度を採つてゐるので、訓練の衝に當る學生隊長は甚だ多忙である。茂川學生隊長は二人の學生隊附と俱に、寄宿舎の一隅に起臥し學生と寢食を共にし、身を以て學生を率ゐて居られる。故に學生の規律は頗る嚴格に保たれ、一舉一動皆律に協ひ、來講の支那側講師をして斯やうな規律ある學生は未だ之を見たことがないと讚嘆せしめてゐる。

る。學生の健康状態も亦頗る良好で今日までの所一人の病者なく講義は常に皆出席である。

本學院の學生は官私立の大學卒業者又は之と同等以上の學力を有する者、又は相當の閱歷才幹を有する者にして、本學院の詮衡試験に合格した者を以て之に充てることになつてゐる。現在の學生は何れも前記の資格を有し、本院詮衡試験に合格したもので、之を年齢別にいへば、二十四歳五人、二十五歳一〇人、二十六歳一人、二十七歳八人、二十八歳六人、二十九歳三人、三十歳八人、三十一歳三人、三十二歳三人、三十四歳一人で、二十五、六歳のもの全體の約半數を占めてゐる。之を出身別にいへば、河北省三四人、舊東三省、即ち滿洲國二〇人、山東省三人、山西省、察哈爾省、內蒙古各一人であつて、河北省人が全體の半數以上を占めてゐる。又其の出身學校別をいへば、北平大學及び民國大學各七人、北京、朝陽、中國の各大學は各五人、清華、師範の兩大學は各三人、河北省立法商學院、北洋大學、馮庸大學、東北大學は各二人、其の他の十七の大學は各一人である。新民學院學生募集の廣告が新聞紙上に掲載さるゝや入學希望者は連日新民學院に殺到し、締切りまでに願書を提出した者が六〇一名の多數に上つた。

其のうち體格検査に合格せるもの二四二名に上つて學術試験を行ひ、學術試験に合格せるもの一二〇名に就いて人物試験を行つて此の六十名の學生を得たのである。故に彼等は八十名に一名の割合で選ばれたもので、所謂州郡の粹を抜けるものといへる。尙ほ第二期學生は二月十二日附を以て百名を募集した。

第三節 日支文化建設概要

東亞文化工作 臨時政府では民族更生の基本條件として文化建設を特に重視し、日滿兩國政府を始め兩國諸文化機關と協力し國民黨指導下の抗日文化を一掃し、新民主主義に基く明朗東亞文化の再建工作に鋭意努力し、其の第一歩として北京に文化工作の綜合的最高の機關を設立し、其の指導下に諸般の文化再建に邁進せんと企圖してゐるが、其の基調を成すものは、(一)抗日文化の一掃、(二)共產主義文化の排撃、(三)民衆の啓蒙、(四)新民主主義に依る新文化の確立(五)教育の普及等にして、教育、學術、藝術、宗教の各部門に亘り日滿支三國の權威者を招聘し新國民文化の確立を計るものと見られ、既に新民會、新民學院の開設を始め、日支綜合の北京佛教大學、在支三千萬回教の中央指導機關たる中國回教總會、日支合辦綜

合醫科大學、同病院設立計畫等漸次具體化し、更に日語學校の増設、北支各地に於ける青年會、婦女會、日本觀光團の設立等の外、八月より河北省全中・小學校に於ける新教科書の使用等文化工作も著々具體化しつつある。尙ほ参考までに二月七日北京に結成せられた中國回教總聯合會の内容を示せば左の如くである。

中國回教總聯合會の創立 北京を中心とする河北、山東、山西、河南、蒙疆各地區の二百數十萬の回教徒は、物質文明の害惡に抗して反共東洋精神復興、日滿支親善の旗幟の下に渾然一體となつて邁進すべく中國回教總聯合會創立を準備中であつたが、二月七日北京中南海公園の由緒深い懷仁堂に於て創立總會を舉行した。此の日歡喜の色を双頬に湛へ、黃衣を纏つた各省代表の教徒五百餘名參集、日本側より喜多少將、渡邊武官、森島參事官等來賓として出席、正面には今回新に制定された白と緑の地に星と月を浮ばせた回教徒旗が飾られ、大會主席に劉錦標氏を滿場一致で推し深い信仰と共產黨排撃、日滿支親善、宗教擁護、世界一大平和運動への參加の四綱領を可決し、劉主席壇上に起ち嚴肅の氣漲る中に宣言文を朗讀、一同此の趣旨に副つて一致團結勇往邁進すべきことを誓つた。該總會の創立章程及び組織は左の如くである。

創立章程

- 第一條 本會は中國回教總聯合會と稱す、本會を北京に置く。
- 第二條 本會は外に對し中日滿三國の緊密なる提携を主張し共產主義に反對し絶對に新政府を庇護し以て亞細亞文化發揚の宗教を擁護し内に對しては本教同胞と連絡し教育を提唱し本教同胞の疾苦を救濟するを以て目的とす
- 第三條 本會は支那各地回教同胞を以て本會員とし總聯合會の下に聯合總部を置き聯合總部の下に區本部を置き區本部の下に分會を置く
- 第四條 本會は毎年一回全國代表大會を開き相互の連絡を圖り各地會務狀況の報告並に各種研究討論を行ひ以て本會の發展を圖る、必要により臨時大會を開くことを得

中國回教總聯合會組織

中國回教總聯合會の下に華北、西北、外蒙古、華中、華南、西南の各聯合總部を設け、華北聯合總部の下には既に北京、天津、濟南、太原、張家口、包頭區本部が設置されてゐるが、其の他は組織準備中であつて遠からず全國に區本部分會を設ける。因に回教徒の現状及び今後の統制方針は次の通りである。

從來回々教は一地方に於て教徒の居住者數が増加すれば、直ちに適當な民家を改造して禮拜の場所に當て寺院とし、極めて簡易な所から隨所に寺院の出現を見、其の數も頗る多いが、元來良き指導者なく、何等進取的な氣象が無い爲め各寺院は舊習を固執して連絡統制なく、従つて見るべき事柄もなく、僅かに地方的な自治體の形骸を留めてゐるに過ぎず、寺院の業務に携はる司經執事等數名が居り、一週一回定期的な集會を催して祈禱を捧げ雜談に終始する有様だつた。然し總聯合會の誕生後は各寺院を總て分會に改め、大都市に新設される本部の下に併合せしめ、會長、總務、會計、庶務、其の他の諸科を新設、各寺院(即ち分會)相互間の連絡統制を圖るは勿論、月に一回分會總會を開催して腹藏なき意見、管内の業績を報告せしめる外、早速戸籍簿を調製教徒氏名を判然登録せしめるが、從來不助だつた教徒數も之に依つて正確なる數字が現はれる譯で、一新紀元を劃することとなる。斯くて各分會は分會區域内の信徒の生活狀況、各階級別による調査に着手命令一下直ちに總動員の出來得る體勢を備へると共に、常時にあつては相互扶助の精神を發揮して事務の擴大強化、意志の疏通、教徒の發展に邁進する。既に總聯合會では全支全世界に向つて概

既にを飛ばして趣旨の徹底、參加の勧誘に努め、多くの賛同者を得てゐるが、差當り北支の地盤を搖ぎなきものにする爲め北京、天津、濟南、太原、張家口、包頭の六ヶ所に華北聯合總會本部を新設、各分會の統括機關として機能發揮しつつあり、從來の姑息因循な政策を一擲し、打つて一丸となつた積極的政策を執つてゐる。尙ほ北支一帯の教徒數を一瞥して見るに、現在河北省三十萬、山東六十萬、河南七十萬、山西四十萬と言はれ、四省のみでも既に二百萬の多き上つてゐるが、北京を中心とする寺院數、教徒數は左の如くである。

從來回々教は一地方に於て教徒の居住者數が増加すれば、直ちに適當な民家を改造して禮拜の場所に當て寺院とし、極めて簡易な所から隨所に寺院の出現を見、其の數も頗る多いが、元來良き指導者なく、何等進取的な氣象が無い爲め各寺院は舊習を固執して連絡統制なく、従つて見るべき事柄もなく、僅かに地方的な自治體の形骸を留めてゐるに過ぎず、寺院の業務に携はる司經執事等數名が居り、一週一回定期的な集會を催して祈禱を捧げ雜談に終始する有様だつた。然し總聯合會の誕生後は各寺院を總て分會に改め、大都市に新設される本部の下に併合せしめ、會長、總務、會計、庶務、其の他の諸科を新設、各寺院(即ち分會)相互間の連絡統制を圖るは勿論、月に一回分會總會を開催して腹藏なき意見、管内の業績を報告せしめる外、早速戸籍簿を調製教徒氏名を判然登録せしめるが、從來不助だつた教徒數も之に依つて正確なる數字が現はれる譯で、一新紀元を劃することとなる。斯くて各分會は分會區域内の信徒の生活狀況、各階級別による調査に着手命令一下直ちに總動員の出來得る體勢を備へると共に、常時にあつては相互扶助の精神を發揮して事務の擴大強化、意志の疏通、教徒の發展に邁進する。既に總聯合會では全支全世界に向つて概

地名	寺院數	教徒數
北京	四六	二〇萬
天津	二五	一一萬
冀東	一〇九	一〇萬
京綏線(張家口・包頭間)	五一	一〇萬
津浦線(天津・滄縣間)	四八	三萬

支那新聞同業協會成立 北京に於ける漢字新聞及び通信三十五社(支那人經營三十社、日本人經營五社)は今回公正なる輿論の指導、新聞人相互の親睦、日滿支三國の敦睦を目的とし、北京新

開同業協會を結成することに決し、一月二十九日午後一時より新民報社に於て發會式を舉行、名譽會長に新民會副會長張燕卿氏、名譽副會長に晨報社長宋介氏を推戴し、會長には新民報社長武田南陽氏、副會長には雷電通信社長歐大慶氏及び華北日報社長猪上清四郎氏の各氏が夫々就任した。而して同協會の結成に當り、支那側の漢字新聞通信社が悉く率先參加したこと及び同協會の成立宣言中に滿洲國の名稱を公然使用したことは今後の北支輿論の動向を示すものとして注目される。

我方の北支文化工作

一方我外務省に於ても亦、北支文化建設工作の暫定的對策として、(一)醫療事業、(二)防疫事業、(三)北支農民の産業並に農業を科學的に研究する産業科學研究所の設立、(四)日本語の普及並に教育文化方面の開發、(五)内蒙古方面に醫療及び教育等を積極的に普及する爲め善隣協會の補助を増額する等の大綱を樹立すると共に、第七十三議會に對支文化事業特別會計法の特例に關する法律案を提出し、差當り昭和十三年度に於て外務省文化事業部特別會計費三百萬圓の他に更に三百萬圓合計六百萬圓を追加豫算として計上、これ等工作の經費に充當して着々文化各部門より其の實績を挙げつゝあるが、其の内當面の急務たる支那難民救濟事業に關する六月十四日我外務當局の發表は左の如くである。

支那難民救濟に關する外務省文化事業部發表

一、醫療救護事業

同仁會診療事業 今日に至るまでの診療に従事せる地點は天津、北京、保定、正定、石家莊、太原、滄川、濟南、青島、泰安、徐州、上海、南京、蘇州、杭州各地に亘り醫員其の他の職員計二百五十三名、昭和十二年十月より十三年三月末日迄に施療患者十九萬九千五百三十人。

防疫班 外務省に於ては東京傳染病研究所長醫學博士宮川米次其の他専門家六名を北支各地に派遣、調査の結果防疫班二班を組織し、北支には東京傳染病研究所員醫學博士高木逸磨外計五十名を派遣、中支には大阪帝大醫學部教授醫學博士谷口隴二外計八十七名を派遣夫々北支及び中支各地に於ける防疫事業に従事せしめつゝあり。

宣撫班に依るもの 現在北支に於て活動しつゝある宣撫班は約百二十班あり(人員千二百内九百は邦人)支那人の無料診療を行ひ全班的診療人員一日平均五千、昭和十二年九月活動開始以來十三年五月迄の診療總人員約八十萬。

新民會に依るもの 日支人混成の簡單なる巡回診療班を組織、保定、石家莊、彰德等を中心とする京漢線一帯にて五月初旬迄に診療せる總人員約十萬。

振濟部に依るもの 四月巡回診療班(一班醫師以下八名)三班を組織し津浦線一帯に於ける四月中の診療者合計約三萬二千。

大朝診療班 阪大醫學部學友會と合作木下博士以下二十三名を以て診療班を組織し、昭和十二年十二月末より十三年三月中旬迄保定を中心として専ら難民の診療に従事し日々五、六百名の診療を行へり。歸國に當り約三萬圓に達する醫療機械、藥品を清苑縣立新民病院に寄贈す。

大毎診療班 西村博士以下十二名を以て組織、一月中津浦線德縣に於て診療を行ふ診療人員一日約三百人。

滿鐵診療所 北寧沿線二十箇所に診療所を開設、多數患者の診療現在北京、天津、大同其の他數箇所に診療所を有する外隨時地方に出張巡回診療中。

濟南 軍宣撫班にて施療及び施藥、四月末までの救護延人員二、〇二一名。

青島 宣撫班は施粥、施療、職業斡旋、人事相談に活躍、海軍

側は一月二十一日より市内海軍陸戰隊病舎内に診療所を設け開所以來四月末日迄に取扱ひたる支那民衆患者延人員四千六百三十三名、滿鐵青島診療班は四月二十九日、三十日の兩日工場地帯に於て貧民二百八十名に對し施療。

南京 二月末第二、三、四の各區に日本軍診療所を設置し四月二十六日迄引續き難民の診療を爲せり。尙ほ赤十字社支部も外交部に病院開設、活躍せり。

天津 邦人義勇隊及び支那人醫師を以て診療班を組織し市内南市警察病院、慈善病院、救世軍病院を根據として巡回診療を行ひ約一ヶ月に亘り一日平均百二十名に對し施療。

上海 宣撫班にて二月十八日より四月末日迄の施療患者實數一、二、六六四人、入院患者數一一、三七二人、使用衛生材料約十萬圓、大道市政府は我方援助の下に各區縣に診療所を設け、四月中旬より小學兒童、市政府役員其の他一般人に無料豫防注射、南市にては同仁會と連繫の下に傳染病院を設立し浦東には目下計畫中なり。

蘇州 軍診療所は蘇州三、光福鎮一、計四、窮民の無料診療を爲し一日平均患者數五〇〇名、右の外宣撫班直營に依る病院一月

開設し患者收容數一三〇名。

一、救濟事業

北京 (イ) 農耕種子の配給(ロ) 粟約千五百トンを五月初旬より各地に配給中(ハ) 四月下旬臨時政府より百萬元を支出し農業合作社を通じ農耕資金の低利無擔保貸付中。

濟南 (イ) 棉實、粟、大麥、高粱、黑豆等の種子の五月末迄の配給額一、三三四、一五二キロ、戸數二九二、九八二戸、下種可能面積三三九、七〇三支那(ロ) 三、四月分食糧給與額一、五七七圓、救護延人員一二、一〇四名。

南京 (イ) 物資に依る救濟(一月十五日より二月末迄) 米一萬一千二百俵、麥粉一萬袋、鹽三千六百七十俵、配給殘餘は米一俵十圓、麥粉一袋三圓五十錢、鹽一俵七圓五十錢を以て賣却(ロ) 避難民の要救濟者は次の通り低減しつつあり。一月約十五萬、二月約七萬五千、三月約六萬、四月約五萬八千、五月現在約五萬四千(ハ) 一月上旬以來軍は避難民に授産の目的を以て自治委員會本部及び各區に苦力收容所を開設し特務機關の斡旋に依り軍用使役に服せしめ勞銀として當初は米を次で貸銀食事附一日三十セントを與へたり。右は四月末現在延人員六萬三千三百餘人、尙ほ公共事

業從業員に對し復職を斡旋、その員數四月末現在に於て電燈廠五百四十人、水道二百二十人、乗合バス其の他の運轉手百三十人、郵便局職員及び配達夫五百九十五人、四月末現在市場小賣人二千餘戸、人力車夫四千戸に自活の途を與へたり。

天津 支那窮民約一萬五千を救濟に當らしむ。右に要したる經費は本邦側軍司令官十萬元、總領事一萬元、海軍武官五千元、邦人商社八千元の寄付を基本とし天津治安維持會に於て十萬元を捻出、又水災の防止の經費約七十萬元を要し其の殆んど全部を軍及び民團に於て支辨。

上海 維新政府は窮民救濟の爲め三百萬元支出方を決定し五月分割當額三十萬元にて服及び食糧等無料支給す。共同及び佛租界の所謂ジャキノ・ゾウン成立直後に陸海軍司令官は各一萬圓を寄附。

蘇州 宣撫班に依り衣料の配給の外自治委員會は一月以降四月末迄十四箇所に施粥所を開設し一日平均三、〇〇〇名に施與す。白米廉賣所五箇所を開設、難民收容所二箇所を設け難民七三〇名を收容救濟。

杭州 城内東西北四隅及び湖墅の五ヶ所に施粥廠を設け二月

三日より七日に至る五日間の治死者大人七萬人、小人四萬五千人計十一萬五千餘人なり。今後三ヶ月間繼續の豫定。

文化施設の現状 今次事變後の北支に於ける文化施設の概要に

關し上海自然科學研究所發行「中國文化情報」昭和十三年第八號に記載する所に據れば左の如くである。

北支事變は文化界に取りては致命的の打撃であつた。殘留した文化機關も活動を停止し、文化人の失業者も多數出て現在學術機關の存續するものは一、二の外國關係のものを除き見るべきものなく、文化團體は中國地質學會、生理學會、物理學會、政治學會、營造學會、北平博物學會、哲學會を始め中國文學史研究會、北平作家協會、文藝青年協會等の文藝團體に至るまで何れも閉鎖又は南遷してゐる。然しながら皇軍の迅速にして秩序の進撃は北京を完全に兵火より免れしめ、適切なる處理はよくその混亂を制止し得て、入京後直ちに之等殘留文化施設の保護並にその復興が着手された。即ち地方維持會に文化組なるものが設けられ、我方の援助を得て文化工作は其の第一歩を踏み出した。民國二十六年八月三十日國立各級學校保管委員會の手により北京、清華、師範、交通、北平鐵路學院、軍需學校、藝術專科學校其の他河北省立の

學校二十二校が保管され、次いで九月十四日更に國立文物機關保管委員會の組織を見、故宮博物院、古物陳列所、歷史博物館、北平研究院、歷史語言研究所、地質調查所、北平圖書館、中國大辭典編纂所等の施設、安全に保管されることとなつた。斯くて一時先づ文化施設と文化財の壞亂の防止が行はれて居たが、民國二十七年一月四日臨時政府の組織決定し、教育部の確立を見るに及び愈々文化復興の實行時期に這入つた。部長には日本出身の湯爾和氏が就任し、六十二歳の老軀を挺して此の難局に當り、文化局、教育局長に就任した張心沛氏は東大工科及び京大文科出身の人格者であり、今正に壯年で湯部長の良き輔佐役である。如斯して文化工作に對する中心官廳成立し凡ゆる文化事業が茲に總括されることとなつた。而して最も急を要し且重大なる問題は何よりも教育方面である。蓋し多年に亘る三民主義の影響と國民黨の抗日宣傳は民衆の胸底深くに滲浸し、殊に知識階級に抱懷せられる之が獨善的理論の頑迷さは既に一朝一夕にしては盡す能はざる痛となり居り、之が完全なる除去は實に今後の汎ゆる經營に先ずすべき問題であるとされた。「教育は國家の命脈であり一日も廢す可らず」との湯教育部總長の言は此の間の事情を説き、各國には夫々

異つた歴史があり、異つた四圍の國情があるので之は其の國の國情に従つてなさねばならぬものである。從來南京政府が採り來つた教育方針は、國民の黨化に在つた。元來一國の政黨と云ふものは、政治的のものであつて、政黨を教育に結びつけて行ふことは面白くない事だと考へてゐる。然も國民黨自身が間違つた道を踏んでゐる以上、その教育方針は間違つたものに定つてゐるのである。新政府は從來の此の誤まれる教育を是正し、新時代に即した教育を實施する考へである」と本年一月十日張教育局長が湯總長代理として闡明したのは新政府の新教育方針を語るものである。而して其の教育刷新の根本目標は「支那固有の教學復興、支那の文化、社會、經濟そのものの研究獎勵及び産業技術教育の普及等業補習教育の充實を圖るにあり」と其の抱負を披瀝し、斯くて先づ第一に大中小學校を再開し速かに全市の失學生を收容し就學せしむること緊要なりと認められ慎重に計畫されたが、實際開校に當つて種々の困難な問題が横はつてゐた。

今事變に於ては中小學校の施設には比較的影響が少く、生徒は單に家庭にありて暫時休學をなし居る程度で、遊學生等が少いので

云ふことになつた。

斯くして舊北京大學及び北平大學を合併して一綜合大學とし、名稱を北京大學と云ひ、校舎は舊兩大學のものを適當に使用するこゝとし、内容を理學、農學、工學、醫學、法學、文學院に分ち、先づ其の内にも最も實用價值ある理、農、工、醫學院を開校する方針を以て民國二十七年一月以來熱心なる努力がなされたに拘らず、最初豫定された四月よりの開校は前記三點の原因のために實現出來ず、九月開校することゝなつた。目下最も準備進捗せるものは農學院で、院長は東京農大獸醫科出身の麗敦敏氏任命せられ、籌備處を舊北平大學商學院に設け開校を急いでゐる。授業も暫時同所に於て行はれるものと思はれるが、農場は矢張り阜成門外の舊北平大學農學院附屬農園が使用される趣である。次は醫學院で、校舎は舊北平大學醫學院が使用されることになつて居り、院長は北平大學醫科を出てドイツに留學した湯部長の弟子鮑鑑清氏に決定して居る。最近の消息では右兩院並に藝術專科學校（校長王石之氏）には夫々舊學生各百名が募集出來たと言はれてゐる。理學院、工學院は今尙籌備中であるが、特に教授、學生の齊備に困難を感じて居り、前記二院より遅れて開校されるものと思

この開校問題は比較的順調に進捗したが、其の根本教學精神に充分の改革を加ふることが大切で、先づ教科書、課程の改正、教諭の人選並に養成が實行され、今や全市四百の小學校、五十の中學校の大部分が開校され、四萬人の小學校兒童、二萬人の中學校生徒が朗かに授業を受けてゐる。反之專科學校以上の開校問題となると著しく困難が伴ふ。それは、(一)各地方より遊學せる學生が大部分を占めてゐた關係上等の學生の殆んどすべてが歸郷或は南下して居り、今資格ある學生の糾合が六ヶしい、(二)教授方面にても同様にて、有力なる教授の大多數が逃避して復歸する者が殆んどない、(三)經費の支出困難等之である。一時既設の學校は追々と全部をして開校せしむると云ふ說、今次接收の學校は勿論外國關係學校をも全部廢止し、將來再び有害なる思想の起らざる様にすべしとの說等もあつたが、いやしくも古來文化都市を以て開え將來は或る政治上の中心地ともならうと云ふ土地に最高學府の一もなきは遺憾にて、又既設學校の全部を再開することは根絶主張者の言ふ弊害を多分に有し、殊に現在には財政の基礎も未だ固まらず、財源も乏しき折柄實現不可能である。兎に角、一の綜合大學及び必需科目に屬する學院、專科學校を最少限に設立すると

はれる。法文科方面に至つては餘程先のことであらう。

而して最初四大學（北平、北京、清華、師範大學）の臨時政府經常費豫算額は三十六萬元或は廿四萬元（月額）と傳へられてゐたが、現在では全然不詳である。北京大學の各學院開校に先立ち一足早く開校を見た北京師範學院（男子）及び女子師範學院は中小學教育上頗る重要なものであると見做されたのである。女子師範學院は教育部次長黎世衡氏が兼任し、武田熙氏の輔佐あり、籌備順調に進行し四月十一日より開校に至つた。現學生數は五百名である。男子師範學院は曾て徐祖正氏の院長就任を得たが不幸にして間もなく辭任され、四月始め王謨氏（東大地理出身）の新任を見、同氏の困苦經營の結果、四月二十五日より正式開校の運びに至つた。我方よりも特に十餘名の教授を派して援助することゝなつた。學校側にとつて最も苦心を要することは教授の選衡であり、現在の如く著名教授の多くが離京し、又留京學者にても容易に表面に出ることをしなない状態にては此の問題は頗る骨の折れることであるに違ひない。四月七日より入學試験が行はれたが、今回は特に應募資格を制限しなかつたのはかかる場合に卒業證書等を紛失した者も多くあらんかとの思ひやりであつた。七百數十名

の應募者があり厳選して二百名を採用したと言ふが、其の大部分が學費、食費計十數元の負擔が出来ず一部補助としてあつたが、後に一律に全額を支給することになつた。

教育方針も從來の高踏的勉學態度に偏することを避け質實、適用を旨とした方向に進むものと見られる。尙前師範大學理學院の跡に中等師資講肄館を設立し四月一日開館式を舉行し、同四日より正式に授業することとなつたが、之は現任の中小學教員を順に收容し新教育方針並に知識を授けて新事態に則した教員たらしむべきもので三ヶ月修業後證書が授與され、各地に派遣されるものである。第一回收容學員は百二十名である。經費は當分月三千餘圓に決定されてゐる。館長は東京高師出身の劉家壘氏が充任した。此の外漸次複雑化の傾向にある國際情勢に對處して活躍する人材を養成すべく部立外國語專門學校が設立された。校長に劉宏鈺氏が任命され、四月八日より開校した。日本語を主に、佛、獨、英語科があり、第一回採用學生七十名で教育部擬定の經常費は月五千六百二十元と豫算されてゐる。右の外に行政部立の高等警官學校が舊北京大學第三院を校舍として設けられて居る。校長は朱深氏で四月八日より第一期學生五百名に對し授業が開始されてゐる。

が、第一期生は特に普通修業年限(一ヶ年)を短縮し半ヶ年とした。教官として多數の邦人が招聘されてゐる。次に臨時政府成立と同時に行政部の直轄に轉じた蒙藏學校と云ふのがある。之は蒙藏子弟をして中國内地の各級學校へ昇學せしむるための教育を施す機關であつて、大學へ昇學せんとする組及び中學へ入學せんとする組とあり、學生は前者二十名乃至五十名位を收容し、後者には特に制限がない。學費、食費等全額を學校より支給されることになつてゐる。現在校長は張獻庭氏に内定し、學生の募集中で未だ正式に開校には至つてゐない様である。

右が大體官立學校の情況であるが、私立學校の方面では中國側のものに中國大學、華北大學、民國學院(原有學生八百名)、朝陽學院(原有學生一千七百名)等があつたが、後者二院は經費の關係で閉鎖してしまつた。華北大學も現在辛じて繼續してゐるに過ぎず、甚しく荒廢した校舍の一部で學生が五十名程授業を受けて居る。この大學は五年前より日語教師を招聘し日語の教授に熱心であつたため、爾來北京に於ける日語研究に權威を持つに至つてゐた。遠からず東亞文教會に讓渡され新使命を持つた大學として再開のことになつてゐる。現校長は馬鄰翼氏である。中國大學は

壯麗な建物を有し現在學生四百名(元一千四百名)を容れてゐるとの事である。文科、理科、法科あり、經費十九萬元の内國民政府補助金が十二萬元あつたものであるが、補助金杜絶し學生數の激減を見た今日では經營は頗る困難を告げてゐる。校長は何其聲氏である。私立學校とは言へ外國人經營の燕京、輔仁、中法の三大學は以前より此地では國立の諸學校に比肩する大きな存在である。事變後教授も學生も相當減少し、凡て規模を縮小する傾向にあるが、今の所相變らず活動を續けてゐる。燕京大學現有學生は五百名(元八百名)、輔仁大學現有學生五百名(元六百名)、中法大學現有學生一百名(元二百五十名)である。その他ロツクフェラー財團關係の協和醫學院がある。院長の劉瑞恒は南下してゐるが、普通に授業が行はれて居る。現有學生二百名(元一百名)あり。例のワイデンライヒ博士の北京人の研究も同博士旅行中は、弟子の地質調査所の斐文中が引繼いでやつてゐるし、其の外右調査所の殘留研究員の二、三をも養つて居り、依然北京學術界の一角を占める大きな存在である。

次に文化財の方面より現狀を述べれば、先づ之を古物並に圖書に大別するが、右の外に學術研究上の諸器具、機械或は重要標本の

類も含めねばならぬ。之等の搬出のことは前掲したが諸種文化財の事變前に於ける南遷工作は實に周到なものであつた。今より數年前曾て北平圖書館の善本類がまだ箱詰封印のまゝ上海中國科學社の書庫に數十となく保管されてあるのを目撃したこともあり、北京より南京に移された幾多の古物が數百箱下關より運出されたとの確報もある。大學、研究所等にも最も肝腎な器具、資料は少しも殘されて居ず、立派な望遠鏡、顯微鏡等があつてもレンズが取られてゐる等、その搬出は相當範圍に亘つて居る。北平圖書館、北平故宮博物院圖書館の二大善本所藏圖書館があるが既に前記の通り最も價值ある多數の書籍を失つてゐる。前者は以前三十萬冊の藏書を有し、彼の文津閣四庫全書三萬六千、善本三萬冊の外寫經、金石等を藏して居た。中國宮殿式の壯大なる建築で東洋一を誇る大圖書館であるが、今その内容價值は相當低下したと思はねばならない。前袁同禮館長の離職後は總務主任で陽明學者である王訪漁氏が館長事務を取つてゐる。現在同館は普通に開館して居り、閱覽者も相當に有るやうだが、原狀を維持する程度に止まる。神武門内の故宮博物院圖書館は漢籍のみを收藏し二萬の善本、三萬の殿本外二十數萬冊を有したものであるが前者同様の厄

に遭つてゐる。其の他市立のものに中山圖書館、第一圖書館があり、私立に北海公園内の蔡松坡將軍紀念圖書館があるが何れも蔵書は六、七萬冊で全部閉館してゐる。學校方面の圖書館は殆んど原狀に近い。南京、上海方面では支那側の搬出したものが甚だ多く散佚がひどかつたが、北京ではそれがあまり行はれてゐないのは何よりで、現在に至るまで我軍部により嚴重に保護が加へられてゐる。北平大學各學院合計六萬、北京大學二十三萬、清華大學二十五萬、師範大學八萬の圖書が所蔵され、大學開校に伴ひそれぞれ閉館直ちに利用出来るものである。私立方面では燕京大學の二十五萬冊を最大とし、輔仁大學の六萬冊、中法大學の十萬冊、中國大學の五萬冊を擧げることが出来る。次は目下設立計畫中にある特殊圖書館に萬國道徳總會主辦の五教經典圖書館がある。現に各方面に圖書の寄贈或は借用方を要望してゐる。最後に我外務省文化事業部により設けられた近代科學圖書館は近來非常に活氣を呈して居る。圖書の閱覽者の増加して來て居るのは自然の勢であるが、それよりも昨年十一月より開始された附設日語講習所は時節柄非常な繁榮ぶりであり、今では二ヶ所に設けられた教室も満員の状態で、學生數は三百名以上に上つて居るとの事である。同圖

書館編纂の日語教科書も評判よく、今ではこの日語講習は同圖書館々務の一半を占める重要なものとなつて居り、日語教師は譯讀を錢稻孫氏が擔任する外、會話講師等は館員が兼ねてやつてゐて繁忙を極めてゐる。

以上が圖書方面の大體の情況であるが次に古物方面を覗つて見ると、東洋文化三千年の歴史を物語る古物の寶庫として有名な故宮の諸博物館を先づ擧げなければならぬ。此處に秘蔵されて居る古物類は由來其の價值絶大であつたがために常に世人注視的となり、國民政府の保管は相當に嚴重であつたが屢々古代美術品等の國外流出の説を生み、又滿洲事變後より引續き今事變までに既に多數の物件が搬出南遷された事實があり、其の落付く前途には多大の危懼が抱かれて居り、國民政府により加へられた災厄は甚大なものがあると言はねばならない。現に残存してゐるものも勿論まだ相當はあるが、觀覽者に觀賞の念を持たせるよりは失はれた物に對する惜情を覚えしめる方が大きい。古物陳列所々長は日本陸士出身退職陸軍中將で考古學に造詣深き錢桐氏が民國十六年以來引續き充任してゐる。尙同氏は故宮博物院、歷史博物館及び北平圖書館の警備を總帥してゐる。彼は古物の國外盜出等は絶對に

ないと頑張つて居る好々爺である。故宮博物院長は北京大學出身の篤學者張庭濟が當り、歷史博物館は前總幹事であつた清朝史研究家の郭建勛氏が館長事務を代行してゐる。其の他には中南海懷仁堂に北平研究院の藝術陳列所が設けられてゐたが今閉鎖されてゐる。尙別に博物館としては西直門外に天然博物院と云ふものがあるが、中央農事試驗場の中にあり植物園、動物園、動物標本、果田、水田等を有してゐる。内部に舊北平研究院の生物部即ち生物學研究所、植物學研究所、動物學研究所及び測候所がある。東城泡子河には前清時代の中央觀象臺をその儘保管し、且當時の天文儀器を陳列し觀覽に供してゐる天文陳列館があるが、之は舊中央研究院天文研究所の附屬機關であつたもので、同氣象研究所に屬してゐた北京氣象臺と共に上記觀象臺の改組されたものである。次に學術研究機關並に一般文化機關、團體の現状を一瞥するに、先づ第一に南京の中央研究院と對立し、同研究院の姉妹研究院たる前記北平研究院を擧げなければならぬが、現在は其の各研究所何れも閉鎖中にて建物及び研究用具は保管委員會により管理されてゐる。中南海懷仁堂西四所には總辦事處及び史學研究會、水利研究會がある。理科部に屬する物理、化學、鑛學、藥學研究

所は東皇城根に在る。圖書、器具類はまだ相當残つてゐる様だ。其の他生物部等の各研究所も目下の處全然活動停止狀態にて各所一、二名の保管委員會任命の保管人が居るだけで空屋に等しい。内地部の地質研究所は西城豐盛胡同と兵馬司を所址としてゐるが事實上兵馬司の舊實業部地質調査所即ち地質研究所と云ふ事になつてゐる。民國廿四年調査所の南京遷移後は此の地では名目上該所は消滅してゐるのであるが、其の後も南京調査所の研究の一部として相變らず研究所との合同研究がなされてゐた。この地質調査所は中國自然科學發達史上には缺く可らざる存在である。中國自然科學研究の端緒をなしたものは實に地質學であり、最も古い歴史を持ち、學術上最も進歩した功績を發揮してゐる。地質調査所は之が本據として民國元年に創立、實業部の手により經營されたもので、初代所長には我國東大出身の章鴻釗氏が就任して大いに活躍した。同氏は今尙健在であるが、其の辭職後度々所長の更迭を見、最近では翁文灝がその職にあつた。上記二氏と先年物故の丁文江の三人は地質學界の元老格であることは周知のことである。但し右經費は實業部にて年々僅か六萬元の支出がなされたに對し米國庚款よりは十萬に近い補助がなされて來て居り、此の方

面の勢力は米國系に傾いてゐた。米人 Girbon 博士の名は中國地質學界の功勞者として知られてゐる。同博士は茲數年來は疾患のため兩脚の自由を失ひ最近は西城の自宅に引籠り外人の面會を謝絶してゐるが、相變らず研究を續けてゐる模様である。北平研究院各研究所の研究員は殆んど全部が離京して居り、學術界は誠に蕭條たる感がある。舊地質調査所に殘留してゐる研究員は岩石學の楊傑、人類學の斐文中等であり、その他に二、三名の事務員が居るに過ぎない。協和醫學院と密接な關係を持つて居り、其の内部建物の一部に協和醫學院云々の招牌が掛つてゐる。圖書、標本類は大體残つてゐる。最近の消息によれば此處の建物、標本、圖書等は既に臨時政府に接收され地質陳列館と改稱される事となつた由である。中南海にある中央研究院總辦事處建物の一部は教育部編審會となつて居り、教科書、教育刊行物の審訂、編纂を行ふ外、汪怡氏を主任とする中國大辭典編纂處（教育部管轄）の工作を幫助し、目下國民政府時代に其の第一巻を出した國語辭典續編の編纂中である。北平圖書館の西隣に壯麗な宮殿式建築が望まれる、之は今北京學術機關で最も活動してゐるものゝ一で、范氏記念の譯生々物調査所である。中華教育文化基金董事會（米國庚款）

と尙志學會との合辦で經費は約廿萬元である。整然と設備の行届いた三層の豪壯な建物の内部は流石に人影が少い。動物部主任の秉志の部屋を始め多數離京研究員の空部屋が見受けられるが、所長で植物學の第一人者相先驢氏は標本の山の中で元氣に研究に没頭してゐる。同氏は米國ハーバード大學出身、本年四十六歳の働き盛りである。所内には其の他鳥類の研究を壽理初を初め助手、畫工等十數名の職員が居るにすぎないが、驚く可きことには階下の印刷部では絶えず輪轉機が動いて居り、精巧な圖版、色刷迄が次々に刷り上つてゐることである。紙も非常に質の良いものが使用されて居り、第一にかゝる際にも拘らず着々と新業績の發表され行く活動振りに敬服する。尙志學會と云ふのは民國元年に十二萬兩の基金を政府より受け學校、病院等を経営して居つたものであるが、現在では中華教育文化基金董事會と提携して該調査所を合辦してゐるだけである。同調査所に基金十五萬元を支出してゐる。同學會本部を調査所内に設けてゐる。此の外燕京大學内に文學研究所、法學研究所、理學研究所の三研究所が設置されてゐる。次に我方の學術研究機關として文化事業部經營の人文科學研究所が王府井大街と東廠胡同の一角にある。近代科學圖書館と同じ構

内に在り橋川時雄氏を中心に目下東方文化事業總委員會計畫の四庫全書提要の編輯が開始されてゐる。該所は上海自然科學研究所と相對的に設立されたものであるが、自然科學研究所は時勢に則し北支自然科學研究の重要性に鑑み、景山東街に昨年末より足どまりの場所を設け、以來たへず各科学研究員を派し斯學の研鑽に専心してゐる。

最後に一般文化團體に付き概記せんに、新民會は王克敏氏を會長とし新中國指導精神たる新民主主義により民衆の教化を行はんとする政治的團體であり、北京に中央指導部、天津に天津指導部並に河北省指導部を設け、青島、太原に兩指導部、濟南、彰徳の兩辦事處設置の豫定である。目的は主義の宣揚、農村の救濟、疾病の診治、日語普及等であり、農村救濟は合作社の方法に依つてゐる。此の外各大學出身者を收容して官吏の養成をなす新民學院を設立してゐること恰も滿洲國に於ける協和會、大同學院と同軌である。副會長の張燕卿氏は我學習院出身者にして前滿洲國外交部大臣を勤めた人で、總務部長には小澤開策氏が任じてゐる。三月北京絨線胡同の廣大な會館に於て盛大に發會式を舉行した留日同學會は新國家建設の大使命を負ひ、國民の衆望に應ふべく茲に更

生の意氣を以て成立された。誠に今後の中國を大成せしむる者は之等の人以外になく、我々の之が活躍に期待する所は大い。時節柄其の意義重大であると考へると同時に、その結束の愈々鞏固ならんことを希望する次第である。會長には湯爾和氏就任、理事長に朱深氏、副理事長に張燕卿氏が充任した。現在會員四百名。本年度の事業を「文化事業の推進」と決し、文化部を設立、之に教育、編輯、調査、遊藝の四組が設けられた。費用は全部寄附に依り、既に我外務、海軍兩省より廿萬圓の寄附がなされてゐる。經常費は原則として收入により支出を量ることとし、毎月の支出は一千六百元を超過してはならないことに規定されてゐる。尙日本文化紹介事業には特に意が注がれてゐる様である。

斯くの如く中國側に於ける諸種の文化工作が新しき使命を以て營まれ居り建設への尊き努力がなされて居るが、之に共同、援助をなす我方の諸種文化工作は其の進展を促すべく着々と計畫が進められてゐる。昭和十三年三月下旬發表された東亞研究所設立計畫は自然科學、人文科學の全部門を網羅した東洋文化研究の一大中央機關として龐大な豫算を持つ財團法人であるが、之は近衛首相を總裁に推す國家的施設であり、活動の嚆には中國文化の進展に

寄與する所大あものがあらう。北京にはこの支所が設けられることになつてゐる。此の外日支を結ぶ永久的文化團體として成立した東亞文教協會あり、最近亞州文教會と改稱し、前掲の通り東洋道徳を基礎として日支提携、東洋平和の貢獻を目指す最高學府として華北大學の經營を引受けることとなつた。河瀬龍雄氏を會長とする東方文化協會は日本文化を東方民族に紹介し、東亞固有の文化道徳を發揚し、和平建設の基礎を樹立すると云ふのが唯一の命使で、例の紙芝居を以て通俗的に實效を挙げやうとしてゐる。

邊見天涯氏を會長とする亞州黎明會は諸種の方法により日支親善の實を擧げて居り、會員は既に千名を突破したが、その六割迄が中國青年で、各階級を網羅し、先づ眞の日本を諒解するために日本語及び日本事情の研究に勵んでゐる。附設の日本語學校を有してゐる。目下日本語の研究は旺盛を極め、總ての中小學校、大學講習所設立の計畫が進められてゐるが、その他私立の日本語講習所や學校が到る處に見受けられる。其の主なるものを擧ぐれば外國語學校、日華文學院、近代科學圖書館、新民報社附設日本語學校、興亞社日本語學校、亞州黎明會日本語講習所等である。

尙ほ日支兩國民間の文化的提携を確立する爲め、豫て我外務省文化事業部と臨時政府との間に内談中であつた東亞文教協會(假名)の創設問題は愈々具體化することとなり、日本側代表は昭和十三年八月二十日東京發、北京に赴き、同廿九日より一週間に亘つて支那側代表と之が組織に關し種々打合せを遂げたが、設立後は臨時北京又は東京に協議會を開催して目的遂行の爲め諸事業を審議立案する筈である。而して發會式參列の兩國代表の顔觸れは次の通りである。

東亞文教協會日支代表氏名

日本側 東京帝國大學教授、華學博士慶松勝左衛門 東京帝國大學名譽教授、東方文化學院評議員、文學博士宇野哲人 早稻田大學教授杉森孝次郎 日華學會理事、東亞學校學監赤間信義 明治大學總長、貴族院議員、法學博士鶴澤總明 東京帝國大學教授、文學博士鹽谷溫 文學博士常盤大定 東京美術學校名譽教授正木直彦 東京帝國大學名譽教授、工學博士伊東忠太 慶應義塾大學醫學部長、北里研究所長、醫學博士北島多一 東京帝國大學名譽教授、帝國學士院會員、工學博士平賀讓 北海道帝國大學名譽教授、理學博士、農學博士松村松年 東京帝國大學名譽教授、醫學博士林春雄 傳染病研究所長、東京帝國大學教授、同仁會副

會長、醫學博士宮川米次 東亞同文會理事、帝國學士院會員、法學博士林毅陸 日本文化中央聯盟理事長、法政大學總長、貴族院議員小山松吉 大東文化協會副會頭、貴族院議員、伯爵酒井忠正 東京帝國大學教授、農學博士那須皓 臺北帝國大學醫學部長醫學博士永井潛 支那側 臨時政府行政委員會委員長王克敏 臨時政府議政委員會委員長、教育部總長湯爾和 國立北京師範學院々々長王謨 國立北京大學醫學院々々長鮑鑑清 國立北京大學農學院々々長龐敦敏 教育部次長黎世衡 教育部文化局々々長文訪蘇 北京市公署教育局々々長張鼎勳 天津市公署教育局々々長李泰榮 河北省公署教育廳々々長陶尚銘 教育部參議梁亞平 教育部教育局々々長張心沛 新民會中央指導部長繆斌 新民會教化部々々長宋介 私立輔仁大學校長陳垣

第四章 臨時政府の經濟建設

第一節 財政の刷新

財政方針 臨時政府は從來の軍閥政權の如き莫大な軍費支出を要せざる結果、其の財政状態は頗る順調を示してゐるが、同政府に於ては苛斂誅求を目的とせる南京政府時代の國內稅制に對し徹底的整理改革を加へる方針を採り、行政部財務局及び國稅總署に命じて鋭意具體的調査をなさしむることとなつたが、國內稅制の整理に當つては國稅收入の統一、國稅根源の培養、國稅及び地方稅の配分整備、苛捐雜稅の改廢等により國稅體系の確立、國民負擔の輕減を根本方針とし、特に國民生活に直接影響ある苛捐雜稅に就いては可及的速かに調査を遂げ産業開發、農村救済の見地より徹底的整理を加へ、左の如き稅種は速かに之を廢止することに決定した。

- 一、社會公共の利益を妨害する諸稅
- 二、中央稅と牴觸し中央稅の財源を脅かす諸稅
- 三、從量稅
- 四、交通を妨害する諸稅

五、各地方に於ける物品通過税等の如き不公平な地方的課税
 一方國税の大宗たる關税に就いては民國二十七年一月二十日附布
 告を以て國民政府の不當高率の抗目的關税率に對して第一次の關稅
 改正を行ひ、輸出入商品全般に亘る關税率の減免を斷行して國民政
 府の財政關税に大修正を加へ、以て經濟開發、大衆負擔の輕減を企
 圖したが、更に六月一日第二次關稅改正を行ふと同時に、鹽稅、統
 稅其他國税に對しても全面的改正をなし、中央地方財政の區分
 及び調整等を考慮すると共に、三月下旬には左の如き財政方針を確
 立して銳意財政の刷新に邁進することゝなつた。

- 一、豫算制度を可及的速に確立し、歳入歳出を明確ならしめ行財
 政の合理化を圖ること、會計年度は曆年制を採用すること
- 二、政府の主要財源たる關稅、鹽稅、印紙、煙草酒稅等に根本的
 改正を加へて苦斂誅求を廢すると共に、歳入の基礎確立を圖る
 こと
- 三、國有鐵道その他の官有財産を整備し、その運營を合理化して
 政府收入を確保すること
- 四、行政機構を整備しその合理化を圖ること
- 五、從來國民政府の軍事費に充當された多額の支出の如きは出來

得る限り産業開發に振向けること

六、健全財政主義を採り國民政府の如き放漫な公債政策を廢する
 こと

斯くて臨時政府は國家獨立の基本たる財政の確立を期すると共に
 金融幣制の改革を斷行することゝなり、新に中國聯合準備銀行を創
 立して新紙幣を發行し、舊紙幣の流通を驅逐回收しつゝあるが、其
 の成績は頗る良好を示してゐる。殊に通貨の統一は國家獨立の必須
 條件である。即ち金本位制度下に在つては現實の金塊が自然的に通
 貨の統一を行ふも、紙幣制度下に在つては國家權力による人為的統
 一が必要とされてゐるので、臨時政府に於ては早くも此の重要な
 通貨の統一を行ふ爲め貨幣制度を確立し、新通貨の流通領域を擴む
 るに努め漸次好成績を擧げてゐる。

北支海關接收 臨時政府に於ては其の成立と同時に、天津並に
 秦皇島兩海關稅務司に對し、臨時政府の管下に入りて其の指揮監督
 を受くべき旨勸告した所、民國二十六年十二月十五日夕刻兩海關と
 も欣然これが勸告に従ひ、平穩裡に臨時政府の管下に入ることに決
 定したので、行政委員會委員長王克敏氏は翌十六日午前居仁堂に於
 て内外記者團に對し左の如き聲明を發表した。

王委員長海關接收聲明

惟ふに庶民の眞の福祉厚生を圖らんが爲めには百政固より一とし
 て忽略に附すべからずと雖も、就中關稅行政は單り財政上重要な
 のみならず又通商、産業上極めて樞要機微なる關係を有するを
 以て、政府は先づ津秦兩海關稅務司に對し速かに本政府の指揮監
 督に服すべく勸告したところ、津秦兩海關稅務司を始め其の應
 下關員は事情を明察し欣然我方の勸告を入れ、茲に平穩裡に兩海
 關の接收を了したり。

斯くて臨時政府は同日無事海關接收を終了したが、更に翌二十七
 年一月十五日には青島稅關をも接收、北支の各海關は何れも臨時政
 府の統制下に歸するに至つた。各地稅關のスタッフは次の通り。

- ◇天津 稅務司マイヤス(英) 副稅務司石井孝助、同ホープ(英)
 監察長ウイルブラム(英) 港務長ダリソン(英)
- ◇秦皇島 代理稅務司トスカニ(伊) 事務官吉田五郎
- ◇山海關分關 分關長レイ(英) 事務官高橋明
- ◇塘沽分關 分關長石井孝助(兼任)
- ◇北京分關 分關長バザースト(英)
- ◇青島 稅務司長 山本恒三郎

第一次關稅改正

臨時政府に於ては海關接收に先立ち關稅整理
 委員會を設け關稅改正の具體案を調査審議せしめつゝあつたが、其
 の後成案を得たので、民國二十七年一月二十一日午後五時外交大樓
 に於て行政委員長王克敏氏より左の如く關稅改正の理由及び改正品
 目稅率を發表し、翌二十二日より實施した。改正の理由とするとこ
 ろは今次事變によつて蒙つた支那民衆の負擔を輕減し、災區復興の
 實を擧ぐるにあり、又各國製品に對しては何等差別的待遇を與へず
 一律公正に取扱はんと期したのである。従つて本改正と同時に從來
 北支に施行せられてゐた冀東特殊貿易は廢止された。

臨時政府當局談

今次の中華民國臨時政府の關稅改正は本政府成立以來一ヶ月に亘
 つて關稅改正委員會を経て慎重審議せしめた結果、先づ必要の措
 置を實行すべく輸入稅は荒廢地を復興せしめ、且民衆を救済せん
 とする見地から絶對的に必要な最少限度の品目に對して現行稅
 率を減免し、また輸出稅率は荒廢地の産業を復興する爲め必要な
 若干の主要品目に付き適當なる減免を行つた。右稅率の改正は
 上述の見地に基いて庶民を救済せんが爲めに行ふもので海外各國
 に對しても何等の差別待遇をなしてゐない。尙ほ冀東政府方面で

従來行つて來た特殊貿易は既に廢止され、今後は一律に此の改正稅率を適用し、以て貿易の安定を圖り奸商並に脫稅行爲を取締らんとするものである。

關稅改正に關する臨時政府布告

關稅は國家歲入の大宗として常に財政上、重要な地位を占むるのみならず通商上、産業上にも齊しく緊密なる關係を有す。本政府は茲に鑒みる所あり各海關を整理して悉く正軌に乗せ併せて各國債權の確保を期す。

海關事務に至りては原則として従前の例に依り之を處分するも政府の施政方針に基き左の諸點に付き改正を行ふ。

一、滿洲國及び關東州は之を外國として取扱ふ
従つて

甲、滿洲國又は關東州仕向輸出せらるる土產物に付ては輸出稅を課す

乙、滿洲國又は關東州より仕出し輸入せらるる物品に付ては輸入稅を課す

二、從來の海關進出口稅則中庶民の救濟、生活安定の爲必要ありと認むるもの最少限度に付き之に妥當なる改正を加へ中華民國

つたので、北支臨時・中支維新兩政府は慎重連絡協議を行つた結果蔣政權の手に成る現行中國關稅體制を根本的に變更し、一九三一年國民政府に於て實施された稅率體系を基幹とし、更に關稅率の全面的大改正を斷行することに決定し、五月三十日正午臨時・維新兩政府より改正稅率の全文を公表六月一日より之を實施した。

今回の關稅改正は北支臨時政府に取つては第二次改正であるが、中支維新政府の出現によつて國民政府否認の日支提携を旗印として中國新政權統治圏は北支及び中支に擴大し、此の擴大され、廣大なる地域に統一的に實施さるべき最初の全面的關稅改正で其の意義は頗る重大である。而して此の際更に重視すべきは漢口政府も亦關係諸國の強要に逢つて、之に追隨する外なき羽目に逢着したことであり。即ち我軍占領地域外の廣東、九龍、漢口其の他の諸港も結局に於て臨時・維新兩政府が制定した關稅率に追隨して中國全土の根本的關稅改正を實行するの餘儀なきに至るべく、國民政府の失勢は此の方面からしても最早蔽ひ難き事實となつた。曩に金圓を基調せる幣制改革を實行することによつて、北支は所謂圓ブロックに包攝され、日滿北支は金圓といふ紐帶によつて完全に結合されてゐたのであるが、今回支那排日關稅の全面的是正によつて日支兩國間の物資

二十七年一月二十二日より之を實施す。即ち
甲、海關進出口稅則中別表第一號の通り改正す
乙、海關進出口稅則中別表第二號の通り改正す
三、從來の歲入附加稅は之を廢止し別に災區救濟の爲に稅額の百分の五の率に依り賑災附加稅を課す
右布告す
中華民國二十七年一月二十日
中華民國臨時政府行政委員會委員長 王 克 敏

(別表) 改正輸出入稅率(省略)

第二次關稅改正 臨時政府は前項記述の如く北支民衆の生活安定と經濟復興の急速なる實現を期する爲め、國民政府に依つて實施された排日高率關稅を撤廢して親日的關稅率を施行、二百五十四品目に對し一月二十日應急的改正令を公布、同二十二日より實施したが、其の後中支維新政府の成立と關係列國の要求を斟酌し、茲に愈よ南北關稅統一の指向の下に中國經濟建設と東亞經濟ブロック結成を基調とせる關稅改正を斷行する必要に迫らるゝも共に、同年五月上旬支那海關接收に關する日英取極め成立し、對外的關係に於ても之が改正斷行を圓滑に達成せしめる國際的環境を成熟せしめるに至

交流の途上に構築され、久しく日支兩國貿易に重大なる障害とされ居た關稅障壁は茲に漸く低下され、東亞ブロックの結成は飛躍的前進を遂げるに至つた次第である。尙ほ帝國政府は右關稅率改正に關し五月三十一日左の如き外務當局談を發表した。

外務當局談

今般中華民國臨時政府並に維新政府は新輸出入稅則並に轉口稅則を制定し六月一日より之を實施する旨發表したが、新稅則の要點は次の諸點である。

イ、新輸入稅率は原則として一九三一年一月一日より實施の稅則をメートル制に換算せるものを採用し、之に去る一月二十日中華民國臨時政府の公布せる改正稅率の一部(二十品目)を據置きたるものを北支中支を通じ統一的に實施することとせること
ロ、新輸出稅率は去る一月二十日中華民國臨時政府の公布せるものを其の儘上海方面にも實施することとせること
ハ、新轉口稅率は客年十月一日以降上海方面に於て改正實施せるものを北支方面にも實施することとせること

先づ新輸入稅率の標準となつた一九三一年の輸入稅率は國民政府が一九二九年列國によつて承認せられたる關稅自主權に基いて制

定した最初の國定税率であつて、我對支輸出品に對する税率も大體適當なものであつた。其の後國民政府は一九三三年及び三四年等の關稅改正に當り主として稅收增加の目的上相當範圍の税率引上げを行ふと共に、右日支關稅協定の期間満了を口實に或種邦品に對して不當に高率な輸入稅を課して之が輸入の防遏を圖つたが、右排日關稅の撤廢方に關して帝國政府は國民政府に對し屢次交渉を行つたことは衆知の點である。

今回臨時及び維新兩政府が以上のやうな不都合な税率を全廢し、一般的に税率の低い、且つ排日的税率を含まない一九三一年の税率を採用したことは、我國に取つても諸外國にとつても歡迎に値するものと認められる。勿論數年前の税率を復舊するのであるから、最近の情勢に適應しない憾みなしとしないが、關稅改正の如きは充分の時日と慎重な研究を要する問題であるから、支那事變も未だ終結せず、從つてまた中國の經濟の基礎も充分確立してゐない今日としては、右は蓋し已むを得ないであらう。尙ほ新税率中には去る一月二十二日以來臨時政府が民衆救済及び復興の目的を以て北支方面に於て實施してゐた約六十品目の改正税率中約二十品目を選んで之を存置してゐるが、これ亦其の性質上時宜を得

た措置と認められる。

次に輸出税率は去る一月二十二日以來臨時政府が實施してゐた輸出税率を其のまゝ採用し、また轉口税率は客年十月一日以來上海方面に於て實施され來つたものを採用したが、これ等は共に支那關稅統一上尤もな處置であるといはねばならぬ。

要するに今回の税率改正は一般的に見て税率の引下げであり、且つ邦品防遏を目的とするが如き税率を撤廢したものであるから、我國に取つてもまた諸外國に對しても大體適當な改正であるといはねばならぬ。又支那關稅制度が臨時及び維新兩政府の緊密な提携によつて再び確固たる統一の下に持來されたことは新支那の將來の爲め眞に慶賀に堪へぬ次第である。

(註) 轉口稅とは貨物の船移し若くは一旦陸揚げした貨物を更に外國へ轉送する場合課する稅である。

尙ほ我天津總領事館では六月一日附館令第二號を以て密輸取締規則を公布したが、其の全文は左の如くである。

天津總領事館の密輸取締規則
 第一條 左の各號の一に該當する者は五十圓以下の罰金又は拘留若くは科料に處す

- 一、中國關稅の通脫を圖り又は關稅を通脫したる者
- 二、帝國政府の認むる中國海關規定に於て其の輸出、輸入、移出若くは移入を禁止し又は之が爲め一定の手續を規定する貨物を該規則に違反して輸出し輸入し若くは移入し又は其の輸出、輸入、移出若くは移入を圖りたる者
- 三、前二號の違反行爲に係はる貨物を故を知りて運搬、寄藏、

收支、販賣又は牙保を爲したる者

第二條 前條に規定したる違反行爲を教唆し又は幫助したる者は之を罰す、但し情狀に依り其の刑を減輕又は免除する事を得

附則 本令は公布の日より之を施行す。

茲に於て一九三四年國民政府制定の排日高率關稅は全く廢止せられ、一九三一年の國定税率に恢復したのであるが、今支那の關稅改正の經過を述べれば左の如くである。

關稅改正經過

一九三一年の國定税率は國民政府が一九二九年列國から承認された關稅自主權に基いて制定した最初の國定税率である。夫れ迄の支那關稅課稅權は列國の手に握られてゐた。夫れは支那政府の不統一、無秩序と支那官吏の腐敗、墮落等の爲め條約上自主的に

關稅を定めることが出来なかつた。此の關稅課稅權に對する束縛は一九〇三年締結の英清間通商章程による從價五分の片務的協定税率に始まるが、支那政府は引續き同様の條約を米國、佛國、瑞典、諸國、蘇聯等の間に締結し、一九三〇年支那が關稅自主權の回復に成功するまで約九十年間繼續した。尤も其の間數次税率の改正は行はれた。例へば一八五六年十月のアーロー事件を直接の動機とする英佛聯合戰爭の結果、一八五八年六月英佛との間に締結した所謂天津條約による第一回關稅改正、團匪事件の後一九〇二年の上海會議に於て行はれた第二回關稅改正、一九一七年の支那の歐洲大戰參加の代償として列國の承認せる一九一九年の第三回關稅改正及び華府會議の支那關稅條約に基く一九二二年九月の第四次關稅改正等がそれであるが、これ等の關稅改正は物價變動に基く從量税率の不均衡を是正する爲めの改訂に止まり、從價五分を原則とする片務的協定税率其のものには何等の變更が加へられなかつた。然るに一九二九年五月我政府は支那政府との間に通商條約改訂の商議に入ることとなつたが、同年十二月支那側は財政上の理由により通商條約中特に關稅問題に付き至急解決したいといふ希望を披瀝して來たので、日本側でも之を諒とし一九三〇

年一月十六日から交渉を進め同年五月六日關稅協定の調印を了し同十六日から效力を發生した。

此の協定によつて日本は先づ支那の關稅自主權を承認したのであつて、夫れと共に日支双方の特定貨物に就いて特別互惠稅率を協定し日本國領域内の生産又は製造にかゝる綿製品、水産物、小麦粉類、雜品の對支輸入に對しては向ふ三ヶ年間(雜品は一ヶ年間)の最高稅率を定め、支那の領域内で生産又は製造された夏布、絹織物及び刺繡布にして日本に輸入されるものに就いても同様の規定を設け日支貿易の圓滑なる發展を期した。斯くして支那は實に八十八年振りで完全な關稅自主權の回復に成功し、同年十二月二十九日始めて前述の如き國定稅率たる輸入稅率を公布したのであるが、此の稅率は我對支輸出品に對しても大體穩當なものであつて、排日的意圖を全然織込んでゐなかつた。所が其の後蔣介石を中心とする支那國民政府は所謂遠交近攻の傳統的外交政策に基き英米の機嫌をとり日本を排撃する目的で昭和八年五月十五日、前記日支關稅協定の滿期失効を契機として、同月二十二日突如改訂輸入稅表を發表し即日之を實施した。此の改訂は一九三一年實施稅率表の殆んど全般に亘つて行はれ、殊に本邦對支重要貿易品の

大部分に就き極端な稅率の引上げを見たのである。例へば綿布、海産物等の如き一九三一年の國定稅率に比し十割から六十割の引上げを見た外、從來無稅の小麥粉に對し新たに擔當り〇・二五金單位(對英一志二片で、圓貨に換算すると一金單位は約二圓三十錢)の課稅をなし、其のほか石炭、セメント、人絹織物、雜貨類に對しても三割から十割の引上げを見た。併も工業原料品、機械類等主として日本以外の國からの輸入品に對する稅率は引下げ又は据置となつたのである。更に其の後昭和九年七月にも改訂輸入稅率を公布し、機械、金屬類、食料品に對して稅率を引上げ、綿布、海産物、紙類等本邦主要輸出品に對しては多少稅率を引下げたが、一面我特殊輸出品である縫針や建築用陶磁器材料等に對しては從來の稅率に比し六割五分から七割五分に達する高率の引上げをなし、日本品に對する禁止的關稅障壁を設け、我對支貿易の衰退を餘儀なくした。而して此の不都合な高率關稅の設定に對しては我方から屢々抗議を提出し國民政府に其の撤廢を要求したのであるが、遂に今日に至るまで實現を見なかつた。夫れが今回臨時及び維新政府によつて全廢され、一般的に稅率の低い且つ排日的稅率を含まない比較

的公正妥當とされる一九三一年の國定稅率に引戻された譯である。尙ほ新稅率の國定稅率と異なる所は略ぼ左の諸點にある。

- 一、通貨單位の相違に關係せず北支及び中南支を通じ一本の稅率を同時に實施することとなり、茲に兩政府の合流の具體化の第一歩を進めたこと
- 二、輸入稅率に就いては原則として一九三一年國民政府制定の當時公正妥當と認められた稅率をメートル法に換算して復活したこと
- 三、但し左の二十品目に就いては一月二十二日臨時政府が實施せる改正稅率を據置いたこと

新稅番	舊稅番	品名	每百斤	金單位
一〇八	八一	ガンニー袋	百斤	二・三〇
一一二	九七	別號に掲げざる毛織物	"	一一〇・〇〇
一〇四	一三〇	人造絹糸	"	三一・〇〇
一六三	一九一	鐵鋼の板、厚さ三・二	"	〇・六〇
一六四	一九二	同厚さ三・二耗に及ばざるもの	"	〇・七〇
一七六	二〇四	電鍍したる鐵鋼の板	"	一・五〇〇

第四編・第三章・第一節 財政の刷新

(乙) 平面のもの		(乙) 其他(紅茶末以外のもの)	
二一六	二四四	三〇二	三三六
二五八	二八四	三四一	三七五
二五九	二八五	三四五	三七九
二六二	二八八	四〇五	四四〇
二六七	二九三	五一三	五四八
二九九	三三三	五七六	六〇八
茶		磁器(化學用又は化學用のものを含まず)	
鮮魚	免稅	其他	從價
鹽鹼	一〇%	普通印刷用紙及び新聞用紙(主としてメカニカル・ウッドパルプよりなるもの)	一・〇六
蜂蜜	二五%	硫酸アンモニア	二五%
長昆布	〇・七〇	大豆、豌豆	二六・四五
蘋果	二〇%	椎茸	二〇%
大豆、豌豆	一・五〇	橙	二〇%
雜菓	五%	硫酸亞アンモニア	〇・五〇

五四七

六一七 六三九 別號に掲げざる肥料 從價 5%
 四、轉口税は國民政府が民國二十六年十月一日改正せる税率を有効と認めたこと

五、輸出税は臨時政府が一月二十二日實施せる税率を存置し上海方面も實施せること

六、對滿關係に就いては一月二十二日關稅改正の際に於けると同様之に輸出入税を適用し滿洲國に對する事實上の承認の意志を明示したこと

而して右關稅率改正に關し臨時・維新兩政府は五月三十一日夫々命令並に當局談を發表すると共に、兩政府より關係列強に對し即日書面を以て右改正税率を正式に通告し、六月一日より實施する旨附言した。臨時政府の命令並に當局談は左の通りである。

中華民國臨時政府命令

(輸入税率轉口税率中改正の件)

第一條 茲に民國二十七年中華民國輸入税率を制定し之を公布す
 民國二十七年六月一日より之を實施す

第二條 茲に民國二十七年中華民國轉口稅則を制定し之を公布す
 民國二十七年六月一日より之を實施す

によりたるも、民國二十七年一月二十二日の布告により減免せる品目中復興及び救済の爲め特に必要なるものに付き減免せられたる税率を據置き税率表中に記載せり。
 二、轉口税は上海方面に於て民國二十六年十月一日改正實施せるも、天津方面に於ては未だ之を實施せざりしものなるが、兩地方の轉口税率に差等あるは差額徵收等の問題を生じ面白からざるに付き、天津等の北支海關に於ては本政府の命令により上海に於て六月一日現在實施してゐる税率と同一の税率を實施せしめることとせり。

三、輸出税率は民國二十七年一月二十二日付布告第二條甲項により改正せられたるものを其のまゝ引續き實施し、上海方面其の他に於ては一月二十二日の改正を未だ實施しあらざりしも六月一日より之を實施す。

四、一月二十二日付布告第一條滿洲輸出入品の取扱收入及び第三條收入附加税に代はる賑災附加税の徵收は引續き有効とし、其の他の現行海關規則も亦特に改正の命令なき限り引續き有効にして、各海關をして之に準據して處理せしむ。
 抑々關稅は國家收入の大宗たるのみならず、通商産業上にも重大

第三條 民國二十七年一月二十二日附中華民國臨時政府布告は其の第二條乙項及び別表第二號を除き引續き有効とす
 同布告を未だ實施せざる海關に於ては民國二十七年六月一日より之を實施す
 第四條 本令に牴觸せざる從來の海關諸規則は特に命令なき限り引續き有効とす
 臨時政府當局談

本政府は一月二十二日附布告を以て荒廢地の復興及び民衆の救済並に産業復興の爲め少數品目に付き輸入税及び輸出税の減免をなせり。該改正は北支の事態より見て差し迫つて絶對必要なる最小限度の改廢をなしたるものなるが、今や北支に於て荒廢地の復興及び民衆救済の爲め並に産業復興の爲め更に合理的なる關稅率を制定する必要があるのみならず、中支に於ても同様なる必要あり、且つ北支と中支との關稅率を調整する必要があるを以て特に本政府は維新政府と協議の上左記の改正を行ひ、六月一日より各海關に實施することとせり。

一、輸入税は新たに制定せる輸入税率による。同稅則は特に民國十九年十二月二十九日公布の稅則のメートル制に換算するもの

なる關係を有するを以て之が爲めには中國經濟の基礎確立を俟ちかすに時日を以てし慎重周到なる研究をなすを要す。然れども現行の民國二十三年輸入税率と去る一月二十二日に改正せられたる所とを其のまゝ長期に亘り持續するは中國の經濟的復興を促進する所以に非ず、依つて茲に輸入税に關しては比較的公正且つ妥當なる民國十九年の輸入税率を基礎とし、之に一月二十二日改正の一部を加味したるものを採用したるものなり。輸出税及び轉口税に就いても輸出及び移出の促進は經濟復興の爲め重要なもの、これ亦慎重周到なる研究を要するを以て差當り前記の處置を決定せる次第なり。即ち本政府は今後とも引續き關稅政策の合理化に向つて努力すべきも、關稅率を屢々變更するのは通商及び産業復興安定に害あるを以て今後次第に安定し、慎重周到なる研究を完了するまで今次改正せる所を變更せざる所存なり。尙ほ今次改正により輸入税は極端なる高率關稅は概ね除去せられたるを以て不正貿易は當然減少すべしと信ずるも、若し尙ほ關稅通脫の不正行爲をなすものあらば、本政府は正常貿易の保護及び之が確保の爲め嚴重なる處置を以て取締るべく、友邦諸國も新政府の右努力に協力せられんことを希望す。

一方天津海關に於ては右改正實施に先立ち通關事務に關して次の二項に就き業者の注意を促す所があつた。即ち新稅率の實施の際には從來貨物の積出し期日を基準とする積出主義と到着期日を基準とする到着主義等の種々なる様式があつたが、今回の改正發表に際しては之に關する命令なき爲め、天津稅關長の判斷によつて申告書日附主義を採ることとし、六月一日附の申告書より之を實施することとなり告示を以て右を公告すると共に、此の旨を上海海關にも送附し中北支が連絡を保ちつゝ同一歩調を採ることとなつた。但し新稅率には未だ統計番號なく且つ統計作成には從來全支諸海關の申告書の寫しを上海に送附し、上海にて一括して總計を取つてゐたもので、今回の新稅率適用に際し舊稅率番號との不一致を避け兩者の調整を圖るべく天津海關にては種々研究の結果、取敢へず一時的便法として申告者をして一九三四年稅率の番號と新稅率による番號とを併記して申告せしめ徴收することとなり、五月三十一日附を以て左の如く公告した。

新輸入稅々表により輸入申告書を提出するに方り申告者は新稅率による稅率番號と共に一九三四年の輸入稅率表による稅率番號を記入し天津港に於ける正確なる統計作成に協力されたし。

八米を超えざるもの	一	正	〇・五〇
(イ)重量三・二疋を超えざるもの			
(ロ)重量三・二疋を超え四・一疋を超えざるもの			〇・七四
(ハ)重量四・一疋を超えざるもの			〇・九〇
二 生地の中巾及粗布(幅一〇二種長三八米を超えざるものにして一平方糎内に於ける絲數四三本を超えたるもの)			
(イ)重量五疋を超え五・七疋を超えざるもの			一・〇〇
(ロ)重量五・七疋を超え七・一疋を超えざるもの			一・三〇
(ハ)重量七・一疋を超えたるもの			一・五〇
三 生地の中巾及粗布(幅一〇二種長三八米を超えざるものにして一平方糎内に於ける絲數四三本を超えざるもの)			
(イ)重量五疋を超え七・一疋を超えざるもの			〇・九〇
(ロ)重量七・一疋を超えたるもの			一・二〇
四 生地の中巾及粗布(幅一〇二種長三八米を超えざるものにして一平方糎内に於ける絲數四三本を超えざるもの)			
(イ)幅七九種長二九米を超えざるもの			〇・八〇
(ロ)幅七九種長三八米を超えざるもの			

中華民國二十七年六月一日

副稅務司賀博

尙ほ海關收入の處理に關して兩政府協議の結果、六月十日に至り一、日本軍占領地域内各港の海關が徴收した稅收は一切これを積入金銀行に預入れること
二、臨時・維新兩政府は稅收の中より關稅擔保の外債並に賠償金の償還をなすため外債負擔部分を總稅務司宛に送金すること
三、各海關の外債負擔部分は前月の各海關收入の全支收入に對する割合に基き算定すること
と決定し、今後はこれに従つて毎月の海關收入中より外債擔保部分の支拂ひを實行し、其の殘額は兩政府に於て夫々行政費に充當し得ることとなつた。

中華民國輸入稅率表(新稅率の單位は金單位とす)

第一類 棉花及綿製品	單位	新稅率
本類中捺染なる名稱は仕上の如何に係らず顏料固着法、直接捺染法、蒸染法、拔染法、型付浸染法、防染法、防染引染法、金粉捺染法等に依るものを包含するものとす		
生地 綿布		
一 生地の中巾及粗布(幅一〇二種長三八米を超えざるもの)	單位	新稅率
(イ)重量五・八疋を超えざるもの		一・〇〇
(ロ)重量五・八疋を超えたるもの		〇・九〇
六 生地の中巾布(幅八七種長二三米を超えざるもの)		
(イ)重量三・二疋を超えざるもの		〇・五〇
(ロ)重量三・二疋を超えたるもの		〇・七〇
七 生地の中巾布(幅八七種長二三米を超えざるもの)		
(イ)重量三・二疋を超えざるもの		〇・八五
八 生地の中巾布(幅六一種長二三米を超えざるものにして一平方糎内に於ける絲數四五本を超えざるもの(機械織のものを含む))		
九 生地の中巾布(幅六一種長二三米を超えざるものにして一平方糎内に於ける絲數四五本を超えざるもの(機械織のものを含む))		
(イ)幅八四種長二九米を超えざるもの		〇・九
(ロ)幅八四種長二九米を超えざるもの		〇・九
二〇 生地の中巾布及綿ダツク別號に掲げざる生地の中巾布		
晒又は染色綿布		一・四〇
二一 無地織の晒中巾及晒粗布		一・〇〇
(イ)幅九四種長三九米を超えざるもの		一・〇〇
(ロ)幅一〇五種長三九米を超えたるもの		一・〇〇

一四	晒アイリツシユ(幅九四厘長三九米を越えざるもの)	一	正	一・七〇〇	(ロ)幅七七厘を越え九四厘を越えざるものにして長三九米を越えざるもの	二	價	二・一〇〇
一五	晒雲齊布及晒細綾布(三枚又は四枚綜統を用ひたるものにして幅七九厘長三一米を越えざるもの)	一	正	〇・八六〇	(ハ)幅九四厘を越えたるもの晒又は染色の綿絹(幅七九厘長二八米を越えざるもの)	一	價	二・五〇〇
一六	晒天竺布及メキシカン	一	正	一・三〇〇	(イ)幅七七厘長三一米を越えざるもの	一	正	〇・七三〇
一七	晒デイミチイ、ビケ、ヴェスチング、クイルチング及ベッドフォルド・コールド(幅七七厘長二八米を越えざるもの)	一	正	〇・五九〇	(ロ)幅七七厘を越えず長三一米を越え四〇米を越えざるもの	一	正	〇・九七〇
一八	晒又は染色したる平織又は紋織のカムブリック、寒冷紗及モスリン、ナイソツク、マイル、ジャコネット、ピクトリア・チエツク、スウイス・チエツク、ラベツト、リムブリック、ブロード(單絲のもの)及縞、散點模様、筋入紋金巾	一	正	一・〇〇〇	(ニ)幅九二厘を越えず長二〇米を越え三一米を越えざるもの	一	正	〇・六四〇
一九	(イ)幅七七厘長二九米を越えざるもの	一	正	一・六〇〇	(ホ)幅九二厘を越えず長三一米を越え四〇米を越えざるもの	一	正	〇・九二〇
二〇	晒又は染色したる平織又は紋織のカムブリック、寒冷紗及モスリン、ナイソツク、マイル、ジャコネット、ピクトリア・チエツク、スウイス・チエツク、ラベツト、リムブリック、ブロード(單絲のもの)及縞、散點模様、筋入紋金巾	一	正	一・六〇〇	(イ)幅七七厘長三一米を越えざるもの	一	正	〇・九四〇
二一	(イ)幅七七厘長二九米を越えざるもの	一	正	一・六〇〇	(ロ)幅七七厘を越えず長三一米を越え四〇米を越えざるもの	一	正	一・三〇〇

二二	晒又は染色したる平織又は紋織のカムブリック、寒冷紗及モスリン、ナイソツク、マイル、ジャコネット、ピクトリア・チエツク、スウイス・チエツク、ラベツト、リムブリック、ブロード(單絲のもの)及縞、散點模様、筋入紋金巾	一	正	一・六〇〇	(イ)紋織のラスチング及イタリアン(ロ)其他	一	正	一・六〇〇
二三	晒又は染色したる平織又は紋織のカムブリック、寒冷紗及モスリン、ナイソツク、マイル、ジャコネット、ピクトリア・チエツク、スウイス・チエツク、ラベツト、リムブリック、ブロード(單絲のもの)及縞、散點模様、筋入紋金巾	一	正	一・六〇〇	(イ)幅七七厘長三一米を越えざるもの	一	正	一・三〇〇
二四	晒又は染色したる平織又は紋織のカムブリック、寒冷紗及モスリン、ナイソツク、マイル、ジャコネット、ピクトリア・チエツク、スウイス・チエツク、ラベツト、リムブリック、ブロード(單絲のもの)及縞、散點模様、筋入紋金巾	一	正	一・六〇〇	(ロ)幅七七厘を越えず長三一米を越え四〇米を越えざるもの	一	正	一・三〇〇
二五	晒、染色又は捺染したるオットミール縮(無地織又は紋織のものにして幅八四厘長三一米を越えざるもの)	一	正	一・八〇〇	(イ)幅六四厘長一四米を越えざるもの	一	正	〇・三九〇
二六	晒、染色又は捺染したるオットミール縮(無地織又は紋織のものにして幅八四厘長三一米を越えざるもの)	一	正	一・四〇〇	(ロ)幅六四厘を越え七七厘を越えざるもの	一	正	〇・四五〇
二七	晒又は染色のラスチング、縞子、イタリアン、擬(緯表)ヴェネシアン、テンシン・トウシル、ピートリス・トウシル、ダイヤゴナル・トウシル、ヘリンボーン・トウシル、サージ(畦織、筋入、ポプリンを除く)、畝織及モーリン(無地織又は紋織のものにして幅八四厘長三一米を越えざるもの)	一	正	一・〇〇〇	(イ)幅六四厘長一四米を越えざるもの	一	正	〇・三九〇
二八	晒又は染色のラスチング、縞子、イタリアン、擬(緯表)ヴェネシアン、テンシン・トウシル、ピートリス・トウシル、ダイヤゴナル・トウシル、ヘリンボーン・トウシル、サージ(畦織、筋入、ポプリンを除く)、畝織及モーリン(無地織又は紋織のものにして幅八四厘長三一米を越えざるもの)	一	正	一・〇〇〇	(ロ)幅六四厘を越え七七厘を越えざるもの	一	正	〇・四五〇

新支那現勢要覽

三	染色の綿スパンニツシュストライアの (イ)幅八二厘長一九米を超えざるもの (ロ)幅八二厘を超え一六三厘を超えざるものにして長一九米を超えざるもの	一	正	〇・六〇〇
三	染色の綿天鵞絨(無地織のものにして幅六七厘を超えざるもの) 綿天鵞絨(捺染、紋織又は押型付のもの)、畝織天鵞絨、コール天、フラスチアン、モールスキん及ブラツシユ	一	米	〇・三〇〇
三	晒又は染色の綿帆布及綿ダツク 別號に掲げざる晒又は染色綿布	一	價	二・五〇〇 一〇・〇〇〇
三	捺染カムブリツク、捺染寒冷紗、捺染モスリン、捺染金巾、捺染粗布、捺染天竺布(プリニー及ホワイト捺染天竺布と稱するものを含む)、捺染	一	價	二・五〇〇 一〇・〇〇〇

三	雲齊布、捺染細綾布、捺染ダイアゴナル・トウイール、捺染トウイール・クレトン、捺染シレシア及捺染畝織(畝織クレトンを除く)	一	正	〇・三五〇
三	(イ)幅五二厘を超えざるもの (ロ)幅五二厘を超え一一七厘を超えざるものにして長二八米を超えざるもの	一	正	〇・三〇〇
三	(イ)幅八二厘を超え一〇七厘を超えざるものにして長二八米を超えざるもの (ロ)幅八二厘を超え一〇七厘を超えざるもの	一	正	〇・六〇〇
三	捺染オートミール・クレープ及オートミール・クレープ・クレトン(幅八二厘長二八米を超えざるもの) 捺染綿縮	一	價	一・五〇〇
三	(イ)幅三九厘を超えざるもの (ロ)幅三九厘を超え七七厘を超えざるもの	一	價	三・五〇〇
三	捺染絹(幅七九厘長二八米を超えざるもの)	一	米	〇・〇〇元
三	捺染縞子、捺染サチネット、捺染プロケード(縞織又は格子地に捺染したるものを含む)、捺染イタリアン、捺染ダマスク、捺染ヴェネチアン、捺染	一	正	一・〇〇〇

染ラステナング、捺染ピトリリス・トウイール、捺染コード、捺染ポプリン、捺染モーリン(幅八二厘長二八米を超えざるもの)
 二項以外の両面捺染のものを(含む) 絲染及其他の綿布
 別號に掲げざる絲染綿布
 護謨引防水布
 棉花、綿絲、綿織絲及別號に掲げざる綿製品

三	二生のもの(擦合せたると否とを問はず)	百	正	一・八〇〇
三	(イ)十七番手を越えざるもの (ロ)十七番手を越え二十三番を超えざるもの (ハ)二十三番手を越え三十五番手を越えざるもの (ニ)三十五番手を越え四十五番手を越えざるもの	百	正	一・五〇〇 一・三五〇 一・五〇〇
三	層綿及層綿織絲 中入綿 襪 綿織絲	百	價	三・四七〇 一・三七〇 七・五〇〇 五・〇〇〇

第四編・第三章・第一節 財政の刷新

三	(ホ)四十五番手を越えたるもの (ニ)其 他	百	價	七・五〇〇 七・五〇〇
三	一、縫絲(絲卷又はコツプに捲きたるもの) (イ)雙擦絲又は三擦絲、絲長四六米以下のもの (ロ)六擦絲、絲長四六米以下のもの (ハ)其他の絲長は上記の割合による	一	價	〇・一七〇 〇・一七〇 〇・一七〇
三	(一)編物用又は刺繡用綿絲(總又は球造のもの) (イ)百疋の價格五百八十金單位を超ゆるもの (ロ)百疋の價格五百八十金單位を超えざるもの	百	價	二・四二九 一・四〇三 一・〇〇〇
三	(二)其 他	百	價	三・三七〇 二・五〇〇 一・〇〇〇
三	模造金絲(綿芯のもの) 模造銀絲(綿芯のもの) 綿製の綱、繩索及線 蠟燭芯 レース、トリムミンダ、刺繡品其他 裝飾用品並に其等を以て裝飾されたる製品 網蚊帳地 綿メリヤス地又は編みたる布帛	百	價	二・五〇〇 三・五〇〇 二・五〇〇 三・五〇〇

イ	起毛したるもの	百	從	價	九・四
ロ	起毛せざるもの	百	從	價	一〇・〇
ハ	メリヤス製衣類(起毛したるもの)	百	從	價	二六・〇
ニ	肌衣又は股引(起毛せざるもの)	百	從	價	一〇・〇
ホ	靴	百	從	價	二〇・〇
ヘ	(一)両面共起毛せざるもの	百	從	價	五・五
ト	(イ)瓦斯焼又はマーセライズせざるもの	百	從	價	七・四
チ	(ロ)瓦斯焼又はマーセライズしたるもの	百	從	價	五・五
リ	(二)其 他	百	從	價	五・五
レ	護謨入り布及護謨紐	百	從	價	三・〇
ロ	腿帶子(裝飾の有無を問はず)	百	從	價	三・〇
ハ	ランプ芯	百	從	價	三・〇
ニ	タオル(ターキツシユ)	百	從	價	三・〇
ホ	ブランケット(無地、捺染又はジャガードの)及ブランケット地	百	從	價	三・〇
ヘ	ハンカチーフ	百	從	價	三・〇
ト	布袋(新しきもの)	百	從	價	三・〇
チ	別號に掲げざる衣類、身邊着用品及其部分品又は附屬品	百	從	價	三・〇
リ	別號に掲げざる綿製品	百	從	價	三・〇
レ	第二類 麻及麻製品(綿交織のものを含む)	百	從	價	三・〇
ロ	黄麻(生のもの)	百	從	價	〇・五
ハ	亞麻、ラミー、大麻(生のもの)	百	從	價	〇・五
ニ	オルクム	百	從	價	〇・五
ホ	織綿、絲、線及繩索	百	從	價	一〇・〇
ヘ	リース、トリムミング、刺繡品其他	百	從	價	二・五
ト	レリス、トリムミング、刺繡品其他	百	從	價	二・五
チ	大麻袋及ヘシアン袋(新しきもの)	百	從	價	二・五
リ	ガンニー袋(新しきもの)	百	從	價	二・五
レ	ガンニー袋、大麻袋及ヘシアン袋(古きもの)	百	從	價	二・五
ロ	別號に掲げざる衣類、身邊着用品及其部分品又は附屬品	百	從	價	七・五
ハ	別號に掲げざる亞麻、ラミー、大麻及黄麻製品(麻綿交織物を含む)	百	從	價	三・〇
ニ	第三類 毛及毛製品(絹以外の他の纖維を交へたるものを含む)	百	從	價	九・五
ホ	羊毛、山羊毛、駱駝毛(カード又はコムしたるものを含む)	百	從	價	七・五
ト	羊、山羊、駱駝の屑毛(絹以外の他の纖維を交へたるものを含む)	百	從	價	七・五
チ	織絲及絲(ヘルリン・ウールを含む)	百	從	價	七・五
リ	(イ)全 毛 絲	百	從	價	七・五
レ	(ロ)其 他	百	從	價	三・五

イ	裝飾用品並に其等を以て裝飾されたる製品	百	從	價	三・五
ロ	毛メリヤス地	百	從	價	三・五
ハ	旗布(幅四六種長三七米を超えざるもの)	百	從	價	四・〇
ニ	カムレット(幅七九種長五七米を超えざるもの)	百	從	價	四・〇
ホ	ラスチング、平織、紋織又は縮織にして(幅七九種長三〇米を超えざるもの)	百	從	價	二・〇
ト	ロングエル(幅七九種長二三米を超えざるもの)	百	從	價	九・四
チ	スペインシユストライプ(幅一六三種を超えざるもの)	百	從	價	五・五
リ	天鵞絨、ブラツシユ及其他のパイル織物	百	從	價	〇・六
レ	護謨引の防水布	百	從	價	三・〇
ロ	別號に掲げざる毛織物(絹以外の他の纖維を交へたるものを含む)	百	從	價	三・〇
ハ	(一)一平方米に付重量二〇〇瓦を超えざるもの	百	從	價	三・〇
ニ	(イ)經絲全部綿絲のもの	百	從	價	二・〇
ホ	(ロ)其 他	百	從	價	二・〇
ト	(一)一平方米に付重量二〇〇瓦を超えざるもの	百	從	價	二・〇
チ	(イ)經絲全部綿絲のもの	百	從	價	一・五
リ	(ロ)其 他	百	從	價	一・五
レ	第四編・第三章・第一節 財政の刷新	百	從	價	一・五
ロ	リース、トリムミング、刺繡品其他	百	從	價	三・〇
ハ	裝飾用品並に其等を以て裝飾されたる製品	百	從	價	三・〇
ニ	大麻及黄麻製のカンバス及ターポリン、帆布、覆用又は類似の用途に供するものにして防水性の有無を別たす(麻綿交織製品を含む)	百	從	價	三・〇
ホ	亞麻又は亞麻及綿交織物	百	從	價	三・〇
ト	ヘシアン布	百	從	價	三・〇
チ	大麻袋及ヘシアン袋(新しきもの)	百	從	價	三・〇
リ	ガンニー袋(新しきもの)	百	從	價	三・〇
レ	ガンニー袋、大麻袋及ヘシアン袋(古きもの)	百	從	價	三・〇
ロ	別號に掲げざる衣類、身邊着用品及其部分品又は附屬品	百	從	價	三・〇
ハ	別號に掲げざる亞麻、ラミー、大麻及黄麻製品(麻綿交織物を含む)	百	從	價	三・〇
ニ	第三類 毛及毛製品(絹以外の他の纖維を交へたるものを含む)	百	從	價	三・〇
ホ	羊毛、山羊毛、駱駝毛(カード又はコムしたるものを含む)	百	從	價	三・〇
ト	羊、山羊、駱駝の屑毛(絹以外の他の纖維を交へたるものを含む)	百	從	價	三・〇
チ	織絲及絲(ヘルリン・ウールを含む)	百	從	價	三・〇
リ	(イ)全 毛 絲	百	從	價	三・〇
レ	(ロ)其 他	百	從	價	三・〇
ロ	(三)一平方米に付重量四〇〇瓦以上のもの	百	從	價	三・〇
ハ	フェルト及フェルト・シージング	百	從	價	三・〇
ニ	毛布及絨氈	百	從	價	三・〇
ホ	地氈、地氈地及其他の敷物	百	從	價	三・〇
ト	フェルト製帽子及カヤツプ	百	從	價	三・〇
チ	(イ)海狸又は毛髪を用ひず價格一打二六・二五金單位を超えざるもの	百	從	價	三・〇
リ	(ロ)其 他	百	從	價	三・〇
レ	第四類 絹及絹製品(他の纖維を交へたるものを含む)	百	從	價	三・〇
ロ	本稅表中「絹」なる名稱は人造絹を包含す	百	從	價	三・〇
ハ	人造絹纖維及織絲	百	從	價	三・〇
ニ	別號に掲げざる絹絲及屑絹	百	從	價	三・〇
ホ	絹芯の模造金銀絲(他の纖維を交へたるものを含む)	百	從	價	三・〇
ト	別號に掲げざる織絲及絲	百	從	價	三・〇
チ	リース、トリムミング、刺繡品其他	百	從	價	三・〇
リ	裝飾用品並に其等を以て裝飾されたる製品	百	從	價	三・〇
レ	メリヤス地	百	從	價	三・〇

二〇	護謨入布及護謨紐	從	價	三〇%
二一	飾布	從	價	一五%
二二	ブラッシュ、天鵞絨其他のバイル織物	從	價	四〇%
二三	白地、染色、絲染の天然絹及綿織子	從	價	二六・四五
	(イ)無地	從	價	五・九一
	(ロ)紋織	從	價	六・七九
二四	(ハ)絲染	從	價	六・七九
	別號に掲げざる絹織物(他の纖維を交へたるものを含む)	從	價	四〇%
	(イ)天然絹織物	從	價	四〇%
	(ロ)人造絹織物	從	價	四〇%
	(ハ)天然絹と人造絹交織物	從	價	四〇%
	(ニ)天然絹と毛又は天然絹と毛及植物纖維との交織物	從	價	四〇%
	(ホ)人造絹と毛又は人造絹と毛及植物纖維との交織物	從	價	四〇%
	(ヘ)天然絹と植物纖維との交織物	從	價	四〇%
	(ト)人造絹と植物纖維との交織物	從	價	四〇%
二五	別號に掲げざる衣類、身邊着用品及其部分品又は附屬品	從	價	五〇%
二六	別號に掲げざる絹製品(他の纖維を交へたるものを含む)	從	價	五〇%
二七	各種の織	從	價	五〇%

二八	箱	從	價	元・六八
二九	粒、錠、塊	從	價	七・五〇
三〇	板	從	價	七・五〇
三一	線	從	價	七・五〇
三二	其他(箱を含まず)	從	價	七・五〇
三三	耐磨合金	從	價	一〇%
三四	アンチモニー良質又は精製のもの	從	價	一〇%
三五	真鍮及黄銅	從	價	一〇%
三六	條及竿	從	價	五・三
三七	牝牡螺旋釘及ワツシヤ	從	價	二・五五
三八	塊(故の真鍮及黄銅を再熔したるものを含む)	從	價	七・五〇
三九	釘	從	價	九・四三
四〇	故又は層(改造用のみに適するもの)	從	價	七・五〇
四一	螺旋釘	從	價	二・五五
四二	板	從	價	六・二
四三	管	從	價	二・五五
四四	線	從	價	一〇・九
四五	其	從	價	五・六
四六	銅	從	價	一〇%
四七	條及竿	從	價	六・七
四八	牝牡螺旋釘及ワツシヤ	從	價	二・五五
四九	塊及錠(故の銅を再熔したるものを含む)	從	價	五・九

一	釘	從	價	一・九八
二	故又は層(改造用のみに適するもの)	從	價	七・五〇
三	板	從	價	六・九四
四	管	從	價	二・五五
五	線	從	價	一〇%
六	ワイヤ・ロープ	從	價	六・四
七	其他	從	價	一〇%
八	電鍍せざる鐵及鋼(竹狀鋼、彈條鋼、工鐵砧、型勢砧、鋤又は同部分品及鐵製品)	從	價	一〇%
九	(イ)一箇の重量一一・五五以下以上のもの	從	價	四・七九
一〇	(ロ)一箇の重量一一・五五以下のもの	從	價	四・七九
一一	ピレット、ブルームス、塊、錠及條片	從	價	一〇%
一二	牝牡螺旋釘及ワツシヤ	從	價	一〇%
一三	鑄物(未仕上げのもの)	從	價	一五%
一四	鏈及同部分品(新しきもの)	從	價	三・六三
一五	鏈(故きもの)	從	價	一〇%
一六	鐵道用交叉軌條及轉車臺	從	價	一五%
一七	鐵	從	價	一五%
一八	釘鐵、條、扭條又は變形條、丁形、溝形、山形、桁、梁其他の建設用形鐵(幅六・四耗を越ゆる巻きたる半隋圓條及直徑四・八耗を越ゆる巻きたる竿を含む)	從	價	一五%

一	もの	從	價	〇・九
二	釘(線狀に作りたるもの又は切りたるもの)	從	價	二・四
三	鉄鐵及鉛鐵	從	價	〇・毛
四	筒、管及其繼手	從	價	一五%
五	板の斷片(大きに拘らず大小混交の層、溝形、丁形及山形の斷片を含む)	從	價	〇・七
六	軌條(軌條用の鋼スリパー、ファイツシユプレート、スパイク、ポルト及ナットを含む)	從	價	〇・四七
七	鉸	從	價	二・四
八	螺旋釘	從	價	二・四
九	板(厚三・二耗以上のもの)	從	價	〇・〇
一〇	板(厚三・二耗未満のもの)	從	價	〇・〇
一一	スパイク	從	價	二・八
一二	錫鍍鐵板(裝飾したるもの)	從	價	五・四
一三	錫鍍鐵板(無地のもの)	從	價	二・八
一四	錫鍍鐵板(故きもの)箱裏張用のものを含む	從	價	一〇%
一五	錫鍍鐵板	從	價	一〇%
一六	線	從	價	一〇%
一七	其他	從	價	一〇%
一八	電鍍したる鐵及鋼	從	價	一五%
一九	牝牡螺旋釘及ワツシヤ	從	價	一五%
二〇	釘、鉄及螺旋釘	從	價	一五%
二一	筒、管及其繼手	從	價	一五%

一六	板 (イ)波形のもの (ロ)平面のもの	從百	價	一・五〇
一七	線 電鍍又は電鍍せざる鐵及鋼 コップル、短尺線、疵線及條線の斷片、古箍及箍の斷片(大小混交の層物を含む)	從百	價	一・〇〇
一八	其 故又は層(改造用のみに適するもの) (別號に掲げざるもの)	從百	價	〇・六〇
一九	ワイヤー・ロープ、新らしきもの(植物纖維の芯を有する)と否とを問はず)	從百	價	〇・六〇
二〇	ワイヤー・ロープ、故きもの(植物纖維の芯を有する)と否とを問はず)	從百	價	六・六〇
二一	竹狀鋼、彈條鋼、工具鋼及合金鋼	從百	價	一・〇〇
二二	彈條鋼	從百	價	一・一〇
二三	工具鋼(高速度鋼を含む)及合金鋼	從百	價	一・〇〇
二四	及特殊鋼	從百	價	一・〇〇
二五	鐵又は鋼板、丁形、溝形、桁、山形梁其他の鐵又は鋼の建設用構材、建築材料にして用途に適する樣鑽孔、穿孔、仕組取付又は組立の工を施したるもの若は其他槌撃、槌壓或は鑄込の程度を越ゆる工を施したるもの	從百	價	一・五〇
二六	金、銀、地金及貨幣	從百	價	無稅
二七	鐵錫洋	從百	價	一・〇〇
二八	故きもの(改造用のみに適するもの)	從百	價	一・〇〇
二九	塊及條	從百	價	一・〇〇
三〇	管	從百	價	一・〇〇
三一	板	從百	價	一・〇〇
三二	其	從百	價	一・〇〇
三三	マンガン	從百	價	一・〇〇
三四	フエロ・マンガン	從百	價	一・〇〇
三五	加工せざる白金即ち塊、條、板(厚三・二を下らざるもの)及層	從百	價	無稅
三六	水	從百	價	無稅
三七	錫	從百	價	一・〇〇
三八	合	從百	價	一・〇〇
三九	塊及錠	從百	價	一・〇〇
四〇	管	從百	價	一・〇〇
四一	其他(錫箔を除く)	從百	價	一・〇〇
四二	活字用合金	從百	價	一・〇〇
四三	白銅又は洋銀	從百	價	一・〇〇
四四	條、塊及板	從百	價	一・〇〇
四五	其	從百	價	一・〇〇
四六	鉛	從百	價	一・〇〇
四七	亞	從百	價	一・〇〇
四八	粉及塊	從百	價	一・〇〇
四九	薄板(孔を穿ちたるものを含む)板及	從百	價	一・〇〇

三〇	汽罐用板	從百	價	四・六〇
三一	其	從百	價	一・〇〇
三二	別號に掲げざる金屬箔又は金屬葉	從百	價	一・五〇
三三	別號に掲げざる金屬	從百	價	一・〇〇
三四	金屬製品	從百	價	一・〇〇
三五	アルミニウム、銅、青銅、真鍮、錫	從百	價	一・〇〇
三六	鐵製品(別に掲げざるもの)	從百	價	一・〇〇
三七	白金、金及銀製品(時計用鎖を含む)	從百	價	一・〇〇
三八	(別號に掲げざるもの)	從百	價	一・〇〇
三九	(イ)無垢のもの又は寶石を以て粧飾したるもの	從百	價	四・〇〇
四〇	(ロ)填め、張り、着せ又は鍍したるもの	從百	價	三・〇〇
四一	別號に掲げざる金屬製品、電鍍したると否とを問はず(又物類を含む)	從百	價	三・〇〇
四二	機械及工具	從百	價	無稅
四三	農業用機械器具及同部分品	從百	價	無稅
四四	發電機、電動機、變壓機、變流機等	從百	價	七・五〇
四五	電力發生及送電機及同部分品	從百	價	七・五〇
四六	旋盤、プランナー、ドリルプレス等の工作機械及同部分品	從百	價	五・〇〇
四七	カッター、ドリル、リーマー等の機械用具等(氣動及電動工具を含む)及全部又は大部分金屬にて製したる手工具	從百	價	五・〇〇
四八	原動機即ち瓦斯機關、石油機關、蒸汽機關、水力タービン、蒸汽タービン	從百	價	五・〇〇
四九	ン、タービン發電機其他原動機及部分品(發電機を結合したると否とを問はず)	從百	價	七・五〇
五〇	スチームボイラー、エコノマイザー、スワーパーヒーター、メカニカルスト	從百	價	七・五〇
五一	カー及機關室附屬品及同部分品	從百	價	七・五〇
五二	縫衣機、メリヤス機及同部分品	從百	價	七・五〇
五三	タイプライター、自動販賣器、計算器、金銭出納登録器、複寫器、對照自動器、日時記入器、謄寫器、番號記入器及類似の事務又は計算用機械及同部分品	從百	價	七・五〇
五四	別號に掲げざる機械及同部分品	從百	價	七・五〇
五五	科學用器	從百	價	七・五〇
五六	晴雨計、寒暖計、製圖用、測量用、醫療用、航海用、光學用、外科用、齒科用其他各種科學用具装置及同部分品又は附屬品(別號に掲げざるもの)	從百	價	七・五〇
五七	車輛及船舶	從百	價	七・五〇
五八	飛行機、航空艇其他の航空機及同部分品	從百	價	七・五〇
五九	消火機關、消火栓並に其他の消火装置(噴出機構の有無を問はず)及其部分品手持化學用消火器を含む)	從百	價	五・〇〇
六〇	發動機船、帆船、蒸汽船及同部分品又は其材料(別號に掲げざるもの)	從百	價	五・〇〇

三〇	(イ)完成品 (ロ)部分品又は材料(別號に掲げざるもの)	從	價	一五%
三一	自動車類 (イ)モーター・トラクター、モーター・トラクター、十二人乗以上の座席ある乗合自動車及其の車臺、積載力一噸以上あるモーター・トラック (ロ)其他(組立てたるもの若くは部分品)別號に掲げざる自動自動車、自動車、自動車臺及各種自動車部分品及其附屬品(タイヤを除く)	從	價	一〇%
三二	鐵道及電車材料 (イ)機關車及炭水車 (ロ)鐵道及電車用客車及貨車 (ハ)別號に掲げざる鐵道及電車材料別號に掲げざる車輛(自轉車を含む其他の金屬製品)	從	價	一五%
三三	銃砲及彈藥 (イ)護身用若くは狩獵用のもの (ロ)其他	從	價	一五%
三四	寢臺、折疊寢臺、キャンプ・ベッド及其他の家具にして全部又は大部分金屬製のもの並に同部分品及附屬品	從	價	一五%
三五	柱時計 (イ)完成品 (ロ)部分品	從	價	一三・五%
三六	石炭用、石油用及酒精用のストーブ、料理臺並に類似の器具及同部分品、架線、送電、配電用の電氣材料並取付器具及裝具 (イ)電球、クリート、磚子又はノブス、天上飾り、フューズ、プラグ、レセプタクル、スイッチ、プラグ、スワッチ・ホールド (ロ)コード、線、ケーブル其他の電氣材料(別號に掲げざるもの)	從	價	一〇%
三七	電氣料理臺、扇風機、フラッシュ・ライト、アイロン、電燈用器、暖房器、トースター並に類似の電氣用具及同部分品	從	價	一〇%
三八	蓄電池、電池、コンデンサー及同部分品	從	價	一五%
三九	鍍各種のもの (イ)鍍面の長一〇釐を超えざるもの (ロ)同 一〇釐を超え二三釐を超えざるもの (ハ)同 二三釐を超え三六釐を超えざるもの (ニ)同 三六釐を超へたるもの	打	價	〇・四〇
四〇	瓦斯バーナー、料理臺ヒーター、ランプ、レインジ、ウォーター・ヒーター及類似の瓦斯燃焼裝置並に之等の部分品、附屬品	打	價	〇・三六
四一	瓦斯計、水量計、電流計、電壓計、電力計及類似の計器	打	價	〇・七〇
四二	針 (イ)手縫用のもの (ロ)縫衣機又はメリヤス機用のもの (ハ)其他	打	價	〇・二〇
四三	金庫、錢箱並に貴重品室扉 (ハ)其他	打	價	〇・四〇
四四	電話機並電機機及同部分品 (一)組立てたるラヂオ並に部分品 (イ)エポナイト又は煉物のダイヤル、リッツ線、グリッドドリッド、マイク・ロフオン、受話器、高聲器及び高聲器ユニット、檢波器、傳送真空管、低周波變壓器並に受信用、送信用各種蓄電池 (ロ)バザー、受信真空管、ABC電池エリミネーター、ソケット、ジャック、プラグ、ラゲ、チップ、バインヂング・パート、ネームプレート及ブラケット (ハ)スイッチ、避雷器、電鍵、捲線並に組立てたるラヂオ及	打	價	〇・〇六

四五	石油空罐(容積一八・九三立又は五米ガロンもの)	從	價	一三・五%
四六	(イ)二鐘箱入のもの (ロ)一 鐘	從	價	一〇・〇六
四七	懷中時計 (イ)完成品 (ロ)側が寶石を以て裝飾したるもの又は全部又は大部分プラチナ、金若くはホワイト・ゴールド、グリーン・ゴールド又は銀にて製したるもの	從	價	四〇%
四八	側が全部プラチナ、金若くはホワイト・ゴールド、グリーン・ゴールド又は銀を鍍し或は着せたるもの (ハ)其他	從	價	三〇%
四九	(一)部分品 (イ)寶石を以て裝飾したるもの又は全部又は大部分プラチナ、金若くはホワイト・ゴールド、グリーン・ゴールド又は銀にて製したるもの (ロ)プラチナ、金、ホワイト・ゴールド、グリーン・ゴールド又	從	價	一五%

新支那現勢要覽

三〇	穀類、果實、藥材、種子、香味料及蔬菜	百	一	三九・六三	三三	肉豆蔻(散荷のもの)	百	三六・七
三〇	大 尚 香	百	一	三九・六三	三三	橄 欖	百	三六・七
三〇	(イ)一等品(百疋の價格四四金單位以上のもの)	百	一	三九・六三	三三	(イ)乾したるもの若くは貯藏せるもの	百	三六・七
三〇	(ロ)二等品(百疋の價格四四金單位以下のもの)	百	一	三九・六三	三三	(ロ)生のもの	百	三六・七
三〇	林檎(生のもの)	百	一	三九・六三	三三	阿片丁幾	百	三六・七
三〇	阿 魏	百	一	三九・六三	三三	橙、生のもの	百	三六・七
三〇	大麥、蕎麥、玉蜀黍、粘、燕麥、粳	百	一	三九・六三	三三	橙皮散荷のもの	百	三六・七
三〇	米、裸麥及小麥	百	一	三九・六三	三三	胡椒(散荷のもの)	百	三六・七
三〇	別號に掲げざる穀粉	百	一	三九・六三	三三	(イ)黒きもの	百	三六・七
三〇	(イ)小 麥 粉	百	一	三九・六三	三三	(ロ)白きもの	百	三六・七
三〇	(ロ)其 他	百	一	三九・六三	三三	馬鈴薯(生のもの)	百	三六・七
三〇	パルルバーレー	百	一	三九・六三	三三	木 香	百	三六・七
三〇	大豆及豌豆	百	一	三九・六三	三三	杏 仁	百	三六・七
三〇	乾檳榔殼	百	一	三九・六三	三三	蓮の實(脱殻したるもの)	百	三六・七
三〇	乾檳榔子	百	一	三九・六三	三三	大 楓 子	百	三六・七
三〇	樟、皸	百	一	三九・六三	三三	西 瓜 子	百	三六・七
三〇	(イ)粗製及精製樟腦(ラウルス・カ フオラ)(形づくりたるものを 含む)	百	一	三九・六三	三三	松 實	百	三六・七
三〇	(ロ)其他(模造品を含む)	百	一	三九・六三	三三	胡 麻 子	百	三六・七
三〇	パルリスカンフル	百	一	三九・六三	三三	別號に掲げざる種子	百	三六・七
三〇	(イ)精 品	百	一	三九・六三	三三	(イ)散荷のもの	百	三六・七
三〇	(ロ)屑	百	一	三九・六三	三三	(ロ)其 他	百	三六・七
三〇	山 奈	百	一	三九・六三	三三	甘 蔗	百	三六・七
三〇		百	一	三九・六三	三三	蔬菜、生鮮なるもの、乾燥したるも の、加工したるもの又は鹽漬のもの	百	三六・七
三〇		百	一	三九・六三	三三	砂 糖	百	三六・七

三〇	穀類、果實、藥材、種子、香味料及蔬菜	百	一	三九・六三	三三	肉豆蔻(散荷のもの)	百	三六・七
三〇	大 尚 香	百	一	三九・六三	三三	橄 欖	百	三六・七
三〇	(イ)一等品(百疋の價格四四金單位以上のもの)	百	一	三九・六三	三三	(イ)乾したるもの若くは貯藏せるもの	百	三六・七
三〇	(ロ)二等品(百疋の價格四四金單位以下のもの)	百	一	三九・六三	三三	(ロ)生のもの	百	三六・七
三〇	林檎(生のもの)	百	一	三九・六三	三三	阿片丁幾	百	三六・七
三〇	阿 魏	百	一	三九・六三	三三	橙、生のもの	百	三六・七
三〇	大麥、蕎麥、玉蜀黍、粘、燕麥、粳	百	一	三九・六三	三三	橙皮散荷のもの	百	三六・七
三〇	米、裸麥及小麥	百	一	三九・六三	三三	胡椒(散荷のもの)	百	三六・七
三〇	別號に掲げざる穀粉	百	一	三九・六三	三三	(イ)黒きもの	百	三六・七
三〇	(イ)小 麥 粉	百	一	三九・六三	三三	(ロ)白きもの	百	三六・七
三〇	(ロ)其 他	百	一	三九・六三	三三	馬鈴薯(生のもの)	百	三六・七
三〇	パルルバーレー	百	一	三九・六三	三三	木 香	百	三六・七
三〇	大豆及豌豆	百	一	三九・六三	三三	杏 仁	百	三六・七
三〇	乾檳榔殼	百	一	三九・六三	三三	蓮の實(脱殻したるもの)	百	三六・七
三〇	乾檳榔子	百	一	三九・六三	三三	大 楓 子	百	三六・七
三〇	樟、皸	百	一	三九・六三	三三	西 瓜 子	百	三六・七
三〇	(イ)粗製及精製樟腦(ラウルス・カ フオラ)(形づくりたるものを 含む)	百	一	三九・六三	三三	松 實	百	三六・七
三〇	(ロ)其他(模造品を含む)	百	一	三九・六三	三三	胡 麻 子	百	三六・七
三〇	パルリスカンフル	百	一	三九・六三	三三	別號に掲げざる種子	百	三六・七
三〇	(イ)精 品	百	一	三九・六三	三三	(イ)散荷のもの	百	三六・七
三〇	(ロ)屑	百	一	三九・六三	三三	(ロ)其 他	百	三六・七
三〇	山 奈	百	一	三九・六三	三三	甘 蔗	百	三六・七
三〇		百	一	三九・六三	三三	蔬菜、生鮮なるもの、乾燥したるも の、加工したるもの又は鹽漬のもの	百	三六・七
三〇		百	一	三九・六三	三三	砂 糖	百	三六・七